

第2部第3章 研究所等

日本比較法研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

日本比較法研究所は、東洋で初めての比較法研究所として初代の杉山直治郎所長のもと1948年に設立された。設立当初の研究所規則に「日本比較法研究所は、その名の如く、一大学の独占的施設ではない。日本の、東洋の、ひいては世界の、志を同じくする研究及び実践に協力し、比較法学の進歩に寄与することを切念するものである」（前文）と謳われていたとおり、1963年に新たに制定された日本比較法研究所規則によって、学校法人附置の研究所として位置づけられてからも、比較法学の組織的研究を通じて人類連帯社会の完成に貢献することを目的とし、以下の活動を行っている。

- 一 比較法学の研究及び調査
- 二 内外主要施設との連絡
- 三 法学者の国際交流に伴う事業
- 四 比較法資料の蒐集、整備並びに保管
- 五 研究会、講演会等の開催、その他研究及び調査の成果の発表
- 六 比較法専門家の養成
- 七 研究及び調査の受託
- 八 以上のほか本所の目的達成上必要と認める事業

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

当研究所は、国内外を問わず幅広い学術交流を行い、諸外国の法文化を紹介するだけにとどまらず、認知・理解を通して、自国の法制度の発展に結びつけると同時に、世界的な視野に立った法文化の発展に寄与する点において、大学の理念・目的と深く結びついている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の目的は大学の理念・目的と密接に関連し、適切に設定されている。

<長所・特色> <問題点> <今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の

設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等は特段なかった。

本研究所独自に中期的な計画は策定していないものの、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下で設定される単年度ごと・組織ごとのアクションプランや、年次自己点検・評価活動に基づき、活動を推進している。特に年次自己点検・評価活動においては、研究活動の更なる活性化のため、「研究成果の社会還元活性化」「国際交流成果の公開・発信」「研究所資料費の活用」に注力し、明確な単年度目標や実施計画の設定を行い、着実に改善を進めてきたところである。

本研究所は2028年に創立80周年を迎えるが、時代に即したテーマのもと、国内外の研究者を集め、シンポジウム・講演会等を毎年実施し、創立80周年にその成果を踏まえる形での事業を展開する予定である。

また、2021年度に策定された中長期事業計画「Chuo Vision 2025」第2版においては、研究所全体の課題として次の2点が整理された。

- ①研究所全体の研究成果を一覧できるしくみや活動状況を可視化するための指標設定がない
- ②準研究員（本研究所には準研究員制度は無く、大学院学生と呼称）が研究者として自立するため方策とその実施についての活動状況を可視化するための指標設定がない。

このうち②については、大学院学生は本研究所の共同研究グループへの参加が認められており、グループ代表および研究所員の指導のもとで活動し、一定の条件を満たすことにより本研究所の機関紙『比較法雑誌』において成果発表を行っている。また、各研究グループは、年末に活動報告を公表することが義務付けられているため、可視化についても実施できていると考えている。

①の研究所全体の課題については、研究所各々については本学公式Webサイト上での情報公開を行っているものの、研究所全体についての一覧性・指標設定に関しては、研究所長懇談会などで協議し、仕組みを構築したい。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所は、現状における問題点改善への施策の設定・実行については、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」下での活動、年次自己点検・評価活動を通じて継続して取り組んできている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画

的な実施

<現状説明>

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価に関しては、日本比較法研究所組織評価委員会がこれを担っており、毎年の自己点検・評価活動を通じた問題点等の検証を行っている。また、当該委員会の委員長は研究所の所長が兼ねることとなっており、自己点検・評価の結果明らかとなった問題点・課題等については、常任幹事会等の場において適宜検討され、必要に応じた改善策を講じる仕組みとなっている。

例えば、本研究所の課題となっていた「研究所書庫の狭隘化」への対応については、従来より継続購入資料の見直しや、大幅な除架等により対応していたが、2021年度の自己点検・評価活動においては、将来を見据えた施策として電子資料の増加策を検討・実施することとなった。その結果、研究所資料費のうち電子資料費が占める割合を、従前の8.7%から20%程度まで増やした。この取組みにより、キャンパス拠点を問わずにアクセスできる資料の割合が増加し、研究所員の資料閲覧に係る利便性が向上している。

また、近年問題となっていた研究所出版物（研究叢書・翻訳叢書）の刊行遅延や取下げに対しては、著者の責任を明確化することを前提として、人事部や顧問弁護士とも相談のうえ、常任幹事会で審議した。この結果、年度内に予定していた刊行計画が大幅に遅延したり、翻訳権を取得した翻訳叢書の計画を取下げたりしたケースについて費用が発生したのものについては、著者側の費用負担等も明記した「申し合わせ事項」を整備することができた。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の点検・評価は毎年度定期的に行っており、それに基づき着実な改善・向上を行っている。

<長所・特色>

年次自己点検・評価を活用し研究を行う環境の改善や、研究活動の向上に取り組んでおり、着実に成果を積み重ねている。具体的な事例としては、2019年度は、研究成果の社会還元の高活性化を図ることを目標に、国際シンポジウム企画の充実に努めた。2020年度は、国際交流成果の公開・発信の迅速化を図るためにウェブサイトの公開内容の見直しや、ホームページへのアクセス数を確認できるよう基盤を整えた。2021年度は書庫の狭隘化対策も兼ねて電子資料の積極的購入を進めることで、研究所員の利便性向上を図った。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後も、日本比較法研究所組織評価委員会と常任幹事会が中心となり毎年の自己点検・評価活動を実施し、問題点・課題の発掘から、対応方策の検討・実行まで着実に進めていく。特に2023年度の都心キャンパス移転に伴い、研究環境の大きな変化が見込まれており、従来よりも迅速な課題発掘、対応方策の検討・実行に努めることとする。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

1) 研究組織

①部

日本比較法研究所の研究活動に携わる各機関のうち、とりわけ研究事業の実施機関として、研究連絡部・国際協力部・資料部・雑誌部の4部を置いている（1964年1月所員会承認）。各部は、担当常任幹事のもとで活動しており、所員はいずれかの部に所属しなければならないとされている。各部の担当業務は、下表のとおりである。また、これらの各業務を具体化し、実施するにあたって、日本比較法研究所事務室の担当職員によるサポート体制が整えられている。

[各部の担当業務]

部	担当業務
研究連絡部	研究活動、叢書刊行に関する連絡調整
国際協力部	国際交流計画、国際交流に関する連絡調整
資料部	資料に関する諸事項の検討・実施
雑誌部	『比較法雑誌』編集・発刊に関する業務

②共同研究グループ

2022年度、共同研究グループは41グループ設置されている。本学大学院の学生も共同研究グループ活動に参加することができ（共同研究関係基準2条E）、現在30名の参加となっている。なお、これまで共同研究グループに参加していなかった法科大学院の院生に対しても2021年度から門戸を広げた。

2) 構成

①名誉所長

名誉所長は、過去に所長であった者の中から、研究所員会が推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する（日本比較法研究所規則12条）。現在、名誉所長は置かれていない。

②顧問

顧問は、比較法学に関係のある内外の権威者の中から、研究所員会の議を経て、理事長が委嘱する（同規則13条）。現在、顧問は置かれていない。

③名誉研究所員

名誉研究所員は、過去に研究所員であった者の中から、研究所員会の議を経て、所長が委嘱する（同規則14条）。現在、名誉研究所員は27名である。

④研究所員

研究所員は、比較法学並びにこれと密接な関連のある研究に従事する本学の教授・准教授・助教でなければならない（同規則7条）。現在、所員数は101名である。

⑤助手

研究所員の研究及び調査を補佐するために助手が置かれる（同規則10条1・2項）。現在、助手は置かれていない。

⑥客員研究所員

客員研究所員は、研究所員と同等もしくはそれ以上の研究歴または研究能力を持つ者が嘱任される（同規則9条2項）。客員研究所員は、研究所員会における出席・発言権を有している（同4項）。現在、客員研究所員は17名である。

⑦嘱託研究所員

研究及び調査に参加する臨時の構成員として、嘱託研究所員が置かれている（同規則11条）。現在、嘱託研究所員は271名である。

3) 管理・運営組織

研究所の管理運営に携わる各機関の現状は以下のとおりである。

①所長

所長は、本学教授の中から、研究所員会において選挙した者について、理事会の承認を得て、理事長によって委嘱される（同規則5条1項）。所長の任期は、3年である（同2項）。所長は、研究所の代表権を有し、事業を統轄し、職員の指揮監督を行うとともに、商議員会及び研究所員会の議長となる（同規則4条2項）。

②商議員会

商議員会は、研究所の管理運営に関する事項並びに予算案を審議決定する権限を有しており（同規則6条2項）、職務上商議員3名（所長・法学部長・事務局長）および選任商議員8名によって構成されている（同3項）。

③研究所員会

研究所員会は、研究所の研究・調査に関する最高の意思決定機関である。研究所員会は、研究所員全員によって構成される（同規則8条1項）。研究所員会は、原則として年3回開催されている。

④常任幹事会

常任幹事会は、研究所の日常業務執行に関する審議決定機関として設置されている。常任幹事会は、議長となる所長のほか、選任商議員の中から選任された5名の常任幹事によって構成されている（常任幹事会内規2条）。

⑤委員会

研究基金委員会は、所長の諮問機関として設置され、研究基金の使途その他基金に関する事項を審議決定する権限を有している。また、日本比較法研究所組織評価委員会を設置している。

⑥事務室

研究所の事務組織については、後述する。

国際的環境への配慮という観点からは、新型コロナウイルス感染症流行以前においては毎年およそ7名の研究者を海外から本研究所へ招聘し、法分野における各国の状況について情報交換を行い、所員の研究活動に生かしている。また訪問研究者として、講演会の実施を主とした外国人研究者受け入れも新型コロナウイルス感染症流行以前においては毎年10件程度実施しており、国際交流も活発に行われている状況にある。

このように本研究所は、社会的要請や国際的環境にも配慮した組織形態となっている。

<点検・評価結果>

本研究所における研究活動は、中央大学の枠を越え主題別にそれぞれの共同研究グループを編成して行われているほか、国際交流も活発に行われている。社会的要請や国際的環境にも配慮した構成となっており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究所の構成については、必要に応じて適宜見直しを行っている。例えば、2023年度に予定されている都心キャンパス移転に伴う研究所書庫構成については、担当常任幹事を中心に教職協同のワーキング・グループを立ち上げ素案を作成し、資料部会の審議を経て各種委員会へ諮るなど、臨機応変に対応した。

また、専門職大学院（法務研究科）に所属する大学院学生の共同研究グループ参加の可否について検討・審議し、参加するための要件を定めた申し合わせを策定した。このほか、研究所に設置された共同研究グループに対しては、毎年12月に次年度に向けた研究計画継続の有無を確認し、組織構成の見直しを行っている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、必要に応じて、適切に組織体制の見直しを行っており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究等環境

<点検・評価項目①②については全学項目のため割愛>

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

<評価の視点2～3については割愛>

評価の視点1： 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

<現状説明>

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

研究所発足以来、比較法研究のため欧米先進国を主たる対象として基本的な研究資料の収集に努めてきている。2022年3月末現在の所蔵数は 図書 66,165 冊、雑誌 988 種に達しており、適切に整備されている。また、電子媒体（データベース）についても、Beck Online（ドイツ法）、Daloz（フランス法）といった基本的かつ重要なものについては継続的に契約し、研究所員の利用に供している。

また、基本的な資料のコレクションに加え、比較法分野の先駆者である杉山、コーイング両教授の文庫、フランス慣習法、ローマ法古書等の貴重かつ特徴ある資料整備も行われている。このほか、諸外国の記念論文集及び欧米語による日本法及びアジア法資料を積極的に収集しており、これらのコレクションは研究所の誇る財産となっている。購入資料の決定に関しては、1981年に決定された「日本比較法研究所の資料購入に関する内規」に基づき、研究所員の申し込みをベースに年4回の資料部会で決するというかたちをとっており、研究所員の関心や需要へのきめ細かな対応が可能となっている。資料部会は各年度の初回時に資料の収集方針を審議・決定し、常任幹事会・所員会で明示している。また、様々なテーマで研究を行う41の共同研究グループに対しても資料費予算を割り、研究活動に必要な資料を提供している。

購入資料の選定について、以前は個別研究所員の自発性に依存しており、その間に特段の調整が行われなかったことから、蔵書の収集が体系性に欠ける危険性がある点への改善が検討され、2011年度後期から法分野別の担当分担制をとることを資料部会において決定した。

他校地（法務研究科）に在籍している所員に対しては、貸出希望がある場合にはメールによる申し込みを受け付け、翌日の学内便にて発送、という形をとっている。2021年度は19冊の貸し出し依頼に対応した。

2023年4月のキャンパス移転を見据え2019年度より電子資料の利用について検討を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症（Covid-19）の影響もあり、電子資料の利用が推進された。所員からの意見聴取に基づき、電子資料で購入しても研究に支障がない、もしくは利便性が向上するものについて電子資料に一本化することとし、継続資料の電子切り替え、一部タイトルの中止、また、電子資料の新規導入を決定した。

2021年度においては、電子資料に特化した予算（100万円）を資料費に配分し、電子化可能な資料を積極的に購入する方針とした。年次自己点検・評価活動においても、資料費に占める電子資料費の割合を2割程度まで増加させる目標を掲げ、結果19.4%となった。

[図書受入冊数]

単位：冊

	2019年度	2020年度	2021年度
受入冊数	1,059	741	717

[図書・資料冊数（2022年3月31日現在）]

単位：冊

		和漢書	洋書	計
2021年度受入冊数	購入	7	483	490
	製本	0	192	192
	寄贈・その他	15	20	35
	計	22	695	717
総蔵書数		14,550	51,615	66,165

[非図書資料内訳 (2022年3月31日現在)]

	単位:点		
	和	洋	計
マイクロフィルム	0	53	53
マイクロフィッシュ	0	34	34
電子ジャーナル(種)	0	378	378
電子ブック	0	983	983

[雑誌種数 (2022年3月31日現在)]

		単位:種		
		和漢書	洋書	計
2021年度受入種数	購入	38	187	225
	寄贈	128	31	159
	計	166	218	384
総雑誌種数		312	669	981

<点検・評価結果>

以上のように、基本的かつ重要なもの、また、研究所員の関心や需要に応じて図書を選定する仕組みを有している。加えて、近年は電子資料の充実に力を入れており、研究活動に必要な図書等が適切に整備されている状況となっている。

<長所・特色>

Covid-19の感染拡大も一つの要因として、電子資料による資料収集が積極的に行っており、研究所員の研究の利便性が高まっている。

<問題点>

電子資料の導入については、場所を選ばずに求める文献が入手可能となるため、利便性は格段に上がると電子資料に対して好意的な意見がある一方で、冊子体と電子媒体の両方を望む声が根強くあり、資料の完全電子化は困難な状況にある。

都心移転に伴い、サービス拠点が增加する中での事務室におけるサービス体制の維持を図る必要がある。

<今後の対応方策>

今後は、特に紙媒体で継続購入している資料等について、電子媒体への完全切替が可能かどうか資料部会で都度検討を行うことで、研究所員のニーズにきめ細やかに対応をしていくこととする。

所蔵資料の配送、レファレンスサービスなどの機能は、多摩キャンパスに残す形とすることで、研究所員の利便性を維持する。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

<現状説明>

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所の教育研究目的を実現するための施設としては、現在、多摩キャンパス2号館4階に事務室、所長室、共同研究室、倉庫があり、書庫は他の5研究所との共同書庫となっている。そのほか、関係施設として、2号館4・5階に外国人共同研究室(学事・社会連携課所管)がある。また、法科大学院事務課に依頼し、市ヶ谷キャンパスの教育研究支援室受付内に、法務研究科に所属する所員の利用のための資料(逐次刊行物)を配置している。

共同研究室は、従来、講演会、研究会、各種会議のほか、所員会を実施する際に利用してきた。昨今のCovid-19の感染拡大により、会議等は専らWebによる実施となっている。大学のWeb会議システムの導入により、場所を問わず会議・研究会に参加することが可能となったため、出席率は新型コロナウイルス感染症流行以前より向上している。

研究所書庫の狭隘化に対しては、逐次刊行物の保存年限の見直しを実施し、除架作業を行うなど、適宜対応策を講じてきた。昨今では大学の紀要類は各大学のリポジトリにおいて電子化されているため、そうしたものを中心に除架し書架整理を進めている。

また、2023年度4月には都心移転を控えており、サービス対象拠点が現在の多摩キャンパスと市ヶ谷キャンパスの2拠点から、茗荷谷・後楽園、駿河台、多摩キャンパスの4拠点へと増えることとなる。このため、紙媒体資料の購入にはこだわらず、電子ブック・電子ジャーナルを購入する等、求める資料にどこからでもアクセスできる環境を整えるようにしている。

講演会、研究会の開催にあたっては、都心施設での開催を求める要望は根強く、今後都心移転により、この要望は解消される見込みである。

<点検・評価結果>

以上のように、研究員の研究活動を支援する環境(インターネット環境や会議室の利便性の向上)や条件を適切に整備し、研究活動の促進を図っている。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

移転先の後楽園キャンパスに置かれる当研究所設備については、事務室、所長室、資料室兼会議室、倉庫、書庫からなるが、これまで多摩キャンパスに有していた面積およそ1,020㎡から、255㎡へと縮小する。特に書庫に関しては738㎡から112㎡へと大きく減少することから、研究に供する資料のほとんどは多摩キャンパスに残置せざるを得ない状況にある。

そのため、電子ブック、電子ジャーナルを積極的に導入していく方針としてはいるものの、予算上の制約があること、これまでに構築してきた蔵書構成を全てカバーできるものは無いことなどから、当研究所の資料分野の業務は当面多摩キャンパスに機能を残す必要がある。

<今後の対応方策>

日常の資料整備業務、複数拠点への資料提供サービスを遂行していくため、資料分野の事務室人材は、多摩キャンパスを拠点として当面業務を行い、他校地貸出、レファレンス業務などを実施していくこととする。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

研究所予算は資料収集と研究発表が中心であるため、共同研究費、研究旅費等は予算化していない。研究所主催によるシンポジウム等の企画や、共同研究グループによるシンポジウム実施計画がある場合には、中央大学法曹会からの寄付で成り立つ「共同研究基金」に申請し、研究基金委員会により、その可否を決定している。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

研究支援制度としては、法学研究科のリサーチ・アシスタント（RA）制度がある。2021年度は、日本比較法研究所で承認されている共同研究グループの中で、6グループがこの制度を利用した。RAは、共同研究グループの代表者の申請に基づき、大学院法学研究科委員会での承認を得て、大学院博士課程後期課程に在籍中の学生の中から選ばれる仕組みとなっている（日本比較法研究所の共同研究グループとの関係では、採用者は9名）。

＜点検・評価結果＞

研究所の研究費については、資料収集と研究発表の予算を中心として、研究所員の研究を促進できるよう適切に措置されているほか、リサーチ・アシスタント（RA）制度等を備えることで、教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

＜点検・評価項目②は割愛＞

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

＜評価の視点2は割愛＞

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

＜現状説明＞

○附置研究所における研究活動の状況

1) 論文等研究成果の発表状況

日本比較法研究所における研究成果の発表状況は以下のとおりである。

①比較法雑誌（季刊）

2021年度については、第55巻1号・2号・3号・4号を刊行している。

2021年度は、以下の3点を刊行した。

研究叢書 125 山内惟介著『国際会社法研究 第二巻』

研究叢書 126 堤和通編著『米国刑事判例の動向Ⅷ：合衆国最高裁判所判決
「第5修正関係」—自己負罪拒否特権条項』

研究叢書 127 Tsuyoshi Hatajiri “Inzidente und konzentrierte Verfassungs-
gerichtsbarkeit : Eine japanisch-deutschekomparative Studie”

②研究所主催のシンポジウム、セミナー実施について

2021年度はCovid-19の感染拡大の影響により研究所主催のシンポジウム等の実施はなかったが、近年の開催実績は以下のとおりである

- ・2018年11月24日 設立70周年記念シンポジウム「グローバリゼーションを超えて—アジア・太平洋地域における比較法研究の将来—」
- ・2019年10月5日・6日 日独国際シンポジウム「終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究」
実施された国際シンポジウムの成果については本研究所の研究叢書において公刊している。
- ・2020年11月2日・3日 JIIART創立記念セミナー（後援）※Webにより実施
- ・2020年11月7日 中央大学・エクスマルセイユ大学交流40周年記念シンポジウム
※本学社会科学研究所と共催
※Webにより実施

なお、以上2件については本研究所機関誌『ニューズレターひかくほう』（第60号）で紹介した。

③共同研究グループの成果

共同研究グループの成果は、学内外の学術雑誌への論稿、学会・研究会での報告等により公にされている。

共同研究グループでは、各グループの研究会における口頭発表や調査活動に基づいて、前述のようなかたちでの成果公表に向けて準備活動が行われており、多くの研究グループにおいて継続的な研究活動が実施されている。これらの研究活動はグループ毎に提出される年次研究活動報告に基づき、『比較法雑誌』に活動報告記事として掲載し、公開している。なお、報告もなく、活動実績のない共同研究があることが懸案となっていたことに対しては、更新手続きの際に、研究計画の記載を義務付ける等の対策が講じられている。その結果、過去3年間はすべてのグループの活動報告が提出されている。

[年次活動報告の提出状況]

	2019年度	2020年度	2021年度
未提出グループ数	0	0	0
グループ数	41	41	42
未提出グループの割合	0%	0%	0%

研究基金に係る共同研究の成果については、原則として研究叢書において著すこととされており、それ以外の、テーマに関わる研究成果の発表、論文等の公刊についても、活動報告として公表状況の研究基金委員会への報告を求めている。

2) 国内外の研究機関との研究交流の状況

日本比較法研究所は、1948年の創設以来、広く海外の同種の諸機関と密接な連携を保ち、研究者交流や国際シンポジウム等の企画を通じて、国際的な比較法研究を推進してきた。また、長年にわたって蓄積してきた国内外のネットワークを通じて、比較法研究に関する交流を推進している。2021年度は下表のとおり計画されたが、Covid-19の感染拡大により来日が叶わず、いずれも計画が翌年度以降に延期された。

[受け入れ研究者一覧]

	氏名	予定期間	所属大学	国名	区分	受入担当
1	Prof. Dr. Luis Greco	2021.9.26-10.10	ベルリン・フンボルト大学	ドイツ	1群	滝沢 誠
2	Prof. Pierre-Yves Monjal	2021.10.31-11.20	トゥール大学	フランス	1群	牛嶋 仁
3	Assistant Prof. Adam Szot	2021.5.17-5.30	マリィ・キュリースクワ オドフスカ大学	ポーランド	2群	山田 八千子
4	Prof. Francesco Lucrezi	2021.11.1-11.21	サレルノ大学	イタリア	2群	森 光
5	Associate Prof. James Fry	2021.11.27-12.4	香港大学	中国	2群	佐藤 信行
6	陳肇鴻(Chen Chao-hung) 准 教授	2021.11.7-11.28	シンガポール経営大学ロー スクール	シンガポ ール	2群	伊藤 壽英
7	Prof. Rita Shackel	2021.11.15-12.26	シドニー大学ロースクール	オーストラ リア	2群	柳川 重規

共同研究のプロジェクトには、参加者として学外の研究者を客員研究所員または嘱託研究所員として迎えており、研究活動は大学の枠を越えて広がっている。現在、共同研究グループは41を数え、国内外の他大学の研究者も多数参加している。これまで、研究成果として公刊した研究叢書は127冊に及び、翻訳叢書は85冊、資料叢書は10冊に達しており、比較法研究成果の公表は、わが国でも屈指のレベルとなっている。また、定期刊行物として季刊『比較法雑誌』を発行し、現在55巻を数える。

以上のとおり、日本比較法研究所は創立以来70余年の歴史を有し、その間に蓄積・発展させてきた国内外の研究ネットワークは、その規模や実績の点でわが国の最高レベルに達している。いわゆる経済のグローバル化とともに法のグローバル化に直面している今日、日本比較法研究所が蓄積してきた基礎的比較法研究が果たす役割は小さくない。今後は、英米法・大陸法・アジア法といった法族固有の研究とともに、グローバル化に対応した法発展の研究を進めることで社会に貢献できると考える。

このように法のグローバル化に対応する研究交流については、実績もあり、方向も明確になっているが、これらの活動を支えるべき人的資源の活用に問題がある。すなわち、教育研究組織の項目において指摘しているように、研究所員の主たる所属先である法学部と法務研究科のキャンパスが離れて分立しており、日常的なコミュニケーションの不足だけではなく、研究会・シンポジウムの開催等がままならないという現状がある。また、専門職大学院等の立ち上げに伴う業務の増加や、兼担、通信教育課程、既存研究科の負担に加えて学内校務の増加により、研究時間の確保が厳しくなっている。このような事情により、比較法的基礎研究を継続できないおそれがあるという点が現状の問題である。

法のグローバル化に対応する基礎的比較法研究の成果は、わが国の法制度を考える上でも貴重な示唆を提供する。研究所が保有する知的資産は、これまでも学界・立法・法解釈・法実務における参考指針として大いに機能してきたところである。今後は、異なる法族間の共同研究を志向し、地域的なバランスを踏まえつつ、比較法研究を進めていきたいと考える。そのためには、人的資源の有効利用を図る必要があるが、キャンパスの分立に伴う不便の解消は困難である。2023年度4月の法学部都心移転によりこれまでよりも複数拠点化することから、不便さの解消は更に難しくなる可能性もある。

[共同研究グループ一覧 (2021年度)]

連番	テーマ(グループ名)	代表者	通称	開始
1	米国刑事法の動向の研究	堤 和通	米国刑事法研究会	1976
2	犯罪学・被害者学の比較研究	四方 光	中央大学犯罪学研究会	1979
3	憲法裁判の基礎理論	土屋 武	憲法裁判研究会	1983
4	日独会社法の当面する問題の比較法的研究	小宮 靖毅	日独比較企業法研究会	1985
5	英米の近時の刑事立法の研究	中野目 善則		1986
6	ドイツ刑事判例研究	曲田 統	ドイツ刑法研究会	1987
7	紛争解決の手続法的課題	二羽 和彦	比較民事訴訟法研究会	1989
8	現代議会制の比較法的研究	佐藤 信行		1994
9	現代アメリカ商取引法の研究	平泉 貴士	アメリカ商取引法研究会	1995
10	家族の現代的変容と家族法	鈴木 博人		1996
11	金融取引に関する比較法的研究	伊藤 壽英		1997
12	電子商取引・電子決済と法制度に関する総合的研究	福原 紀彦	電子商取引・決済法研究会	1997
13	アメリカ統一商事法典(UCC)研究	伊藤 壽英		1998
14	労使関係の現代的展開と労働法	唐津 博	比較労働法研究会	2000
15	「権利」をめぐる法理論	松原 光宏		2000
16	法オントロジーの研究	森 光	法オントロジー研究会	2000
17	21世紀におけるコーポレートガバナンスの在り方	大杉 謙一	21世紀コーポレートガバナンス研究会	2000
18	少年法制の比較法的研究	柳川 重規		2001
19	国際法過程の研究	宮野 洋一	国際関係法研究会	2002
20	環境法政策の国際比較研究	牛嶋 仁		2007
21	生命倫理と法	只木 誠		2011
22	日韓刑事司法制度の比較研究	柳川 重規	日韓刑事司法研究会	2012
23	日中公法の比較研究	通山 昭治		2012
24	多角的(および多数当事者間)債務関係の比較法研究	遠藤 研一郎		2013
25	弁護士と弁護士法の現在問題	小林 学	弁護士法研究会	2014
26	英米法系の公法とその日本法への影響に関する研究	佐藤 信行	アメリカ公法研究会	2015
27	日本法の英語による情報発信に関する基盤辞書辞典研究	佐藤 信行	日本法英語辞書研究会	2015
28	高等教育に関する法と制度の比較研究	早田 幸政	比較高等教育法制研究会	2015
29	オーストリア共和国法の比較法的研究	鈴木 博人		2016
30	知的財産と情報に関する比較法的研究	堀江 亜以子	知財・情報研究会	2016
31	アジア法の多様性と法の支配確立に関する研究	伊藤 壽英		2017
32	サイバーセキュリティに関する研究	中野目 善則	サイバーセキュリティ研究会	2017
33	消費者契約法の比較法的研究	宮下 修一		2017
34	会社法制のグローバル展開に関する比較法的研究	三浦 治	比較会社法研究会	2018
35	比較行政法研究の歴史的分析和方法	亘理 格		2018
36	ドイツ刑事法を継受した国家間の比較法研究	滝沢 誠		2019
37	国際関係法(私法系)の基本問題の研究	檜崎 みどり		2019
38	東南アジア諸国の刑法学の研究	曲田 統		2019
39	コモンウェルスにおける法と社会に関する研究	小木曾 綾		2019
40	紛争解決における「テクノロジーと法」に関する研究	小林 学		2021
41	地理的表示制度の基礎理論に関する研究	佐藤 恵太		2021
42	パブリシティ権に関する日米比較研究	佐藤 恵太		2021

○学外競争的研究資金の獲得状況

共同研究グループ活動支援のための外部資金として、研究基金制度がある。この基金は中央大学法曹会(法曹関係者団体)の協力による募金で成り立っている。募金者は「誌友」と呼ばれ、研究所の支援者として登録しており、刊行物のほか、広報誌『ニューズレターひかくほう』を送付している。

共同研究グループから助成申請があった場合、研究基金委員会がこれを審査し、決定されれば、毎年原則1グループ150万円以内の助成を受けることができる。

この他、2019年度には日本学術振興会による二国間交流事業、公財) 社会科学国際交流江草基金、公財) 野村財団からの各種助成を受け、シンポジウム「終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究」を開催した。

<点検・評価結果>

以上のように、新型コロナウイルス感染症の影響により国際交流などは以前と比べて少なくなっているものの、研究活動は活発に行われている。特に、共同研究グループは41を数え、国内外の他大学の研究者も多数参加している。研究成果として公刊した研究叢書は127冊に及び、翻訳叢書は85冊、資料叢書は10冊に達しており、比較法研究成果の公表は、わが国でも屈指のレベルとなっている。

<長所・特色>

本研究所に設置された共同研究は本学専任教員の他、国内外の研究者も参加し、中央大学の枠を越え主題別にそれぞれの研究グループを編成して行われている。研究会や、外国人研究者による講演会などの研究活動の成果は比較法雑誌および研究叢書として刊行されている。本研究所の研究成果として公刊した研究叢書は127冊に及び、翻訳叢書は85冊、資料叢書は10冊に達しており、比較法研究成果の公表は、わが国でも屈指のレベルとなっている。

研究所の研究活動を支える外部資金として中央大学法曹会からの支援による「研究基金」を有しており、共同研究グループへの研究活動支援のための「研究基金」は毎年1件150万円を上限として応募を受け付けている。この他、国際シンポジウム開催時には、法学を中心とする社会科学に関する学術研究の国際交流を助成している公財) 社会科学国際交流江草基金や、公財) 野村財団からの国際交流助成(研究者招聘)なども活用するようにしており、外部資金の活用が活発に行われている。

<問題点>

Covid-19の世界的感染拡大により、諸外国(国内含め)との人的交流が活発に行えていない状況にある。

国際シンポジウムの実施において、研究所の通常予算では同時通訳費用・旅費等の全てを賄うことが難しい状況にある。

学外資金獲得手段としての誌友制度も開始から30年以上が経過し、寄付額が毎年減少している状況にあり、改善が必要である。

<今後の対応方策>

長所の伸張方策としては、今後も引き続き、共同研究グループの活動を通じて研究成果の創出を図る。新型コロナウイルス感染症拡大下で縮小せざるを得なかった国際交流については、Covid-19の鎮静化に伴い、諸外国研究者との交流・Web・対面いずれによる講演会・研究会についても実施が始まっている状況であり、今後、新型コロナウイルス感染症拡大下以前のレベルで交流再開を目指すこととする。

国際シンポジウムの予算措置の問題については、研究所予算のみではなく、外部資金を調達して実施することで改善を図ることとする。

外部資金のさらなる獲得や誌友制度の改善方策としては、『ニューズレターひかくほう』を活用した改善策を講じていく。ニューズレターでは、所員の最近の研究動向や研究所の活動内容

を紹介するだけでなく、中央大学法曹会メンバーからも寄稿いただき、相互理解を深めるためのツールとして活用しているが、今後、ニューズレターのコンテンツにより関心を高めてもらえるよう、どのような記事に興味があるかについてのアンケートを実施し（2022年7月中）充実を図っていくこととする。

◇社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点3は割愛>

評価の視点1：教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

<現状説明>

○教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

2021年度は、Covid-19の感染拡大により、公開講座、シンポジウム等の実施は見送ったが、前述のとおり、新型コロナウイルス感染症流行以前は毎年のように、本研究所主催の国際シンポジウムを開催し、いずれも多数の会場参加者を得るなど、研究所として積極的に研究成果の社会還元を図ってきた。

所員の研究成果の還元としては、機関誌として『比較法雑誌』（季刊）を発行し、研究所員の研究成果を速やかに学外に伝えている。また、叢書の刊行活動においては、研究所員の業績を上梓することを通して社会への知識の還元を図っている。その他、研究所員・名誉研究所員・誌友・法曹会には、ニューズレターを送付し、研究所の活動の成果等を定期的に紹介している。

機関誌である『比較法雑誌』については、学術論文として他の研究機関から数多く引用されており、学内外から高い評価を得ているなど、学問的な質を維持して今日に至っている。

2021年度出版物

『比較法雑誌』（季刊）第54巻1号、2号、3号、4号

・研究叢書

研究叢書 125 山内惟介著『国際会社法研究 第二巻』

研究叢書 126 堤和通編著『米国刑事判例の動向Ⅷ：合衆国最高裁判所判決「第5修正関係」—自己負罪拒否特権条項』

研究叢書 127 Tsuyoshi Hatajiri “Inzidente und konzentrierte Verfassungsgerichtsbarkeit: Eine japanisch-deutschekomparative Studie”

・ニューズレターひかくほう 第61号（2021年7月）、第62号（2021年12月）

『ニューズレターひかくほう』は最新号を含め本学公式Webサイトにて全文を公開している。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

日本比較法研究所では、中央大学法曹会（中央大学出身法曹関係者団体）と定期的に懇談を

持ち、研究所の比較法研究活動や取組みを伝え、役員交替時期に2年に1回の割合で「新旧役員と日本比較法研究所常任幹事との懇談会」を開催し、研究所の近況報告及び法曹会との連携を深めてきた。Covid-19の影響により2020年以降懇談会の実施を見送ったが、懇談会では、『ニューズレターひかくほう』の外部への発信や寄付金額のあり方などについて話し合ってきた。法曹会へは研究活動の充実を図る目的として、法曹会へ寄付金の協力をお願いし、寄付者を「誌友」として登録する制度が1990年に発足しており、「日本比較法研究所研究基金」として受け入れたこれらの寄付金は「共同研究助成」として共同研究に活用されている。この「誌友」へは継続して寄付の依頼文を送るとともに、その協力をお願いし、また、年2回発行の広報誌『ニューズレターひかくほう』により、研究活動等を紹介している。

このように、中央大学法曹会との関係を通して研究所の活動を広く外部に、特に実務家に伝えることで、理論と実務との連携を図ることが可能となっており、実践的な法解釈を旨とする実務家に比較法という基礎的な研究の意義を伝えるだけでなく、比較法研究、研究所の企画に、実務家の視点を反映させる接点を得る効果をもたらしていると言える。また、中央大学法曹会は財政的な研究活動支援組織ともなっている。これまでの実績は以下のとおりである。

[1990年から2021年まで]

寄付金累計額	66,298,147 円
運用益累計額	2,211,960 円
共同研究助成累計額	△ 33,619,437 円
日本法紹介事業	△ 4,183,071 円
残額	30,707,599 円

なお、現在のところ、企業等との共同研究、受託研究については、該当する取組みが行われていない。

<点検・評価結果>

研究成果の社会への還元については、国際シンポジウムの開催、機関誌『比較法雑誌』の発行、研究所員の業績を上梓することを通して、積極的に社会への知識の還元を図っている。特に、機関誌である『比較法雑誌』については、学術論文として他の研究機関から数多く引用されており、研究成果を適切に社会に還元しているといえる。

<長所・特色>

『比較法雑誌』については、学術論文として他の研究機関から数多く引用されており、学内外から高い評価を得ている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

本研究所における共同研究では本学専任教員の他、国内外の研究者も参加し、中央大学の枠を越え主題別にそれぞれの共同研究グループを編成して行われている。Covid-19の鎮静化に伴い、諸外国研究者との講演会・研究会をより活性化させていくことで、さらなる研究成果の社会還元を図っていく。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

日本比較法研究所事務室は、事務室長1人、課員2人、嘱託職員1人、パートタイム職員2人で構成されており、年間の業務計画を策定し、それに基づき比較法学を組織的に研究するグループへの助成、その研究成果として叢書等の刊行、シンポジウムの開催、資料の維持管理等の業務を担い研究活動のサポートを行っている。

日本比較法研究所常任幹事会に関する内規第8条において、常任幹事会へは事務室長が命を受けて常任幹事会の庶務をつかさどり、また、意見をのべることができるとされている。これにより、事務組織上から見た業務改善について適宜常任幹事会に対して提案・意見することが可能となっている。日本比較法研究所事務室は、研究支援部署として独立した組織を維持しており、本学で法律を専門とする研究者教員を所員とし、歴史と実績のある研究所の活動と、各研究所員の研究活動全般を支え、各研究所員のニーズに応じたサービスを提供できる環境の維持に努めている。また、業務の効率化や、予算の見直しについても担当業務を超えて議論を行い、業務に反映できる環境にある。

事務室では、少人数の事務組織の良さを生かし、担当業務の見直し、ジョブローテーションなどを適宜実施することにより、互いの業務が分かりやすい、興味を持ちやすい状況を作り出している。また、互いの業務が見えることによって、これまで積み重ねてきた業務を重視しつつ、効率化・改善に向けた検討を行いやすい環境となっている。

事務機能の改善については、研究成果公表の手段の一つである『比較法雑誌』『研究叢書』などの出版に関わる、基準の改正、申込書類等のDX化に対し取り組むなど、継続的に業務の適正化を図っている。また、2023年4月には都心キャンパスへの移転が予定されており、移転先フロアレイアウトのほか、効率の良いサービス提供体制等について事務室が中心となって策定を行うなど、研究所の運営に事務組織が主体的に関与している。

一方で、大学全体の職員減少により、所員数の増加やサービスの多様化に対応したスタッフの量的維持が望めない今後の体制については検討する必要がある。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所の運営に必要な事務組織が設けられ、その事務機能は適切に機能している状況にある。

＜長所・特色＞

2021年度には担当業務の見直しを実施し、将来の人事異動も見据え、ジョブローテーションを実施した。これにより、互いの業務が分かりやすい、興味を持ちやすい状況を作り出すことができた。互いの業務が見えることによって、これまで積み重ねてきた業務を重視しつつ、効率化・改善に向けた検討を行いやすい環境となっている。具体的な改善事例としてはこれまで、紙媒体で配布していた所員名簿や会議資料などは、所長や常任幹事とも相談のうえ、原則電子資料による配布に切り替えた。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

今後も、少人数の事務組織の良さを生かし、担当業務の見直し、ジョブローテーションなどを適宜実施することにより、業務の効率化・改善を図っていく。特に、業務のDX化については重点的に取り組んでいくこととする。

以上

経理研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

経理研究所は、1950年1月学校法人の附置機関として設置された。

その設置目的は、中央大学経理研究所規則第2条において、「研究所は、主として、企業の経営、会計及び税務並びに関連する経済及び法律に関する研究者及び実務者を指導育成することを目的とする。」と明示しており、この目的のもと、職業会計人及び企業人教育のための社会人簿記講座の開催、本学在学学生等を対象とする「簿記会計・公認会計士講座」の運営等の活動を行っている。

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

本学は、「**「実地應用ノ素ヲ養フ**」を建学の精神に掲げ、実社会が求める人材を育成する「実学」に取り組んできた伝統をもち、各種国家試験において顕著な実績をあげてきており、当研究所はその一つである公認会計士試験において高い実績を持っている。「質の高い相当数の公認会計士」と「簿記会計に強い中大生」の輩出を柱に、これらを支援する課外講座を開設している。

<点検・評価結果>

現状説明に記載のとおり、本研究所の目的は本学の理念・目的を踏まえて、適切に設定されている。

<長所・特色>

特に公認会計士の養成は他大学にはない特色であり、「**「難関資格試験に強い大学**」としてのブランド価値形成の一躍を担っている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

引き続き「**「質の高い相当数の公認会計士**」と「**「簿記会計に強い中大生**」の輩出を柱に、これらを支援する課外講座を開設し、本学のブランド価値の形成に寄与していく。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の

設定状況

＜現状説明＞

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等はなかった。

本研究所の目的である「企業の経営、会計及び税務並びに関連する経済及び法律に関する研究者及び実務者を指導育成」を実現すべく、中・長期の計画として以下の3点を掲げている。

- ・ 社会人実務教育の推進（社会人向け簿記講座の開講）
- ・ 資格取得支援の強化（各試験受験者および合格者数の増加をめざし、「簿記会計講座」および「公認会計士講座」の開講）
- ・ 会計研究成果の社会への発信（機関誌『経理研究』の刊行）

＜点検・評価結果＞

現状説明に記載のとおり、本研究所の理念・目的に合った中・長期の計画を設定している。

＜長所・特色＞

中・長期の計画として3つの活動を定め、設定した方針に沿った活動を行っている。特に資格取得支援としての公認会計士講座の開講は他大学にはない特色であり、「◇学生支援」の項に記載のとおり、多くの公認会計士試験合格者を輩出していることから、「難関資格試験に強い大学」としてのブランド価値形成の一躍を担っているといえる。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

本研究所の理念・目的を達成するため、中長期計画の実現に向けて活動を推進していく。

「難関資格試験に強い大学」としてのブランド価値形成の維持・向上のため、2025年度の大学別公認会計士試験合格者数第1位を目指し注力していく。

◇内部質保証

＜点検・評価項目①②④については割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、6～7については割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

＜現状説明＞

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

全学的な自己点検・評価システムの下、経理研究所組織評価委員会において、毎年自己点検・評価活動を行っている。自己点検・評価結果に基づき、改善可能な項目等は次年度事業計画に反映させ、商議員会へ報告している。

近年の自己点検・評価活動においては、「学生の公認会計士試験合格者数の増加」について大

きな課題として抽出され、その改善・向上に取り組んでいる。特に、本研究所が設置する課外講座の受講者数増に重点的に取り組んでいるが、具体的な改善内容としては、オープンキャンパスでガイダンスを実施したり、会計教育に力を入れている商業高校へ指定校推薦の新規指定を行うように各学部への働きかけを行ったりしている。また、早期からの動機づけと学習意欲の向上を目的に、本学附属校生徒を対象とした課外講座も実施している。

また、本研究所は独立会計単位のため、私立学校法第37条3項に定める監事監査を年2回、私立学校振興助成法第14条3項に定める外部監査人による会計監査を年2回受けており、その結果は商議員会へ報告している。

<点検・評価結果>

現状説明に記載のとおり、本研究所は自己点検・評価を行い、その結果に基づいた改善活動を行っている。また、法令上必要とされる各種監査を受けており、内部質保証システムは有効に機能している。

<長所・特色>

自己点検・評価結果を基に、絶えず活動方法・内容の改善を図っており、内部質保証システムが機能している。例えば、近年は本研究所が設置する課外講座の受講者数増に重点的に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症拡大下という社会情勢にも拘らず、若干ではあるが受講者数が増加（例：公認会計士講座 2019年度新規300人→2021年度新規310人）するなど成果も出ている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後も、経理研究所組織評価委員会が中心となり毎年の自己点検・評価活動を実施し、問題点・課題の発掘から、対応方策の検討・実行まで着実に進めていく。近年は新型コロナウイルス感染症拡大下のため、対面でのガイダンスが実施できなかったこともあり、微増回復したものの各種講座の受講者が減少傾向にあり大きな課題となっているが、継続して課題解決に向けた取り組みを行っていく。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

本学は、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、実社会が求める人材を育成する「実学」

に取り組んできた伝統をもち、経理研究所は、その開設当初から、公認会計士試験のみならず税理士試験の受験講座、会計・税務に関する各種の講習会・研究会を開設し、本学出身者はもとより、広く他大学出身者も含めて会計人の養成に当たってきた。また、創立年の8月には、わが国最初の会計士補実務補習所を設置し、1974年に募集を停止するまで会計士補の実務補習に尽くした。これらの実績によって、一時は会計人教育の中心機関として位置付けられるまでになった。

その後、徐々に研究機能を充実させ、会計経理に関する「会計経理研究部」と税法及び企業に関する「企業租税法研究部」を設置し、商学部をはじめ法学部、経済学部の関係教員の研究者がメンバーになった。しかし、大学紛争による講座の縮小、そして1978年の多摩移転に伴って、研究部と資料部を新設の企業研究所に移管した。

1978年以降は、経理研究所の伝統である会計教育を引き継ぎ「中央大学の社会還元」としての職業会計人及び企業人教育のための「研究会・専門講座」の開催し、2016年度以降の職業会計人及び企業人教育については「社会人簿記講座」を新規で開設した。なお、2020年度以降については駿河台記念館建替えのため「研究会・専門講座」を取り止めている。本学の伝統である「実学重視」の学風のもと、多数の学生が挑戦し目覚ましい成果を上げている各種資格試験における中央大学学生のキャリア形成をサポートするための「簿記会計・公認会計士講座」の開設及び会計実務家と会計研究者との諸問題の論議を交わす意見交流の場の提供としての機関誌『経理研究』を刊行している。

これらの実施・運営に関する事項については、経理研究所商議員会において審議・決定することとなっている。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本研究所は社会からの要請に応えるため、「質の高い相当数の公認会計士」の養成を行っている。「公認会計士」とは日本公認会計士協会によれば「社会の健全な発展に貢献し続ける経済経営のスペシャリスト」と言われている。弁護士、医師と並んで三大国家資格といわれる公認会計士は、「監査業務」という独占業務を扱っているため、法的にもその重要性が定められている。公認会計士法第1条には、「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」とあり、日本の資本主義社会で企業が健全な経済活動を行っていくためには必要不可欠な専門家であるといえる。

機関誌『経理研究』にあたっては、昨今の経済社会情勢を踏まえながら適時的な問題を探り上げてきており、『経理研究』（第62号）においては「会計研究の課題と方法」を特集テーマとして設定し、刊行準備を進めている。

<点検・評価結果>

現状説明に記載のとおり、本学の建学の精神に応えるべく、実社会が求める人材を育成しており、また、学問の動向、社会的要請にも応えた組織となっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

本研究の構成については、必要に応じて、経理研究所商議員会等において適宜見直しを行っている。具体的な事例としては、本学教育研究組織の改廃に伴って、中央大学経理研究所規則で定める商議員の定数を2018年度に変更したことが挙げられる。

<点検・評価結果>

現状説明に記載のとおり、研究所の構成については、必要に応じて適宜見直しを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇学生支援

<点検・評価項目①は全学項目のため割愛>

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

<評価の視点2～10は全学項目のため割愛>

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点11：資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

<現状説明>

○学生支援体制の適切な整備

本学は、「實地應用ノ素ヲ養フ」を建学の精神に掲げ、実社会が求める人材を育成する「実学」に取り組んできた伝統をもち、各種国家試験において顕著な実績をあげてきており、資格試験等の支援の強化については、現在も中長期事業計画「Chuo Vision 2025」等において、本学が全学的に取り組む重要な施策の一つに位置づけられている。具体的には、学内に、法曹を目指す学生のための「法職講座」と、公認会計士等を目指す学生のための「公認会計士講座」等を設置し、法曹や公認会計士として活躍している本学卒業生や国家試験合格者を講師・スタッフとして迎え、本学の「学生に対する生活支援に関する方針」の下、きめの細かい学修指導を行っている。これらの講座は、費用面においても学外の一般の専門学校と比較してはるかに低廉な受講料となっており、難関資格を目指す学生を支援する体制が整っている。

○資格取得を目的とする課外講座の開設状況とその有効性

経理研究所においては、「質の高い相当数の公認会計士」と「簿記会計に強い中大生」の輩出を柱に、学生の公認会計士試験合格と簿記検定資格取得を積極的に支援している。

<2021年度開設講座>

- ・簿記会計講座
- ・Web 簿記セミナー
- ・簿記会計上級講座
- ・公認会計士講座
- ・税理士講座
- ・附属簿記講座

<開設場所>

多摩キャンパスで開設。

加えて、Web サイトによる「中央大学経理研究所 学生サポートシステム」を導入しており、受講している講座の動画視聴や講師への相談・質問が可能となっている。

<講座の担当者>

経理研究所専任講師9人（全員公認会計士で経理研究所OB）、スタッフ約20人（在学生等の公認会計士試験合格者）が指導・支援を行っている。

これらの講座の2021年度における受講者実績は下表のとおりである。

[経理研究所受講者数（2021年度開講講座実績）]

講座名	受講者数
2020年度開講簿記会計講座	117
2021年度開講簿記会計講座	126
簿記会計講座2級・3級（簿記セミナー・Web 簿記セミナー・就職支援講座）	117
簿記会計上級講座	10
2019年度開講公認会計士講座	354
2020年度開講公認会計士講座	373
2021年度開講公認会計士講座	310
2020年度開講税理士基礎コース	1
2021年度開講税理士基礎コース	1

①公認会計士試験合格を目指す講座の内容及び支援策等について

公認会計士試験の基礎である簿記の資格取得を踏まえ、公認会計士試験合格を目指す「公認会計士講座」がある。

具体的には、公認会計士試験合格を目指す受講生のうち各人の基礎学力等の度合いに応じた合格目標年度別のプランを定め、短答式試験合格から論文式試験合格に至るまでの過程において、着実に理解力が身につくよう編成されたコース毎にカリキュラムを定めている。加えて、各学生の講義に対する理解度に応じた相談コーナーを常設し、個人指導・面談を通じた方向転向者の発生防止に努め、目標達成ができるよう積極的な支援策を講じてきている。

多摩キャンパスには約300席の個人研究室（個人机と個人ロッカーを選抜試験の成績順に無料貸出する勉強室）を用意し、毎日集中して勉強できる環境が確立されている。また、大学の授業との両立を図るため、経理研究所の講座は5時限目から開講するよう、時間割上の配慮をしている。

これらの講座の教材については、各種法律の施行・改正、各種会計基準及び監査基準の

改訂に伴う教材の適時対応と内容の充実を図ってきているほか、Web教材についても運用管理面において適時更新を行い、充実・強化に努めている。

過去4ヵ年の経理研究所における短答式試験及び論文式試験合格者数（経理研究所調べによる確認分のみ）についてみると、次のような結果となっている。

[経理研究所における公認会計士試験合格者数]

短答式試験

	2021年		2020年		2019年		2018年	
	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回
合格者数（全国）	2,060	中止	722	1,139	709	1,097	975	1,090
経理研究所合格者数	37	中止	23	16	25	17	40	35
	37		39		42		75	

論文式試験

	2021年	2020年	2019年	2018年
合格者（全国）	1,360	1,335	1,331	1,294
（内）現役合格者数	604	555	530	562
（内）現役合格率	44.4%	41.6%	39.8%	43.4%
中央大学合格者数	65	74	71	77
（内）経理研究所合格者数	49	64	56	71
（内）現役合格者数	32	33	25	50
（内）現役合格率	65.3%	51.6%	44.6%	70.4%

上表に示すように、論文式試験現役合格率の全国平均と比較して、経理研究所の現役合格率は高い水準を維持している。なお、短答式試験合格以後2年間（論文式試験は3回の受験機会）は短答式試験（論文式試験の一部科目合格を含む）が免除となることから、短答式試験合格者の論文式試験合格率については実態が掴みにくい状況にあるが、在学生の受講生等の状況からして全国平均を上回っているものと推測される。

したがって、経理研究所としては、まず短答式試験の在学中の早期合格者数をさらに増加させていくことが当面の目標といえる。短答式試験に合格すれば、以後2年間は論文式試験（当該年を含む3回の受験機会）のみの受験対策に重点を置くことができ、合格目標年度の違いこそあれ、在学中の合格の可能性を高めることが期待できるからである。

②簿記検定試験資格取得を目指す講座の内容及び支援策等について

簿記検定試験資格取得を目指す講座としては、日商簿記検定3～1級合格までを目指す「簿記会計講座」、さらに簿記会計講座受講経験者（修了者）を対象に、日商簿記検定1級合格を目指す「簿記会計上級講座」の3講座を開設している。なお、「簿記会計講座」では、日商簿記検定1級と同レベルの全経簿記能力検定上級合格をも目指すことができる。これらの講座は、第一義的には、商学部以外の学部に入学者に対して、簿記・会計の初歩的・中間的・もしくは上級の知識を教授するという意味を有しているが、他方では、商学部以外の学生に簿記・会計の知識を教授することで、他大学の学生との差別化も狙いとしている。簿記・会計は、企業を全体的に説明する上での知識として必要不可欠であり、それは世界的にも共通した考え方となっている。この知識を商学部以外の学部に入学者に教授する上では、経理研究所の果たす役割は大きい。

なお、日商簿記検定試験については、年3回実施（うち1級は2回実施）されるうちの2回（6月と11月）が、八王子商工会議所との取り決めに基づき、本学多摩キャンパス

を指定会場として実施できる。これにより、受講生は対策講座の受講から実際の受験までを学内で完結することができ、他大学にはない大きなメリットとなっている。

簿記検定試験の結果については、正確な数値が掴みにくい現状にあるが、経理研究所受講生（中央大学多摩キャンパス会場受験者に限る）の2021年（6月、8月と11月の3回の合計）の合格者数は、簿記1級が13人、2級が41人、3級が77人である。経理研究所受講生の合格率は下表のとおりである。なお、2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大下での開催であり、大学の授業がオンライン実施だったことから、帰省先やネット試験で受験するなど例年に比べ受験者数が少なく、合格率が低くなっている。

[中央大学経理研究所受講生日商簿記検定試験合格率]

(2021年6月実施)

	1級	2級	3級
全国平均	9.8%	24.0%	28.9%
経理研究所	14.1%	26.3%	51.5%

※中央大学多摩キャンパス会場にて受験した者に限る。

(2021年8月実施)

	1級	2級	3級
全国平均	実施なし	実施なし	実施なし%
経理研究所	実施なし	42.9%	44.4%

※中央大学多摩キャンパス会場にて受験した者に限る。

(2021年11月実施)

	1級	2級	3級
全国平均	10.2%	30.6%	27.1%
経理研究所	5.1%	18.0%	22.7%

※中央大学多摩キャンパス会場にて受験した者に限る。

このほか、前述の簿記検定だけでなく公認会計士試験を目指したいという学生のために「公認会計士講座」への編入制度を、また、簿記検定のほかに税理士を目指したい学生のために「税理士講座」を開設している。

上記以外にも附属3高等学校及び中学校在学学生に対する簿記学習支援として、第1学年で3級、第2学年で3級、第3学年で2級の日商簿記検定合格をモデルケースに、日商簿記検定試験日程に照準を合わせて、各講座を開設している。

[附属3高等学校における簿記講座開講状況・受講者数]

講座名	対象簿記 検定日程	受講者数				
		附属 (中学)	附属 (高校)	杉並	中大高	合計
簿記1級講座	21. 6検定	-	3	-	-	3
	21. 11検定	-	-	1	-	1
簿記2級講座	21. 6検定	-	10	6	3	19
	21. 8検定	-	4	18	4	26
	21. 11検定	-	20	11	1	32
	22. 2検定	-	9	-	1	10
簿記3級講座	21. 6検定	-	1	41	1	43
	21. 8検定	-	-	7	1	8
	21. 11検定	43	83	41	32	199
	22. 2検定	-	4	-	10	14

③学習環境の整備状況について

自習用の学生研究室として、電卓自習室を含め学生研究棟（炎の塔）及び4号館で合計約300席を整備している。公認会計士講座については、年度毎に合格目標年度別のプランを設けており、2021年度における受講生数は全学年に跨り、多摩キャンパスで延べ1,000人強の受講生が在籍している。そのため、自習室については受講生全体の30%程度しか確保できていない状況である。現在、公認会計士講座等の受講生に対し、月に1回選抜試験を行い、成績上位者に研究室使用権利を付与しているのが実態であり、受講生の資格取得等目標達成と合格者増加に繋げるためには、受講生数を勘案した自習用の学生研究室の席数を増加するなど学習環境整備を積極的に推進していく必要がある。

<点検・評価結果>

「質の高い相当数の公認会計士」と「簿記会計に強い中大生」の輩出を柱に、これらを支援する課外講座を開設しているが、現状説明に記載のとおり、公認会計士試験の合格者数が2021年度実績で65人（大学別合格者数ランキング第4位）と伸び悩んでおり、今後の改善が必要な状況である。

<長所・特色>

「簿記会計・公認会計士講座」については、他大学にはない独自の運営形式であり、公認会計士試験においては合格者総数については、過去の実績と比較すると伸び悩んでいるものの、継続的に低学年次での合格者を輩出するなど、着実に実績を上げている。また、本学への入学を目指す層からも注目されていることから進学相談会等でも講座内容についての問い合わせも多く、本学の大きな強み・特徴となっている。

<問題点>

公認会計士試験の合格者数が2021年度実績で65人（大学別合格者数ランキング第4位）と、過去の実績と比較すると伸び悩んでいる。また、自習用の学生研究室の席数が全受講者数の約30%程度しか確保できておらず、学習環境の充実が課題となっている。

<今後の対応方策>

引き続き、他大学にはない「簿記会計・公認会計士講座」を開講していく。加えて、受講者数の維持・拡大を図るため、学部や入学センター、本学附属4高校との連携により新入生等への広報活動を強化していく。

また、不足している自習用の学生研究室の席数が確保については、本学のキャンパス再編・整備における各種検討の中で実現がなされるよう、調整を進めることとする。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタ

<p style="text-align: center;">ツフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性</p>

＜現状説明＞

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

本研究所には専任の研究員が所属していないため、教員の研究費の支給やTA・RA等の配置はなされていないが、研究所の活動に必要な経費・人員等については、適宜、研究所の予算から支出がなされている。

＜点検・評価結果＞

本研究所には専任の研究員が所属していないため、教員の研究費の支給やTA・RA等の配置はなされていないが、研究所の活動に必要な経費・人員等については、適宜、研究所の予算から支出がなされている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

＜点検・評価項目②は割愛＞

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<p>＜評価の視点2は割愛＞</p>

<p>評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況</p>

<p>評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況</p>

＜現状説明＞

○附置研究所における研究活動の状況

経理研究所においては、歴史のある研究所の伝統を維持・発展させ、社会的評価を継続的に維持していくため、会計実務家及び会計研究者による諸問題の論議を交わす意見交流の場の提供として、機関誌『経理研究』を刊行している。これは、経理研究所の伝統を維持・発展させ、社会的評価を継続的に維持していくための重要な事業の一つである。刊行にあたっては、この雑誌のユニークさを打ち出すべく特定の執筆者に偏らず、企業経営者、会計専門職、経営コンサルタント、法律専門職等、広く執筆者を募集するよう心掛けているところである。また毎年、特集を組み、論壇及び論議を交わす場の提供としても有効性が保てるように配慮している。

『経理研究』は2020年度で61号を数えるが、この伝統を今後も維持・発展させていくためには、会計を論じる幅広い企業実務家、会計専門家及び会計研究者等からの協力が得られることが必要となる。今後は、会計研究における「生きた会計」として納得のいく意見交換の「場」としての存在感をアピールするなど、本学の会計研究者（教員）を含め新規執筆者の増加を図るための工夫と投稿を促すよう積極的に働きかけていく。

○学外競争的研究資金の獲得状況

本研究所では研究活動を会計研究成果の社会への発信に留めており、学外競争的研究資金の獲得は行っていない。

＜点検・評価結果＞

本研究所においては、機関誌『経理研究』を刊行し、会計実務家及び会計研究者による諸問題の論議を交わす意見交流の場の提供している。企業経営者、会計専門職、経営コンサルタント、法律専門職など、多種多様なバックグラウンドを持つ専門家から寄稿を得ており、学外にも開かれた競争的な研究環境を創出するための措置の一つとなっている。

なお、学外競争的研究資金の獲得は行っていない。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇社会連携・社会貢献

＜点検・評価項目①は割愛＞

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

＜評価の視点3は割愛＞

評価の視点1：教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

＜現状説明＞

○教育研究成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

経理研究所の設立からの歴史を辿り、特に経理研究所が社会に対して直接的に果たしてきた功績は大なるものがある。人材養成等の目的の適切性については、経理研究所の伝統である社会人を対象とした会計教育を引き継ぎ、「中央大学の社会還元」としての職業会計人及び企業人教育のための「研究会・専門講座」を開催し、2016年度からは、経理研究所がこれまで培ってきた教育リソースを活用し、社会人を対象とする「社会人簿記講座」を新規開講・展開している。なお、2020年度以降については駿河台記念館建替えのため「研究会・専門講座」を取り止めている。

「社会人簿記講座」は、在学生向けのWeb簿記セミナーのコンテンツを利用して、社会人向けに簿記の3・2級講座を開始し、6月、8月、11月、2月の各日商簿記検定を合格目標として講座を開講するものであり、これまでの経理研究所の教育成果を広く社会に還元することを目的としている。

これら社会人対象の講座内容については、Webサイトを通じ、その開催趣旨と目的、特色等を明確に示し募集を行っている。

＜実施方法＞

通信教育（動画配信）

＜講座の担当者＞

公認会計士

<内容等>

- a. この講座は、日商簿記検定3級・2級の取得を目指す講座。
- b. Webサイトを利用し、Web上で全て授業を受講する。また、Webサイトより模擬試験問題をダウンロードすることによって、実践的な問題練習を自宅で実施し、実践力を養成することができる。

[講座別受講者数推移]

講座名	開催回数	受講者人数				
		2021年	2020年	2019年	2018年	2017年
研究会	9回	-	-	法人 16 個人 13 (3)	法人 24 個人 13 (8)	法人 36 個人 15 (6)
専門講座		-	-	192 (61)	227 (74)	335 (95)
財務会計講座	前・後期各 10回	-	-	44 (11)	53 (7)	120 (19)
税務会計講座	前・後期各 10回	-	-	75 (26)	71 (34)	110 (37)
管理会計講座	前・後期各 10回	-	-	73 (24)	103 (33)	105 (39)
社会人簿記講座		13	8	7	10	8
3級講座	4期	8	6	3	6	4
2級講座	3期	5	2	4	4	4

注) 受講者人数の括弧内は「選択受講者(講義1回単位での受講者)」の延べ数である。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況(企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等)

本研究所では行っていない。

<点検・評価結果>

社会人簿記講座を2016年度より開講し、積極的に社会連携・社会貢献に取り組んでいる。しかし、簿記の講座は同様のサービスを提供している団体が多くあることから受講者を確保できておらず、社会へのサービス活動としては低調と言わざるを得ない。

<長所・特色>

過去の社会人向けの講座は「中央大学の社会還元」として採算度外視で実施しており、持続可能性に問題があったが、現在実施している簿記講座は社会人向けの講座と在学生向け講座のコンテンツを共有化することで経理研究所の講座全体でのスケールメリットが生まれており、講座実施コストを低廉にできている。そのため受講者が少数であっても、継続的に実施が可能となっている。

<問題点>

簿記の講座は同様のサービスを提供している団体が多くあることから、受講者を確保できていない。

<今後の対応方策>

広告宣伝予算がないことから、パブリシティを中心に広報媒体を増やすなど露出を高め、受講者確保を目指していく。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

研究所および各講座の運営のための事務組織として、多摩キャンパスに経理研究所事務室を設置しており、フルタイムの勤務者は専任職員2名、嘱託職員2名の計4名が在籍している。

授業実施期間中は5時間目以降（17:00～）に講座を実施しているため、1名の時差勤務（遅番）が必要であるが、人員が限られていることから現状では最低限の数で対応しており、危機管理上の懸念がある。しかしながら、経理研究所は単独での収支均衡が求められる独立会計単位であるため、人件費負担の問題から、無策に人員を増やすことはできないのが現状である。なお、専任職員については、2011年7月から1名減員、2016年7月から1名減員している。

中央大学経理研究所規則に関する第5条においては、事務職員が研究所の構成員として定められているほか、第11条においては事務室長が商議員となることが定められており、これにより事務組織上から見た業務改善について適宜商議員会に対して提案・意見することが可能となっている。また、少人数の事務組織の良さを活かしつつ、業務の効率化や予算の見直しについても適宜議論を行い、業務に反映できる環境にある。

なお、当研究所には専任の教員は配置されておらず、実際に講座で教育に携わっているのは外部講師（公認会計士）である。そのため、各種講座の時間割編成は、外部講師が作成したものを事務職員が学年暦等を勘案して修正し、ガイダンスでは事務職員がフォローするなど、協力体制を構築している。

<点検・評価結果>

以上のように、人員配置面で課題はあるものの、研究所の運営に必要な事務組織が設けられ、その事務機能は適切に機能している状況にある。また、教員（外部講師）との協力体制も構築ができています。

<長所・特色>

特になし。

＜問題点＞

講座実施が夜間であるため、時差勤務をしている。その際、人件費負担の問題から1名勤務となっており、危機管理面において課題を有している。

＜今後の対応方策＞

人件費負担の問題から、職員の増員による根本的な改善は極めて難しい状況にある。当面は、有事の際に近隣の事務室等の協力も得られるよう、日常からの連携強化に努めることとする。

以上

経済研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

経済研究所は1964年6月に法人付置の研究所として設置された。「研究所は、日本及び世界経済の実態に関する共同研究・調査を行い、日本経済の発展に資することを目的とする」（中央大学経済研究所規則第2条）という目的を達成するため、それらに必要な基本的、理論的、歴史的研究はもちろんのこと、実態調査に基づいた実証研究を、個人研究だけでは得られない共同研究・調査を通じて実施し、研究促進を図ることとしている。また、研究成果の社会への発信、外部研究機関との共同研究を積極的に行うこと、併せて、共同研究を通じて若手研究者の教育・育成を図ることを目指している。

経済研究所は、これらの目的を達成するために、次の事業を行うことを定め実施している（同規則第3条）。

- 1) 日本及び世界経済に関する研究・調査、研究・調査の受託
- 2) 研究会、講演会・シンポジウム等の開催
- 3) 研究・調査に必要な図書及び資料の収集・管理並びに機器等の整備・保管
- 4) 研究・調査の成果並びに資料の刊行
- 5) その他研究所の目的達成上必要と認める事業

また、研究所の理念・目的に実態に則しているか、また大学の理念・目的に適合しているかの点検については、2021年度に設置された、研究活動活性化に係るWG（ワーキンググループ）において、2回検討を行い、研究所の目的を改めて確認した。

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

本研究所が主眼としている、実態調査に基づいた実証研究を重視して、研究促進を図ること、研究成果の社会への発信、外部研究機関との共同研究を積極的に行うこと、併せて、共同研究を通じて若手研究者の教育・育成を図ることを目標として、「日本経済の発展に資することを目的とする」ことは、「学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もつて個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献する」大学の理念・目的に通じるものとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の目的は、実証研究を中心とした共同研究を通して日本経済の発展に資することとなっており、大学の掲げる、理念・目的と密接に関連し、適切に設定されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等はなかった。

本研究所独自に、中・長期計画は策定していないが、本学の中長期事業計画である中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下で設定される単年度ごと、組織ごとのアクションプランや、年次自己点検・評価活動に基づき活動を推進してきた。

また、2021年度に策定された中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）においては、本学に設置された研究所全体の課題として次の2点が整理された。

- ①研究所全体の研究成果を一覧できるしくみや活動状況を可視化するための指標設定がない。
- ②準研究員（大学院学生）が研究者として自立するための方策とその実施についての活動状況を可視化するための指標設定がない。

この認識のもと、研究所全体の取り組みとして以下の取り組みを推進することとされた。

- ①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信
- ②研究所の活動指標の設定
- ③研究成果の社会実装の促進
- ④準研究員の増加

このように、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の中で示された本学の研究所における課題の共有、共通の指標の導入の検討については、本学附置研究所間の所長で構成する研究所長懇談会において2021年8月に懇談を行ったところであるが、研究所間で共通の指標を作成するという結論には懇談会内では至っておらず、各研究所独自の見解もあることから各研究所が研究分野の特性を考慮しつつ進めることとなっている。従って本研究所では、本研究所の研究分野の特性を考慮し、独自の指標の策定を進め、研究力の維持・発展を目指していく。中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）に記載された活動指標に照らし、本研究所において掲げた活動指標の項目は以下のとおりである。

- 1) 研究の公開の原則
- 2) 社会貢献、社会連携
- 3) 若手研究者の育成
- 4) その他経済研究所独自の検討課題

なお、活動指標の導入に向けた方針やその具体的な内容については、検討段階である。今後は、これら研究所固有の目標と指標を精緻化しつつ、後述の「研究活動活性化に係るWG」の議論において、それらを達成することのできる具体的制度改革案を検討していく予定である。

また、本研究所は、1964年に設置された研究所合同事務室が事務所管する5研究所の中では

歴史の古い研究所であり、なおかつ研究員数や予算規模の大きい研究所でもあることから、古くから施行されている研究活動を遂行するための制度が現状に適応しない側面も表出されている。具体的には、共同研究の基盤となるプロジェクト（部会・研究会）への予算配分及び執行について、適正かつ効果的に行うことが難しくなっている。また、近年、研究員それぞれの日常の業務負担が大きくなり、共同研究・調査へ向けられる時間も十分に確保できない状況もある。そのため、2021年度に商議員を中心としたメンバーを選出して「研究活動活性化に係るWG」を設置し、将来的な共同研究の在り方、研究活動、研究成果の公表についての方針を定め、それらを実現することのできる制度・運用の改革案の策定に向け、検討を開始している。

具体的には、予算配分、部会・研究会のあり方、研究・調査の実施方法、研究成果の公表方法をはじめとする研究所の運営体制を見直し、研究活動を活性化することのできるような柔軟な制度や運用に作り変えていくことを目途に、問題点、検討項目の洗い出しに着手している。

さらに同時期において、上記の研究活動活性化WGのほか、選挙関係WGも設置し検討を行った。このWG設置は、所長ならびに商議員の選挙に係り、2020年度に新型コロナウイルス感染症対策に伴い電子投票システムを利用した電子選挙を実施する上で、「電子投票による所長の選出に関する要領」ならびに、「電子投票による商議員の選出に関する要領」を急遽策定、実施するに当たり、検討すべき事項が表面化したことによる。すでに、2021年度内でWGを2回開催し、その後の持ち回りでの確認作業を経て、2022年度第2回の事業計画委員会（6月22日開催）において、「経済研究所長の選挙に関する申し合わせ」（改正案）、および「商議員の選挙に関する申し合わせ」（改正案）を上程し、承認された。これにより、第2回研究員会、並びに商議員会（7月6日開催）を経れば、2022年度12月の商議員選挙からその申し合わせに基づき、選挙が実施される予定である。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所は、現状における問題点改善への施策の設定・実行について、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下での活動、年次自己点検・評価活動を通じて継続して取り組んできた。2021年度において、上述の研究活動家政科に係るWGでの検討内容は問題点、検討項目の洗い出しまでで終わっており、まだ新しい制度の設定、運用の開始には至っていないものの、本研究所の将来的な構想に向けて検討を進めている状況であり、大学の理念・目的や研究所の目的の達成に向けて、将来に向けた諸施策を定めるべく適切に活動している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本研究所で検討が必要な課題等については、研究活動活性化WGにおいて検討を進める予定であるが、研究員である教員としての本来業務である教育に関わる講義時間、また、学部、研究科、研究所それぞれの委員会等の開催時間の合間を縫って「検討時間を確保」する必要があり、長時間、また集中的な審議を行う時間が捻出することが難しい状況であり、スピード感をもって検討を行うことが難しい。

<今後の対応方策>

研究活動活性化WGの開催形式を対面、オンラインの併用とし、出張等による欠席、また移動

に伴う時間的ロスをなくすことで、会議時間を確保し、検討が滞りなく進むようにする。また会議資料においても、審議経過・審議内容を明確に示すことで効率的な審議に努め、2022年度中に、一定の結論を出すことを目指とする。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価に関しては、経済研究所組織別評価委員会がこれを担っており、毎年の自己点検・評価活動を通じた問題点等の検証を行っている。また、当該委員会の委員長は、研究所の所長が兼ねており、自己点検・評価の結果明らかとなった問題点・課題等については商議員会、事業計画委員会等で問題提起し、具体的な改善・向上に結びつける体制を整えている。

近年の事例としては、研究成果の公表、発信手段の見直しを行い、公開研究会等開催終了時に開催報告を大学公式 Web サイトの「新着ニュース」に掲載する等、積極的な広報を実施した。また、既定の予算計画では支出対象になっていない活動についても柔軟に対応できるよう予算計画を見直すことを目的としたアンケートを行い、会議体で審議・承認し、2020年度、ならびに2021年度から、それぞれ新たな申し合わせ、運用ルールを策定し実施可能とした。具体的には、「国際交流に関する懇談会費補助についての申し合わせ」（2020年4月1日施行）、「現地調査・合宿研究会に関する申し合わせ」（2020年7月8日一部改正）の策定、また「研究計画申請書」・「研究計画書」フォームの変更（2021年度から適用）、研究費における新たな支出項目の追加（2021年度から適用）等も行った。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究の点検・評価は毎年度定期的に行われ、それに基づき設定した目標に沿って確実に改善、向上が行われており、内部質保証の観点から、有効に機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

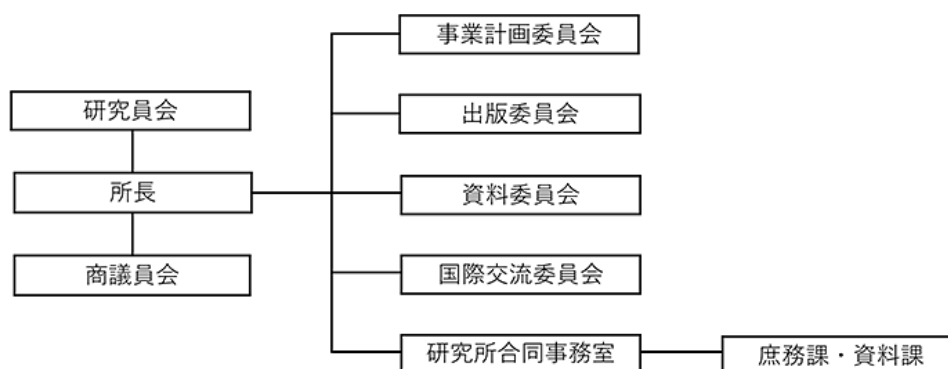
評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

経済研究所は、最高意思決定機関である研究員会、商議員会、各種委員会（事業計画委員会、出版委員会、資料委員会、国際交流委員会）及び事務部門から構成されている。

[経済研究所組織図]



2022年5月1日現在

①研究員会

研究員会は、本学専任教員である研究員で構成され、所長（研究所を代表し、業務を統括する）が招集し研究・調査に関する事項を審議決定する。（同規則第10条）

②商議員会

商議員会は、所長、経済学部長、研究員の互選による委員及び事務局長の合計11名をもって構成され、所長が招集し、研究所の管理、運営に関する事項及び予算申請案を審議決定する。（同規則第9条）

③事業計画委員会

事業計画委員会は各プロジェクト（部会・研究会）の主査・幹事をもって構成され、事業計画の基本方針の原案、事業の年度計画の原案、予算の原案、計画の実施に関する事項を審議する。

恒常的な研究活動に関わる重要な決定機関という位置づけとして設置されているのが事業計画委員会であり、研究員の人事にはじまり、研究会の開催、研究調査計画等の承認、外国人研究者の受け入れ等、重要な決定事項の多くの部分が同委員会で審議され、その後開催される研究員会での承認を経る形になっている。事業計画委員会の委員は、前述のとおり各プロジェクトの主査・幹事で構成されていることから、本研究所のような各プロジェクトによるいわゆる縦割り式の研究体制で活動している場合において、本委員会は、各プロジェクト間における横断的な調整を果たす点でも重要な機能を担っている。

④出版委員会

出版委員会は、研究叢書、年報等の刊行物に関する出版計画を立案し、編集及び出版に関する事項を審議する。

⑤資料委員会

資料委員会は、図書・資料の収集に関する基本方針の立案、図書・資料の購入に関する事項、寄贈図書・資料に関する事項、図書・資料の利用に関する事項を審議する。

⑥国際交流委員会

国際交流委員会は、国際交流に関する基本方針の立案、国際交流計画の推進と実施に関する事項を審議する。

以上のとおり、研究所の目的達成、及び「深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献するという使命を果たす」という大学の理念・目的の実現のため、規則に基づき適切に研究所が構成・運営されている。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本研究所は研究員の共同研究を主体に、それぞれのプロジェクトの自由な活動を中心に行っていることから、研究の対象と学問の動向との調整や、社会的要請については特に意識していないが、結果的には、実証的研究を行っていることから、おのずと学問の動向は時代の要請に沿ったものとなっている。また、本研究所の組織構成の中で、特に事業計画委員会、商議委員会において、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際環境等に関連した検討事項が生じれば、必要に応じ審議、検討すべき柔軟な体制が整っている。特に、研究成果の発表媒体としての「ディスカッション・ペーパー」は、学内簡易製本、中央大学学術リポジトリへの即時掲載という特徴を活かし、各人の研究テーマに応じて成果の公表が比較的速やかに行なうことが可能なため、社会的、国際的環境に即した時代の要請を反映したテーマを多く捉えたものとなっており、社会情勢に応じた研究を発表することで、大学が担うべき社会的要請を果たすことにつながっている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所長のもと、各種委員会等の組織構成を持ち、大学の理念・目的や本研究所の目的を達成するための運営、研究活動を支える体制が整っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

本研究所は日本比較研究所や経理研究所と同様に法人附置の研究所である。設置にあたり、

経理研究所の研究部門を引き継いだことにより、法人附置の研究所に設置される商議員会がそのまま残ることとなった。同組織体に関しては、過去に規程改正委員会を設けるなどして継続的に存廃を審議してきた経緯があるが、いまだその方向性については結論が出ないまま今日に至っている。

また、研究所規則の下で定められている内規や申し合わせについては、研究活動の実態に併せ適宜改正等を行っている。具体的な事例としては、選挙関係 WG での検討を通じた「経済研究所長の選挙に関する申し合わせ」および「商議員の選挙に関する申し合わせ」の改定が挙げられる。この WG 設置は、所長ならびに商議員の選挙に係り、2020 年度に新型コロナウイルス感染症対策に伴い電子投票システムを利用した電子選挙を実施する上で、「電子投票による所長の選出に関する要領」ならびに、「電子投票による商議員の選出に関する要領」を急遽策定、実施するに当たり、検討すべき事項が表面化したことによる。2021 年度内に 2 回の WG を開催して申し合わせの改正案を取り纏め、研究員会、商議員会の承認を経て、2022 年度 12 月の商議員選挙から新たな申し合わせに基づいた選挙が実施される予定である。

<点検・評価結果>

以上のとおり、研究所の設立の経緯により、商議員会の組織等特徴があるが、研究所の意思決定において概ね適切に機能している。

また、研究所規則の下で定められている内規や申し合わせについては、研究活動の実態に併せ適宜改正等を行っており、適切に運用体制の見直しを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究等環境

<点検・評価項目①②については全学項目のため割愛>

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

<評価の視点 2～3については割愛>

評価の視点 1：図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

<現状説明>

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

本研究所の図書・資料は、研究所書庫内に配架され、各プロジェクトに必要な資料を適切に管理・整備し、その研究に供している（本研究所の書庫使用面積は 403.02 m²）。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程に基づき管理されているが、その使用は研究所の構成員が優先することとなっている。

研究・調査を行う際に必要となる基本的な統計資料・参考図書の所蔵については、以下の表のとおりとなっている。これらは、アンケート等による研究員の要望を反映しつつ資料委員会の審議を経て整備されたものであり、予算の制約がある中でも研究員の専門分野に対応した適切な構成となっている。

経済研究所では、共同研究活動の促進のための図書・資料等の質と量をより充実させること

を目標としているが、予算の制約上研究員の要望すべてに対応することは難しいことから、現状では、研究所の資料委員会の収集方針によって図書・資料選書内容の確定と点検を行っている。また、研究所資料の利用環境の整備・充実を図るために、収集した図書・資料は、中央大学図書館システム・CHOIS 蔵書検索（OPAC）へのデータ入力を行い、公開している。

このように、研究活動に必要な図書・資料を適切に管理・整備している一方で、欧米資料の恒常的な原価上昇や外国為替相場の円安傾向による資料費の逼迫、書庫狭隘化等の課題を抱えている。そのため、図書の選定に際しては、従前より、中央図書館をはじめとする学内研究所においては、「多摩キャンパス内重複外国雑誌見直しに関する最終提案」（2006年6月20日合同図書選定委員会）の確認事項に基づき、重複購入を避けるような対策を取っており、現在の運用においても、その際の決定事項を踏襲し、継続的にその対策に努めている。

[蔵書数]

	和資料	洋資料	計
総蔵書数	35,266 (236)冊	23,115 (145)冊	58,381 (381)冊

() 内は、内数で非図書資料を示す。

*「総蔵書冊数」には、当該年度の除却を反映した冊数を表示している。

<総蔵書数「非図書資料」の内訳>

	和資料	洋資料	計
マイクロフィルム	144点	51点	195点
マイクロフィッシュ	0点	85点	85点
DVD	1点	0点	1点
CD-ROM	83点	8点	91点
DVD-ROM	8点	1点	9点
計	236点	145点	381点

[2021年度受け入れ図書・資料数等]

1. 図書冊数（固定資産図書だけを掲載）

	和書	洋書	計
購入	119(3)冊	15(0)冊	134(3)冊
製本	0(-)冊	0(-)冊	0(-)冊
受贈	18(1)冊	0(0)冊	18(1)冊
その他	0(0)冊	2(0)冊	2(0)冊
計	137(4)冊	17(0)冊	154(4)冊

() 内は、内数で非図書資料を示す。

*上記、「受贈」には、「寄贈」と「自館製作」と「移管」が含まれる。

*上記、「その他」は、「編入」による受入。

*上記、当年度受入れ非図書資料の内訳：CD-ROM(和3)、DVD-ROM(和1)

2. 雑誌・新聞のタイトル数

2021年度 継続受入 タイトル数		和雑誌	洋雑誌	計
雑誌	購入	69タイトル	105タイトル	174タイトル
	受贈	141タイトル	4タイトル	145タイトル
	計	210タイトル	109タイトル	319タイトル

*OECD関係の正受入しない逐次刊行物は、含まれない。

2021年度 継続受入 タイトル数		和新聞	洋新聞	計
新聞	購入	0タイトル	2タイトル	2タイトル
	受贈	1タイトル	1タイトル	2タイトル
	計	1タイトル	3タイトル	4タイトル

雑誌・新聞	和雑誌・新聞	洋雑誌・新聞	計
総タイトル数	883タイトル	655タイトル	1,538タイトル

*総タイトル数は所蔵タイトル総数で、非継続、誌名変更、廃刊などの雑誌・新聞を含む。

3. その他

主な会員（会費支払）

・日本貿易振興機構・日本租税研究協会・日本経済研究センター

主な電子資料・Source OECD(図書館と共同契約)

主な電子ジャーナル・Economic Systems Research

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所全体で必要な図書・資料を選定・購入する仕組みを整えており、また、学術情報サービスの提供を行っている。また、中央図書館、学内研究所間においては、「多摩キャンパス内重複外国雑誌見直しに関する最終提案」（2006年6月20日合同図書選定委員会）の確認事項に基づき、重複購入を避けるような対策を取っており、所蔵スペースの狭隘化や予算制約などの中でも、研究活動に必要な図書・資料を適切に整備することに努めている。

<長所・特色>

本研究所で受け入れている図書・資料のうち、経済データの統計資料を中心とした年鑑類は、学内諸機関の中でも有数の所蔵がある（継続受入年鑑類のタイトル数；[和書・172][洋書・35][計・207]）。これらの資料は、本研究所の研究活動を支えるだけでなく、本学全体としての研究・教育に有用なものとなっている。

<問題点>

欧米資料の恒常的な原価上昇や、外国為替相場の円安傾向により、資料費が逼迫しており、既存の継続資料の購入見直しを行い、対応している状況である。従って今後、継続的に収集してきた資料が購入中止となることで、蔵書としての利用価値が低くなるなどの弊害が起こる可能性がある。

また、本研究所の所蔵図書・資料は（継続受入図書・資料を中心に）基本的に年々増加することから、書庫狭隘化は本研究所書庫の抱えるもっとも大きな問題である。2021年度末時点において、本研究所書庫内書架の図書・資料の占有率は88.9%となっている。また、書架に配架できずに箱詰・別置・仮置きされているものを含め計上すると89.76%となっている。これにより、継続購入の図書・資料においても、その都度購入する資料を適切な位置に配架することができず、利用者に対する書庫利用の利便性の低下を引き起こしている。

<今後の対応方策>

長所・特色として記述した、経済データの統計資料を中心とした年鑑類については、有限な書庫のスペースの中において資料の整理を進めつつ、研究員からの新たな需要にもとづき、主に電子媒体での利用可能性を模索して、今後も継続して収集を進めることとする。

資料費支出を本研究所における予算額内に収めるためには、場合により継続資料の購入中止が必要となる。その場合、研究員の利用頻度の多寡を基準として、継続資料の一部購入中止を行うことを検討する。

また、研究所予算A区分（業務項目を越えた執行を可能とする区分）全体で残額が発生する場合、年度末にその残額を資料費に充当する等の対応策も検討する。

書庫の狭隘化については、本研究所の資料委員会としては、次の取り組みを行う。まず、2022

年度の対応として、学内図書館、研究所間における重複がある、または紙以外の他媒体代替可能な資料を抽出し、除却・抹消の可能性を検討する取組みを行う。次いで、今後の複数年に亘る対応として、以上の学内重複や他媒体代替可能性のない資料の整理を見据え、中長期的な除却・抹消の判断の目安を策定する取組みを行う。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

<現状説明>

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所書庫は日本比較法研究所、経済研究所、企業研究所、社会科学研究所、人文科学研究所、政策文化総合研究所の6研究所で利用している。座席数は34席、情報検索設備としてはPC4台を、視聴覚機器としてはマイクロリーダープリンタ3台を設置している。開館時間は月曜日から金曜日までが9時30分から17時、土曜日が9時30分から12時となっている。本研究所の書庫使用面積は403.02㎡である。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程に基づき管理されているが、その使用は研究所の構成員が優先することとなっている（詳細は、「点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか」を参照）。

研究員が使用できる施設・設備としては、各プロジェクトチーム内の打合せや研究会、シンポジウム開催に使用できる会議室が多摩キャンパスに4部屋確保されており、最大で70人余りの人数が収容可能である。また、本学の都心キャンパスを含め、必要に応じて他部署が管理する施設も使用することが可能なため、外部者との研究交流も活発に行うことができる。

なお、研究所合同事務室には従来から、ポータブルのプロジェクタ、PC、ICレコーダー等の機器備品が整備されている。また、他研究所と共同して4つの会議室に無線LANアクセスポイントを設置し、複数台の同時接続が可能とする仕様としており、これにより、公開講演会をはじめ各種研究会にてリアルタイムの情報を効率的に収集しながら研究活動を行うことが可能な環境となっている。

さらに、2020年度以降の新型コロナウイルス感染症拡大下においては、オンライン会議システムを利用しての会議や研究会開催が主流となってきたことから、研究所合同事務室にてオンライン形式での会議等に係る機材の利便性を向上させるため、2021年度には、360°カメラ、マイク、スピーカーを備えた一体型の機材1台の整備を行った。

<点検・評価結果>

以上のように、オンラインを活用した研究に適した施設整備なども含め、研究員の研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

現在、客員研究員、準研究員を含むすべての研究員は、いずれかの各プロジェクトである部会・研究会へ所属し、研究活動を行っている。本研究所における共同研究費は、おもに、研究旅費、研究会等の講演料等を中心とする手数料、および資料費から構成される。

共同研究費のうち大きな割合を占める研究旅費、研究会等講演料については、各プロジェクトである部会、研究会の前年度の予算申請案作成時に提出される計画書等の申請額を元に、各プロジェクトに配分している。基準となる各プロジェクトの年間の研究活動費は、当該年度前期の会議体において予算配分を行うが、その後の予算執行状況を勘案しながら、再配分する場合もある。2022年度における研究所の経常予算総額は39,603(千)円で、内、経済研究所という予算単位内で計画や諸科目へ組み替え、流用可能な経常支出予算は31,373(千)円である。これは大きく分けて研究計画予算と資料委員会予算、その他から構成されるが、そのうち研究計画予算は7,500(千)円であり、これを各研究チームに配分してそれぞれの研究費としている。

研究活動に必要な図書・資料の購入は、各プロジェクト単位で行うのではなく、アンケート調査等による研究員からの申請に基づき、資料委員会で審議し執行しており、それによって本研究所における系統的な資料収集が可能となっている。

また、研究員・客員研究員・準研究員は、内規に基づくそれぞれの身分に応じた適用範囲内で、研究旅費等研究費の使用や、研究会開催や叢書、年報等刊行物の発行等の成果の公表に係る費用の適用、図書・資料の利用、会議室その他の施設の利用を受けることができる。

以上のように、研究計画書に基づき各部会・研究会へ研究費を配分するシステムは、共同研究を促進する制度として有効に機能している。

なお、これらの予算配分は事業計画委員会、研究員会、商議委員会で審議・承認を行っており、大学支出基準と本研究所の内規等に基づき適切に予算執行がなされている。活動内容および支出内容の適切性については、前述の各会議体がチェック機能を果たしている。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

本研究所と本学大学院との連携により、リサーチ・アシスタント制度を利用することで研究所における共同研究活動の促進と若手研究者の養成を図っている。同制度は、本研究所で準研究員として所属している本学大学院博士後期課程在籍の大学院学生が指導教授の承認の下に各プロジェクトの責任者の申請により、研究所のプロジェクトにおける研究補助に従事するものである。研究所の共同研究に大学院学生を参画させることで、学生への高度な研究指導を可能とし、学生の研究能力を高め、併せて研究活動の円滑化の相乗効果を図ることが可能となって

いる。本研究所の会議体において次年度 RA の申請計画、および採用結果報告、並びに年度末報告書の所長確認を行っており、当該制度は適切に活用されている。

[リサーチ・アシスタント採用人数]

年度	2022 年度	2021 年度	2020 年度
法学研究科	0	0	0
経済学研究科	4	3	4
商学研究科	0	0	0
文学研究科	0	0	0
総合政策研究科	0	0	0
合計	4	3	4

○オンラインテレビ会議システムの導入による研究活動の支援について

新型コロナウイルス感染症拡大の下、2020、2021 年度においてはオンラインテレビ会議システムによる研究活動が主流となってきた。オンラインでの研究会等開催に当たっては、Google フォームを活用した参加者受付、および Webex、Zoom 等のオンライン会議システムの活用等、各プロジェクトの責任者のもと、開催から、終了までを行うこととなる。そのため、オンライン研究会における参加者受付から研究会実施・終了までの一連の方法について取りまとめた実施マニュアル「オンライン研究会の開催について」を作成し、本学プラットフォーム manaba に掲載している。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究員に対する研究費等の支出や研究成果発表に伴う支出等の研究活動を支援する環境や条件は、研究所の運営体制に基づき、適切に整備されている。

また、継続的に一定数の RA を採用しており、教育研究支援体制の整備と人員配置については適切に行われている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大下におけるオンラインによる研究活動に対する支援についても、速やかにオンライン研究会実施マニュアルを整備するなど、支援体制を整えている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>

○附置研究所における研究活動の状況

本研究所の構成員としては、常勤の専任研究員を持たないが、本研究所の目的を達成するために、研究員、客員研究員、準研究員の3種類の研究員を置いている。いずれも研究員会の議を経て、所長が委嘱する（経済研究所規則第6条、第7条）。

2022年度の研究員数は以下のとおりである。

[経済研究所構成員の区分および人数]

区 分	人数 (人)	資 格
研究員	98	中央大学専任教員で、研究所の事業に参加を申し出た者
客員研究員	211	中央大学専任教員以外の者で研究所の共同研究に参加を予定された者
準研究員	12	研究所の共同研究に参加を予定された大学院博士課程後期課程在籍者 又はこれに準ずる者
合計	321	

※2022年5月1日現在

[経済研究所研究員所属内訳]

単位：人

所 属	研究員数
法学部	1
経済学部	63
商学部	11
理工学部	0
文学部	1
総合政策学部	3
国際経営学部	16
戦略経営研究科	2
法務研究科	1
合計	98

※2022年5月1日現在

本研究所の研究員構成は、本学の専任教員だけでなく、学外の研究者および大学院学生またはそれに準ずる者に対して、広く共同研究に参加する機会を提供しており、幅広い人材の育成および研究交流の場を形成している。

共同研究を行うプロジェクトの単位としては、「部会」と「研究会」があり、それらの設置と運営については、「中央大学経済研究所部会・研究会の設置と運営に関する申し合わせ」において定めている。

構成員の人数については、「部会の場合は、10人以上、研究会の場合は、5人以上を原則」とし、いずれも「客員研究員の数は、研究員の数を上回らないもの」としているが、その構成については、「ただし、中央大学名誉教授および定年退職者（定年扱いを含む）および退職した特任教員については客員研究員の数に含めないものとする。なお、準研究員については数を規定しない」としている。ただし書きに記載の該当者については、殆どの場合において、本学が研究の本拠地となっているという実態を勘案したことによるものである。

本研究所の恒常的な研究活動は共同研究によって行われ、その基盤となるものとして、研究員は部会・研究会への参加が前提とされている。規定により、部会・研究会は年度初頭に当該年度の活動計画を、また、年度末には当該年度の活動概況を所長に報告することとしている。

「部会」の責任者を「主査」、「研究会」の責任者を「幹事」と呼び、専任教員たる研究員が共同研究の運営に責任を持つ。

2022年度に活動中の各プロジェクト数は、部会は8、研究会は14である。

[経済研究所部会・研究会数]

区 分	2022	2021	2020
部 会	8	7	6
研究会	14	17	19

本研究所では、毎年、予算申請案作成に先立ち、9月末日までに全ての部会・研究会から研究活動計画書の提出を求め、研究所合同事務室にて集約したのち、その計画内容について事業計画委員会、研究員会（本学の専任教員である研究員で構成し、研究・調査に関する事項を審議決定する）および理事長が委嘱した商議員による商議員会（研究所の管理、運営に関する事項及び予算案を審議決定する）において承認するという手続きをとっている。

本研究所では、前述のとおり、本学専任教員の研究員を中心として、客員研究員および準研究員の参加を得ることにより、さまざまな研究機関、年齢層を含めた共同研究のできる体制となっている。この体制により、広い視野に立った研究活動が可能となり、同時に若手研究者の育成も可能となっている。幅広い年齢層と構成による研究活動は、その研究成果に活かされている。研究活動の実績は、毎年、全ての部会・研究会について、定期刊行物としての『中央大学経済研究所年報』への活動記録の記事掲載を行い、公表している。

研究成果の公表については、「各プロジェクト（部会・研究会）の研究活動期間（原則3年）が終了したのちには、研究員会で定められた出版計画に基づいて、部会の場合には、『経済研究所研究叢書』、研究会の場合には、『経済研究所年報』を通じて研究成果を公表する」ことと申し合わせで定められており、さらに、3年間の共同研究活動を経ていない部会・研究会であっても、主査・幹事の責任において、『中央大学経済研究所年報』を通じて論文を公表することが可能であり、若手研究者に研究発表の場を広く提供している。

『経済研究所研究叢書』、『中央大学経済研究所年報』のほか、公開講演会等に関する『研究会報』（既刊87号）、個人単位で出版が可能な『リサーチ・ペーパー』（既刊No. 6）、および『ディスカッション・ペーパー』（既刊No. 372）も刊行されており、研究成果の発表は毎年活発に行われている。

[刊行物発行点数]

	2021年度	2020年度	2019年度
研究所年報(掲載論文数)	1(40)	1(24)	1(16)
研究叢書	1	2	1
ディスカッション・ペーパー	18	20	17

※2021年度年報は2分冊

各刊行物の詳細は以下のとおりである。

1) 経済研究所研究叢書（既刊78号）

『経済研究所研究叢書』は、3年間の共同研究活動を終了した部会が、主査の責任において企画・編集を行い部会単位で出版する。最近3年間で出版された『研究叢書』は以下のとおりである。それぞれ日本経済、世界経済についての重要課題を取り上げた実証的な研究が多く、本研究所の理念に沿った研究内容となっている。書店等での販売のほか学外諸機関へ交換資料として配布している。

[経済研究所研究叢書]（過去3年間）

号数	書名	編著者名	発行年度
75	公的統計情報－その利活用と展望	坂田幸繁 編著	2019
76	トランプ時代の世界経済	吉見太洋 編	2020

77	中国政治経済の構造的転換Ⅱ	谷口洋志 編著	2020
78	現代地方財政の諸相	関野満夫 編著	2021

2) 経済研究所年報

『中央大学経済研究所年報』は、原則として3年間の共同研究期間を終了した研究会が、各幹事の責任において原稿を提出し研究所編として合同で出版する。当該研究会から研究員が最低でも1本の論文を提出しなければならない。ただし、研究活動期間中であっても、研究期間終了に先立って幹事の推薦により論文を提出することができる。学外諸機関への交換資料として配付しているが、2012年度刊行の年報第43号からは、掲載論文を中央大学学術機関リポジトリに登録し、大学公式Webサイト上で公開している。

『中央大学経済研究所年報』は、研究会の研究成果を発表するものであり、本研究所唯一の定期刊行物として毎年成果を公表するという大きな役割を担っている。しかしながら、研究会の研究成果としては統一的に公表できていない面もみられ、2019年度より形式チェック制度を採り入れ、論文の体裁を入稿前に幹事、出版委員会で確認することとした。また2021年度においては「経済研究所年報執筆要領」を改正し、年報としての統一性を担保する制度を整えている。論文提出対象となる研究会数も毎年変動があること、また各研究会に所属の研究員数も一定でないことから、各研究会から提出される論文点数もばらつきが出ることになり、毎年の掲載論文点数に変動が生じることとなる。

しかし、『中央大学経済研究所年報』の発行には、研究成果の発表に加えて、研究所の年間の活動報告という側面もあり、その果たす役割は大きなものとなっている。

3) 研究会報（不定期刊：既刊87号）

『研究会報』は、公開講演会、公開研究会、シンポジウム等を担当した部会・研究会の主査・幹事の推薦によって出版することができる。希望する研究員、客員研究員、準研究員に配布をしている。なお、『ディスカッション・ペーパー』の発行の増加に伴い、2011年度以降発行されていない。

4) リサーチ・ペーパー（不定期刊：既刊No. 6）

研究員、名誉教授、定年退職者（定年扱いを含む）および退職した特任教員である客員研究員、主査・幹事の推薦がある準研究員、もしくは公開研究会、公開講演会等での報告者は、部会・研究会の主査・幹事の推薦により『リサーチ・ペーパー』を出版することができる。『リサーチ・ペーパー』は、日本語以外の言語による執筆としているところに特徴がある。希望する研究員、客員研究員、準研究員に配布をしているほか、第4号からは大学公式Webサイトの経済研究所のページに掲載、また中央大学学術リポジトリには第5号から登録し、大学公式Webサイトからのダウンロードが可能となっている。

5) ディスカッション・ペーパー（随時：既刊No. 372）

『ディスカッション・ペーパー』は、完成原稿をそのまま印刷することにより低コストで迅速な発行が可能となっている。研究員、名誉教授、定年退職者（定年扱いを含む）および退職した特任教員である客員研究員、主査・幹事の推薦がある準研究員、もしくは公開研究会、公開講演会等での報告者は、部会・研究会の主査・幹事の推薦により使用言語を問わずに出版できる。希望する研究員、客員研究員、準研究員に配布をしているほか、2001年度からは大学公式Webサイトの経済研究所のページに掲載、また中央大学学術リポ

ジトリには No. 308 から登録し、大学公式 Web サイトからのダウンロードが可能となっている（一部非公開あり）。

また、刊行物以外に研究成果を公表するものとしては、公開講演会、公開研究会、シンポジウム等を行っている。その開催回数は以下のとおりである。開催数としては公開研究会を中心に活発な開催が行われていることを示している。

[公開講演会、公開研究会等の実施回数]

	2021 年度	2020 年度	2019 年度
公開講演会	0	0	1
公開研究会	20	9	46
シンポジウム	0	0	1

なお、研究活動の一環としては、上記表に示す公開研究会のほか、部会・研究会単位で開催するチーム研究会も活発に行なっている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020 年度、2021 年度の2年間においては研究調査活動の実施はもとより、学外研究者を招聘しての公開講演会、公開研究会の実施を見合わせる状況となった。そうした中においても、前述のとおり、オンライン会議システムを利用したオンライン研究会等を行うなど、意欲的な研究活動を続けてきたが、件数的には減少することとなった。しかしながら、前掲の刊行物発行数に見られるように、共同研究活動については制限されたが、個人単位では研究成果の執筆に専念する結果に結びつき、年報の論文掲載点数、ディスカッション・ペーパーの刊行件数が一定数を保っていることに現れている。

学外研究諸機関との関係については、部会・研究会に他大学・研究機関の研究者が客員研究員として参加していること、また公開講演会・公開研究会等に学外研究者を招聘し報告してもらうこと等により研究交流を行っている。また、叢書や年報を寄贈交換することにより、研究所の研究成果を発信している。

国外への研究成果の発信は、英文での執筆も多い『ディスカッション・ペーパー』、『リサーチ・ペーパー』の中央大学学術リポジトリによる大学公式 Web サイトでの公開に加え、2012 年度から年報についてもダウンロードを可能とすることで、より充実した体制を整えることができている。国外からの受信については、本研究所では上述の公開研究会の講師として招聘するほか、本学の全学的機関である国際センターの規則に則り、主に外国人研究者・外国人訪問研究者を受け入れることにより実現されている。外国人研究者・外国人訪問研究者の受入れ状況は以下の表のとおりである。

しかしながら、2020 年度、2021 年度においては新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外国人の入国が制限されていることから、招聘計画を中止・延期せざるを得ない状況となった。

[外国人研究者・外国人訪問研究者受入人数]

	2021 年度	2020 年度	2019 年度
外国人研究者第1群	0	0	0
外国人研究者第2群	0	0	1
外国人研究者第3群	0	0	1
外国人訪問研究者	0	0	2
計	0	0	4

- ※1群：本学との交換協定に基づく外国人研究者
- ※2群：本学の招聘に基づき研究・教育に従事する外国人研究者
- ※3群：本人の研究計画に基づき本学で研究に従事する外国人研究者

○学外競争的研究資金の獲得状況

本研究所においては、2022年度時点において、学外競争的研究資金の獲得実績はない。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究活動は、制度、運営方法に基づき適正に行われており、研究成果の公表においても活発に行われている。なお、競争的な研究環境創出に係る検討については、対応等は行っていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

新型コロナウイルス感染症拡大の下では、オンライン形式での研究会の開催が主流となった。そのため、2020年度においては、オンライン研究会の開催に係る、開催届から開催準備、開催時、報告までの一連の流れを纏めたオンライン研究会マニュアルを作成し、本学の研究・教育関連のプラットフォームであるmanabaに掲載し、周知することで、研究員の研究活動が円滑に行われるよう支援体制の強化に努めている。2021年度の年次自己点検・評価レポートにおいては、オンライン研究会に関し、その開催方法、広報手段の見直しを行うこととしていたが、研究所合同事務室内の人員配置の影響もあり、更なる見直しのための検討・対応をすることができなかった。今後は、従来型の対面およびオンライン形式の併用における開催など、新たな状況も生じてきており、その開催方法について標準化を行う必要がある。

<今後の対応方策>

従来のオンライン研究会においての、事務担当者による研究員への支援体制、スキルのレベルを事務担当者のマニュアルの整備等を行うことにより維持する。また、対面およびオンライン形式での併用における開催の場合において、会議室ならびにインターネット環境および機材の整備、Google フォームを活用した参加登録方法の活用、研究員への研究会実施方法の周知徹底等、本研究所の研究会開催においてスタンダードとなる方法を確立し、研究員に周知することで、より円滑な研究会の実施を目指す。

◇社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点3は割愛>継続

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

<現状説明>

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

本研究所では、以下のとおり、研究成果の公表を通して社会に還元するとともに、社会に貢献する取り組みを行っている。

1) 公開研究会等

本研究所は、おもに部会、研究会を中心として、公開研究会、公開講演会等を計画・開催し、その都度それらの情報を本学公式Webサイトに掲載することで、一般市民に対してもその参加への門戸を開いている。大学附置の研究所としての性格上、研究会等の発表内容は専門的なものとなっており、学部学生や一般市民の参加は多くはないが、社会貢献に関する取り組みとして、公開を続けている。公開研究会等の開催回数は以下のとおりである。

[公開講演会、公開研究会等の実施回数]（再掲）

	2021年度	2020年度	2019年度
公開講演会	0	0	1
公開研究会	20	9	46
シンポジウム	0	0	1

2) 刊行物の刊行等

本研究所は、『研究叢書』、『中央大学経済研究所年報』のほか、公開講演会等に関する『研究会報』（既刊87号）、個人単位で出版が可能な『リサーチ・ペーパー』（既刊No.6）、および『ディスカッション・ペーパー』（既刊No.372）も刊行されており、研究成果の発表は毎年活発に行われており、適切に社会に対する還元を行っているといえる（詳細は、「研究活動」の頁を参照）。

[刊行物発行点数]（再掲）

	2021年度	2020年度	2019年度
研究所年報（掲載論文数）	1(40)	1(24)	1(16)
研究叢書	1	2	1
ディスカッション・ペーパー	18	20	17

※2021年度年報は2分冊

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

本研究所として、学外組織との連携協力による研究は行っていないが、部会・研究会の単位で学外組織との共催で研究会等の開催を行う等の共同研究を行っている。

2021年度においては、例として、「地域づくり研究会」が地方自治体、市議会議員等の方を講演者として、チーム研究会を開催した。「社会会計研究会」では、「令和3年度駿河台大学地域創生研究センター採択研究プロジェクト」の一環として、同大学同プロジェクトとの共催として公開研究会を開催した。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究活動は、公開研究会等の開催、刊行物の公表を通して、適切に研究成果を適切に社会に還元している。

また、一般市民の公開研究会等の参加状況は多くないが、地方自治体、企業、外部研究機関等と公開研究会等を通しての共同研究の機会を設け研究交流を行っており、地方自治運営、また企業が社会貢献事業等を展開していくうえで、教育研究成果を適切に社会に還元していく一助となっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

経済研究所の研究活動に必要な事務体制として独立した組織は有していない。経済研究所・企業研究所・人文科学研究所・社会科学研究所・政策文化総合研究所の5研究所の研究活動を支える事務組織として、研究所合同事務室が設置され、5研究所の事務を所管する体制となっている。

現在、研究所合同事務室は、庶務課、資料課の2課体制となっており、各々5研究所の庶務業務と研究資料収集・管理業務を分掌している。事務組織の人員体制としては、事務長（庶務課長事務取扱兼務）1名のもと、庶務課は専任職員4名、派遣職員1名、パートタイム職員2名、資料課は専任職員2名（資料課長1名含む）、派遣職員2名、パートタイム職員6名で構成されている。

庶務課においては、実際の研究活動に対してきめ細かく総合的な支援を行うため、1研究1担当者制を採用していた。1研究所1担当者の専属担当制を採用してきたが、業務の属人化によるリスクやデメリットも存在していた。具体的には、担当者不在時および定期人事異動時の支援レベルの低下、業務改善の促進およびスタッフの有効活用が進みにくい等の問題点も潜在的に抱えてきた。

このようなリスクやデメリットを回避・軽減する観点から、2017年頃より業務グループ制の導入が検討され、1つの研究所事務業務について、メイン・サブの複数担当者制を実施するに至った。また、それとともに、Aチーム（選挙・研究会担当）・Bチーム（叢書刊行・外国人研

究者受入れ担当)体制を敷き、5研究所に共通する業務のうち比較的専門性が高く、長いスパンで時間を取る業務の切り出しを行うことにより、庶務課専任職員4名が2名ずつに分かれてチームを編成することとなった。以上の体制変更によって、前述の属人化によるリスクやデメリットへの対応のみならず、業務効率の向上や業務遂行漏れに対する管理徹底が図られた。さらに、Aチーム・Bチームの指示のもと、派遣職員が5研究所横断的な研究会開催支援や刊行物発送等の業務を担うことで、専任職員の業務負担を軽減につながった。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所の運営に必要な事務組織が設けられている。人員配置の適切性については、業務効率化を図るための方途の検討・実施を行う等、人員配置された状況下において適切な業務分担が行われており、機能している。

事務機能の改善、向上、多様化への対応については、適宜状況に応じ対応を行っているが、教職協働での取り組みについては現時点では検討等はなされていない。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

研究開発機構

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、研究所・機関の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究組織の目的の設定とその内容

1) 目的

研究開発機構は、1999年7月に設置された。その理念・目的は、設立根拠規程となる中央大学研究開発機構に関する規程制定の際の提案理由に次のように凝縮されている。

「近年、科学技術の発達や学術的な研究領域の拡大にともなって、伝統的ディシプリンの枠組みを越えた研究体制の整備が求められる一方、研究活動の大型化が進み、大学に対する多様な形態での研究資金供与の動きも加速されている。このような状況のもとで、大学が先端的研究機関としての役割を十全に果たしていくためには、研究費の多くを学納金に依存する体質からの脱却が不可欠であり、また、学内研究者の流動化等によって、研究組織の柔軟化を図るとともに、より積極的に国内外の研究機関、政府機関、民間企業等との協同を可能にする研究体制の構築が急務となっている。こうした研究環境の変化に対する本学の取り組みは、他大学における先進的な事例に照らしてみれば、様々な局面で大きく立ち後れていると言わざるを得ない。このような本大学の現状を克服し、先端的研究機関としてのポテンシャルをより高めていくためには、本大学に蓄積された学術研究の成果を広く内外に発信していくことはもとより、①大学の研究活動に対する社会的需要や学外資金（外部資金）に関する情報を的確に把握し、これらを学内の構成員及び組織に提供することにより新たな学術研究の展開を促し、本大学の研究活動の活性化に資する一方、②既存組織では対応が難しい研究課題について、学内外の研究者からなるサンセット方式の研究ユニットを組織して、外部資金の活用による共同研究が本大学を拠点に展開される諸条件を整えることが重要である。そこで、これらの目的を達成する組織として、本大学に『中央大学研究開発機構』を新設するために必要な規程を定めたい。」

以上のように、本学における産学官連携を専門業務とする機関として設立された研究開発機構は、当初開設された市ヶ谷キャンパスから活動拠点を後樂園キャンパスへ移転し、現在に至っている。

2) 基本方針と目標の設定

研究開発機構に関する規程に定める研究開発機構の最高決定機関である運営委員会において、活動を検証するとともに、今後の基本方針および目標を設定している。

①基本方針

学問的・社会的課題の中で本学が重要と考える研究課題に対して、外部資金を利用した学際的共同研究を積極的に推進し、産学官の連携・研究交流を深め、研究成果を社会に還元する。

②目標

競争的研究資金の獲得による社会的評価の向上
 グリーン・スマート・イノベーションの推進と拠点形成
 学際的研究の推進

○大学の理念・目的と各組織の目的の連関性

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）では、研究項目に関する目標として「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」が掲げられており、それを踏まえて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームが策定されている。

研究開発機構では以下の分野を重点分野として設定し、研究ユニットの新設・設置期間延長・資金獲得を目指している。

- ・持続可能社会実現技術（エネルギー、環境、材料、生命科学など）
- ・認知脳科学・生体医工学（ロボットを含む）
- ・Society 5.0（第4次産業革命後）の新秩序（システムの・学際的視点からの取り組みを含む）

<点検・評価結果>

中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」および研究戦略会議における実行スキームを踏まえての、研究開発機構の〔運営方針〕策定となっており、研究開発機構の目的は、本学の理念・目的と密接に連関し、適切に設定されている。

<長所・特色>

- ・研究開発機構は、学外の組織又は個人から提供される研究資金（以下「外部資金」という。）に関する情報を学内の研究者及び研究組織に提供することによって、その研究活動の活性化に資するとともに、外部資金を利用した大規模な学際的共同研究が本大学を拠点として展開される諸条件を整え、もって本大学における教育・研究の一層の充実と社会の発展に寄与することを目的として設置されている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

大学の理念・目的に応じて適切な目標設定等に引き続き努める。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況
--

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

前回2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等はなかったが、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の研究分野において、「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」という目標を設定している。それを踏まえて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームが策定されており、研究財源と条件項目として掲げられている「学際研究基盤形成」および「研究情報の可視化とその発信力の強化」を踏まえて研究活動の方針を検討している。

理念・目的の妥当性・適切性は、定期的開催される運営委員会において検証しており、特に、年度末の運営委員会において、各研究ユニットより提出される活動報告書を総括することによって綿密に検証している。また、その検証結果を次年度の運営方針に反映させ、年度はじめの運営委員会において、その運営方針・活動計画を審議することにより、検証の実を上げるように努めている状況である。

<点検・評価結果>

以上のように研究開発機構においては、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）で掲げられた目標に向けて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームを実行・策定している。毎年度の活動については、前年度3月に提出された研究ユニットの活動報告書を報告事項として扱い、4月の運営委員会において、新年度の運営方針を審議しており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○組織における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

研究開発機構のユニットの研究活動については、研究開発機構長を委員長とする研究開発機構組織評価委員会が担っており、当該委員会による自己点検・評価結果を基に、年1回の運営委員会での審議に基づき、必要に応じた改善を推進している。具体的な直近の例では、2022年4月の運営委員会で、ユニット責任者の資格や専任研究員の兼務など、3件の内規および申し合わせの改訂を行った。

このほか、研究開発機構における内部質保証の取組みの一環として、外部資金の研究費執行のうち、科学研究費・JST事業は内部監査室、科学研究費については学外の監査法人の監査を毎年度受けている。その他、個別の受託事業の多くは資金提供者の検査を受検しており、各種検査の結果、指摘を受けたことについて運用を見直す、研究者への注意喚起を促すなどして適切に対応している。

＜点検・評価結果＞

以上のように、自己点検・評価を基に、研究所の事業計画、運営方針、具体的な施策を運営委員会において定めており、内部質保証の観点から有効に機能している。

また、内部監査室および資金提供機関による検査については、指摘を受けたことについて運用を見直す、研究者への注意喚起を促すなどして適切に対応している。

＜長所・特色＞

研究開発機構運営委員会で指摘された改善項目について、適宜内規や申し合わせの改定に継続的に取り組んでおり、内部質保証が有効に機能している。具体的な直近の例では、2022年4月の運営委員会で、ユニット責任者の資格や専任研究員の兼務など、3件の内規および申し合わせの改訂を行った。これにより、変化する研究上の要請により適切に対応するとともに、コンプライアンス遵守にも十分な配慮がなされると期待される。

＜問題点＞

現状の内部質保証システムにおいても一定の成果を上げていることは事実であるが、時間的な制約もあり、全件の監査を受けられていない。

＜今後の対応方策＞

長所・特色の伸張方策としては、今後も、研究開発機構組織評価委員会が中心となり毎年の自己点検・評価活動を実施し、問題点・課題の発掘から、対応方策の検討・実行まで着実に進めていく。

問題点の対応方策としては、監査における限られた時間・件数の中で、金額・購入件数の多いもの、雇用契約があるものなどを選択することで、少しでも多くの内容について触れてもらい、指摘を受けたことについて、運用の見直しにつなげていく。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○組織の構成と大学の理念・目的との適合性

組織の構成については、研究組織の目的を達成するために、研究主体である研究ユニット、その運営に関することを審議決定する運営委員会、研究ユニットの設置や研究員の業績等を審査する審査委員会、事務支援を行う研究支援室という組織構成をとっている。

1) 研究ユニット

本機構の研究活動は、研究ユニット単位で行われ、それぞれのユニットは研究課題・目

的・期間・条件を明確にして、外部研究資金の範囲内で活動するサンセット方式を採用している。これによって、常に直面する社会的課題に対して、学際的な活動も伴った大学の萌芽的研究と、そこから生まれる独創的技術・理論の展開が期待できる。なお、研究ユニットに関する事項は、運営委員会での審議に基づき、規程・申し合わせ等として明定している。その概要は次のとおりである。

①研究ユニットを作るメリット

- a. 研究ユニット独自に、学外の研究者を専任研究員や客員研究員として採用することができ、研究目的に直結する研究グループを組織することができる。
- b. 専任研究員・客員研究員には業績審査を経て、機構教授、機構准教授、機構助教の呼称を付与することができる。
- c. これらの結果、機動的かつ学際的な研究プロジェクトが十分に推進可能となる。
- d. 必要に応じ、研究室の提供や事務的な支援が受けられる。

②研究ユニットを設立するための必要条件

条件1：原則として、本学の専任教員が研究ユニットの責任者であること。

ただし、以下のいずれかに該当する者については、運営委員会の議を経て研究ユニットの責任者となることができるものとする。

- ①中央大学に教授として3年以上在職した元専任教員
- ②中央大学研究開発機構に機構教授として3年以上在職した専任研究員
- ③その他運営委員会がユニット責任者にふさわしいと認めた者

※ 元専任教員でなく、かつ機構教授としての期間が3年未満の場合は、原則として専任教員のユニットへの参加を求め、参加する専任教員の役割および責任体制を明確にすること。

条件2：研究目的が、①学問の自由を侵すものではないこと、②社会の発展と人類の共生に寄与するものであること、③本学の教育・研究、社会的評価に寄与するものであること。

条件3：外部から提供される研究資金が1年度あたり1,000万円を超えるものであること（直接経費で1,000万円を超えることが望ましい）。

条件4：研究資金の提供機関と提供条件が研究目的に合致すること。

※ なお、研究期間は6ヵ月以上5年以内で、提供資金の範囲内において活動し、資金提供期間が満了したときに解散するものとする。

※ 利益相反を回避するため1ユニット1クライアント1テーマであることが望ましい。

③設立申請の手順

- a. 「研究ユニット設置申請書」「契約書案」「研究員の略歴・研究業績書」等を研究開発機構長（運営委員会）に提出

※ 研究テーマ、研究実施期間、研究資金（提供機関、資金額など）、研究目的・計画、研究責任者及び担当者の構成と役割分担等を明確にする。

↓

- b. 運営委員会で研究計画や人員構成、資金の安定性等を審議（発議）

↓

- c. 審査委員会でヒアリングにより詳しく検討し、研究ユニットの設置の可否を審査

↓

- d. 審査委員会での審査結果を受けて、運営委員会で審議・承認
↓
- e. 研究ユニットの設置が認められたら、資金提供先と研究開発機構の間で研究契約を調印する。なお、契約の調印手続きに当たっては研究支援室が担当する。

④資金提供先の基準

次の a～f のいずれかに該当すること。

- a. 公的研究費であること。
- b. 金融機関（銀行・信金・信組・労働金庫・農協・漁協）による身元保証的な照会があること。
- c. 東京証券取引所一部二部、名古屋証券取引所一部二部、ジャスダック証券取引所のいずれかに上場していること。
- d. 帝国データバンクに財務情報または信用情報が登録されていること。
- e. 会社役員の名簿及び正規の財務諸表のコピーを提供できること。
- f. 複数の資金提供先から提供を受ける場合には、相互に了承が取れていること（利益相反・責務相反の排除）。

⑤研究契約に関する基準

- a. 契約の締結は学校法人中央大学で行い、署名者は研究開発機構長とする。
 - b. 研究契約以外の契約（例：労務契約、請負契約、コンサルティング契約等）は締結できない。
 - c. 研究経費は原則前払いとする（公的研究費を除く）。
 - d. 直接経費＋一般管理費（直接経費の10%）に消費税相当額を加えたものを請求する。
 - e. 研究契約締結後1ヵ月以内に、研究経費総額の25%以上を納入する。
 - f. 委託研究の場合、通常的成果物（報告書等）は資金提供先に帰属する。知的財産権は原則として本学が負担する義務と応分の権利を主張する（契約金額により柔軟に対応）。
- ※ 機構研究員の創出した知的財産の取り扱いについては、研究員と本学との間で締結される雇用契約書において、職務発明として規定する。

⑥研究ユニットの設置

- a. 研究ユニット設置と同時に、研究員委嘱を行う。
- b. 研究ユニットの研究室として、後樂園キャンパス3号館12階の個人研究室を借用することができる。個人研究室の施設維持負担金（年額）は、18㎡の研究室が42万円、54㎡の研究室は126万円となる。
- c. 外部資金を活用した大型研究プロジェクトを実施し、学外機関との研究交流拠点として、理工学研究所先端科学技術センター共同利用実験室及び一時研究者居室（後樂園キャンパス2号館7・8階）を使用することができる。ただし、研究開発機構の機関承認をとった上で、機構長より理工学研究所長へ使用を申し入れ、理工学研究所運営委員会にて使用を認められた場合に限る。

⑦研究ユニットの運営

- a. 研究ユニットにおける研究資金は研究支援室が機関として管理する。
- b. 研究ユニットには事務担当者を置くことができる。その報酬は研究ユニットの研究

資金から支給する。

- c. 研究ユニット長は、設置申請書の記載内容を変更する必要があるときには、その旨を機構長に申し出る。
- d. 各研究ユニットは、年度毎に「研究経過報告書」、研究終了時に「研究活動報告書」を提出する。

⑧研究資金の用途

研究ユニットは、学外の様々な研究資金によって運営されるため、提供先によって、研究資金の用途が異なる。

⑨一般管理費（オーバーヘッド）

各研究ユニットからは、外部資金の一部を一般管理費（オーバーヘッド）として徴収する。金額は、受託研究契約等に定める直接経費の10%（及び一般管理費の消費税相当額分）、または100万円のいずれか多い額とする。公的資金による契約において、資金提供先の規則により異なる率の一般管理費を定めることに合意した場合は、これを優先する。

この一般管理費は、50%は本機構の研究共通費（本機構の共通的な研究活動と事務遂行に必要な経費）に使用し、残る50%は共通維持費（研究機関全体の機能の向上に必要な経費）として学校法人中央大学に納入する。

⑩研究ユニットの構成員

a. 研究員の委嘱・雇用

研究ユニットには次の研究員を置くことができる。

- 一 専任研究員：研究ユニットの研究活動に直接関連する研究分野（以下「当該研究分野」という。）において優れた実績を有し、かつ、研究計画を効果的に遂行するために不可欠な者であって、研究ユニットの研究活動に以下のいずれかの方法で専念できる者（雇用契約あり）

- ア 研究開発機構研究ユニットの研究活動に専従できる者

ただし、以下の全てを満たす場合には複数のユニットに専任研究員として所属することができる。

- ①適切なエフォート配分を行うこと
- ②配分されたエフォートに相当する賃金配分を行うこと
- ③資金提供機関に説明を行い、了解が得られていること
- ④利益相反を避けられること

- イ 研究開発機構研究ユニットの研究活動に出向契約により専従する者

- ウ 適切なエフォート管理のもと、研究開発機構以外に兼務先を持つ者で、双方の機関の合意のもとで勤務可能な者

- 二 客員研究員：当該研究分野において優れた実績を有する者であって、研究ユニットの研究活動に従事できる者（雇用契約なし）

- 三 準研究員：以下のいずれかに該当する者であって、研究ユニットにおいて研究補助業務に従事できる者（雇用契約なし）

- ア 大学院に在籍する者

- イ 就職後当該研究分野に携わって2年以内の者、ただし当該研究分野において優

れた実績を有し、かつ、研究計画を効果的に遂行するために不可欠な者については前号に定める客員研究員の資格とすることを妨げない。

ウ 研究開発機構運営委員会で特に承認した者

四 研究補助員：主に研究に関わる事務を担当する者（雇用契約あり）

b. 専任研究員・客員研究員の呼称について

専任研究員・客員研究員には研究開発機構教授、機構准教授、機構助教の呼称を付与することができる。

ア) 機構教授にあつては、次のいずれかに該当する者

- ・当該研究分野において特に優れた研究業績を有する者
- ・当該研究分野において特に優れた知識及び経験を有する者

イ) 機構准教授にあつては、次のいずれかに該当する者

- ・当該研究分野において優れた研究業績を有する者
- ・当該研究分野において優れた知識及び経験を有する者

ウ) 機構助教にあつては、次のいずれかに該当する者

- ・当該研究分野において研究業績を有する者
- ・当該研究分野において知識及び経験を有する者

⑪研究ユニットの廃止

- a. 研究ユニットを廃止するときは、研究ユニット長は、機構長に廃止の申請を行う。
- b. 研究ユニットを設置した後に研究資金が確保できない場合または途切れた場合は、当初予定していた設置期間が終了する以前であっても、研究ユニットは原則として廃止する。

⑫研究ユニットの閉鎖

研究資金の不正利用などがあつた場合、学長は研究ユニットの閉鎖を命じる場合がある。

2) 運営委員会

機構の運営に関する審議機関として、運営委員会を置く（研究開発機構に関する規程第19条）。

①構成

- 一 機構長
 - 二 学部長の互選による者2人（うち1人は、理工学部長とする）
 - 三 研究科委員長の互選による者2人（うち1人は、理工学研究科委員長とする）
 - 四 研究所長の互選による者3人
 - 五 研究ユニットの責任者の中から機構長が指名した者7人以内
 - 六 事務長
- ※ 第四号の運営委員以外の研究所長及び同項第五号の運営委員以外の研究ユニットの責任者は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

②審議事項

- 一 機構運営の基本方針に関する事項
- 二 事業計画の作成及びその執行に関する事項
- 三 予算案の作成及び予算の執行に関する事項
- 四 研究ユニットの設置、解散及び設置申請内容の重要な変更に関する事項

- 五 研究員の委嘱・解嘱に関する事項
- 六 その他機構の運営に関する必要な事項

3) 審査委員会

研究ユニットの設置等に関する機構長の諮問機関として、審査委員会を置く（同規程第23条）。

①構成

- 一 運営委員会において互選した者2人
- 二 機構長の指名する者3人
- ※ 審査委員会の委員長は、機構長が指名する。

②審議事項

- 一 研究ユニットの設置及び設置申請内容の重要な変更に関する事項
- 二 研究ユニットの研究員の選定に関する事項
- 三 その他機構長から諮問された事項

「理念・目的 点検・評価項目①」の「大学の理念・目的と研究所の目的の連関性」でも述べたとおり、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の研究の項目において「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」という目標が掲げられており、それを踏まえて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームを実現するための組織構成となっている。

○研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

2022年度は以下の重点行動計画を設定しており、研究開発機構においては学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮がなされている。

1. 安定した外部研究資金による研究ユニットの設置
 - a. 国の委託研究及び競争的資金：3件申請
 - b. 獲得金額：7,000万円（新規）、継続を含む総額 5.0億円
 - c. 大型プロジェクトの円滑な推進
2. 研究体制の強化
 - a. 専任教員とのコミュニケーションを緊密化し、連携の機会を増やす
 - b. 潜在能力の高い若手研究者の研究力向上と活性化を図る
 - c. その為、若手研究者の外部資金獲得に向けた申請力向上を支援する
 - d. 将来の研究資金獲得のための feasibility study への支援を行う
3. 情報発信力の強化
 - a. 研究成果の発信と研究力のアピールを行う
 - b. 機構公式 Web サイトの更新と更なる充実を図り、活動状況の広報を強化する
 - c. 研究戦略会議との協働を推進する
4. 研究倫理および経費適正執行の徹底
 - a. 研究倫理教育の受講
 - b. エフォート管理
5. 産学官連携・社会共創フロアの構築と更なる産学官連携の推進

＜点検・評価結果＞

研究開発機構の構成については、大学の理念・目的を踏まえた上、研究開発機構としての自由な研究環境に配慮しつつ、責任を持った体制をとっている。また、重点行動計画および課題は年度ごとに見直しており、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮を踏まえたものとなっている。

＜長所・特色＞

研究開発機構のこれまでの取組みや研究成果が認められ、コンスタントなユニット設置件数および研究費の獲得が達成されている。

審査委員会と運営委員会という二重審査構造により、各研究ユニットが本学の教育研究組織として適切・妥当であるかを十分に検証していること並びに研究ユニットは外部資金だけで活動しているため、その適切性・妥当性は資金提供者側からも適宜点検・評価されている。また、これらは、研究目的・目標が明確かつ限定的で、成果志向が強い研究を推進する上で、重要なポイントである。審査委員会及び運営委員会はそれぞれの役割を果たしているが、一部の委員が両方を兼ねており、さらに、合同懇談会を開催し、情報共有を図るなど風通しの良い組織構成となっている。

また、このような厳格な審査だけでなく、各研究ユニットの研究活動に関しては、学内および産学官の連携を推進し、柔軟かつ円滑に研究を推進できるよう支援している。具体的には、本学では初めてとなるクロスアポイントメント制度を専任研究員に導入するなど、新しい制度を取り入れた研究環境整備に努めている。

＜問題点＞

研究開発機構での慎重な審議体制があるため、民間企業からの申し出があった際に、企業の会計時期の都合により、場合によっては委員会手続に2カ月かかり、さらに学内決裁に時間を要することから、研究費が納入されるまでに3～4カ月の期間を要する場合がある。それが企業側の会計時期の都合に合わず迷惑をかける場合や、研究員の雇用が開始し、人件費支出が必要となる場合も想定されることから、この場合の研究開発機構としての対応策については慎重審議と資金提供元が求める迅速な対応のバランスを検討する必要がある。

＜今後の対応方策＞

審査委員会と運営委員会という厳格な二重審査構造を保持しつつ、運営委員会においては個別のケースを検証し、既存の制度やルールを見直すことで、慎重さと迅速性のバランスを担保するような運営を目指す。

資金納入の遅延や分割納入の申し出があった際の対応については、ケース毎に事情が異なることから、ルールを定めることはせず、当面は、運営委員会において事案毎に対応策を決定する。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価</p> <p>評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究開発機構の組織構成については、毎年の自己点検・評価活動などを通じて、必要に応じて適宜見直しを行っている。

研究開発機構の組織の核となる「研究ユニット」の活動は、研究内容・実施方法・組織編成・予算から研究成果報告等に至るまで、原則として全て資金提供者との間で交わされる「委託研究契約書」や「研究仕様書・計画書」等に定められ遂行される。したがって、研究ユニットはこれらの契約書に基づき、常に資金提供者からの点検・評価を受ける環境にあるため、初期の目的が達成される見込みのない時は、途中で打ち切られることや次年度の契約が更新されないことがあり、研究ユニットの構成は毎年度見直しが行われる仕組みとなっている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、研究開発機構の構成については、定期的な点検と、それに基づく改善がなされており、適切である。

<長所・特色>

2021年度は、安定した外部研究資金による研究ユニットの設置を目標とするうえで、多摩キャンパスおよび後樂園キャンパスでの研究活動拠点の確保、研究活動を支援するためのスペース確保という課題があり、それを組織の課題として認識することができた。ひとつの具体的な例としては、建物の構造上、24時間空調ができない居室でのサーバーの運用について、あるユニットからの申し出を機に研究開発機構全体の調査を行ったところ、複数のユニットに関わる研究上のクリティカルな問題点であることがわかったため、サーバー設置ができる施設確保を優先課題として位置付けた。依然解決が困難な点もあるが、そういった課題を吸い上げ、改善へ向けた具体的な計画につなげている。

<問題点>

現状の組織構成に特段の問題点はないが、東日本大震災、リーマンショック、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大など、外部資金の確保には組織や研究員の努力だけでは解決しがたい状況が発生することもある。

<今後の対応方策>

組織や研究員の努力だけでは解決しがたい状況が発生した際には、その状況を運営委員会において組織の問題として対応すべきかどうか也十分検討したうえで、必要な内規や申し合わせの改訂、新設を行い、研究活動が行いやすい組織となるよう改善策を講じる。また、研究開発機構長が委員となっている研究戦略会議や理工学部長懇談会などの場においても研究開発機構の問題点の改善に向けた情報共有や働きかけを行っていく。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○研究組織の研究費・研究室の状況と適切性

研究開発機構は、すべて大学外の資金で研究活動を行っているため、研究費の状況については、「点検・評価項目③」の「学外研究資金の獲得状況」を参照されたい。

研究室については、学外からの研究資金の導入による研究活動であることから、大学の研究室の利用については、施設維持負担金を直接経費から拠出することで利用に供している。

2022年度においては個人研究室18室が設置され、理工学研究所先端技術研究センター共同実験室の利用も可能である。

多摩キャンパスにおいて研究活動を行うユニットについては、教育組織の協力を得て、研究活動を行うためのスペースを借用している。

○リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

研究開発機構の研究ユニットにおいて、リサーチ・アシスタントは1名が雇用されている。また、本学の研究活動の調査・分析、国の政策・競争的資金の情報収集、全学的な重点領域の提案と戦略的研究企画の立案と推進、及び産学官連携プロジェクトの立案と推進、競争的資金の申請・推進を職務内容とするURAについては、研究戦略会議の事業計画に定めた年次計画により計画的に採用することとしている。事業計画を見直した2019年度には3名だったが、2022年度には7名が採用され、今後も年次計画に基づき体制強化を行っていく予定である。

＜点検・評価結果＞

以上のように、本研究所の研究員に対する研究費等の研究活動を支援する基礎的な環境や条件は、研究所の運営体制に基づき整備されている。一方で、競争的研究費による間接経費並びに受託研究の一般管理費を充当し、整備を行うことと努めているが、学内のコンセンサスが得られていないため、十分な整備ができていない課題等も有している。

また、多摩キャンパスを拠点とした研究活動の拡大の可能性に施設の準備が十分に対応できていない状況にある。

＜長所・特色＞

研究員の雇用や研究費の執行のフレキシビリティが高く、研究費で対応できる限り、研究者の意欲に応じて、必要な時期にユニットの設置、研究員の雇用など適切に研究体制を充実することができる体制をとっている。

URAは、各種研究費、助成金に関して研究者にメールで迅速に公募情報を提供することで、

研究者の応募機会を確保しており、応募にあたっての申請内容についても研究者と意見交換等を行うことでブラッシュアップしていく仕組みづくりができています。

<問題点>

ユニット数の増加に対して、対応可能な施設が後樂園キャンパス、多摩キャンパスともに不足している点が問題点として指摘される。ユニットの専任研究員の人数に対して、配分できる個人研究室は十分ではなく、現状は飽和状態となっている。共同実験室については理工学研究所の先端技術センターから借用しているが、年度によっては応募数に対して不足があることもある。個人研究室を複数名の専任研究員で共同利用することによって対応しているユニットもあるが、それに加えて客員研究員も来訪することから、新型コロナウイルス感染症流行下においては好ましい状況とは言えない。

URAについては、ベンチマークとなる他大学の状況と比較すると、URAの人数はまだ少なく、専門分野においても本学の研究者の分野を網羅的に対応できていない。

新型コロナウイルス感染症の影響による研究費獲得の減少が研究活動の停滞要因として存在する。

<今後の対応方策>

文系学部（多摩キャンパスの教員）からの申請を増やす方法に関しては、研究開発機構が提供できる施設が後樂園キャンパスに限られていることも影響していると考えられることから、キャンパス再編計画の中で、ユニットの設置希望に対応できる施設を確保し利用できる状態を目指す。あわせて、外部資金獲得のための基盤を更に整備すべく、2大キャンパス整備計画に合わせて、引き続き施設の充実を目指す。

URAの活動に係る対応方策としては、ベンチマークとなる他大学の状況や社会情勢と技術動向を把握し、次世代ニーズを予測し研究力を整える。

研究費減少への対応方策としては、研究費獲得のための広報ツールの強化が求められる。2021年12月に新設した+C（プラスシー）の積極的な活用により、資金提供機関へ向けた研究広報を行う必要がある。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>

○組織における研究活動の状況

研究開発機構は学外資金を利用して研究活動を行う機関であり、常に競争的研究環境の下で、成果志向が強い研究を推進している。以下に2022年度に活動している研究ユニットの一覧を示すが、※印を付した8ユニットが競争的研究費を獲得して活動している。

[2022年度に活動している研究ユニット（一覧）]

1	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	地盤環境研究ユニット 地盤の変形および振動による既設構造物への影響評価とその保全 2016年4月1日～2023年3月31日
2	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	生活習慣病予防システム研究室 ICT活用による生活習慣病患者・予備群指導システムの構築と実証 2018年3月1日～2023年3月31日
3 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	顔と身体表現の文化差の形成過程 顔と身体表現の文化差の形成過程 2018年4月1日～2023年3月31日
4	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	東京ゼロメートル地帯の水災害とその社会的影響 東京ゼロメートル地帯の水災害危険性評価とその社会的影響の研究 2018年4月1日～2023年3月31日
5	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	サイゼリヤ食認知研究ユニット 食認知構造解析の産業応用に関する研究 2018年4月1日～2023年3月31日
6	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	超高齢社会のインフラプロジェクト 超高齢社会における交通施設のインクルーシブデザインとモビリティシステムの研究 2019年4月1日～2023年3月31日
7 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	沿岸域の自然災害適応に関する研究ユニット 沿岸域における自然災害への適応に関する研究 2019年4月1日～2023年3月31日
8 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	持続可能な水・汚泥処理技術ユニット 水処理と汚泥処理の広域化とスマート化に向けた技術開発 2019年4月1日～2023年3月31日
9	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	ウォーターセイフティ&エマージェンシーメディシン研究ユニット 水辺の事故防止と救急医療に関する研究 2019年6月1日～2023年6月30日
10 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	分子配向精密制御研究ユニット 高性能有機光デバイスを目指した精密分子配向制御 2020年4月1日～2023年3月31日
11	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	持続可能でレジリエントな河川・流域システムの研究プロジェクト 持続可能でレジリエントな流域治水技術の開発 2020年4月1日～2025年3月31日
12 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	VR/AR フィジカルインタラクション研究ユニット 人工筋肉を用いた可変粘弾性アクチュエーションによる人間とロボットのフィジカルインタラクションに関する研究 2020年4月1日～2023年3月31日
13	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	AI・データサイエンス社会実装ラボ AI・データサイエンスの社会実装に関する実践的教育プログラムの開発・実施及び上記に基づく産学協働オープンイノベーションの実施 2020年4月1日～2023年3月31日
14	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	微細藻バイオマスを利用したバイオジェット燃料事業の実証研究 膜を利用した微細藻類の回収技術の開発 2020年11月1日～2023年3月31日
15	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	高齢社会における信託活用のグランドデザインに関する研究ユニット 高齢社会における金融包摂に関し、信託・任意後見・金融の連携について理論的・実証的な研究を通じ、具体的な提言を纏めるもの。 2021年4月1日～2016年3月31日
16	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	新常態環境下の情報セキュリティに関する総合的研究 基礎理論、総合的視点、及び個体層から社会層に亘る4階層に亘って、真正性保証を中心に研究開発を進める。 2021年4月1日～2026年3月31日
17	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	気象センサー等を活用した水災害科学・水災害情報研究展開ユニット 気象レーダ等気象センサーを活用した水災害・水情報ソリューションを国内外で展開するに当たっての基礎的研究から技術実証、事業化検討・展開に亘るまでの横断的研究 2021年4月1日～2024年3月31日
18	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	データサイエンスに基づく水環境の保全と創造・水防災技術の発展 気候変動を踏まえた水環境の保全と水災害の激甚化に対応したデータサイエンスに基づく建設技術の発展に寄与する学際的研究 2021年4月1日～2024年3月31日

19 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	都市雨水管理の高度化ユニット 都市浸水対策と雨天時汚濁解析の高度化に向けた技術開発 2022年4月1日～2025年3月31日
20	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	気候変動ユニット ①モンゴルを対象とした衛星による温室効果ガス排出量推計技術の高度化に関する委託業務 ②GOSAT シリーズ観測データによる国別温室効果ガスインベントリ比較・検証委託業務 2022年4月1日～2023年3月31日
21 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	微細藻類の産業利用の研究開発ユニット 微細藻類を用いたバイオ燃料製造のための研究開発 2022年4月1日～2023年3月31日
22 ※	研究ユニット名 研究課題 研究実施期間	トランスレーショナル認知脳科学研究ユニット 認知脳科学の応用に関するトランスレーショナル研究 2022年4月1日～2025年3月31日

活動のコアとなる研究プロジェクト（研究ユニット）は、相当規模（運用上1,000万円超/年度）の外部資金を得て初めて設置することができ、資金提供期間の終了とともに解散する、いわゆるサンセット方式である。研究ユニットの活動は、研究内容・実施方法・組織編成・予算から研究成果報告等に至るまで、原則として全て資金提供者との間で交わされる「委託研究契約書」や「研究仕様書・計画書」等に定められ遂行される。したがって、研究ユニットはこれらの契約書に基づき、常に資金提供者からの点検・評価を受ける環境にあるため、初期の目的が達成される見込みのない時は、途中で打ち切られることや次年度の契約が更新されないことがある。このことから、研究ユニットの研究活動の目的・目標は、明確かつ限定的で成果志向が強い。また、その目的達成を図るために、研究ユニット責任者は、研究員の任用や予算執行の一次的な判断を委ねられるなど、極めて大きな責任と権限が与えられている。こうした特性を持つ研究ユニットの活動をコアとしていることから、研究開発機構は研究組織のあり方、研究活動の目的及び方法、研究体制・条件、施設等の設備方針、予算・財政措置等の多くの点から大学既存の各研究所とは異なる特徴を有している。

今後、研究成果の社会還元を活性化させ、機構の認知度をより向上させるためには多くの研究ユニットが設置され、活発に活動することが望ましい。この点から最近10年間の動向を眺めると、2014年度をピークに外部資金導入額は減少傾向にある。研究ユニットの設置はひとえに外部資金に委ねられていることから、更なる増加を望むには対外的な説明責任や市場経済の影響を恒常的に考慮しておく必要がある。新型コロナウイルス感染症拡大下による経済活動の停滞による民間資金の減少は競争的資金等公的研究費の競争率上昇も招いており、公的研究費によるユニット設置が想定どおりに進むかどうかは、予断を許さない状況にあることはいままでもない。

理工学研究所との連携では、理工学研究所先端科学技術センターにおいて、研究ユニットによる施設の借用も認められている。2022年度は、研究開発機構の7つのユニットが同センター共同利用実験室の使用を認められたことから、研究の効率化あるいは分野によっては研究の拠点に向けた協同化が期待される。当該施設は外部資金の導入と産学共同研究の実施を目的とした実験施設であり、施設の狭さという研究開発機構の短所を補うことができるため、今後は、一層深化した研究の展開が期待される。また、毎年開催されている理工学研究所研究発表会・大学院理工学研究科研究発表会に参加し、2021年度は、9テーマ（6ユニット）について研究発表を行った。これにより、組織を超えて活発な意見交換が行われるなど、今後の研究活動の良い刺激となっている。なお、研究発表会は理工学研究所・研究開発機構の共催となっており、大学院理工学研究科研究発表会と併せて開催することにより、学内の連携

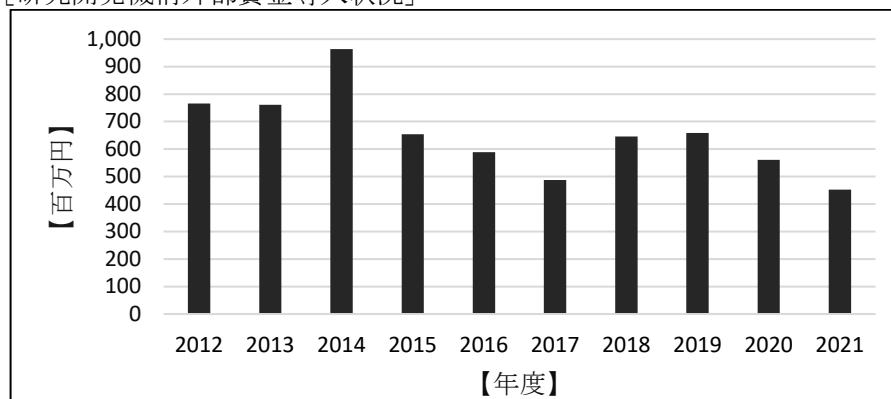
が鮮明になっている。引き続き、研究ユニットに関する情報発信を強化し、理工学研究所を始めとする研究所および教育組織との連携を重視していく。

また、機関、研究ユニットとしての取組みに加えて、専任研究員の科学研究費を中心とする個人研究も奨励し、個々の研究力の向上が学際化、融合研究に結びつくように支援していく。

○学外競争的研究資金の獲得状況

研究費は主に競争的研究費、省庁などの公的機関および民間企業との共同研究により提供されている。過去10年間（2012年度～2021年度）の外部資金導入状況は以下のとおりである。

[研究開発機構外部資金導入状況]



※年度ごとの新規契約ベースで計上。科学研究費は計上から除く。

2021年度は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）、国土交通省、環境省地球環境局、警視庁、港区、および民間企業からの受託・共同研究により総額で5億8,300万円の外部資金が導入された。なお、こうした、競争的資金を獲得するためには、研究倫理教育の受講や研究者情報の公開を行うことが必須条件となっている。

<点検・評価結果>

2012～2021年度の過去10年間においては、受託している研究費は減少しているが、研究ユニットの件数は安定的に推移しており、それは学内の期待と支援を受けて研究開発機構長を中心とした適切な運営体制と施設設備条件を整備したことが基盤となっているものである。

<長所・特色>

研究ユニットの活動に参加する学部・大学院の学生も多く、そのような学生にとっては、研究能力養成の実践的フィールドであるだけでなく、専任教員以外の人との交流が、視野を広め、刺激を与えることに役立っている。

後楽園キャンパスにおいては、理工学研究所と研究発表会を共催し、理工学部・大学院理工学研究科と研究資源を効率的に活用する等、連携が効果的に進展している。

研究ユニットによる理工学研究所先端科学技術センター共同利用実験室の借用が認められ、実験施設として使用することができ、大型プロジェクト研究の活性化・高度化を推進していける環境がある。

研究開発機構 Web サイトを定期的に更新することで、研究成果と研究力の発信・アピールを

行っている。また、2021年12月には産学官連携を目的とした研究情報サイト+C(プラスシー)が開設され、そこでの研究広報にも参加している。+Cの記事をきっかけに、本学との研究契約に関心を持った企業からの申し出が複数寄せられており、現在1件が具体的な契約への運びとなっている。

研究倫理教育の受講徹底をはかり、適正な研究の推進と社会の発展に資するよう努力している。

<問題点>

人文社会科学系ユニット及び文理融合型の研究ユニットを設置することはできているものの、割合はまだ少ない。これをさらに増やすには、学内他研究機関との協働を進めるとともに、研究シーズなどの情報の見える化を図ることが必要である。

国際交流の進展に伴い、海外からの外部資金の導入も行われるようになってきた。そのような場合に、現状の国内の外部資金に対する取り扱い規定で対処できるのか、事前に検討しておく必要がある。

研究ユニット運営のための委員会手続の煩雑さが指摘されている。運営体制や規程の見直しを随時行ってはいるものの、ユニット設置基準の緩和等、ユニット責任者あるいはユニット設置希望者の様々な要求に完全に答えられているわけではない。研究開発機構の健全な運営を担保するためには直ちに規程等を変えられないケースもあり、今後も継続的な検討が必要となる。

「中央大学研究開発機構活動経費の取扱基準」において、一般管理費について以下の通り定めているが、特にそのうちの共通維持費の用途について適切に支出に充てられていることを明示すべきであるという点が運営委員会において指摘されている。

<今後の対応方策>

2022年度においては以下のとおり、運営委員会において検討課題を設定して取り組むこととしている。

- 1) 学内他研究機関 (AI データサイエンスセンター、ELSI センター、日本比較法研究所および法学部等) との協働

理工学研究所との合同研究発表会は学内外に公開して行うため、こうしたイベントを交流のきっかけの場として活用する。学部、研究科からの要請に応じて研究員の教育的貢献に対応する。researchmap への情報登録により、研究者情報の可視化に努めたい。

- 2) 情報発信の強化 (+C を活用したコンテンツの配信)

- 3) 委員会手続の簡略化

引き続き、規程・申し合わせの検討を行い、ユニットの研究が円滑に推進できるよう、その支援体制を整える。そのため、運営委員会と研究支援室との連携をより緊密にし、情報共有を図る。

- 4) 研究共通費の有効活用

外部資金の安定的な獲得に向けて、引き続き、URA の活動の活性化、プレスリリースや本学公式 Web サイトを用いた情報発信、知財創出の奨励等を行うと共に、若手研究員の科学研究費・助成金申請を奨励し、積極的に支援する。

また、競争的研究費による間接経費および受託研究費の一般管理費を適切に活用し、研究環境の整備を行うことができるよう学内のコンセンサスの形成に努める。2023年4月から供用が

開始される後楽園キャンパス社会共創フロアの運用方針策定に本機構も関与することで、さらに研究環境の整備に取り組む。

倫理教育については、新任の客員研究員は運営委員会での審議によって随時委嘱されるため、担当者マニュアルを整備することで業務フローの中で遺漏ないように対応する。専任研究員については所管部署と連携の上、情報共有を行う。

◇社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点3は割愛>

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

<現状説明><長所・特色><問題点><点検・評価結果、今後の対応方策>

「社会貢献」については、「研究推進支援本部」の当該項目を参照されたい。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明><長所・特色><問題点><点検・評価結果、今後の対応方策>

「事務組織」については、「研究推進支援本部」の当該項目を参照されたい。

以上

社会科学研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

社会科学研究所は、1978年11月、本学の研究部門を支える7つの研究所のうち、社会科学に関する主として学際的な共同研究を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的（中央大学社会科学研究所規程第2条）に設置され、翌年1979年4月に活動を開始し、2019年4月に創立40周年を迎えた。設置当時、中央大学は新しい時代の要請に基づく大学づくりの一環として、今後の研究所の在り方に関して、次のような見地を打ち出している。すなわち、①大学の使命を単なる教育機関としてではなく、学問の一層の発展を推進する研究機関として捉える、②研究体制を研究者個人としての能力の発揮と責任体制の確立に止まらず、研究者集団としての協力・相互批判・相互援助の組織化を進める、③所属学部の枠を超え、大学単位で同一研究テーマに関する協力関係を結ぶという「共同研究」の体制をつくる、④大学設置の形態をとることにより、大学自治の枠内に組み込む、の諸点である。

社会科学研究所は、こうした視点に立脚し、前述の目的を達成するため、政治学、法学、歴史学、経済学、社会学などを中心とする共同研究機関として活動を開始し、今日に至っている。なお、研究所としての目的達成の観点から、以下の事業を行っている（同規程第3条）。

- 1) 社会科学に関する共同研究及び共同調査
- 2) 研究・調査に必要な図書及び資料の収集・管理
- 3) 研究・調査の成果及び資料の刊行
- 4) 研究会・講演会等の開催
- 5) その他研究所の目的を達成するために必要な事業

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

本研究所は、設置当時より、本学の理念・目的に裏付けられた組織であったが、設立趣旨である「学際的な共同研究」は、今日、本学が建学の精神に基づいて設定した『大学運営の方針』で掲げる「時代や社会の要請に応えるべく行う幅広い学問研究」にも適ったものといえる。

<点検・評価結果>

本研究所の目的は、本学の理念・目的と密接に連関し、適切に設定されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大

学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審時には、本研究所に対する指摘事項等はなかった。しかし、その後、将来を見据えた中長期の視点で所内を点検した結果、研究所の目的により一層適った体制づくりの観点から問題点を見出し、年次自己点検・評価活動において「研究成果公表を促進するための質保証制度の拡充」（2018年度、2019年度）、「国際交流の活性化」（2020年度）、「委員会運営体制の見直し」（2021年度）を自主設定課題として掲げ、改善に取り組んできた。特に、研究員に影響が大きく比較的関心の高い課題に焦点を当て、研究所全体で問題解決に取り組めたことで、近年は特に、研究員各自が当事者として問題を認知し、解決行動に参画しやすい雰囲気所内に醸成されたことが、年自己点検・評価活動を通して得られた有意義な副産物と捉えている。

また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）（2021年3月27日）の中では、研究所全体の課題として次の2点が整理された。

- ①研究所全体の研究成果を一覧できるしくみや活動状況を可視化するための指標設定がない
- ②準研究員（院生）が研究者として自立するため方策とその実施についての活動状況を可視化するための指標設定がない

この認識のもと、以下の4点について、今後研究所全体として取組みを推進することとなった。

- ①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信
- ②研究所の活動指標の設定
- ③研究成果の社会実装の促進
- ④準研究員の増加

これら取り組むべき課題については、社会科学研究所のみの意向では解決できない問題を多く孕んでおり、現状では直接的な対応策を講じられておらず、また、達成に向けたプロセスも具体的に描けていない状況であるが、本研究所としては固有の活動指標を策定し、研究の基盤整備を目指すこととしており、本研究所として掲げた活動指標の項目は以下のとおりである。

- (1) 研究チーム横断的な情報共有
- (2) 研究所主催の公開シンポジウム開催の積極展開

なお、現時点における活動指標の導入の検討、方針、およびその内容に関する所内の合意形成については、2022年7月開催の研究員会において確認を行う予定となっている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所は、現状における問題点改善への施策の設定・実行については、年次自己点検・評価活動、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」下での活動を通じて継続して取り組んできている。しかし、社会科学研究所のみの意向では解決できない問題を多く孕んでおり、現状では直接的な対応策を講じられておらず、また、達成に向けたプロセスも具体

的に描けていない状況である。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）で研究所に要請された、4つの課題（①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信、②研究所の活動指標の設定、③研究成果の社会実装の促進、④準研究員の増加）については、社会科学研究所のみの意向では解決できない問題を多く孕んでおり、現状では直接的な対応策を講じられておらず、また、達成に向けたプロセスも具体的に描けていない。

＜今後の対応方策＞

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）が求める4つの課題全てに即時対応することは様々な環境要因から容易ではないため、まずは、研究所の活動指標の設定から進めていく。なお、本研究所が2021年度にワーキンググループ（WG）を設置・検討し実現化した年報投稿区分「研究ノート」の新設は、準研究員（大学院博士後期課程在籍者）の論文投稿をエンカレッジすることを主眼に置いた、まさに準研究員の活動の下支えを目的とした取組みである。直接的ではなく間接的なアプローチではあるものの、準研究員の増加に向けた対応方策の一つとして今後も推進していく。

◇内部質保証

＜点検・評価項目①②④については割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、6～7については割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

＜現状説明＞

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価活動については、社会科学研究所組織評価委員会がこれを担っている。当該委員会の委員長には所長を、他の委員には、所内選挙により選出された運営委員を充てており、研究所の来歴や実情に精通した適切な委員構成のもと、滞りなく自己点検・評価が実施され、それに基づく改善・向上を実施している。

具体的な改善事例としては、2021年度年次自己点検・評価活動では、「委員会運営体制の見直し」を実施し、国際交流委員会の運営委員会への機能統合や、法学部の都心移転を念頭に置いた研究会の原則オンライン開催等を実現した。その他、2020年度には「国際交流の活性化」に取り組み、英文公式Webサイトの整備と国際シンポジウム（エクス・マルセイユ大学との交流40周年記念シンポジウム）を開催した。同シンポジウムについては、参加者100名以上、および、参加者アンケートに基づく満足度70%以上を目標として設定していたが、結果は事前申込者111名（実際の参加者は76名）、満足度は84.4%となるなど、一定の成果が得られている。

＜点検・評価結果＞

以上のように、本研究所の点検・評価活動は適切な運営体制のもと毎年度定期的実施され、着実な改善につながっている。このため、本活動は内部質保証を担保する取り組みであるといえる。

＜長所・特色＞

これまでの年次自己点検・評価活動＜「研究成果公表を促進するための質保証制度の拡充」(2018年度、2019年度)、「国際交流の活性化」(2020年度)、「委員会運営体制の見直し」(2021年度)＞を通じて、所長のイニシアティブのもと、所内刊行物における査読体制の強化、外国人研究者の受入れ促進、英文Webサイトの整備、各種委員会の整理・統合等の具体的な施策を実行に移し、一定の成果を上げている。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

自己点検・評価活動では、研究員に影響が大きく比較的高い関心の高い課題に焦点を当て、研究所全体で問題解決に取り組んできたが、近年は特に、研究員各自が当事者として問題を認知し、解決行動に参画しやすい雰囲気が所内に醸成されている。この協力体制を礎として、所長のイニシアティブのもと、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」(第2版)で掲げられた各種課題に対して、改善活動に取り組んでいくこととする。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

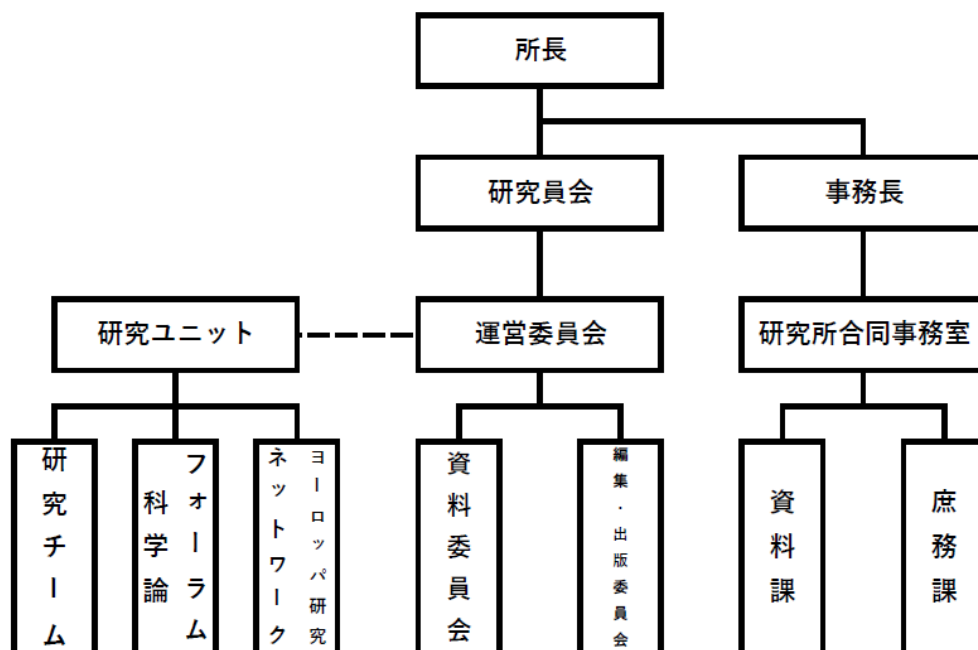
評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

社会科学研究所は次掲の組織図が示すように、所長のもと組織される。

[社会科学研究所組織図 (2022年5月1日現在)]



①研究員会

研究員会は、本学専任教員である研究員をもって構成し、所長が招集し、議長となる。(社会科学研究所規程第10条)。開催回数は、年に4回程度(年度はじめ、夏季休暇前、秋期予算申請前、年度末)であり、①運営の基本方針に関する事、②事業計画に関する事、③所長の選出に関する事、④予算申請案に関する事、⑤その他研究所の運営に関する重要な事、について審議決定する(同規程第11条)。

②運営委員会

運営委員会は、所長と、研究員会において互選した者5人(任期2年)、共同研究チームの主査、資料委員長、研究所合同事務室事務長から成り、委員長には所長が当たる。①研究所の運営に関する事、②事業計画案の作成及び事業計画の執行に関する事、③予算申請原案の作成及び予算の執行に関する事、④その他所長が必要と認める事、について審議決定する(同規程第15条)。

③資料委員会

資料委員会は、研究員会が選出した者(任期3年)について、委員長は委員の互選した者について、学長が委嘱することとなっており、以下の基本方針に基づいて、図書・資料の選定、資料予算等を策定している(同規程第16条)。

- 1) 逐次刊行物(特に洋雑誌)の整備
- 2) 政党、労働団体、農業団体の新聞・機関誌の収集
- 3) 地方政治に関する資料・統計書の収集
- 4) 労働関係資料の収集
- 5) 多摩地域関係資料の収集
- 6) 諸外国基本統計書の収集

④編集・出版委員会

編集・出版委員会は、(1) 所長、(2) 各研究チームのうちから1人、(3) すでに終了したチームであって、当該年度に叢書等を刊行予定の研究チームの研究員のうちから各1人、(4) その他所長が必要と認めた者若干名(任期3年、(3)のみ叢書等刊行年度のみ)からなり、委員長には所長が当たり(中央大学社会科学研究所編集・出版委員会内規第4条、5条)、研究叢書・研究報告・年報等の出版に関する基本方針及びその他所長が必要と認めたものの編集・刊行について審議決定する(同内規第3条)。編集・出版委員会内には次の編集幹事、①叢書編集幹事、②研究報告編集幹事、③年報編集幹事を置く(同内規第7条)が、①、②の編集幹事は、出版計画が予定されている各チームの幹事が当たる(研究叢書・研究報告・年報の取扱要領第2条第1項)ことから、編集・出版委員会の委員の選出については、運用上各研究チーム幹事(終了チーム幹事含む)を推薦し、運営委員会の承認を経て所長が委嘱する。

以上のとおり、社会科学に関する主として学際的な共同研究を行い、学術の進歩発展に寄与するための研究活動を行うために必要な体制を整え、その運営を行っており、大学の理念・目的を実現するために適切なものとなっている。

研究所の最高意思決定機関である研究員会は年間4回程度開催されているが、研究員の出席率は必ずしも高くない。その原因として、近年、多様な委員会が特定曜日(法学部は金曜日、経済学部は水曜日、文学部は木曜日)に集中していること、また、オフィスアワーを昼休みに設定する教員も多いことから、研究員が出席する時間を確保することが容易ではないことが考えられるが、この問題は社会科学研究所だけで解決できる問題ではなく、今後も学部や大学院研究科と調整しながら実施していくこととなる。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

研究所の体制として、組織的に学問動向、社会的要請、国際的環境への配慮等は特段行っていないものの、共同研究テーマについては、研究員の個々の専門領域をベースとして柔軟に設定されるものであることから、時代のニーズをとらえたものとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所長のもと、各種委員会を設置し、大学の理念・目的や研究所の目的を達成するための研究活動を行う体制づくりがなされている。

<長所・特色>

研究員会のみならず、運営委員会、編集・出版委員会については長を所長が務めることにより、各々の委員会における審議状況の把握や連携が取りやすく、スピード感を持った合意形成が容易である点に特色がある。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後においても、所長のイニシアティブを発揮し、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）で掲げられた各種課題など、多様な案件に対して、各々の委員会においてスピーディーに対応方策を検討・実行していくこととする。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究所の組織体制の適切性については、随時、見直しを図っている。具体的な事例としては、2021年度年次自己点検・評価活動結果に基づき「委員会運営体制の見直し」を実施し、国際交流委員会の運営委員会への機能統合などを行った。また、実質的に活動休止状態が続いている「フォーラム科学論」についても、幹事と事務方で連絡を取り、今後の活動の方向性について早期に結論を出す方向で進めている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、適宜、組織体制の見直しが実施されており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究等環境

<点検・評価項目①②については全学項目のため割愛>

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

<評価の視点2～3については割愛>

評価の視点1：図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

<現状説明>

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

共同研究活動の促進のため、図書資料の充実と適切な整備を行っており、資料収集は、資料委員会の以下の基本方針に基づき、特色ある資料の収集に努めている。

- 1) 逐次刊行物（特に洋雑誌）の整備
- 2) 政党、労働団体、農業団体の新聞・機関誌の収集
- 3) 地方自治に関する資料・統計書の収集
- 4) 労働関係資料の収集
- 5) 多摩地域関係資料の収集
- 6) 諸外国基本統計書の収集

また、資料委員会選定による図書資料のほか、各研究チームで選定できる研究チーム図書が

あり、予算枠は別になっている。いずれも研究所合同事務室資料課において、購入、整理、登録され、研究に供している。また、研究所図書資料の利用環境を整備するため、本学図書館蔵書検索システム（CHOIS）にデータ登録し、公開している。

研究所図書資料は、研究員のほか、本学教員、学部学生、大学院学生の利用に供しているが、その利用については研究員が優先される。

[図書・資料冊数（2022年3月31日現在）]

（ ）内は内数で非図書資料を示す。

		和書	洋書	計
2021年度 受入数	購入	40(1)	23(0)	63(1)
	製本	0(-)	0(-)	0(-)
	受贈	12(0)	1(0)	13(0)
	その他	0(0)	0(0)	0(0)
	計	52(1)	24(0)	76(1)
総蔵書数（冊）		9,080(106)	12,395(42)	21,475(148)

*上記、「受贈」は、「寄贈」と「自館製作」となる。

*上記、当年度受入れ非図書資料の内訳：CD-ROM（和1）

[総蔵書数「非図書資料」内訳（2022年3月31日現在）]

	和資料	洋資料	計（点）
マイクロフィルム	66	2	68
マイクロフィッシュ	0	39	39
CD-ROM	17	1	18
DVD-ROM	5	0	5
フロッピーディスク	18	0	18
計（点）	106	42	148

[雑誌・新聞数（2022年3月31日現在）]

雑誌		和雑誌	洋雑誌	計
2021年度 継続受入 タイトル数	購入	8	58	66
	受贈	16	1	17
	計	24	59	83
新聞		和新聞	洋新聞	計
2021年度 継続受入 タイトル数	購入	3	0	3
	受贈	3	0	3
	計	6	0	6
総タイトル数		152	378	530

※継続新聞内訳：和新聞＝政党紙1紙 労働団体紙3紙 農業団体紙2紙

※総タイトル数は所蔵タイトル総数で、非継続、誌名変更、廃刊などの雑誌・新聞を含む。

※上記の中には、電子ジャーナル（購入洋雑誌）は含まれていない。

電子ジャーナル

- ・National civic review
- ・strategic comments
- ・sociological quarterly
- ・Sociological review
- ・The bulletin of the atomic scientists

<点検・評価結果>

以上のように基本方針に基づいた特色ある資料の収集に努め、共同研究活動促進のための蔵書構成を構築している。

<長所・特色>

資料収集費については、5研究所の中でも企業研究所に次いで予算総額に占める割合が大きく、資料収集に重きを置いている。そのため、本研究所で受け入れている図書・資料のうち多摩地域関係資料は5研究所の中でも最多の所蔵がある（2021年度末の時点で927件の所蔵）。地方自治等に関する資料・統計書においても収集に努めており（75タイトル）、これらの資料は本研究所の研究活動を下支えするのみならず、本学総体としての研究・教育に有用なものとなっている。

<問題点>

本研究所の所蔵図書・資料は（継続受入図書・資料を中心として）基本的に年々増加することから、書庫狭隘化は本研究所書庫の抱えるもっとも大きな問題である。2021年度末時点において、本研究所書庫内書架の図書・資料の占有率は89.44%となっており、現状において、ほぼ“満杯”の状態となっている。

欧米資料の恒常的な原価上昇や、外国為替相場の円安傾向により、資料費が逼迫しており、既存の継続資料の購入見直しを行い、対応している状況である。従って今後、継続的に収集してきた資料が購入中止となることで、蔵書としての利用価値が低くなるなどの弊害が起こる可能性がある。

<今後の対応方策>

長所・特色として記述した、多摩地域関係資料については、今後も継続して収集を進めることとする。

資料費支出を研究所において許容される範囲内での必要最低限にとどめ、場合により継続資料の購入中止を行う。また、利用頻度の多寡をベースに継続資料の一部購入中止を行うなどして継続受入資料購入のための費用を確保する。

書庫の狭隘化については、本研究所の資料委員会における本年度の対応として、学内重複あり又は他媒体代替可能な資料を抽出して除却・抹消の可能性を探る。次いで、今後の複数年に亘る対応として、学内重複や他媒体代替可能性のない資料の整理を見据えて、中長期的な除却・抹消の判断の目安を策定する。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

<現状説明>

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所資料を保管している研究所書庫は、日本比較法研究所、経済研究所、企業研究所、社会科学研究所、人文科学研究所、政策文化総合研究所の6研究所で利用している（当研究所書庫面積193.23㎡）。開館時間は月曜日から金曜日は9時30分から17時まで、土曜日は9時30分から12時までとなり、座席数34席、情報検索機PC4台、マイクロリーダープリンタ3台を設置し、利用に供している。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程及び同管理規程を準用し管理され、本学図書館蔵書検索システム（CHOIS）に登録し公開して

いるが、その利用は研究チームが優先することとなっている。研究チームの収集する図書に関しては、各研究チームに図書の選定が任されているが、研究所書庫の保存スペースの狭隘化に伴い、本学図書館や他研究所の所蔵資料との重複については、研究上の必要が極めて高い場合を除いて原則として認めないようにし、必要とする新規図書資料の受入れを行っている。

研究員が使用できる施設・設備としては、各プロジェクトチーム内の打合せや研究会、シンポジウム開催に使用できる会議室が多摩キャンパスに4部屋確保されており、最大で70人余りの人数が収容可能である。また、本学の都心キャンパスを含め、必要に応じて他部署が管理する施設も使用することが可能なため、外部者との研究交流も活発に行うことができる。

なお、研究所合同事務室には従来から、ポータブルのプロジェクタ、PC、ICレコーダー等の機器備品が整備されている。また、他研究所と共同して4つの会議室に無線LANアクセスポイントを設置し、複数台の同時接続が可能とする仕様としており、これにより、公開講演会をはじめ各種研究会にてリアルタイムの情報を効率的に収集しながら研究活動を行うことが可能な環境となっている。

さらに、2020年度以降の新型コロナウイルス感染症拡大下においては、オンライン会議システムを利用した会議や研究会開催が主流となってきたことから、研究所合同事務室にてオンライン形式での会議等に係る機材の利便性を向上させるため、2021年度には、360°カメラ、マイク、スピーカーを備えた一体型の機材1台の整備を行った。

<点検・評価結果>

以上のように、オンラインを活用した研究に適した施設整備なども含め、研究員の研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

研究所における研究費は、研究チームに配分する予算と、所長預かり予算とに分けて配分しており、所長預かり予算は、研究チームの配分予算で不足する場合等の補填的な用途に使用される。

各研究チームの予算は、チーム幹事から提出される事業計画案（予算計画）をもとに、希望予算額に応じて傾斜配分されることが主である。例年11月頃に予算執行状況及び当該年度の活動予定を確認し、予算の再配分を行うことで、研究費を適切に配分し有効利用している。主な用途は、研究調査を目的とした国内・国外旅費、講演会等講師謝礼、研究チーム図書購入研

究用備品購入等であり、研究チーム毎の予算配分によって、研究チームの計画に基づいた研究活動が保証されている。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例的な研究活動期間の延長制度を受け、予算付与対象チーム数が多い状況が続いている。それに対し、研究費の総額は一定であるため、1研究チーム当たりの予算額が25万円程度となっている。限りある予算額の中で、どのように研究計画を遂行し、研究成果を最大化できるのかが各研究チームにとっての課題となっている。

また、研究費は、大学支出基準と研究所申し合わせに基づき適切に予算執行しており、活動内容及び支出範囲の適切性については運営委員会、研究員会がそのチェック機能を果たしている。

[2022年度社会科学研究所予算額]

単位：円

計画名	予算額
研究費	3,350,000
研究発表	2,060,000
資料収集	11,781,000
社会科学研究所その他	512,000
合計	17,703,000

[2022年度研究チーム別予算配分]

研究チーム	配分額（円）	研究期間
1 情報社会の成長と発展	0	2017.4.1-2023.3.31（6年目）
2 多様化する家族	270,000	2018.4.1-2023.3.31（5年目）
3 うごきの比較学	275,000	2019.4.1-2024.3.31（4年目）
4 生存保障システムの形成と変容	273,000	2020.4.1-2024.3.31（3年目）
5 文化現象の政治的、歴史的、法的分析	270,000	2020.4.1-2025.3.31（3年目）
6 政治意識と行動	450,000	2020.4.1-2025.3.31（3年目）
7 東アジアにおける社会変容	284,000	2021.4.1-2025.3.31（2年目）
8 「外国」に関する日本人の知識	270,000	2021.4.1-2025.3.31（2年目）
9 気候変動法と政策	385,000	2022.4.1-2025.3.31（1年目）
10 ジェンダー政治、歴史、思想の交差点	279,000	2022.4.1-2025.3.31（1年目）
11 東アジアの共生の作法	358,000	2022.4.1-2025.3.31（1年目）
12 大学の今日教育に関する国内のおよび国際的比較	203,000	2022.4.1-2025.3.31（1年目）
13 フォーラム「科学論」	-	1990.4～
14 ヨーロッパ研究ネットワーク	-	
所長預かり	23,000	
チーム別配分額合計	3,317,000	
資料室コピー代	10,000	
研究費総額	3,350,000	

※チーム名の副題は割愛

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

大学院と研究所が連携し、大学院学生に対する教育指導及び研究者養成の体制の充実を図るため、研究所への事業参加やRA制度を利用しており、大学院学生及び準研究員の学位資格審査のための論文作成指導にも繋がっている。また、RAを採用することは、研究活動の円滑化と高度な研究指導が可能になるという相乗効果があり、大学院博士後期課程在籍学生の研究チームへの参加及び研究会への参加、年報への論文投稿を積極化させることに貢献しており、制度は適切に活用されているといえる。

[リサーチ・アシスタント採用状況]

単位：人

年度	2020年度	2021年度	2022年度
法学研究科	1	0	0
経済学研究科	0	0	0
商学研究科	0	0	0
文学研究科	2	4	4
総合政策研究科	0	0	0
合計	3	4	4

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究員に対する研究費等の支出や研究成果発表に伴う支出等の研究活動を支援する環境や条件は、研究所の運営体制に基づき適切に整備されている。

また、継続的に一定数のリサーチ・アシスタント（RA）を採用しており、教育研究支援体制の整備と人員配置については適切に行われている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>

○附置研究所における研究活動の状況

研究所の設立以来、30年の間には世界の情勢も激変し、冷戦の終結、グローバル化の加速、地球規模の諸問題の顕在化と緊急化という事態が注目を浴びてきている。社会科学分野においても、国際関係、国際機構論、平和学、グローバル・ガバナンス論と従来の学問分野に拘束されない、更なる学際化が進展しつつある。社会科学研究所においては、研究員個人の専門領域をいかにして共同研究によってシナジーを創出するかが大きな挑戦であり実践上の課題であるといえる。

社会科学研究所の構成員は、常勤の専任研究員を持たないが、その目的を達成するために3種類の区分（研究員、客員研究員、準研究員）を設けており、いずれも研究員会の議を経て所長が委嘱する。研究所の構成メンバーは本学専任教員に限定されておらず、学外の研究者及び大学院学生に対して共同研究に参加する機会を広く提供している。

研究活動は、これら3種類の研究員による研究チーム単位で行っている。準研究員は研究員と共同して調査研究に従事することによって、研究手法、論文作成法、学会での発表等について訓練が可能であり、客員研究員は大学の枠を超えて、多様な専門家との提携を可能としている。なお、客員研究員と準研究員は所属している研究チームの研究期間終了と同時に解嘱となる。

[構成区分及び人数等（2022年5月1日現在）]

種類	人数	資格
研究員	64	本学専任教員
客員研究員	62	本学専任教員以外の者で研究所の共同研究に参加する者

準研究員	15	大学院博士課程後期課程在籍者等
合計	141	

[研究員の学部別人数 (2022年5月1日現在)]

単位：人

学部	法	経済	商	文	理工	総政	国経	国情	法務
人数	18	10	5	22	3	1	1	1	3

[研究チーム一覧 (2022年5月1日現在)]

単位：人

チーム名	研究員の構成		
	研究員	客員研究員	準研究員
情報社会の成長と発展	3	6	1
多様化する家族	2	4	1
うごきの比較学	5	9	4
生存保障システムの形成と変容	5	9	6
文化現象の政治的、歴史的、法的分析	12	16	0
政治意識と行動	4	3	0
東アジアにおける社会変容	4	5	0
『外国』に関する日本人の知識	5	2	0
気候変動法と政策	8	7	1
ジェンダーと政治、歴史、思想の交差点	5	0	0
東アジアの共生の作法	4	1	2
大学の教養教育に関する国内のおよび国際的比較	4	0	0
ヨーロッパ研究ネットワーク	6	1	0
フォーラム「科学論」	1	3	0

※チーム名の副題は割愛

研究チームの設置については、前年の秋に申請を受け付け、運営委員会並びに研究員会の審議・承認を得て採択され、予算措置が講じられる。例年の研究チーム数は9～12であり、3年間の調査研究期間と成果の発表準備のために1年から2年の時間が与えられている。その成果の多くは中央大学出版部から、『研究叢書』ないし『中央大学社会科学研究所研究報告』として刊行されている。その他に、年次刊行物として『中央大学社会科学研究所年報』が公表されており、当該年度の研究所の活動記録、各研究チームの活動報告とともに、各研究チームからの推薦による研究員・客員研究員・準研究員、また、研究チームに所属していない個人研究員による論文が掲載されている。また、研究チームの研究期間は5年まで延長することができるが、延長期間には共同研究チームへの予算配分は行わないこととしている。また、過去2年間は、チーム幹事からの申し出制による、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例的な研究活動期間の延長制度も導入された。なお、研究活動については、予算申請時の計画書、年度末の活動記録提出（年報に掲載）、研究会、研究出張実施時の報告書提出等を義務付けている。

以上のとおり、所属学部の枠を越えて様々な専門分野の研究者が集まって行っている共同研究は、各研究チームの研究活動によって実績が積み重ねられてきている。また共同研究を通して、客員研究員、準研究員という制度により、若手研究者や大学院博士課程後期課程に所属する大学院学生が、実際に国内外の研究者と接する機会を提供することで、その研究能力の向上に貢献してきた。

その一方で、学際性があるということは、ともするとそれぞれの研究チームの活動がそれぞれの方法論によって行われる結果、研究所全体としての統一性が欠けることになる。多岐にわたるテーマのもと、各チームが個別に活動し、公開研究会、公開講演会を開催しても、他のチームの研究員が参加することが少ないという現状にある。研究所に設置されている「フォーラム『科学論』（再編）」は研究所内横断的な研究員の交流の場となるべく公開講演会、シンポジ

ウムを企画するために設置されたものであるが、長年にわたり活動が休眠状態にある。また、「ヨーロッパ研究ネットワーク」については、国際研究交流の際など、対外的な場で研究所に所属するプロジェクトとして名称を使用することとし、2020年11月に開催された本学とフランスのエクスマルセイユ大学との交流40周年記念シンポジウムを研究叢書として纏める際の窓口となった。現在、「ヨーロッパ研究ネットワーク」には、同シンポジウムへの参加を契機として本研究所活動に参画することとなった研究員・客員研究員数名が所属している。

以下、論文等の発表状況、国外の研究機関との交流・連携等の具体的な状況について述べる。

1) 論文等研究成果の発表状況

研究所の研究成果公表のために、社会科学研究所刊行物の取扱要領に基づき、以下の刊行物を発行している。なお、年報、研究叢書、研究報告については本学公式Webサイト上でコンテンツを公開している。年報は毎年1回発行し、構成は論文、特別寄稿、シンポジウム報告、記事（研究チーム活動報告、研究所の活動記録、研究員リスト等）である。論文については、各研究チームからの推薦による執筆者の論文を中心としているが、チームに所属していない研究員（専任教員）の個人研究の成果発表としてもその場を提供している。また、年報掲載論文は、第16号（2011年度）より、中央大学学術リポジトリにも全文掲載されている。

- ・年報 年1回発行（既刊第25号）
- ・叢書 年2冊程度刊行
 - 研究叢書（既刊43冊）
 - 英文叢書（既刊3冊）
 - 翻訳叢書（既刊1冊）
- ・研究報告（既刊28冊）
- ・調査研究資料集（既刊3冊）
- ・オケージョナル・ペーパー（既刊7冊）（「リサーチペーパー」に改題）
- ・リサーチペーパー（既刊8冊）
- ・アニュアルレポート（既刊2冊）
- ・学術シンポジウム研究叢書（既刊3冊）（学内の8つの研究所で輪番により担当）

研究成果については、自由かつ多岐にわたる研究テーマでの研究叢書、研究報告を発表してきている。本学公式Webサイト等により刊行物の紹介をしているため、年に数件ではあるが、国内外の一般の方（研究機関、大学学生含む）から、入手方法等の問い合わせがあり、広く認知される状況にあるといえる。

『社会科学研究所年報』については、最新の研究成果や若手研究者の発表の場として研究全体に活気を与えている。なお、掲載論文の質的担保及び研究レベルの向上を図るため、2017年度より年報掲載論文の査読制度が導入された。

[『社会科学研究所年報』掲載論文点数]

年度	単位：点		
	2018年度 (第23号)	2019年度 (第24号)	2020年度 (第25号)
論文点数合計	17	10	13
研究員	5	5	7
客員研究員	9	4	5
準研究員	3	1	1

査読論文（内数）	5	1	4
----------	---	---	---

※2018年度（第23号）は客員研究員2名による共著1点を含む。

研究叢書については、研究チームの連携した関心のもとで達成された、より総合的な研究成果を発表することが可能な場として重要な役割を担っている。

[研究叢書発行点数]

単位：点			
年度	2019年度	2020年度	2021年度
発行点数	1	1	3

リサーチペーパーは、研究成果を日本語以外の言語で発行するものである。

また、アニュアルレポートとしては、研究所ニュース（英語による情報提供を含む）の刊行による広報活動がなされ、2年度分をこれまで刊行している。その一方で、実質的な作業委員が不在のために、かなりの負担となり、2004年度版を最後に休止状態にある。

2) 国外の研究機関との研究交流の状況

社会科学研究所は、海外の大学や研究機関の協力と提携を推進する拠点としての役割も果たしてきた。1つは「ヨーロッパ研究ネットワーク」のプロジェクトであり、過去20数年にわたってヨーロッパ諸国の研究所と研究者との学術交流を行ってきた。このプロジェクトの設立は、1995年に駿河台記念館において、研究所の国際シンポジウム「冷戦後の欧州新秩序と日欧関係」開催が契機となる。このシンポジウムは、フランス、イギリス、ドイツ、イタリア、オーストリア、スウェーデン、ハンガリー、スロヴァキアからの16名の研究者と、21名の日本人研究者が参加して行われたものである。当該プロジェクトは、この時構築された研究者間の関係を継続・発展させるべく、ヨーロッパと日本の大学及び研究機関の研究者が、学術・研究交流を通じて自由に研究プロジェクトを組織することができることを主眼として、1996年4月に発足したものである。他の研究チームが研究期間3年としているのに対し、期間を特に定めないプロジェクトとして存在し、研究所における国際交流活動の中心的役割を担ってきた。

しかしながら、期間を定めないプロジェクトとしての存在は、他のチーム、研究員への公平性を欠くという視点から、その特色あるチームのあり方について検討を行い、予算配分や、研究期間、客員研究員や準研究員の在籍条件等について、公平性を維持するため、「ヨーロッパ研究ネットワーク」については、国際研究交流の際等、対外的な場で研究所に所属するプロジェクトとして名称を使用することとした。

各研究チームは、主に学内の研究者交流制度を利用して、外国人研究者を招聘し、公開講演会をはじめとする研究者交流を実施している（下表参照）。

このように、海外の大学や研究機関との協力関係を推進するために「ヨーロッパ研究ネットワーク」のような特色あるプロジェクトの設置や外国人研究者の受入れ等を行い、過去20数年にわたってヨーロッパ諸国の研究所をはじめ、海外の研究者との学術交流を行ってきた。しかし、近年は、新型コロナウイルス感染症の強い影響を受け、海外との連携が思うように進んでいない状況にある。

[外国人研究者・外国人訪問研究者受入数]

単位：人

年度	2019年度	2020年度	2021年度
外国人研究者 1群	1	1	0
2群	0	0	0
3群	0	0	0
外国人訪問研究者	2	1	0
計	3	2	0

※1群：本学との交換協定に基づく外国人研究者

※2群：本学の招聘に基づき研究・教育に従事する外国人研究者

※3群：本人の研究計画に基づき本学で研究に従事する外国人研究者

[海外出張件数]

単位：件

年度	2019年度	2020年度	2021年度
現地調査・共同研究	2	0	0

○学外競争的研究資金の獲得状況

研究所のチーム活動と紐づいた外部資金の獲得はない。また、研究員からの特段の問い合わせ、希望等も把握していないことから、現時点では、競争的な研究環境創出のための措置は特に講じていない。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究活動は、制度、運営方法に基づき適正に行われており、研究成果の公表においても活発に行われる等、競争的な研究環境創出の観点から適切に機能し一定の効果を収めている。

一方で、競争的な研究環境創出のためについては、検討、対応等を行っていない。

<長所・特色>

社会科学研究所では、学際的研究を推進する機関の一つとして様々な国から外国人研究者・外国人訪問研究者を積極的に受け入れ、研究者交流を目的として所内に「ヨーロッパ研究ネットワーク」を設置するなど、研究所設立以来、他研究所と比較しても特に国際交流に注力してきた。この歴史を背景として、2020年11月には、本学とフランス・エクス=マルセイユ大学との交流40周年記念シンポジウム「グローバリゼーションへの抵抗」を開催し、その成果を纏め本研究所の「研究叢書」として刊行するなど、活発な国際交流が行われている。また、新型コロナウイルス感染症拡大下にあっても、研究計画に国外調査に盛り込む研究チームは多く、海外在住研究者を講師とする研究会が年間で一定数開催されている。

<問題点>

本研究所における研究活動はチーム体制による共同研究を礎に成り立っているが、チーム間の横断的なつながりや協力体制、人的流動性の乏しさが課題である。

特に、2023年度からの法学部都心移転を踏まえ（現在、本研究所研究員の約28%は法学部教員）、今後の環境変化に対応する体制構築が喫緊の課題となっている。

＜今後の対応方策＞

長所・特色の伸張方策としては、Covid-19 終息後はさらに国際交流を活発化させたいとの所員からのニーズは強いことから、そのニーズに応えられるよう、予算措置などを講じていく。

問題点の対応方策としては、Covid-19 終息後も研究会の開催はオンラインとすることを所内決定し、研究員の負担軽減を目的とした各種委員会の整理・統合を行う等、他研究所に先駆けて変化への対応施策を講じてきたが、今後はさらに、研究会の開催方法の改善（公開形式の開催を促す）や所属メンバーの専門分野の情報共有など、「研究所としての一体感のさらなる醸成」という視点で現状の体制を見直す。

◇社会連携・社会貢献

＜点検・評価項目①は割愛＞

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

＜評価の視点3は割愛＞

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

＜現状説明＞

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

1) 講演会等

公開講演会等を開催することにより、研究成果を社会に向けて発信する場を設けているが、研究チームの研究テーマは、地域社会の文化や生活に密接に関連したテーマから、学際的な国際共同調査や国際比較研究までというように、多岐にわたっている。

次の表のとおり、公開講演会等を開催しているが、開催の際は、本学公式Webサイト等に掲載して、一般へも参加機会を提供している。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、近年の開催はオンライン形式もしくはハイブリッド形式で行われており、公開形式での開催数は伸び悩んでいる。

[公開講演会、公開研究会等回数]

年度	単位：回		
	2019	2020	2021
公開講演会	1	0	0
公開研究会	6	1	3
シンポジウム等	0	1	0

2) 学術シンポジウム

中央大学学術シンポジウムは、本学附置の研究所における共同研究の成果をシンポジウムにおいて市民や研究者に公表するという目的で、学長主催のもと1980年にスタートした。社会科学研究所は、2016年度より第27回中央大学学術シンポジウムの担当研究所として活動を開始し、複数回のシンポジウムをはじめ、公開研究会等を開催している。2018年度まで活動を継続し、3年目である2018年12月に学術シンポジウムを開催し、2019年

度にその研究成果として中央大学学術シンポジウム研究叢書12『地球社会の複合的諸問題への応答の試み』を発行した。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

現在のところ、学外組織との連携・協力による共同研究、受託研究等の実績はない。

<点検・評価結果>

本研究所の研究活動は、公開研究会等の開催、刊行物の公表を通して、適切に社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、また、教育研究成果を適切に社会に還元している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

研究所における研究成果の社会還元は、大学としての社会的責務でもあるが、近年、公開形式での講演会・研究会の開催が低位に留まっており状況の改善が必要との認識を共有している。この点は、前述のとおり中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の内容を受けた本研究所における指標策定に密接にリンクしており、対応を進めていく必要がある。

<今後の対応方針>

新型コロナウイルス感染症拡大下においても、チーム内のメンバーのみでクローズド形式で開催される「チーム研究会」は一定の開催数を維持しており、公開形式への変更を打診していく。また、2022年7月の研究員会における活動指標の確認を契機に、研究員間で研究成果の還元のあり方についても共通認識を深めていく。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取り組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取り組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

社会科学研究所の研究活動に必要な事務体制として独立した組織は有していない。経済研究所・企業研究所・社会科学研究所・人文科学研究所・政策文化総合研究所の5研究所の研究活動を支える事務組織として研究所合同事務室が設置され、5研究所の事務を所管する体制とな

っている。

現在、研究所合同事務室は、庶務課及び資料課の2課体制となっており、各々、5研究所の庶務業務と研究資料収集・管理業務を分掌している。事務組織の人員体制としては、事務長（庶務課長事務取扱兼務）1名のもと、庶務課は、専任職員4名、派遣職員1名、パートタイム職員2名、資料課は、専任職員2名（資料課長1名を含む）、派遣職員2名、パートタイム職員6名で構成されている。

庶務課においては、実際の研究活動に対してきめ細かく総合的な支援を行うため、1研究所1担当者の専属担当制を採用してきたが、従来の“1研究所1担当者制”による研究支援体制は、一方で、業務の属人化によるリスクやデメリット、具体的には、担当者不在時及び定期人事異動時の支援レベルの低下、業務改善の促進及びスタッフの有効活用が進みにくい等の問題点も潜在的に抱えてきた。

このようなリスクやデメリットを会費・軽減する観点から、2017年頃より業務グループ制の導入が検討され、1つの研究所事務業務について、メイン・サブの複数担当者制を実施するに至った。また、それとともに、Aチーム（選挙・研究会担当）・Bチーム（叢書刊行・外国人研究者受入れ担当）体制を敷き、5研究所に共通する業務のうち比較的専門性が高く、長いスパンで時間を取る業務の切り出しを行くことにより、庶務課専任職員4名が2名ずつに分かれてチームを編成することとなった。以上の体制変更によって、前述の属人化によるリスクやデメリットへの対応のみならず、業務効率の向上や業務遂行漏れに対する管理徹底が図られた。さらに、Aチーム・Bチームの指示のもと、派遣職員が5研究所横断的な研究会開催支援や刊行物発送等の業務を担うことで、専任職員の業務負担軽減につながった。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所の運営に必要な事務組織が設けられている。人員配置の適切性については、業務効率化を図るための方途の検討・実施を行う等、配置された状況下において適切な業務分担が行われており、機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

企業研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

企業研究所は、1979年（昭和54年）4月1日、広く企業に関する理論的及び実証的研究を行い、学術の振興及び日本経済の発展に寄与するということを目的とする理念をもって、大学附置の研究所として発足した（中央大学企業研究所規程第1条、第2条）。

企業研究所は発足に先立ち四半世紀に及ぶ前史をもち、1954年（昭和29年）10月、商学部に企業研究室が設けられ、その研究活動が開始された。企業研究室は、1963年（昭和38年）に商学部を離れ、学校法人中央大学附置の経理研究所の研究部及び資料部に合体され、これとともに、経営・会計・商業・経済の各分野を専門とする研究員を擁するに至り、その活動範囲は拡張され、企業の会計制度の研究を中心としながらも、企業のあらゆる面についての研究を可能にする諸要素を徐々に整えていった。

こうして、企業の多面的研究を構築するのに必要な諸条件の醸成をみるに至り、大学の多摩キャンパス移転計画を契機に企業研究所構想が急速に具体化され、移転とともに、企業研究所の誕生となった。すなわち、企業研究所は、経理研究所の研究部と資料部を切り離し、その研究部・資料部の所蔵資料を引き継ぐとともに、その研究員全員をも引き継ぎ、これを母体として大学附置の新たな研究所として設置され、現在に至っている。

企業研究所では、上記理念・目的を達成するため、以下のような研究活動を行っている（同規程第3条）。

- 1 企業に関する理論的・実証的研究
- 2 上記研究分野に関する資料・文献の収集、整理、分析
- 3 国内外における企業調査
- 4 『企業研究』（紀要）、研究叢書、翻訳叢書等の刊行
- 5 研究会、公開講演会、学術シンポジウム等の開催
- 6 共同研究活動を通じた若手研究者の育成
- 7 その他研究所の理念・目的に合致すると認められる諸活動

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

企業研究所では、企業の多面的研究を通じて、研究設置目的である「企業に関する理論的及び実証的研究を通じて、学術の振興及び日本経済の発展に寄与すること」の達成を目指している。これは、「学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献する」という大学の理念・目的に通じるものとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の目的は、大学の理念・目的と密接に関連し、適切に設定されている。
 <長所・特色><問題点><今後の対応方策>
 特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等は無かった。

本研究所独自に中期的な計画は策定していないものの、本学の中長期事業計画である中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下で設定される単年度ごと・組織ごとのアクションプランや、年次自己点検・評価活動に基づき、活動を推進してきた。特に年次自己点検・評価活動においては、研究活動の更なる活性化のため、「予算配分の見直し」「成果公表方法の改善」に注力し、単年度目標や実施計画の設定を行い、改善を進めてきたところである。

また、2021年度に策定された中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）においては、研究所全体の課題として次の2点が整理された。

- ①研究所全体の研究成果を一覧できるしくみや活動状況を可視化するための指標設定がない
- ②準研究員（大学院学生）が研究者として自立するための方策とその実施についての活動状況を可視化するための指標設定がない。

この認識のもと、以下の4点について、今後研究所全体として取組みを推進することとなった。

- ①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信
- ②研究所の活動指標の設定
- ③研究成果の社会実装の促進
- ④準研究員の増加

上記にある共通指標の設定については、分野や特色の違いから、現状では研究所毎の判断に委ねられている。そこで、本研究所では、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の課題②にある若手研究者の育成に関連し、「研究者の研究能力の向上と、それによる優れた研究業績の蓄積」「所内の研究者交流の活性化」、および「成果公表の推進に向けた環境整備」に取り組み、準研究員をはじめとした若手研究者が共同研究に参加しやすい環境づくりを推進していく。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所は、現状における問題点改善への施策の設定・実行について、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」下での活動、年次自己点検・評価活動を通じて継続的に取り組んできている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価に関しては、企業研究所組織評価委員会がこれを担っており、毎年の自己点検・評価活動を通じた問題点等の検証を行っている。また、当該委員会の委員長は、研究所の所長が兼ねることとなっており、自己点検・評価の結果明らかとなった問題点・課題等については、各種委員会等の場において適宜検討され、必要に応じた改善策を講じる仕組みとなっている。

例えば、本研究所の課題のひとつである「研究費と資料費の配分見直し」については、2021年度に所員へのアンケートを実施し、資料委員会をはじめとした所内委員会での検討を行い、資料の継続購入の見直しを諮った結果、約80万円の資料費を削減した。また、各研究チームの研究計画および研究実績について、予算・経費の視点を中心に公開することにより、研究所における点検・評価を定期的な実施し、それに基づく改善・向上を計画的に図っている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の点検・評価は毎年度定期的に行っており、それに基づき着実な改善・向上を積み上げており、内部質保証の観点から有効に機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

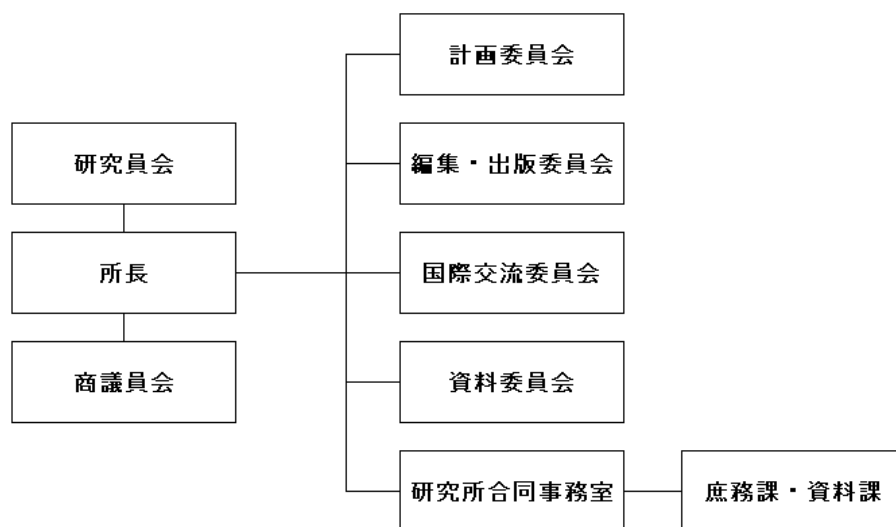
評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

企業研究所の組織は、下図に示すとおり、最高意思決定機関である研究員会、商議員会、各種委員会（計画委員会、編集・出版委員会、資料委員会、国際交流委員会）及び事務部門から構成されている。

[企業研究所組織図]



※2022年5月1日現在

①研究員会

研究員会は、研究員で構成され、所長（研究所を代表し、業務を統括する）が招集し研究及び調査に関する事項を審議決定する（企業研究所規則第9条）。

②商議委員会

商議委員会は、所長、商学部長、研究員の互選による委員の合計7名をもって構成され、所長が招集し、研究所の管理及び運営に関する事項並びに予算申請案を審議決定する（同規則第8条）。

③計画委員会

計画委員会は基本的には各研究チームの主査をもって構成され、研究計画の基本方針原案及び国際共同研究に関する事項、研究計画の実施に関する事項を審議する。

日常的な研究活動にかかわって重要な役割を担っているのが計画委員会であり、研究員人事にはじまり、研究会の開催、研究調査計画等の承認、外国人研究者の受入れ等の重要な決定事項のかなりの部分が同委員会で審議され、研究員会での承認を経るかたちになっている。企業研究所のような個別研究チームによる縦割り型研究体制で活動している場合、計画委員会は、各研究チーム活動の横断的な調整を果たす点においても重要な機能を果たしている。

④編集・出版委員会

編集・出版委員会は、『研究叢書』、『翻訳叢書』、『企業研究』（紀要）、『ワーキングペーパー』等の刊行物に関する出版計画を立案し、その他編集及び出版に関する事項を審議する。

⑤資料委員会

資料委員会は、資料及び文献収集に関する基本方針の立案、図書及び資料の購入に関する事項、寄贈図書及び資料に関する事項、図書及び資料の利用に関する事項を審議する。

⑥国際交流委員会

国際交流委員会は、国際交流に関する基本方針の立案、国際交流計画の推進と実施に関

する事項、国際共同研究に関する事項を審議する。

以上のとおり、研究組織に関しては、企業研究所規程に基づき、「時代や社会の要請に応えるべく、幅広い学問研究を行う」という大学の理念・目的に適宜対応できるよう運営を行っている。

なお、企業研究所は大学附置の研究所であるが、創立時に法人附置である経理研究所の研究部門を引き継いだことにより、法人附置の研究所に設置される商議員会が残存している。同組織に関しては、規程改正委員会を設けるなどして継続的に存廃を審議してきた経緯がある。未だその方向性については結論が出ていない。ただし、現状において大きな支障もないため、時宜に照らしてその方向性を確認することが求められる。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

組織的に学問動向、社会的要請、国際的環境への配慮等は特段行っていないが、研究チームの研究テーマについては、研究員の個々の専門領域をベースとして柔軟に設定されるものことから、時代のニーズをとらえたものとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所長の下、各種委員会を置き、大学の理念・目的や研究所の目的を実現するための研究活動を推進する体制となっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

現状では、組織構成の見直しに関する所員の意見は特段出っていないが、必要に応じて、所長および計画委員会を中心に検討を実施している。具体的な事例としては、企業研究所は大学附置の研究所であるが、創立時に法人附置である経理研究所の研究部門を引き継いだことにより、法人附置の研究所に設置される商議員会が残存している。同組織に関しての結論はいまだ出ていないものの、規程改正委員会を設けるなどして継続的に存廃を審議してきた経緯がある。

<点検・評価結果>

以上のとおり、必要に応じて、適宜、組織の見直しを行う体制が整っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究等環境

<点検・評価項目①②については全学項目のため割愛>

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

<評価の視点2～3については割愛>

評価の視点1：図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

<現状説明>

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

企業研究所は、文献収集の特徴をなしている社史及び有価証券報告書等の会計データ等の体系的収集に努めており、内外の学術雑誌、大学紀要、統計・白書・年鑑類を他研究所・中央図書館との重複を考慮しながら、適切に収集している。なお、2021年度末の蔵書数は、和書 32,067冊、洋書 15,525冊である。

文献収集においては、電子データ化に対応した文献収集に努めている。また、一部の電子情報サービスは既に研究室からの利用が可能となっている。

なお、本学においては「多摩キャンパス内重複外国雑誌見直しに関する最終提案」（2020年6月20日合同図書選定委員会）の確認事項に基づき、中央図書館をはじめとする学内諸機関（他研究所含む）における図書の重複購入を見直す取り組みがなされており、文献収集予算の有効活用を図っている。

[所蔵資料数]

	和書	洋書	計
総蔵書数（マイクロフィルム・ビデオ・CD-ROM等を含む）	32,067冊	15,525冊	47,592冊
総タイトル数（雑誌・新聞）	610タイトル	417タイトル	1,027タイトル

[2021年度受け入れ図書・資料数等]

		和書	洋書	計
図書・資料 2021年度 受入数	購入	13冊	9冊	22冊
	製本	0冊	0冊	0冊
	受贈	4冊	0冊	4冊
	その他	0冊	0冊	0冊
	計	17冊	9冊	26冊

		和雑誌	洋雑誌	計
2021年度 継続受入タイトル数 [雑誌]	購入	57タイトル	74タイトル	131タイトル
	受贈	112タイトル	3タイトル	115タイトル
	計	169タイトル	77タイトル	246タイトル
		和新聞	洋新聞	計
2021年度 継続受入タイトル数 [新聞]	購入	3タイトル	4タイトル	7タイトル
	受贈	3タイトル	0タイトル	3タイトル
	計	6タイトル	4タイトル	10タイトル

主な継続電子資料

- ・ eol（図書館と共同契約）
- ・ Mergent Online（図書館と共同契約）

<点検・評価結果>

以上のように、研究所全体において必要な図書を選定する仕組みを有している。加えて、「多

摩キャンパス内重複外国雑誌見直しに関する最終提案」(2020年6月20日合同図書選定委員会)の確認事項に基づき、中央図書館をはじめとする学内諸機関(他研究所含む)における図書の重複購入を見直す取り組みがなされており、限られた予算の中で、研究活動に必要な図書等が適切に整備されている状況となっている。

<長所・特色>

本研究所で受け入れている図書・資料のうち、社史(含・官公庁史・団体史・組合史・連合会史・公的機関史・労働組合史・産業史)は学内諸機関の中でも有数の所蔵がある(2021年度末時点の総数は5,275冊)。これらの資料は、本研究所の研究活動を下支えするのみならず、本学総体としての研究・教育に有用なものとなっている。

<問題点>

本学に設置されている複数の研究所では、定期刊行物の購入費用を図書館等の予算で行っているケースがあるものの、本研究所は、対象分野の資料の多くを研究所の予算で購入しており、過大な資料収集の負担を負っている。欧米資料の恒常的な原価上昇や外国為替相場の円安傾向により、資料費が逼迫する中で、資料収集費は本研究所経費の約9割を占有しており、新規の資料購入が困難になっているほか、既存の継続資料の購入も少しづつ中止せざるを得ない状況にある。これまでシリーズとして収集してきた資料が継続中止となることで蔵書としての利用価値が低くなるなどの弊害が起こる危険性がある。また、欧米資料は毎年、一定率以上で単価が上昇し、価格交渉の余地はないことから、遠くない将来、本研究所として必要な資料を購入できなくなることが予想される。そのため、本研究所に必要な資料収集を中止し資料利用の代替的な方法を模索するか、本研究所全体の予算を増額するかを決定する必要がある。

本研究所の所蔵図書・資料は(継続受入図書・資料を中心として)基本的に年々増加することから、書庫狭隘化が大きな問題となっている。2021年度末時点において、本研究所書庫内書架の図書・資料の占有率は88.66%となっている。そのため、新規に受け入れた資料を所定の書架に配架することができないこと、それによって書庫利用のサービスに悪影響の生じることが懸念される。

<今後の対応方策>

資料費支出を研究所において許容される範囲内での必要最低限にとどめ、場合により継続資料の購入中止を行う。また、利用頻度の多寡をベースに継続資料の一部購入中止を行うなどして継続受入資料購入のための費用を確保する。これにより、資料収集費の増加を緩和できるものの、将来的には、本研究所に必要な資料収集を中止し資料利用の代替的な方法を模索するか、本研究所全体の予算を増額するかを決定する必要がある。

2022年度の対応として、学内重複ありまたは他媒体代替可能な資料を抽出して除却・抹消の可能性を探る取組を行う。次いで、今後の複数年にわたる対応として、学内重複や他媒体代替可能性のない資料の整理を見据えて、中長期的な除却・抹消の判断の目安を策定する取組を行う。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

<現状説明>

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所書庫は日本比較法研究所、経済研究所、企業研究所、社会科学研究所、人文科学研究所、政策文化総合研究所の6研究所で利用している。座席数は34席、情報検索設備としてはPC4台を、視聴覚機器としてはマイクロリーダープリンタ3台を設置している。開館時間は月曜日から金曜日までが9時30分から17時、土曜日が9時30分から12時となっている。本研究所の書庫使用面積は383.58㎡である。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程を準用し管理されているが、その使用は研究所の構成員が優先することとなっている。また、研究所書庫の利用環境を整備するため、図書・資料を、図書館システム・CHOIS蔵書検索(OPAC)で公開している。以上のとおり、適切に整備されているが、図書・資料の保存スペースの狭隘化に伴い図書館や他研究所の図書・資料との重複購入を避けるべく不断の取組を行ってきている。

研究員が使用できる施設・設備としては、チーム内の打合せや研究会やシンポジウム開催に使用できる会議室が多摩キャンパスに4部屋確保されており、最大で70名余りの人数が収容可能である。また、本学の都心キャンパスを含め、必要に応じて他部署が管理する施設も使用することが可能であるため、外部者との研究交流も活発に行うことができる。なお、会議室には従来から、ポータブルのプロジェクタ、PC、ICレコーダー等の機器備品が整備されている。また、他研究所と共同して無線LANアクセスポイントを設置し、複数台の同時接続を可能とする仕様に変更したことで、各種研究会にてリアルタイムの情報を効率的に収集しながら研究活動等を行える環境となっている。

また、2020年以降の新型コロナウイルス感染症拡大下においては、オンライン会議システムを利用しての会議や研究会開催が主流となってきたため、2021年度に、360°カメラ、マイク、スピーカーが一体型となった会議システムを1台整備した。

<点検・評価結果>

以上のように、限られた予算の中で、研究員の研究活動を支援する環境（インターネット環境や会議室の利便性の向上）や条件を適切に整備し、研究活動の促進を図っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

教員の研究費予算（研究調査出張旅費、研究会の講演料、および研究成果公表のための費用）は、各チームの研究計画をもとに、本研究所全体の事業計画をふまえた調整を所内委員会で行い、予算申請金額を決定している。なお、2022年度における研究所の経常予算総額は29,841（千）円であり、このうち研究費予算（研究費と研究発表費の合計）は4,106（千）円、資料収集費は25,426（千）円である。

また、研究費はチーム毎に配分していないため、適切な予算執行について各チームへ周知を行うとともに、執行状況に応じて所長および計画委員会での調整を行う体制を整えている。

このように、研究費についての予算運用は適切に行われており、今後も、研究活動の促進と研究水準の向上のため、予算措置や研究費目の改善等も含め、適切な運営に努めていくこととする。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

大学院学生の研究能力向上に資するため、準研究員としての委嘱やRAへの採用を促進しており、RAをより積極的に活用し、チーム研究の質の向上に努めるとともに、大学院学生研究報告会やチーム研究会においてRA自身の研究発表の機会を積極的に与え研究能力の向上に努めている。

しかし、RA制度については、他の研究所と比べRAとして推薦される条件（準研究員（博士後期課程2年以上）として1年以上の経験がある者）が厳しく、近年RAの確保が難しくなっていることから、RAの任務の明確化及び研究チームの中での位置づけ、募集方法、成果発表の方法、任用機会の公平化について検討を行い、RAの採用にあたり重視している「チームの研究活動の活性化と質的向上に貢献し、当人の研究能力向上が期待できる」という視点を踏まえて、準研究員の委嘱と同時にRAの申請が可能となるよう、2017年度より運用を変更した。

[企業研究所準研究員内訳]

単位：人

	総数	商学研究科	他研究科	商学部兼任講師	他大学兼任講師	その他
2018年度	7	7(4)	0	0	0	0
2019年度	8	8(3)	0	0	0	0
2020年度	9	9(3)	0	0	0	0
2021年度	6	6(3)	0	0	0	0
2022年度	6	6(3)	0	0	0	0

※各年度5月末日現在。

※表中の()は、RA数。

＜点検・評価結果＞

研究費については、各研究チームの研究計画に基づき、柔軟に運用されている。また、教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性については、継続的にRAを採用しており、十分に担保されており、研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されている。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

研究費は各チームの計画に基づき柔軟に運用されているが、本研究所の予算は、資料収集費が約9割を占めている。一方、研究費の割合は、2021年度、新型コロナウイルス感染症の影響もあり僅か2%（研究員一人当たりの研究費は、僅か8,720円）であった。研究活動の促進にあたり、資料収集費と研究費との予算配分の調整が必要である。

＜今後の対応方策＞

予算配分の見直しにあたり、資料収集費については、先ず学内重複あり又は他媒体代替可能な資料を抽出して除却・抹消の可能性を探る取組を行う。次いで、今後の複数年にわたる対応として、学内重複や他媒体代替可能性のない資料の整理を見据えて、中長期的な除却・抹消の判断の目安を策定する取組を行う。

一方で、本研究所で購入している資料は、本研究所の所員のみならず、全学的に利用されていることから、中長期的な施策としては、本研究所が負担している資料収集費を、全学的に負担する方法について検討していくことが考えられる。

＜点検・評価項目②は割愛＞

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

＜評価の視点2は割愛＞

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

＜現状説明＞

○附置研究所における研究活動の状況

企業研究所は、常勤の専任研究員ポストを有しないが、本学の専任教員からなる研究員、これに加えて客員研究員及び準研究員により構成されており、研究員会の議を経て、所長が委嘱することとなっている（中央大学企業研究所規程第6条、第7条）。2022年度の研究員数は以下のとおりである。

[企業研究所構成員の区分および人数内訳数]

単位：人

区 分	人数（人）	資 格
研究員	86	本学の教授、准教授、助教又は専任講師
客員研究員	80	本学専任教員以外の者で研究所の事業遂行上必要と認められる者
準研究員	6	研究所の共同研究に参加を予定された大学院博士課程後期課程在籍者又はこれに準ずる者

発足以来、その研究活動はもっぱら共同研究チームを組織するという形で行われてきており、各研究チームの研究成果は刊行物の発行や研究会の開催等により広く公表されている。また、

国際共同研究の実施や海外研究諸機関との交流、外国人研究者の受入れ等、国際的な研究交流を進めている。

個別研究チームは毎年、およそ10～15チーム（2022年度時点で13チーム）が活発に研究活動に取り組んでいるものの、チームに属さない個人研究員も2022年度時点で10名存在する。また、「国際共同研究チーム」及び「総合プロジェクトチーム」の設置も制度化されているものの、現在、該当するチームはない。

[研究チーム一覧（2022年度）]

No	研究チーム名	主査	研究期間	人数		
				研究員	客員研究員	準研究員
1	世界金融危機後の各国の金融制度・金融規制・金融政策の比較研究	高橋 豊治	2016.4.1～ 2023.3.31	15	11	0
2	日本におけるスポーツスポンサーシップの効果に関する研究	渡辺 岳夫	2017.4.1～ 2023.3.31	6	2	0
3	新たな事業モデルと経営課題に関する研究	日高 克平	2017.4.1～ 2023.3.31	13	8	2
4	地域医療における情報化と病院経営に関する研究	斎藤 正武	2017.4.1～ 2023.3.31	9	7	0
5	最新の情報技術によるビジネスプロセスの革新	堀内 恵	2017.4.1～ 2023.3.31	5	6	0
6	管理会計と組織能力の向上についての研究	潮 清孝	2018.4.1～ 2023.3.31	7	1	0
7	グローバル競争の進展と流通・都市の変容	佐久間英俊	2019.4.1～ 2023.3.31	21	14	2
8	戦後日本と世界の政治・社会・経済・産業—日本・アジア・欧米諸国の比較史的分析から—	宇田川幸大	2020.4.1～ 2023.3.31	6	6	0
9	グローバル消費者とグローバル・マーケティング戦略	三浦 俊彦	2020.4.1～ 2023.3.31	8	4	1
10	企業の会計・財務行動と社会システムの経済分析	大沼 宏	2020.4.1～ 2023.3.31	4	2	1
11	企業行動と社会経済制度の理論と実証	江口 匡太	2021.4.1～ 2024.3.31	9	2	0
12	企業と消費行動における社会的責任（CSRとSRCB）	武石智香子	2022.4.1～ 2025.3.31	4	3	0
13	リスク管理における定量的手法の研究	高岡浩一郎	2022.4.1～ 2025.3.31	6	6	0

企業研究所における刊行物の発行状況は以下のとおりである。

- ・研究叢書 既刊 42 冊
- ・翻訳叢書 既刊 15 冊
- ・企業研究 （年2回発行）既刊 40 号
- ・研究活動年報 （年刊）
- ・リサーチペーパー 既刊 24 冊
- ・ワーキングペーパー 既刊 63 冊
- ・ワーキングペーパー オーラルヒストリーシリーズ 既刊 5 冊

企業研究所では共同研究を基本として、企業に関連した学問領域を広く研究し、その成果を研究会、シンポジウム、講演会等で発表するとともに、機関誌等の刊行物としてまとめ、研究の量と質の双方の向上に努めている。

共同研究は、個別テーマ毎に研究チームを組織し行っている。研究期間は原則3ヵ年としているが、研究上の必要がある場合には、研究員会の了承を得て、通算して5ヵ年を超えない範囲で延長することを認めている。研究成果は、原則として、研究期間終了後1年以内に、編集・出版委員会の議を経て、『研究叢書』または『企業研究』の特集として公表するものとしている。ま

た、研究期間経過中でも、『企業研究』等に研究成果の一部を発表することができる。

『企業研究』については、年間2冊のペースで刊行している。各巻、質量ともに十分な本数の投稿論文を掲載している。しかしながら、毎号の特集の組み方に工夫が必要である。これまでは、チーム研究の成果がまとまったところで特集を組む形式をとってきたが、今後は特集のテーマを決めた上で論文を募集することも検討している。

『企業研究』への研究所所属の準研究員及び商学研究科博士後期課程に在籍する学生からの投稿論文については査読制度を設けている。これは全学で初めて制度化したものであり、他の研究所や大学院においても順次査読制度が浸透していることから、先駆的な取り組みであったと評価できる。しかしながら、学内誌において査読制度が一般化している現状においては、査読時期や期間、さらには査読水準等について他の学内研究誌との調整が必要な場合も出てきている。特定分野の教員に幾つもの学内研究誌から査読依頼が殺到する事態も生じており、査読制度を有する学内誌編集委員会との調整も必要である。それに関連して、査読の基準の明確化・標準化を進めていくことについても、今後における検討の余地がある状況となっている。

多様な研究者との研究交流の機会・促進にあたっては、各分野別の公開研究会の開催、関連分野における合同シンポジウムの開催に積極的に取り組んでいる。また、各研究チーム単位では、海外企業調査の一環として海外の研究機関との国際交流や国際共同研究に取り組んでいる。また、海外から研究者が来日した際には、公開研究会のゲストスピーカーとして招聘している。しかし、海外企業調査を主体とする研究チームに関しては、予算面での支援は決して十分なものとはいえず、限られた予算の中で、活動の範囲が制限されている現状もあり、国際交流を促進する体制が必ずしも十分とはいえない。

○学外競争的研究資金の獲得状況

現在のところ、学外競争的研究資金に関する特段の実績はない。

<点検・評価結果>

本研究所の研究活動および研究成果報告については、共同研究チームでの活動を中心に活発に行われている一方、国際的な研究者交流の促進にあたって十分な研究費が確保できておらず、予算配分に関する検討を引き続き行う必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

研究活動の一環で海外企業調査を計画しているチームが多い一方で、本研究所は、予算における資料収集費の割合が約9割、研究費の割合が約1割となっており、海外調査にあたって十分な補助費が捻出できない状況である。

本学の中長期事業計画である中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下で設定される単年度ごと・組織ごとのアクションプランや、年次自己点検・評価活動に基づき、本研究所では、「研究者の研究能力の向上と、それによる優れた研究業績の蓄積」に不断に取り組んでいるものの、途上である。例えば、研究所の紀要（『企業研究』）への一般論文の投稿数は、3カ年平均で6本程度を推移しているが、これは研究員の総数の1割にも満たない数である（この背景として、企業研究所が主な対象としている分野においては、著名な学会誌に査読付き論文を発表するこ

とが研究業績として評価されるため、『企業研究』での発表意欲を高めることが容易ではないことによる)。

「所内の研究者交流の活性化」に関し、現在は研究チーム内では構成員間で密接に研究交流がなされているものの、研究チーム間での研究交流は十分ではない状況が続いている。この背景として、本研究所は、経営、会計、商業、金融、経済などを中心としながらも、社会科学全般に渡る多様な分野を専門とする研究者から構成されていることが挙げられる。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で対面開催の会議等が減ったことにより、チーム横断的な対話の機会が相対的に少なくなっている。

<今後の対応方策>

予算配分の見直しにあたり、資料収集費については、先ず学内重複あり又は他媒体代替可能な資料を抽出して除却・抹消の可能性を探る取組を行う。次いで、今後の複数年にわたる対応として、学内重複や他媒体代替可能性のない資料の整理を見据えて、中長期的な除却・抹消の判断の目安を策定する取組を行う。

「研究者の研究能力の向上と、それによる優れた研究業績の蓄積」が途上であることについて、近年、次の施策により課題解決を目指してきた。たとえば、①国内外の優れた研究者を招聘した公開研究会を頻繁に実施すること、②最新で高度な研究手法の理解・習熟を目指してチュートリアル・セミナーを定期的実施すること、③海外の優れた研究者を客員研究員・客員教授として招聘すること、④国内外の優れた研究者を客員研究員として招聘し、本研究所における研究活動の改善に恒常的につなげることなどである。これらの施策を継続的に実施することにより、研究者の研究能力の向上と、それによる優れた研究業績の蓄積を継続的に図っていくこととする。さらに、今後、⑤所員の『企業研究』への投稿意欲を高めるため、たとえば、学会査読誌に投稿する前段階としての先駆的・萌芽的な研究を紹介する特集を実施することなどを試みたい。

「所内の研究者交流の活性化」に対しては、2022年度より、本研究所の研究員にとどまらず広く研究者を対象に、研究交流を行う場を設ける予定である。具体的には、自身や専門分野における研究について(必ずしも専門ではない)研究員に平明かつ興味深く紹介した後、自由闊達に議論し交流する。これにより、研究所内外の研究者との研究交流を促すこととする。

◇社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点3は割愛>

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

<現状説明>

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

「社会に開かれた研究所」を目指し、市民や学生等広く参加者を募り、その時々々の社会問題

を統一テーマとして、著名な経営者や所属研究員を講師とした公開講演会を駿河台記念館において開催している。なお、2020年度は新型コロナウイルスの影響により中止となった。

また、チーム研究の成果を広く社会に情報発信するため、多摩キャンパスや都内のキャンパスで公開シンポジウムを開催している。公開シンポジウム及び公開講演会の開催に際しては、一般市民の関心に沿ったテーマを設定している。

[公開講演会テーマ一覧 (2017年度～2021年度)]

回	開催日時	共通テーマ	参加者数
第26回	2017年7月1日(土)	カネのグローバル化を考える —国際税務の視点から—	60
第27回	2018年7月7日(土)	企業・都市の経営戦略	124
第28回	2019年7月13日(土)	情報が作り出す未来	100
第29回	2021年7月3日(土)	社会と企業の持続可能性を探る —地球環境と老舗企業の出会い—	35

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

現在のところ、学外組織との連携協力による教育研究については、特に行っていない。

<点検・評価結果>

「社会に開かれた研究所」を目指し、毎年公開講演会を実施しており、積極的に社会連携・社会貢献の取組みを行っており、適切である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、初のオンライン形式での開催となった。しかし、例年の主な参加者層（60～70代の本研究所OB・OG）は、オンライン会議のツール等に馴染みがなく、結果として参加者数が減少した。

<今後の対応方策>

2022年度もオンライン形式での開催となるため、従来の参加者層に加え、学生への周知も積極的に行う。具体的には、各研究員に協力を依頼し、授業やゼミの履修生に開催概要を案内するとともに、商学研究科博士後期課程在籍者にメールでご案内を行い、より多くの方に参加いただけるよう取り組んでいく。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

＜評価の視点3については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

＜現状説明＞

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

企業研究所の研究活動に必要な事務体制として独立した組織は有していない。経済研究所・企業研究所・社会科学研究所・人文科学研究所・政策文化総合研究所の5研究所の研究活動を支える事務組織として研究所合同事務室が設置され、5研究所の事務を所管する体制となっている。

現在、研究所合同事務室は、庶務課及び資料課の2課体制となっており、各々、5研究所の庶務業務と研究資料収集・管理業務を分掌している。事務組織の人員体制としては、事務長（庶務課長事務取扱兼務）1名のもと、庶務課は、専任職員4名、派遣職員1名、パートタイム職員2名、資料課は、専任職員2名（資料課長1名を含む）、派遣職員2名、パートタイム職員6名で構成されている。

庶務課においては、実際の研究活動に対してきめ細かく総合的な支援を行うため、1研究所1担当者の専属担当制を採用してきたが、従来の“1研究所1担当者制”による研究支援体制は、一方で、業務の属人化によるリスクやデメリット、具体的には、担当者不在時及び定期人事異動時の支援レベルの低下、業務改善の促進及びスタッフの有効活用が進みにくい等の問題点も潜在的に抱えてきた。

このようなリスクやデメリットを回避・軽減する観点から、2017年頃より業務グループ制の導入が検討され、1つの研究所事務業務について、メイン・サブの複数担当者制を実施するに至った。また、それとともに、Aチーム（選挙・研究会担当）・Bチーム（叢書刊行・外国人研究者受入れ担当）体制を敷き、5研究所に共通する業務のうち比較的専門性が高く、長いスパンで時間を取る業務の切り出しを行うことにより、庶務課専任職員4名が2名ずつに分かれてチームを編成することとなった。以上の体制変更によって、前述の属人化によるリスクやデメリットへの対応のみならず、業務効率の向上や業務遂行漏れに対する管理徹底が図られた。さらに、Aチーム・Bチームの指示のもと、派遣職員が5研究所横断的な研究会開催支援や刊行物発送等の業務を担うことで、専任職員の業務負担軽減につながった。

＜点検・評価結果＞

以上のように、研究所の運営に必要な事務組織が設けられている。人員配置の適切性については、業務効率化を図るための方途の検討・実施を行う等、配置された状況下において適切な業務分担が行われており、機能している。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

以上

人文科学研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

人文科学研究所は、1979年4月1日、大学附置の研究所として開設された。

研究所の設置目的は、「人文科学に関する共同研究を行い、学術の進歩発展に寄与すること」（中央大学人文科学研究所規程第2条）である。人文科学は、思想、歴史、文学、芸術など多様な学問分野を含むが、人文科学研究所では、設置目的を達成するためにそれぞれの個別分野の共同研究を進めるとともに、学際的な共同研究にも重点を置いている。個別分野、学際的な研究とともに、共同研究の方法により、研究者個人では達成できない、新しい視点を持った重厚な研究成果を生み出してきている。

以上の理念・目的を達成するために、以下の事業を行っている（同規程第3条）。

- ①人文科学に関する共同研究及び共同調査
- ②研究・調査に必要な図書及び資料の収集・管理
- ③研究・調査の成果及び資料の刊行
- ④研究会・講演会等の開催
- ⑤その他研究所の目的を達成するために必要な事業

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

人文科学研究所では、それぞれの個別分野の共同研究を進めるとともに、学際的な共同研究にも重点を置き、研究所設置の目的である「人文科学に関する共同研究を行い、学術の進歩発展に寄与すること」の達成を目指している。これは、「学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献する」という大学の理念・目的に通じるものとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の目的は、人文科学分野の共同研究をもって学術の進歩発展に寄与することとなっており、大学の理念・目的と密接に関連し、適切に設定されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大

学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等はなかった。

本研究所独自に中期的な計画は策定していないものの、本学の中長期事業計画である中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下で設定される単年度ごと・組織ごとのアクションプランや、年次自己点検・評価活動に基づき、活動を推進してきた。特に年次自己点検・評価活動においては、研究活動の更なる活性化のため、「研究活動の円滑化」「限られた予算をいかに有効活用していくか」に注力し、所員に対するアンケートに基づき、明確な単年度目標や実施計画の設定を行い、着実に改善を進めてきたところである。

また、2021年度に策定された中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）においては、研究所全体の課題として次の2点が整理された。

- ①研究所全体の研究成果を一覧できるしくみや活動状況を可視化するための指標設定がない
- ②準研究員（大学院学生）が研究者として自立するため方策とその実施についての活動状況を可視化するための指標設定がない。

この認識のもと、以下の4点について、今後研究所全体として取組みを推進することとなった。

- ①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信
- ②研究所の活動指標の設定
- ③研究成果の社会実装の促進
- ④準研究員の増加

今後はこれらに対して、研究所の特性等に配慮しながら、優先度をつけて取り組むこととし、まずは「研究所の活動指標の設定」に着手していく。しかし、その具体的なスケジュールや方向性については、現段階で決まっていない状況であり、今後の検討事項となっている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所は、現状における問題点改善への施策の設定・実行については、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」下での活動、年次自己点検・評価活動を通じて継続して取り組んできている。しかし、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）で明示されている研究所全体・各研究所において推進すべき取組みについては、その具体的なスケジュールや方向性等が定まっていない状況である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」第2版において、本研究所において推進すべき取組みが4点（①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信、②研究所の活動指標の設定、③研究成果の社会実装の促進、④準研究員の増加）挙げられているが、具体的な取組

みが進んでいない。取組みにあたっては、本研究所だけで検討できない内容も含まれることから、研究所間で情報共有等を行い足並みをそろえつつ、本研究所の専門とする研究領域の特性にも配慮しながら取組みを進める必要がある。

特に、優先的に進めることとしている「研究所の活動指標の設定」については、本研究所における特有の課題として、他研究所では義務化している研究成果の公開が「共同研究」チームにしか課されていないという現状がある。まずは活動指標を設定するための前提として、研究チームの研究成果公開について今後新たに取組みを進める必要がある。

<今後の対応方策>

本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）において、本研究所において推進すべき取組みの4点のうち、優先的に進めることとなっている「研究所の活動指標の設定」については、各研究所の所長間、各研究所の会議体、事務担当者間で、各々の取組みの進捗を適宜共有を行い、各研究所において取り組んでいく。

本研究所の研究チームに関して、「研究活動の指標設定」の前提となる研究成果の公開が課されていない点については、全研究チームが研究成果を公開する体制を構築する。まずは研究チームが「どのような研究活動を現在行っているのか」について、適宜公開できる体制の構築から取り組む。そのために、現時点で公開可能な研究成果については積極的に本研究所公式 Web 等で公開を行う。また、さらに研究活動状況の可視化を進めるために、公開での研究会・講演会実施の促進、もしくは『人文研紀要』へ論文を投稿するよう促していく。その具体的な方法について、2022年度中に方向性を定め、2024年度までに導入できるよう、アンケートの実施や各種委員会での検討を進めていく。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価活動に関しては、人文科学研究所組織評価委員会がこれを担っている。委員構成は、人文科学研究所長が委員長を、研究所の運営全般（事業計画の作成・執行、予算案作成及び予算の執行に関すること含む）の審議を担う運営委員の中から互選された者が委員を兼務し、年度における自己点検・評価活動を行っており、それに基づく改善・向上を実施している。

例えば、自己点検・評価活動の中で本研究所の課題として抽出された「限られた予算をいかに有効活用していくか」という点については、継続的に所員へのアンケートを行い、「実態やニーズ」を把握した上で改善を積み上げ、研究活動を推進してきた。具体的には、①予算執行方法の見直し、②所長裁量枠予算の活用方法の見直し、③予算執行状況の共有等であり、この取組みを通して執行率は年々上昇していた（2017年度 63.4%、2018年度 71.6%、2019年度 67.9% ※2019年12月より新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった研究会や調査

が多く、予定通り実施されていれば、80%を超えていた。なお、2020年度、2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大下のため、比較対象としていない。

また、「グローバルで幅広い研究活動の推進および発信力強化」という課題については、①国外調査・研究に関する取扱い要領の改訂、②英語版ウェブサイトの充実化、③ネイティブチェック料の導入、④学会発表に伴う出張旅費の申請の導入及び促進、に取り組んだ。結果、①については2021年度より改訂版を運用開始、②については、英語版ウェブサイトの掲載（更新）件数について、目標値である前年度比2倍を達成した。③については2021年度よりネイティブチェック料支給に係る規程を整備の上、2021年度からの運用を開始した。④については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、出張自体が難しく、進めるのが困難な状況であった。そのうち、②の英語版ウェブサイトの充実化を契機として、ケンブリッジ大学ケンブリッジ言語科学学際研究センターとの機関間協定締結を実現したことは、大きな成果であった。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の点検・評価は毎年度定期的に行っており、それに基づき着実な改善・向上を積み上げており、内部質保証の観点から有効に機能しているといえる。

<長所・特色>

所員へのアンケート調査を活用して「実態やニーズ」を把握した上で、各種委員会での検討を通じ、問題点の洗い出しや、それに対する改善を積み上げつつ、毎年度の活動を実施している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後も継続して設問を見直しながら所員へのアンケート調査を行い、「実態やニーズ」を把握した上で、各種委員会での検討を通じ、問題点の洗い出しや、それに対する改善を積み上げることで、本研究所の内部質保証サイクルの質的向上を図っていく。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

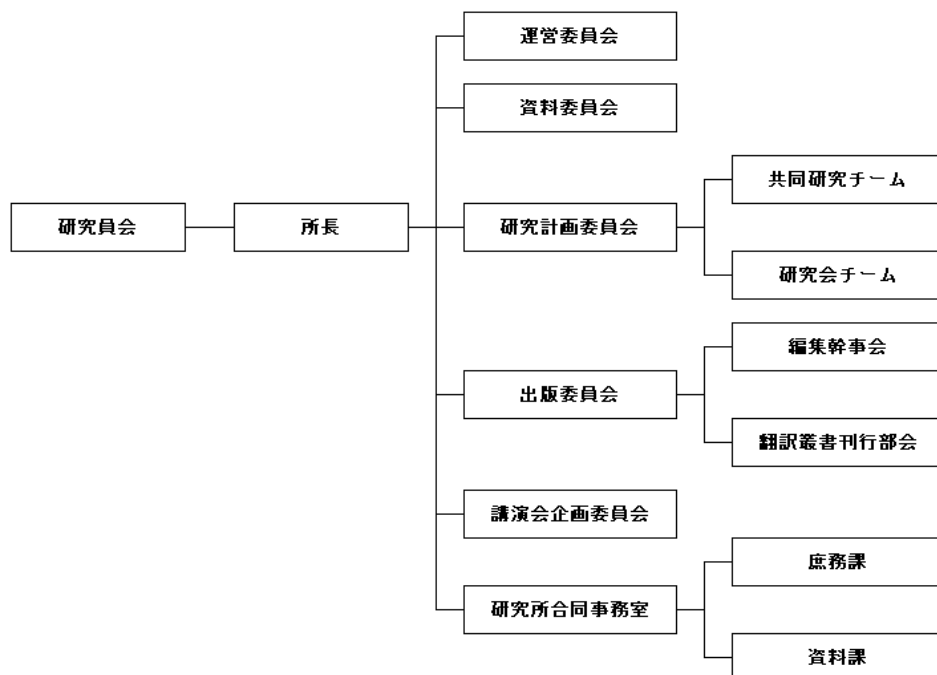
評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

人文科学研究所には、所長、運営委員会、研究員会等が置かれている。運営委員会は、所長が招集し、年6～7回開催され、研究所の運営に関する事項全般について、審議・決定している。

[人文科学研究所組織図]



研究員会は年3～4回開催され、運営委員会で審議・決定された事項及び研究活動全般に関わる事項について、研究員の意見を徴し、研究活動に反映させることになっている。また、研究所活動を円滑に遂行するために、研究チームの主査等による各種委員会を設けている。

なお、2020年12月に「中央大学における人を対象とする研究倫理に関する規程」が理事会にて承認され、「人を対象とする倫理」審査については全学委員会が設置されることとなった。これを受け、本研究所に設置されていた「人を対象とする研究」倫理審査委員会は2022年4月をもって廃止した。

①所長

所長については以下のとおり定められている。

資格・選出：本学専任教員のうちから、研究員会で投票により選出した者を学長が委嘱

機能・権限：研究所業務の掌理

規程：人文科学研究所規程第5・6条

任期：3年、再任を妨げない。

②委員会等

研究員会及び委員会等の構成は、以下のとおりとなっている。

a. 委員の構成 b. 機能・権限 c. 根拠規程等

・研究員会

a. 研究員。2022年5月1日現在、139名

b. 運営の基本方針に関すること、事業計画に関すること、所長の選出に関すること、予算申請案に関すること、その他研究所の運営に関する重要なことの審議

c. 同規程第10・11条

- ・運営委員会
 - a. 所長、研究会で互選した者5名、共同研究チームの主査、資料委員長、事務長。2022年度は9名。任期は2年で、再任を妨げない。
 - b. 研究所の運営に関する事、事業計画案の作成及び事業計画の執行に関する事、予算申請原案の作成及び予算の執行に関する事の審議
 - c. 同規程第12・13・14・15条

- ・資料委員会
 - a. 研究会において選出した者について、学長が委嘱する。2022年度は9名。任期は3年で、再任を妨げない。
 - b. 図書・資料の収集・管理
 - c. 同規程16条

- ・研究計画委員会
 - a. 所長、研究会において互選された運営委員、共同研究チームの主査、研究会チームの責任者、資料委員長、事務長。2022年度は43名。任期は1年で、再任を妨げない。
 - b. 研究計画の立案に関する事の審議
 - c. 同規程第17条、研究計画委員会内規

- ・出版委員会
 - a. 研究会において互選された運営委員のうちから運営委員会で選出された者2名、共同研究チーム及び研究会チームの研究員のうちから推薦された者各1名。2022年度は41名。任期は1年で再任を妨げない。
 - b. 紀要・叢書の編集・発行に関する事の審議
 - c. 同規程第17条、出版委員会内規

- ・編集幹事会
 - a. 出版委員会委員のうち運営委員会で選出された者2名、当該年度及び次年度に研究叢書を刊行予定のチームの委員、当該年度に紀要原稿投稿者の多いチームの委員。2022年度は10名。
 - b. 当該年度の紀要・叢書・ブックレットの編集・発行に関わる事の審議
 - c. 出版委員会内規第6条

- ・翻訳叢書刊行部会
 - a. 出版委員会委員のうち運営委員会で選出された者2名、互選された者若干名、部会が必要と認めた審査委員若干名。2022年度は10名。任期は1年で再任を妨げない。
 - b. 翻訳叢書の基本方針に関する事、翻訳叢書の編集・発行の可否に関する事の審議
 - c. 出版委員会内規第7条

- ・講演会企画委員会
 - a. 運営委員会で互選した者2名。任期は1年で、再任を妨げない。
 - b. 人文科学研究所主催の講演会の企画・立案
 - c. 規程17条

このように、人文科学に関する共同研究を通して、学術の発展に寄与するための研究活動を行うために必要な体制を整え、その運営を行っており、大学の理念・目的を実現するために適切なものとなっている。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

組織的に学問動向、社会的要請、国際的環境への配慮等は特段行っていないが、研究チームの取り扱う研究テーマについては、研究員の個々の専門領域をベースとして柔軟に設定されるものであり、普遍的な研究テーマから時代のニーズをとらえたテーマまで幅広いものとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所長の下、各種委員会を置き、大学の理念・目的や研究所の目的を実現するための研究活動を推進するために適切な体制となっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究所の構成については、必要に応じて適宜見直しを行っている。具体的な事例としては、全学的な「人を対象とする研究」に関する倫理審査体制が2021年度に整備されたことに伴い、人文科学研究所独自に設置されている「人を対象とする研究」倫理審査委員会について、2022年4月に廃止したことがあげられる。

<点検・評価結果>

以上のとおり、必要に応じて、適切に組織体制の見直しを行っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教育研究等環境

<点検・評価項目①②については全学項目のため割愛>

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

<評価の視点2～3については割愛>

評価の視点1： 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

<現状説明>

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

人文科学研究所の資料コーナーは、書庫内に設けられ、研究チームに必要な資料を適切に整備し、研究に供している（本研究所の書庫使用面積は181.44㎡）。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程を準用し管理されているが、その使用は研究チームが優先することとなっている。

研究所資料は、資料委員会及び各研究チームで選定し、多岐の分野にわたっており、その数は、現在までに雑誌等936タイトル、図書資料（固定資産）41,748点である。これらの資料は、研究所合同事務室資料課において整理・登録され、研究員に広く利用されている。

また、図書等の資料の収集は、各研究チーム及び資料委員会によって行われており、各研究チームにおいては、配分された予算の中でそれぞれの研究遂行に必要な図書を選定し収集を行っている。

人文科学研究所に設置される資料委員会は、研究所全体にとって必要な図書等を選定し収集することを任務とする委員会であり、逐次刊行物及び辞典・目録等のいわゆるレファレンス関連図書を中心とする選定・収集を行っている。そのため資料委員会委員は、文学・歴史学・哲学・教育学など各分野から選出され、それぞれの専門分野で必要な図書等を選定するよう努めている。ただし、近年、図書の多様化が進み、必ずしも従来の辞典・目録の範疇で捉えきれない参考図書が増えている。

図書の選定に際しては、中央図書館をはじめとする学内諸機関との重複を避けるよう配慮がなされており、現在、5つの研究所間で研究資料の重複購入に関するガイドラインが設定されている。また、研究チームの収集する図書に関しては、各研究チームに図書の選定が任されているが、学内における重複図書については、研究上の必要が極めて高い場合を除いて原則として認めないようにし、重複購入が最小限となるよう努めている。

[図書・資料冊数（2022年3月31日現在）]

単位：冊

		和書	洋書	計
2021年度受入数	購入	202	270	472
	製本	0	0	0
	受贈	4	0	4
	その他	0	0	0
	計	206	270	476
総蔵書		13,206	28,542	41,748
非図書資料（内数）		(1,198)	(825)	(2,023)

[「非図書資料」の内訳（2022年3月31日現在）]

単位：点

	和書	洋書	計
マイクロフィルム	1,140	598	1,738
マイクロフィッシュ	0	5	5
CD	0	2	2
CD-ROM	53	216	269
DVD-ROM	5	4	9
計	1,198	825	2,023

[雑誌タイトル数（2022年3月31日現在）]

単位：タイトル

		和雑誌	洋雑誌	計
2021年度 継続受入タイトル数 [雑誌]	購入	48	165	213
	受贈	45	2	47
	計	93	167	260
総タイトル数		423	513	936

*総タイトル数は所蔵タイトル総数で、非継続、誌名変更、廃刊などの雑誌・新聞を含む。

*上の他に電子ジャーナル（購入洋雑誌）を5誌購読。

なお、研究所資料の利用環境を整備するため、資料委員会図書と研究チーム図書について、図書館システム・CHOIS蔵書検索（OPAC）で公開している。

このように研究活動に必要な図書資料を適切に整備している一方で、欧米資料の恒常的な原価上昇や外国為替相場の円安傾向による資料費の逼迫や、書庫狭隘化等の課題を抱えており、継続的にその対処に努めている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所全体、各研究チームにおいて必要な図書を選定する仕組みを有している。加えて、中央図書館をはじめとする学内諸機関（他研究所含む）や、研究チームで購入する図書においても重複を避けるためのルールを整備しており、限られた予算の中においても、研究活動に必要な図書等が適切に整備されている状況となっている。

一方で、欧米資料の恒常的な原価上昇や外国為替相場の円安傾向による資料費の逼迫や、書庫狭隘化等の課題を抱えており、継続的に対処に努めている。

<長所・特色>

本研究所で受け入れている図書・資料のうち、例えば、2021年度の受入実績において、本研究所の固定資産図書の受入総数476冊中、研究チームで購入した図書・資料は7割強を占める343冊となっている。また、その内容については、18の研究チームによる様々な専門分野により構成されており、これらの図書は、本研究所の研究チームによる研究活動を下支えするのみならず、本学総体における、人文科学の研究・教育に有用なものとなっている。

<問題点>

欧米資料の恒常的な原価上昇や外国為替相場の円安傾向により、資料費が逼迫し、研究チー

ム図書以外では新規の資料購入希望受け付けがほとんどできなくなっており、既存の継続資料の見直しを行い、対応している状況である。したがって今後、シリーズとして収集してきた資料が継続中止となることで、蔵書としての利用価値が低くなるなどの弊害が起こる可能性がある。

また、本研究所の所蔵図書は（継続受入図書・資料を中心として）基本的に年々増加することから、書庫狭隘化は本研究所書庫の抱えるもっとも大きな問題である。2021年度末時点において、本研究所書庫内書架の図書・資料の占有率は92.38%となっている。また、書架に配架できずに仮置きされているものを含めてカウントすれば94.64%となっている。そのため、新規に受け入れた資料を所定の書架に配架することが困難となり、書庫利用のサービスに悪影響の生じることが懸念される状況にある。

<今後の対応方策>

引き続き、図書を充実させることで、本研究所の研究チームによる研究活動を下支えするだけでなく、本学総体における人文科学の研究・教育に有用な環境整備を進める。

資料費の逼迫については、資料費予算総額の増額は見込めない状況であるため、資料費支出を研究所において許容される範囲内での必要最低限にとどめ、場合により継続資料の購入中止を行う。また、利用頻度の多寡をベースに継続資料の一部購入中止を行うなどして継続受入資料購入のための費用を確保する。一方、研究所全体の問題として、今後の資料収集のあり方について検討し、資料費予算をはじめとする各費目の予算配分について調整を行う。

書庫の狭隘化については、本研究所の資料委員会としては次の取組みを行う。まずは、本年度の対応として、学内重複あり又は他媒体代替可能な資料を抽出して除却・抹消の可能性を探る。次いで、今後の複数年に亘る対応として、学内重複や他媒体代替可能性のない資料の整理を見据えて、中長期的な除却・抹消の判断の目安を策定する。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

<現状説明>

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所書庫は日本比較法研究所、経済研究所、企業研究所、社会科学研究所、人文科学研究所、政策文化総合研究所の6研究所で利用している。座席数は34席、情報検索設備としてはPC3台を、視聴覚機器としてはマイクロリーダープリンタ3台を設置している。開館時間は月曜日から金曜日までが9時30分から17時、土曜日が9時30分から12時となっている。本研究所の書庫使用面積は181.44㎡である。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程を準用し管理されているが、その使用は研究所の構成員が優先することとなっている。詳細は、「点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。」を参照されたい。

研究員が使用できる施設・設備としては、チーム内の打合せや研究会、シンポジウム開催に使用できる会議室が多摩キャンパスに4部屋確保されており、最大で70名余りの人数を収容可能である。また、本学の都心キャンパスを含め、必要に応じて他部署が管理する施設も使用

することが可能であるため、外部者との研究交流も活発に行うことができる。なお、会議室にはポータブルのプロジェクタ、PC、ICレコーダー等の機器備品が整備されている。また、他研究所と共同して無線LANアクセスポイントを設置し、複数台の同時接続を可能とする仕様としており、公開講演会をはじめ各種研究会にてリアルタイムの情報を効率的に収集しながら研究活動等を行える環境となっている。

また、2020年以降の新型コロナウイルス感染症拡大下においては、オンライン会議システムを利用しての会議や研究会開催が主流となってきたため、2021年度に、360°カメラ、マイク、スピーカーが一体となった会議システムを1台整備した。

<点検・評価結果>

以上のように、限られた予算の中で、研究員の研究活動を支援する環境（インターネット環境や会議室の利便性の向上）や条件を適切に整備し、研究活動の促進を図っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

2022年度における研究所の経常予算総額は36,633(千)円で、内、人文科学研究所という予算単位内で計画や諸科目へ組み替え、流用可能な経常支出予算は21,413(千)円である。これは大きく分けて研究計画予算と資料委員会予算、その他から構成されるが、そのうち研究計画予算は9,348(千)円であり、これを各研究チームに配分してそれぞれの研究費としている。

1) 研究費

研究チームは、現在、「共同研究チーム」1チームと「研究会チーム」38チームがある。このうち「共同研究チーム」は特に専門分野を異にする研究員から構成されている。2022年度における研究費配分額として「共同研究チーム」の1チームは上限を430(千)円、「研究会チーム」については上限を270(千)円とし、上限を下回る予算申請をしたチームは申請額を配分している。また、研究チームへ配分されている研究費は、研究活動に必要な図書費、講演料、研究旅費に支出が可能となっているが、おおそ講演料・資料購入費にあてられており、各チームの研究テーマに沿った使われ方がされている。また、用途として、各チームの独自性を尊重し、会合費以外の支出を認めていることから、研究の特性に応じた柔軟な運用がされているといえる。

①研究旅費（調査、研究等）

*旅費支給基準

a. 国内

中央大学旅費規程、旅費内規に準じて交通費、宿泊費および諸経費を支給する。旅費は、チームの配分予算のなかから支出するものとし、所長が決裁することを条件として、上限を設けない。

b. 海外

運営委員会の議を経ることとし、所長の承認を必要とする。

支給対象は本務校のある客員研究員及び準研究員を除いた研究員のみとしている。交通費は、東京－那覇市間の出張旅費を超えない範囲で実費支給することができ、宿泊費、諸経費は、中央大学旅費規程に定める金額を、2泊3日を限度として支給することができる。

これらの旅費については、所属するチームの配分予算のなかから支出するものとし、海外旅費に関しては、予算額の50%を上限とする。

なお、学内の他制度からの旅費支給と重複して支給しないこととしており、学会、研修会、教育、視察、国際会議を目的とする出張については適用しない。ただし、国内で行われる学会で研究成果を発表する場合については適用される。また、出張終了後はすみやかに研究所所定の報告書を提出しなければならない。

②講演料

外部講師のみに支給し、中央大学専任教員・研究員・客員研究員・準研究員には支給しない。

なお、毎年11月頃に各チームの研究の進捗状況を確認し、必要に応じて予算の再配分を行い、研究費の有効活用に努めている。

○ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

文献及び資料の整理、データ入力等研究チームの研究の進展のために、人文科学研究所では、研究チーム責任者の申請により、研究チーム内の準研究員（本学大学院博士課程後期課程在籍者）の中から2020年度6名、2021年度5名、2022年度2名のRAを採用している。なお、RAに係る経費は、大学院事務室予算から支出される仕組みとなっており、予算額の関係から人数や就業時間について制約があるものの、継続的な採用を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大下において、オンラインによる研究活動が主流となった。オンラインでの研究会開催にあたっては、Google フォームを活用した参加者募集およびWebex 等をはじめとするオンライン会議システムの活用等、各チームの研究員の責任のもと開催から終了までを行う必要がある。このため、オンライン研究会を実施するためのマニュアル「オンライン研究会の開催について」を新たに作成し、研究員が閲覧可能な授業支援システムmanaba上に掲載した。このマニュアルには、参加者募集から研究会終了までの方法についてとりまとめて掲載し、各研究員の責任の下、スムーズな研究会開催ができるように示している。

<点検・評価結果>

研究所の研究費については、各チームの研究テーマに沿い、研究内容の特性に応じて柔軟な

運用がされている。また、教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性については、継続的にRAを採用しており、十分に担保されている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大下におけるオンラインによる研究活動に対する支援についても、速やかにマニュアルを整備するなど、その支援に努めている。

以上のように、研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されている。

<長所・特色>

研究費の使途として、各チームの独自性を尊重し、会合費以外の支出を認めていることは、研究活動への制約を最小限とすることにつながり、活発な研究環境の土台となっている。

<問題点>

各研究チームの研究費予算配分は、申請内容を踏まえつつも、ほぼ一律に配分されている。一方で執行率は0%から100%に近いものまで、チームによってかなり差があり、研究所全体の予算執行率を下げる要因となっている。各チームには、より実態にあった予算申請をするよう注意喚起するとともに、研究予算の有効活用を促す必要がある。

オンラインによる研究活動への支援については、オンライン研究会を実施するためのマニュアル「オンライン研究会の開催について」を作成し、各研究員の責任の下がスムーズな研究会開催ができるように示し、manabaにて掲載している。しかしながら、新しいツールやシステムの活用については研究員間でも個人差があり、スムーズに遂行できないケースも見受けられる。

<今後の対応方策>

各研究チームの独自性を尊重し、研究活動への制約を最小限とする方針を堅持することで、活発な研究環境の維持・向上を進める。

次年度予算計画書作成の際に、前年度の予算執行率、執行内容を改めて周知し、実態にあった予算申請をするよう注意喚起を行う。また、これまでは年2回、その時点での執行率を研究チームの責任者へアナウンスしていたが、その回数を少なくとも年4回以上に増やしていく。

オンラインによる研究活動への支援については、オンライン研究会を実施するためのマニュアル「オンライン研究会の開催について」のより一層の充実化を継続し、更新をおこなった際は、適宜manabaやメール等を通じて、研究員へ周知を行い、オンラインを活用した研究活動が円滑に行われるよう支援を行う。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>

○附置研究所における研究活動の状況

1) 構成員とチームの現状

研究員の資格は、本学の専任教員のうち、研究所の事業に参加を申請し、研究員会の議

を経て許可された者に与えられる。また、専任教員以外の者にも、客員研究員（学外の研究者で共同研究への参加を申請し、研究員会の議を経て許可された者）、準研究員（大学院博士課程後期課程在籍者またはこれに準じる者で、共同研究への参加を申請し、研究員会の議を経て許可された者）として共同研究へ参加する途が開かれている。

2022年5月現在、研究員は、法学部21名、経済学部19名、商学部19名、理工学部10名、文学部10名、総合政策学部7名、国際経営学部1名、国際情報学部2名、総計139名、客員研究員は205名、準研究員は20名である。

人文科学研究所設置の目的である共同研究を推進するため、各研究員は研究チームに所属する。共同研究の組織には、「共同研究チーム」と「研究会チーム」の2種類ある。このうち、「共同研究チーム」とは特に専門分野を異にする研究員から構成されたチームを指す。

チームの人数は、「共同研究チーム」は7人以上、「研究会チーム」は3人以上の構成員により構成され、いずれも客員研究員と準研究員の合計人数は構成員の半数を超えないことを原則としている。ただし、本学の定年退職者である客員研究員については、ほとんどの場合について本学が研究の本拠地となっている実態を勘案し、この比率を出す場合には、研究員とみなすこととしている（2000年6月8日運営委員会）。また、依願退職した研究員が引き続き同じチームで客員研究員として研究活動に従事する場合、そのチームに限り、構成員比率の適用を例外として研究員とみなしている（2000年6月8日運営委員会）。

研究チームは、研究員の自主的で自由な発意に基づき結成され、自由闊達な共同研究の場が形成されている。

2022年度は、「共同研究チーム」は1チーム、「研究会チーム」は38チーム、合計39の研究チームが活発な研究活動を行っており、共同研究の豊かな成果をあげている。

[研究チーム数]

単位：チーム

	2018	2019	2020	2021	2022
共同研究チーム	3	3	3	2	1
研究会チーム	33	32	37	39	38

※各年度5月1日時点のチーム数

2) 研究期間

研究チームの研究期間は、1期5年以内とし、原則として2期までとなっている。ただし、各期の研究期間内に共同研究が終了しなかった場合は、合計3年まで延長することができる（この延長期間中には、チーム別予算配分は行われない）。

3) 研究活動

研究活動は、各チームが主体的に計画し、①公開講演会・シンポジウム、②公開研究会、③研究会、④合宿研究会・現地調査、⑤談話会等のかたちで実施されている。

[実施回数]

	2017	2018	2019	2020	2021
①公開講演会・シンポジウム	8	10	5	0	2
②公開研究会	52	57	52	30(29)	23
③研究会	14	15	10	20(20)	21(20)
④合宿研究会・現地調査	7	12	10	3	1
⑤談話会	3	1	1	0	2

※うち、オンライン開催については（ ）内に表記

4) 研究成果の公表

研究チームは各期の研究期間内に、研究成果を発表するものとされ、特に共同研究チームは、研究成果を『研究叢書』として発表することが義務づけられている。

刊行物には、『人文研紀要』と『研究叢書』、『翻訳叢書』、『ブックレット』があり、紀要には、「共同研究チーム」及び「研究会チーム」の研究成果が随時発表され、叢書には、「共同研究チーム」及び「研究会チーム」の総合的な研究成果が発表される。また、各年度の研究活動の概要を公表するために、『人文科学研究所年報』が刊行されている。

①研究叢書・翻訳叢書

共同研究チームは、研究活動の成果を『研究叢書』に発表することが義務づけられているが、他の研究会チームも『研究叢書』を刊行している。2021年度までに78冊の『研究叢書』が刊行されている。

このほかに『翻訳叢書』が17冊刊行されている。

[研究叢書・翻訳叢書発行点数]

単位：点

年度	2017	2018	2019	2020	2021
研究叢書	4	2	4	2	2
翻訳叢書	2	0	0	0	0

②人文研紀要

研究チーム及び研究員個人の研究成果は、年数冊刊行の『人文研紀要』に発表されており、2021年度までに100冊が刊行されている。

[人文研紀要発行点数]

単位：点

年度	2017	2018	2019	2020	2021
発行点数	3	3	3	3	3

③人文科学研究所年報

研究チームによる活動記録及び研究所運営に関する事項は『人文科学研究所年報』に年1回報告され、まとめられている。(既刊42号 2021年9月5日付)

④人文研ブックレット

研究会や談話会等で、口頭発表された報告は希望があれば、ブックレットにまとめられ、刊行されている。(既刊38号・不定期)

[人文研ブックレット発行点数]

単位：点

年度	2017	2018	2019	2020	2021
発行点数	1	2	1	1	0

また、研究成果発表に際しては、学術論文としての質を担保するために様々な制度を導入している。研究叢書の掲載論文は研究チーム内で論議の上で掲載されており、紀要の掲載論文はチーム責任者あるいは出版委員による内容確認を受けた上で、編集幹事会の審議を経て掲載されることとなっている。準研究員の論文については研究者としてはまだ途上にあるこ

とを考慮し、査読審査を行っており、一定の教育的効果を得ている。

このように、人文科学研究所は数多くの研究チーム数を有しており、研究成果の刊行物による公表及び講演会、研究会等の研究活動は、全体として活発に行われている。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大下においては、他研究教育組織と同様に①フィールドワークを伴う調査活動が制限される、②海外の研究者を招聘しての研究会・講演会の開催ができない、という状況となった。そういった中でも、オンライン会議システムを利用したオンライン講演会等の実施を行うなどの工夫もしながら、研究活動を続けてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較すると、調査・研究件数は下がっている（2019年度：72件、2020年度：53件、2021年度：45件【②公開研究会、③研究会、④合宿研究会・現地調査、⑤談話会の合計】）。

しかし、刊行物発行数については、上の表中にもあるように『人文研紀要』3冊、『研究叢書』2冊、『人文科学研究所年報』1冊刊行を行っており、例年と遜色ないものとなっている。また、これらは、本学公式Webサイト上にて全文公開を行っている（『研究叢書』は目次のみ）。

特に『人文研紀要』においては、2020年度は40本、2021年度は41本の論文投稿があった。これは、2019年度の論文投稿数40件と同じ水準であり、新型コロナウイルス感染症拡大下における限られた研究活動・内容の中でも研究を推進するという、研究員の研究意欲の高さを表していると言える。

このほか、外国人講師の受入れ及び研究員の海外派遣状況については、新型コロナウイルス感染症拡大以前は、多彩な外国人講師を招いて、活発な研究活動を行い、毎年、講演会を開催していた。しかし、2020年度及び2021年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、外国人訪問研究者0回、外国人研究者0回、チーム主催の公開研究会0回という結果となった（参考 2019年度：外国人訪問研究者1回、外国人研究者5回、チーム主催の公開研究会8回）。

また、本学では、本学附置の研究所における共同研究の成果をシンポジウムにおいて市民や研究者に公表することを目的とした「学術シンポジウム」を1980年から開催している。現在は、研究員の責任者を中心に研究期間を3年とするプロジェクトチームを組織し、最終年度に共同研究の成果を「学術シンポジウム」の形として広く公開している。運営については、研究員の責任者が所属する研究所が担当研究所として、その運営を担っている。

本研究所は、2018年4月から4年間（通常3年間のところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特例措置として1年延長）の研究プロジェクト「グローバル文化史の試み」を担当した共同研究の最終年度となる2021年度（2021年12月18日～19日）には、「第28回中央大学学術シンポジウム テーマ：グローバル文化史の試み」として、総括シンポジウムをオンラインにて開催した。

4年間のプロジェクトを新型コロナウイルス感染症拡大にもかかわらず遂行し、総括シンポジウムを開催して、学内外の多様な研究を一つのテーマによって結びつけ、研究の発展に寄与したことは大きな成果であった。

○学外競争的研究資金の獲得状況

現在のところ、学外競争的研究資金に関する特段の実績はない。

＜点検・評価結果＞

以上のように、研究チームは、8学部の専任教員が研究員として所属し、また多くの学外の研究者とともに自主的な発意に基づき結成され、自由闊達な共同研究の場が形成されている。また、研究活動・研究成果の発表については新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも意欲的に行っている。

＜長所・特色＞

研究チームの研究成果の一つである学術論文の質を担保するために次の仕組みを導入している。

①研究叢書の掲載論文は研究チーム内で論議の上で掲載する。

②紀要の掲載論文はチーム責任者あるいは出版委員による内容確認を受けた上で、編集幹事会の審議を経て掲載されることとなっている。また、準研究員の論文については研究者としてはまだ途上にあることを考慮し、査読審査を行っている。

特に、②の準研究員の論文への査読審査については、質を担保するだけでなく、一定の教育的効果をも得ている。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

今後も準研究員の論文への査読審査等の措置を継続して行うことで、学術論文としての質を担保するとともに、準研究員の研究者としての育成も図っていくこととする。

◇社会連携・社会貢献

＜点検・評価項目①は割愛＞

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

＜評価の視点3は割愛＞

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

＜現状説明＞

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

人文科学研究所では、次のような研究成果を社会に還元するとともに、様々な研究活動を通じて貢献している。

1) 公開講演会等

人文科学研究所として、毎年、数回の公開講演会、公開研究会、シンポジウム等を行っ

ている。公開講演会、公開研究会、シンポジウム等には研究員以外の参加も得ているほか、一般にも公開を行っている。主催チーム等の了承が得られた場合は、本学公式 Web サイトに日時と場所を掲載して学内外に参加を呼びかけている。このように本研究所公式 Web 等で周知を行っているものの、一般からの参加は、ほとんど無いのが現状である。

2) 刊行物等

研究成果の社会還元として、『人文研紀要』と『研究叢書』、『翻訳叢書』、『ブックレット』を発刊している。『人文研紀要』は学術レポジトリで全文公開し、『ブックレット』は本学公式 Web サイトで公開している(詳細については点検・評価項目③評価の視点1」を参照)。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

他大学や企業等との連携による共同研究、受託研究等の実績はない。

<点検・評価結果>

研究成果の社会への還元については、①一般市民が参加できる公開講演会、公開研究会及びシンポジウムなどの開催②『研究叢書』、『翻訳叢書』、『人文研紀要』、『ブックレット』および『年報』の発刊、本学公式 web サイト上での公開を通して、適切に行っている。しかし、公開講演会や公開研究会へは一般参加がほとんどない状態であり、本学の研究成果を広く社会に還元するためにも、広報面の工夫等を行う必要がある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

公開イベント（講演会、研究会）に参加するのは、ほとんどがイベントを主催する研究会チームメンバー及び研究者であり、一般からの参加がほとんど無い状態が続いている。広く社会に研究成果を還元するためにも、一般からの参加を促す広報面での工夫が必要である。

<今後の対応方策>

本学公式 Web サイトへの掲載を適宜行い、十分な周知期間を確保するとともに、主催研究チームメンバーから、同分野の研究者や指導している学生などへの周知を依頼する。また、実施にあたっては参加者アンケートを実施し、より適切な周知方法を検討する際の材料とする。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

人文科学研究所の研究活動に必要な事務体制として独立した組織は有していない。経済研究所・企業研究所・社会科学研究所・人文科学研究所・政策文化総合研究所の5研究所の研究活動を支える事務組織として研究所合同事務室が設置され、5研究所の事務を所管する体制となっている。

現在、研究所合同事務室は、庶務課及び資料課の2課体制となっており、各々、5研究所の庶務業務と研究資料収集・管理業務を分掌している。事務組織の人員体制としては、事務長（庶務課長事務取扱兼務）1名のもと、庶務課は、専任職員4名、派遣職員1名、パートタイム職員2名、資料課は、専任職員2名（資料課長1名を含む）、派遣職員2名、パートタイム職員6名で構成されている。

庶務課においては、実際の研究活動に対してきめ細かく総合的な支援を行うため、1研究所1担当者の専属担当制を採用してきたが、従来の“1研究所1担当者制”による研究支援体制は、一方で、業務の属人化によるリスクやデメリット、具体的には、担当者不在時及び定期人事異動時の支援レベルの低下、業務改善の促進及びスタッフの有効活用が進みにくい等の問題点も潜在的に抱えてきた。

このようなリスクやデメリットを回避・軽減する観点から、2017年頃より業務グループ制の導入が検討され、1つの研究所事務業務について、メイン・サブの複数担当者制を実施するに至った。また、それとともに、Aチーム（選挙・研究会担当）・Bチーム（叢書刊行・外国人研究者受入れ担当）体制を敷き、5研究所に共通する業務のうち比較的専門性が高く、長いスパンで時間を取る業務の切り出しを行うことにより、庶務課専任職員4名が2名ずつに分かれてチームを編成することとなった。以上の体制変更によって、前述の属人化によるリスクやデメリットへの対応のみならず、業務効率の向上や業務遂行漏れに対する管理徹底が図られた。さらに、Aチーム・Bチームの指示のもと、派遣職員が5研究所横断的な研究会開催支援や刊行物発送等の業務を担うことで、専任職員の業務負担軽減につながった。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所の運営に必要な事務組織が設けられている。人員配置の適切性については、業務効率化を図るための方途の検討・実施を行う等、配置された状況下において適切な業務分担が行われており、機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

保健体育研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

保健体育研究所は、保健体育科学に関する共同研究を行い、学術の発展に寄与することを目的として、1978年11月に大学附属の4番目の研究所として設立された。現在では後述する組織構成をもち、主に以下のような活動、事業を行っている（中央大学保健体育研究所規程第3条）。

- ・スポーツ・健康科学に関する共同研究及び共同調査
- ・研究・調査に必要な図書及び資料の収集・管理
- ・研究・調査に必要な実験・測定機器の整備及び管理
- ・研究・調査の成果及び資料の刊行
- ・研究会、講演会等の開催
- ・その他研究所の目的を達成するために必要な事業

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

本学は「實地應用ノ素ヲ養フ」ことを建学の精神としている。保健体育研究所では、各研究班が、生理学・社会学・心理学など多様なアプローチによって、スポーツ科学全般にわたる基礎・実証的な研究を積極的に推進し、その成果を広く社会に発信してきた。これらは、学术界への寄与のみならず、「少子高齢社会におけるウエルネス」や「スポーツを核とした地域創成」など実社会が抱える諸問題の解決にも大きく貢献しており、本学の理念と高い関係性があるといえる。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の目的は、大学の理念・目的と密接に関連し、適切に設定されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等はなかった。

現在においては本研究所独自に中期的な計画は策定していないものの、本学の中長期事業計画である中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の下で設定される単年度ごと・組織ごとのアクションプランや、年次自己点検・評価活動に基づき、活動を推進してきた。特に年次自己点検・評価活動においては、研究活動の更なる活性化のため、「学外機関との協力と研究活動の広報・公開推進」（2019年度）、「研究所施設整備・活動情報公開による研究活動の活性化」（2020年度）、「研究体制多様化への対応」（2021年度）に注力し、単年度目標や実施計画の設定を行い、改善を進めてきたところである。

また、2021年度に策定された中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）においては、研究所全体の課題として次の2点が整理された。

- ①研究所全体の研究成果を一覧できるしくみや活動状況を可視化するための指標設定がない
- ②準研究員（院生）が研究者として自立するため方策とその実施についての活動状況を可視化するための指標設定がない。

この認識のもと、以下の4点について、今後研究所全体として取組みを推進することとなった。

- ①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信
- ②研究所の活動指標の設定
- ③研究成果の社会実装の促進
- ④準研究員の増加

これらの対応も踏まえつつ、本研究所として2025年度に向けて中・長期的なアクションプランの立案にとりかかっているところである。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所は、現状における問題点改善への施策の設定・実行について、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」下での活動、年次自己点検・評価活動を通じて継続的に取り組んでいる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

本研究所の自己点検・評価活動に関しては、保健体育研究所組織評価委員会が中心となって、毎年度定期的に自己点検・評価を行っている。また、当該委員会の委員長は研究所長が務める

仕組みになっており、定時の運営委員会にて意見を求め、解決すべき問題が提起されれば、必要に応じて所長を中心としたワーキンググループ等を招集して対応することになっている。ワーキンググループの検討結果については、運営委員会において、その議を経て承認後、実施される。

具体的な改善事例としては、倫理委員会の設立や教職員対象のサービスプログラムの提供、公開講演会（主催、協賛双方）等が運営委員会にて承認され、実施されている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の点検・評価は毎年度定期的に行っており、それに基づき着実な改善・向上を積み上げており、内部質保証の観点から有効に機能している。

<長所・特色>

自己点検・評価活動を通じて、全学に先駆けて稼働した倫理委員会の発足や、必ずしも全ての大学研究所において実施はされていない紀要の査読体制など、委員会で発議されたものが早くから実施され、点検評価の有益性が証明されている。2021年度に実現した学友会事務室との協働による第1体育館2階ピロティにおける本学の歴代メダリストのパネル展示など、学内他組織との連携も率先して実施した。

<問題点>

本学の内部質保証の方針に基づいた自己点検・評価活動を実施しているものの、研究員の数に限りがあり、移動も少ないことから、固定化したメンバーによる取り組みが常態化しており、斬新な取り組みが生まれにくい。

<今後の対応方策>

点検評価の課題については、多くの研究員が主体的に関与することが可能となるように、例えば各研究班主査（代表）が集まる紀要編集委員会の場などでも情報を共有したうえで、定例の運営委員会にて「議題」として審議することとする。

また、新規の専任研究員を急に増員することは望めないが、ここ3年間で新たに加わった研究員への働きかけや、今後増員が見込まれる状況に対して、研究所活動の理解を広めるべく情報共有を促進させる。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

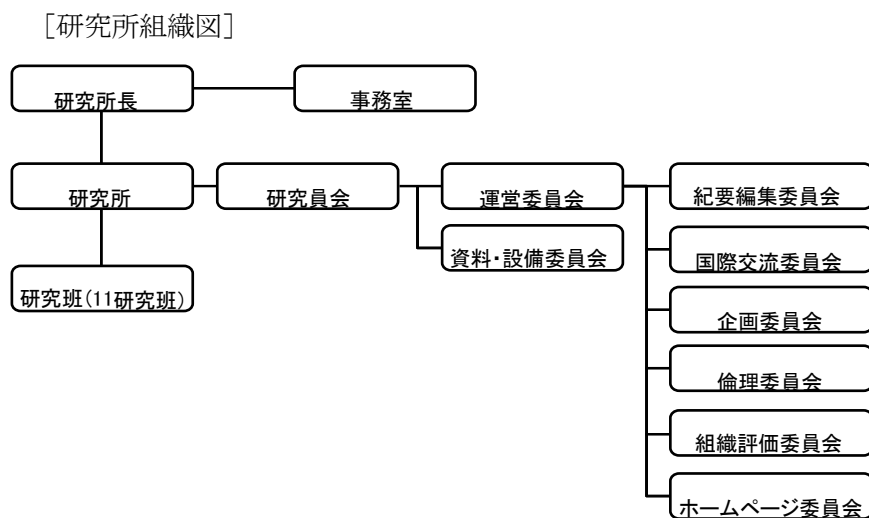
評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

研究所の組織構成は、下図のとおりとなっている。



まず、研究員会は研究員をもって構成し、研究所に関する次の事項について審議決定している（保健体育研究所規程第11条）。

- ・運営の基本方針に関すること
- ・事業計画に関すること
- ・所長の選出に関すること
- ・予算申請案に関すること
- ・その他研究所の運営に関する重要なこと

また、研究員会の決定した基本方針に基づく運営のため、研究所に運営委員会を置き、次の事項について審議決定している（同規程第15条）。

- ・研究所の運営に関すること
- ・事業計画案の作成及び事業計画の執行に関すること
- ・予算申請原案の作成及び予算の執行に関すること
- ・その他所長が必要と認めること

このほか、図書・資料の収集・管理及び実験・測定機器の購入・管理のため、研究所に資料・設備委員会、その他、目的に応じた各種委員会を設置している。

上記のうち、運営委員会は現在ルーティンの研究所業務を円滑に進めるために年間最低3回開催され、研究員全員が参画して業務・研究の充実、改善等について審議している。企画委員会は、研究所として取り組むイベント・講演会等の企画・立案に関する権限をある程度委任されている。

2022年度からは、研究員間の情報共有・情報交流の場とすることを目的に、研究員、客員研究員、準研究員で構成する「研究員懇話会」を開催することとなった。前期および後期授業終了時期の年度内2回開催とし、開催にあたっては、①情報交換会としてカジュアルな形式とす

ること、②多くの研究員の積極的な参加を促すような仕組みとし、研究発表会の枠組みを超えた広い情報交換会として実施し、主として対面での交流としテーマを掲げて集まることに意義を見出すこととした。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

2021年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴うパンアメリカンスポーツ機構に対する事前練習体制への協力およびスポーツにおける様々な分野で活躍している著名人を招聘した公開講演会を開催し、また、各研究班による研究成果の公表を紀要および本学公式Webサイトへ定期的に掲載することで、社会貢献の一端を担う役割を果たしている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所長のもと、各種委員会を設置し、大学の理念・目的や研究所の目的を達成するための研究活動を行う体制づくりがなされている。

<長所・特色>

本研究所の活動においては、研究班を単位としたプロジェクト研究体制とっており、それぞれの分野における研究活動が活発に行われる組織構成となっている。これにより、研究所の目的である保健体育科学に関する共同研究を行い、学術の発展に寄与することに適っている。

<問題点>

研究班毎の活動は適切であるが、各研究班の研究内容が異なるため、複数の研究班活動の協働に縦割り傾向がみられる。年3回の研究員会・運営委員会を開催しているが、研究員間の情報共有が希薄であり、改善が必要な状況にある。

<今後の対応方策>

長所の伸張方策としては、研究班を単位としたプロジェクト研究体制を更に高度化させるべく、研究員間の情報共有を図るため、2022年度から年2回の「研究員懇話会」を開催する。実施にあたっては、研究員の負担軽減のため、①資料準備に時間をかけない、②毎回、コーディネーターを決める、③研究員にとって負担感がないことに留意する、④情報交換会に加えて研究に関する情報交流もできるようにすることで、懇話会の継続性にも配慮することとする。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究所の組織体制の適切性については、随時、研究員会や運営委員会等において見直しを図っている。具体的な事例としては、2008年度に倫理委員会を新たに設置したことが挙げられる。

<点検・評価結果>

以上のとおり、適宜、組織体制の見直しが実施されており、適切である

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇教育研究等環境

＜点検・評価項目①②については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

＜評価の視点2～3については割愛＞

評価の視点1：図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

＜現状説明＞

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

現在の蔵書数は、次の表のとおりである。

[2022年3月31日現在 図書・資料収集報告]

単位：円、冊

	種類		期首	年度内増減	期末
	固定資産図書	和書	冊数	2,643	27
金額			9,476,645	70,848	9,547,493
洋書		冊数	831	25	856
		金額	2,821,014	70,825	2,891,839
計		冊数	3,474	52	3,526
		金額	12,297,659	141,673	12,439,332
管理備品図書	和書	冊数	751	0	751
	洋書	冊数	146	0	146
	計	冊数	897	0	897
合計	和書	冊数	3,394	27	3,421
	洋書	冊数	977	25	1,002
	計	冊数	4,371	52	4,423
継続雑誌	和書	冊数	27	0	27
	洋書	冊数	6	0	6
	計	冊数	33	0	33

単位：冊

総蔵書数	計	和書	洋書
	4,423	3,421	1,002

[図書・雑誌冊数 (2022年3月31日現在)]

単位：冊

		和書	洋書	計
		2021年度受入冊数	購入	0
	製本	25	27	52
	寄贈・その他	0	0	0
	計	25	27	52

[定期刊行部タイトル数 (2022年3月31日現在)]

単位：タイトル

		和書	洋書	計
		2021年度受入定期刊行物タイトル数	購入	27
	寄贈	0	0	0
	計	27	6	33

本研究所では、資料・設備委員会において図書資料の収集・管理を行っており、資料室（図書室 G1257:32.46 m²・書庫 G1256:32.46 m²）に、図書、学術雑誌、大学紀要（G1272:19.84 m²）、その他教育研究上必要な図書資料が整備されている。2022 年度末の蔵書数は、上表で示したとおりである。学術雑誌（和・洋雑誌）を、定期的に購入し、製本等を行い整備している。しかし、書籍については、2008 年度以降は、購入がされていない状況である。また、購入図書・製本図書の所蔵データについては、事務室で Excel ファイルを管理しており、最新の所蔵データを保健体育研究所 manaba コーナーに掲載している。なお、中央図書館へのデータ提供は、製本図書・他大学紀要類・白書・年鑑等のみとしており、閲覧請求があった場合は、中央図書館を窓口として閲覧に供している。その他の図書資料について、外部への情報公開は行っていない。

また、発注・受入れ等においては、「中央大学図書館図書調達規程」「中央大学図書管理規程」「中央大学研究所図書調達規程」「中央大学研究所図書管理規程」に準じることなく、本研究所内の申し合わせによって運営・管理を行っている。資料・設備委員会においては、2020 年度に所蔵スペースの狭隘化の問題が提起され、逐次刊行物について受入れ見直しアンケートを実施し、和書については、29 タイトル中 2 タイトル、洋書については、7 タイトル中 1 タイトルを受入れ中止とした。また、洋雑誌については、電子ジャーナル版で閲覧可能な 3 タイトルについて媒体別に価格を比較したうえで、冊子体を購読中止とし、電子媒体へ移行している。なお、2021 年 2 月に蔵書点検を行い重複図書の廃棄、他大学紀要類は、Web 閲覧が可能なものは送付継続確認アンケートがある場合に非継続とし、順次辞退することとしている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、限られた予算の中で、研究活動に必要な図書等が適切に整備されている状況となっている。なお、資料・設備委員会において、2020 年度に逐次刊行物について、受入れ状況の見直しアンケートを実施し、所蔵スペースの狭隘化対策にも取り組んでいる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

図書資料の収集に関する取扱い基準(規程)がないことが、さらなる書庫の狭隘化対策を進める上で課題となっている。

<今後の対応方策>

資料・設備委員会において、図書資料の収集に関する取扱い基準(規程)を検討し 2022 年度末までに作成し、蔵書管理および書庫の狭隘化対応に繋げていく。

また、他大学紀要類については、段階的に受入れを中止しているが、Web での閲覧が可能なものについて全て中止することを検討していく。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

<現状説明>

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

保健体育研究所では、主に次のような施設を備えている。所長の執務用途以外に来客用応接室としても使用可能な所長室(G1253:46.8㎡)、研究班の研究室(5部屋:174.58㎡)、共同研究室(G1260:41.83㎡)、0A機器の保管、PC利用スペース設置している0A室(G1259:29.97㎡)、新刊雑誌と書籍を所蔵した図書室(G1257:32.46㎡)と雑誌等を製本したバックナンバーを所蔵する倉庫(G1256:32.46㎡)、研究員ミーティングや研究所委員会のみならずFLP講義でも使用される会議室(G1255:48.7㎡)、研究用機器を所蔵した倉庫(3部屋:79.42㎡)、測定機器を備えた測定室(G1265:38.88㎡)、運動器具を設置しているトレーニング室(G1261:81.16㎡)、トレーニング室は、研究用以外にも体育実技科目(RHクラス)等でも活用されている。

なお、現在ある11研究班の全てに個別の研究室を割り当ててはならず、資料・設備委員会が必要と判断したときに研究所内の部屋の再分配を検討することとしている。

資料室の開室時間は月曜日から金曜日までが9時30分から17時、土曜日が9時30分から12時となっている。利用対象は、資料の亡失等を懸念して、保健体育研究所研究員・客員研究員・準研究員のみに限定し、研究所外に貸出さない方針としている。また、本学FLPプログラム「スポーツ・健康科学プログラム」を受講し、スポーツ・体育関連の知識や情報収集を行う学生には担当教員を通して資料室の利用を認めている。

研究費で購入する機器等(設備)に関しては、各研究班の予算申請に基づき、資料・設備委員会を経て、研究員会・運営委員会で承認後、予算執行を行っているほか、年に1回、各研究班所有の機器備品チェックを行い、適正な運用・管理がなされているかを確認している。

<点検・評価結果>

以上のように、限られた予算の中で、研究員の研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、研究活動の促進を図っている

<長所・特色>

2019年度の機器備品チェック時に、倉庫内の使用していない機器備品に注目し点検を再度行い老朽化・未使用の機器備品47件について廃棄処理を実施するなど、本研究所の機器備品チェックは、限られた予算の中で研究員の研究活動を支援する取組みとして機能している。

<問題点>

2023年度に法学部が都心キャンパスに移転するに伴い、法学部所属教員の研究環境の整備が課題となっている。

<今後の対応方策>

各研究班所有の機器備品チェックに加え、蔵書点検についても定期的実施を検討し、限られた予算の中で研究員の研究活動を支援する取組みをさらに推進する。

2023年度の法学部の茗荷谷キャンパス移転にともない、法学部所属研究員の研究室の割り当てについて2022年度中に検討・実行を進める。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

研究費及び研究旅費については、研究班毎に研究計画に基づいた予算申請を提出し、資料・設備委員会、研究員会・運営委員会において審議し、予算申請時に予算配分を決定している。研究班毎に予算枠が予め設定されているわけではなく、研究班間で研究所の大枠予算を融通し合っているのが現状である。

また、研究費は、大学支出基準と当研究所申合せ事項に基づき適切に予算執行しており、活動内容及び支出範囲の適切性については研究員会・運営委員会がそのチェック機能を果たしている。

[共同研究費の予算執行率]

単位：%

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
予算執行率	97.0	87.0	97.0	92.0	92.4

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

現在、ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフの雇用はない。

＜点検・評価結果＞

研究費は、大学支出基準と本研究所申合せ事項に基づき適切に予算執行しており、活動内容及び支出範囲の適切性については研究員会・運営委員会がそのチェック機能を果たしている。研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

＜点検・評価項目②は割愛＞

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

＜評価の視点2は割愛＞

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

＜現状説明＞

○附置研究所における研究活動の状況

研究員は全て本学専任教員であるが、スポーツ科学領域のみならず、心理学専門の研究員も

含まれる。研究員のほか、客員研究員及び準研究員を置くことができ、64名の客員研究員と1名の準研究員が在籍している(2022年5月1日現在)。客員研究員は「本学専任教員以外のもので研究所の共同研究に参加を予定された者」、また準研究員は「研究所の共同研究に参加を予定された大学院博士課程後期課程在籍者又はこれに準ずる者」について「研究員会の議を経て、所長が委嘱する」と定めている(保健体育研究所規程第8条第2・3項)。

研究員はそれぞれの所属学部において教育・研究活動を行うが、運動部の指導に深く携わる者もいる。そのため、研究時間の確保や研究所活動へのコミットは、基本的に個人の裁量の範囲にあり、時間確保の困難さや一部研究員への負担の偏りなどの解決されるべき問題がある。特に近年は、専任教員数の減少、新規採用の制限により教員の高齢化が進み、加えて業務範囲の拡大(FLP担当業務等)により、専任教員である研究員が共通の時間を割いて実施するサービプログラム企画などは殆ど実施不可能な状況にある。

現在、研究所には下表のとおり11研究班があり、各班の研究概要に基づく活動が展開されている。研究所として実施する事業・イベント等については、研究所内に置かれる企画委員会等が中心となって実施しており、個別に活動を行っている各研究班の情報共有の機会としては紀要の発刊(各研究班主査による紀要編集委員会の開催)が貴重な場となっている。また、研究員の活動状況については、保健体育研究所公式Webサイトに掲載している。

[研究体制一覧(2022年5月1日現在)]

	研究班名称	研究概要	主査	研究員	客員研究員	準研究員
1	授業研究班	授業研究班は、当研究所の開設以来大学授業を対象に「授業効果に関する研究」、「FDの視点からの授業評価」「反転授業を導入した授業展開の事例」など多面的、多角的な視点から授業分析を試みている。大学の自己点検・自己評価が義務化され「教育」「研究」の両面からも「授業」を対象にした研究を、今後も継続していく。	森 正明	4	2	0
2	学生の体力研究班	本学学生の体力測定を中心とした課題として、体力に関わる研究を行っています。学生の体力測定は、1980年から継続しており、対象者は毎年約1000名を数え、累積で4万人以上の学生の測定を実施してきました。測定は過去のデータとの比較を目的に、踏み台昇降運動、反復横跳び、背筋力、握力、垂直跳び、立位体前屈、伏臥上体反らし、上体起こし、身長、体重、体脂肪率の11の項目を独自に採用しています。近年では、留学生の増加に伴い、母国での運動経験のばらつきなどから、留学生の体力的特徴を検討しています。その他、客員研究員らの協力を得て、学生アスリートの運動能力やパフォーマンスに与える要因について、調査を行っています。	高村 直成	3	3	0
3	野外運動研究班	野外運動のうち、とくにスノースポーツ(スキー・スノーボード)に着目し、①事故に遭わないようするための「安全管理」のあり方や、②長期的な視点に立った「アスリート育成」のあり方について研究を進めています。国内では、スキー場外(バックカントリー)を含めずに場内だけでも年間に十数件の死亡事故が報告されています。90年代初頭のスキーバブルを頂点としてスキーヤー人口は減り続けていますが、いまだ重大事故が減る気配は見られません。滑走用具の開発やインバウンド誘致が進むなか「安全を脅かしかねない」新たな問題も浮上してきており、こうした課題の解決に向けた提言をすることを目的とします。また、スキークラブチームの運営とアスリート育成に関する海外の先進的な事例を調査し、国内クラブチームの改善に向けた提言をすることを目的とします。	布目 靖則	3	7	0
4	ヒューマンパフォーマンス研究班	競泳競技、陸上競技を中心に現状分析を的確に行い、国内情報だけでなく、海外の最新情報を集め、生理学(乳酸測定、最大酸素摂取量、推進効率等)、バイオメカニクス(映像解析、レース分析、関節可動域、体幹、技術的課題等)、心理学(競技的心理能力、ルーティン、目標設定、自己分析等) 遺伝子学(遺伝子検査等)、コンディショニング(ケア、リカバリー、移動&時差、睡眠、日内変動等)、栄養学(栄養分析、血液検査、栄養カウンセリング等)、医学(障害予防、疾病予防、障害回復等)、を中心に、健常者及びパラスポーツにおける競技現場に密着した科学的アプローチによる研究。	高橋 雄介	6	15	0
5	身体運動文化研究班	本研究班は1992年に古武道研究班として結成された。東洋独自の身体技法に幅広く注目し、その現代的意義を問うため、歴史研究や科学的検証など幅広いアプローチから研究成果を発表してきた。2020年、構成研究員の変化に伴い、それぞれの専門分野を包含した名称として現在の身体運動文化研究班に改称した。研究内容としては、従来の東洋身体技法に関する研究に加え、日本の近代体育史に関する研究や身体運動の価値評価(特に芸術評価)に関する哲学的・社会学的研究などを加え、それぞれの研究員を中心に活発な共同研究を展開している。	青木 清隆	3	7	0

6	スポーツ医学研究班	当研究班は、90年代後半の設立以来、サッカーを中心とした間欠的な運動の生理的負荷分析と、学生アスリートの競技力向上・コンディショニングに関する研究、測定、サポートを実施してきた。現在も継続中の研究課題は以下の通り。 ①心拍変動(心拍間隔の揺らぎ)解析による自律神経機能、特に副交感神経神経機能評価をバイオフィードバックとしてコンディショニングの指標とする試み。 ②中学生年代のサッカー選手の発達・発育と競技関連体力の分析・測定 ③女子陸上競技選手の栄養サポートによる競技力向上支援 ④女性アスリートのセカンドキャリアに関する調査・研究(新規課題: コロナ禍のため、未着手)	加納 樹里	2	7	0
7	高所トレーニング研究班	本研究班では、エリートレベルにある男子競泳選手を対象に、競泳トレーニングプログラムにおける“Live-high, Train-high”型(LHTH型)の高所トレーニングの在り方について検討を行っています。とりわけ、「競技力向上を目的としたトレーニングプログラムの中で検討・設定された高所トレーニング合宿」を調査対象とすることに拘りを持って研究を進めています。これまでに、「強化目的」で行われた3~4週程度のLHTH型高所トレーニング合宿時の、①対象者の体調の変動、②Lactate Curve Testより導出された泳速度-血中乳酸濃度曲線の推移、さらには③酸化ストレス度およびレドックスバランスの変動等を測定・分析し、高所トレーニングの効果を最大限に引き出すためのトレーニング処方について検討を重ねています	森谷 暢	3	7	0
8	スポーツ健康政策研究班	現代社会におけるスポーツは、個人が責任を負うべき「私的なもの」としての側面だけでなく、政府や社会が促進すべき「公的なもの」としての地位も、「スポーツ政策」として社会的に推進されてきている。そこで期待されているのは、教育や経済、健康、地域社会、国際関係、公正・平等といった多様な観点から顕現する社会問題の解決にスポーツが貢献することであり、政策的な「ツール」としてのスポーツが世界中で大きく注目されている。スポーツ健康政策研究班は、政策手段としてのスポーツに焦点化し、主にフィールドワークを用いて政策が展開される現地の目線から実態を理解し、スポーツによる社会問題解決の可能性に関して批判的に研究する。	小林 勉	3	11	0
9	知的障がい者・精神障がい者スポーツ研究班	本研究班では、競技性の高い知的障がい者・精神障がい者スポーツの現状調査と将来に向けた活動を支援するための科学研究を行っている。生理学、心理学、医学、社会学、情報科学など幅広い科学分野をベースとして、スポーツ、身体活動、リラクゼーション、余暇活動などが、障がい者のみならず一般人の広い意味での健康に関与する可能性について研究をしていく。	宮崎 伸一	1	7	0
10	スポーツ認知・心理研究班	本研究班では、スポーツ実施時の視野、注視点に関するデータ分析や、勝利と選手成長の両立を実現するコーチに共通する指導要素の観察調査、トップスプリンターのランニングパフォーマンス向上のためのコーチング分析を各研究員にて実施している。 今後は、ウェアラブルセンサーを活用したスポーツ時やパフォーマンス前の心身の情報の計測とテキストマイニングの手法を利用した関連性の調査や、競技パフォーマンスと、ウェイトトレーニングの意識の関係性についても調査・測定を実施する予定である。	村井 剛	2	4	0
11	システム生理学研究班	生体の構造と機能を個体レベルで統合的に理解する「システム生理学」の観点から人の行動を理解しようとする研究班を2020年度に立ち上げました。運動生理学や応用生理学も踏まえつつ身体運動を科学していきます。 現在は、①フロー状態と呼ばれる没入感を伴う特異的かつ最適な集中状態に関する研究ならびに②登山やこれに関わる低酸素トレーニングなど極限下における身体機能に注目した研究に取り組んでいます。	中谷 康司	2	1	0

また、論文発表や学会での活動状況等、具体的な活動状況は次のとおりである。

1) 論文等研究成果の発表状況

保健体育研究所では、11研究班を設置し、各々が設定しているテーマに沿って、専門的な研究プロジェクトを進めてきている。その研究成果の発表の場として、年に1回『中央大学保健体育研究所紀要』を発行し、2022年6月に発行予定の最新号で通算40号目となった。近年、発行された当該紀要における、収録論文・資料数は、下表に示すとおりである。

[中央大学保健体育研究所紀要掲載論文・資料数]

単位：本

発行年	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
号数	36	37	38	39	40
論文数	4	5	2	4	3

この他、研究成果発表の場は紀要にとどまらず、スポーツ専門誌への寄稿や著書出版等の形でも行われている。

2) 国内外の学会等での活動状況

2021年度の各研究班の活動状況については、以下のとおりであった。

○学生の精神衛生研究班

主査:都筑 学

研究員:宮崎 伸一、村井 剛

客員研究員:早川 みどり

【研究活動報告】

■研究会

回数	日時	テーマ	開催方法
第1回研究会	2021年4月3日	調査内容・実施計画の検討	オンライン
第2回研究会	2021年4月22日	調査実施計画の最終確認	オンライン
第3回研究会	2021年5月14日	調査実施状況の確認	オンライン
第4回研究会	2021年6月4日	調査データの確認	オンライン
第5回研究会	2021年6月25日	分析枠組みの検討	オンライン
第6回研究会	2021年7月30日	分析結果の検討(第1回調査)	オンライン
第7回研究会	2021年8月27日	分析結果の検討(第1回調査)	オンライン
第8回研究会	2021年9月17日	調査の実施手順の確認(第2回調査)	オンライン
第9回研究会	2021年10月29日	第2回調査の質問項目の検討	オンライン
第10回研究会	2021年11月12日	論文の全体構成の検討	オンライン
第11回研究会	2021年12月3日	執筆分担の確定	オンライン
第12回研究会	2022年1月27日	研究班の活動の反省	オンライン

○授業研究班

主査:森 正明

客員研究員:北 徹朗

【研究活動報告】

■研修会

主催:日本健康教育学会

日時:2021年9月11日～12日

テーマ:マスク着用による運動実施がマスク表面温度上昇に及ぼす影響-サーモグラフィを用いた体育活動前後の考察-

参加者:北 徹朗、森 正明 (Web参加)

会場:青森県立保健大学・ポスター報告 (Web開催)

主催:日本禁煙学会

日時:2021年10月16日～17日

報告者:北 徹朗、森 正明

報告内容:資料収集と討議に参加(授業研究関連:キャンパスの禁煙対策などの事例報告)

会場:大分市 J コムホール(現地参加)

主催:大学体育指導者研究会

日時:2022年3月6日～8日

テーマ:ゴルフ指導モデル授業体験

活動内容:体育授業で活用できるアクティブラーニング研修、今後への提言(超人スポーツ、車いす利用合同授業体験など)

会場:流通経済大学(現地参加)

○学生の体力研究班

主査:高村 直成

研究員:青木 清隆、中谷 康司

【研究活動報告】

■国内調査(測定)

日時:2021年4月

テーマ:体力測定による学生体力の年次推移に関する研究(継続)

活動内容:継続している経済学部1年生の体力測定を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、中止とした。予定されていた測定項目は以下のとおりである。

- ① 復横跳び
- ② 上体起こし
- ③ 踏み台昇降運動
- ④ 垂直跳び
- ⑤ 背筋力
- ⑥ 立位体前屈
- ⑦ 握力
- ⑧ 体脂肪率
- ⑨ 伏臥上体反らし

日時:2021年11月

テーマ:ランニング時の着地様式の変化が走行時のバランスに及ぼす影響について

活動内容:初級、中級レベルの学生クロスカントリースキーヤー3名を対象に、SALTEDインソールを用いて足圧測定、心拍数測定、走タイム測定を実施した。

実施場所:済美山陸上競技場

調査者:高村 直成

○野外運動研究班

主査:布目 靖則

研究員:高村 直成

客員研究員:永嶋 秀敏、渡邊 仁

【研究活動報告】

■国外調査(資料収集)

調査日程:2021年8月

テーマ:ニュージーランドにおけるスキークラブチームの運営とLTADに関する研究

調査目的:スキークラブ運営組織へのインタビュー調査

ニュージーランドスキー協会における育成活動プログラムについて調査

調査地:ニュージーランド南島

調査者:高村 直成

※上記計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により見送りとなった。

調査日程:2022年1月～3月

テーマ:スノースポーツ参加者の疲労に関する調査(安全管理の視点から)

調査目的:マイカー来場者(スキーヤー・スノーボーダー)の自覚疲労および平衡感覚に関するデータ収集

調査地:山梨県サンメドウズスキー場、シャトレーズスキー場

調査者:布目 靖則・永嶋 秀敏

■研究成果（学会発表）

学会：日本スキー学会秋季大会／日本スキー学会

日時：2021年9月11日

テーマ：「スノーボーダーの埋雪事故に関する考察-20/21シーズンに発生した死亡事例から-」（布目 靖則・渡邊 仁）

「メンタルトレーニング領域における長期的アスリート育成-U.S. Ski & Snowboard のトレーニングプランについて-」（高村 直成ほか1名）

開催方法：オンライン開催（口頭発表）

学会刊行物：講演論文集あり

■研究成果（論文）

論文発表：特集「安心・安全のスポーツ科学」のなかに掲載

掲載号：体育の科学2月号（杏林書院）専門誌（スポーツ科学・体育学分野）

テーマ：「スノースポーツ（スキー・スノーボード）の安全管理」（布目靖則）

○ヒューマンパフォーマンス研究班

主査：高橋 雄介

研究員：八木 茂典、阿部 太輔、森谷 暢、小峯 力

客員研究員：塩浦 旺臣、和田 壮生、浦田 晴生、吉村 豊

【研究活動報告】

競泳泳法解析研究会

回数	日時	講師	テーマ	会場
第1回	2021年4月18日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	水中映像撮影・水中泳法解析・動作解析	中央大学屋内プール
第2回	2021年4月24日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	コーチング&メンタルタフネス	後樂園キャンパス
第3回	2021年5月15日	大島 夕佳、高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	栄養・コンディショニング	後樂園キャンパス
第4回	2021年5月29日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	水中映像撮影・水中泳法解析・動作解析	中央大学屋内プール
第5回	2021年6月5日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	コーチング&メンタルタフネス	後樂園キャンパス
第6回	2021年6月27日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	水中映像撮影・水中泳法解析・動作解析	中央大学屋内プール
第7回	2021年7月24日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	コーチング&メンタルタフネス	後樂園キャンパス
第8回	2021年8月28日	大島 夕佳、高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	栄養・コンディショニング	後樂園キャンパス
第9回	2021年9月19日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	水中映像撮影・水中泳法解析・動作解析	中央大学屋内プール
第10回	2021年10月16日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	コーチング&メンタルタフネス	後樂園キャンパス
第11回	2021年10月24日	講師：高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	水中映像撮影・水中泳法解析・動作解析	中央大学屋内プール
第12回	2021年11月13日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	コーチング&メンタルタフネス	後樂園キャンパス
第13回	2021年12月4日	大島 夕佳、高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	栄養・コンディショニング	後樂園キャンパス
第14回	2021年12月19日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	水中映像撮影・水中泳法解析・動作解析	中央大学屋内プール
第15回	2022年1月15日	高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	コーチング&メンタルタフネス	後樂園キャンパス
第16回	2022年2月19日	大島 夕佳、高橋 雄介、八木 茂典、阿部 太輔	栄養・コンディショニング	後樂園キャンパス

○身体運動文化研究班

主査:青木 清隆

研究員:中谷 康司、浦谷 郁子

客員研究員:宮本 知次、遠藤 卓郎、照沼 秀世、谷川 大

【研究活動報告】

■国内調査

①日程:2021年11月11日～14日(研究所予算)

日本山岳会越後支部管理の藤島蔵書に中谷が出張し、調査・取材を実施した。

■国内調査(研究会)

①第2回ヒマラヤ登山塾「世界最高峰エベレストの登山の歴史」

主催:日本山岳会関西支部

日程:2021年11月27日～28日(私費)

講演者:重廣 恒夫

※11/28に参加するとともに、関係者への取材を行った。

②第3回ヒマラヤ登山塾「世界で一番美しい双耳峰ナンダ・デヴィ」

主催:日本山岳会関西支部

日程:2021年12月26日(私費)

講演者:重廣 恒夫

※12/26に中谷が参加するとともに、関係者への取材を行った。

③第4回ヒマラヤ登山塾「白き氷河の果ての山K2」

主催:日本山岳会関西支部

日程:2022年1月29日～30日(研究所予算)

講演者:重廣 恒夫

※1/30に中谷が参加するとともに、関係者への取材を行った。

④第5回ヒマラヤ登山塾「ヒマラヤ鉄の時代 ラトックI峰」

主催:日本山岳会関西支部

日程:2022年2月26日～27日(研究所予算)

講演者:重廣 恒夫

※2/27に中谷が参加するとともに、関係者への取材を行った。

⑤第6回ヒマラヤ登山塾「第2次大戦後初開放のチョモランマ北壁」

主催:日本山岳会関西支部

日程:2022年3月19日～21日(研究所予算)

講演者:重廣 恒夫

※3/20に中谷が参加するとともに、関係者への取材を行った。

■研究成果

①学会発表

主催:日本体育・スポーツ哲学会第43回大会

テーマ:採点競技における「質」と芸術の関係

日程:2021年8月29日

開催方法:オンライン開催

参加者:浦谷 郁子

②論文発表

投稿誌:「中央大学保健体育研究所紀要」 第39号, 35p-50p.

テーマ:「中高年層における太極拳実践者の主観的幸福感」

執筆者:中谷 康司、青木 清隆、宮本 知次、赤羽 悟美

刊行日:2021年6月

投稿誌:「中央大学保健体育研究所紀要」 第40号

テーマ:武道における「礼に始まり、礼に終わる」の発生と受容ならびにその解釈

執筆者:中谷 康司

■学会出張

①日本体育・スポーツ哲学会第43回大会

主催:日本体育・スポーツ哲学会

日時:2021年8月28日～29日

会場:オンライン

参加者:浦谷 郁子

②日本養生学会第23回大会

主催:日本養生学会

日時:2022年3月5日

会場:オンライン

参加者:中谷 康司 (大会実行委員)

○スポーツ医学研究班

主査:加納 樹里

客員研究員:佐藤 創、石原 智美

【研究活動報告】

■研究活動

1)2021年3月18日～6月中旬女子陸上競技部、長距離部門選手と指導者に対する栄養学的視点からのレクチャー開催

2)3月18日以降、部員希望者5名に対する栄養サポート(食事調査とLINEによるアドバイス)

(12月の全国大会まで実施予定であったが、担当研究協力者の事故、入院とその後の新型コロナウイルス感染症拡大下での練習中断後、研究協力者の勤務先事情により継続が不可、成果を検証に至らなかった)

3)2021年3月23日Web方法についてのMTG(社会学専攻教員との研究MTG)

4)ウェアラブルセンサーKnowsの検証(実施中)

■研究会・学会参加等

主催:臨床自律神経機能 Forum 事務局

日程:2021年8月28日他(オンライン開催:視聴後日)

テーマ:今だから心拍変動解析セミナー「呼吸と心拍変動解析」

講師:早野順一郎(名古屋大学名誉教授)

主催:日本体力医学会

日程:2021年9月17日~19日(オンライン開催:視聴後日)

○高所トレーニング研究班

主査:森谷 暢

研究員:高橋 雄介

客員研究員:加藤 健志、石川 三知、吉井 純

【研究活動報告】

■国内調査・測定<高所トレーニング合宿の概要と測定方法>

研究対象は、2020年度の日本選手権に出場した極めて競技力の高い男子大学競泳選手8名であった。高所トレーニング合宿は、2021年1月31日~2月22日まで、アスリートパーク湯の丸(長野県東御市;海拔1,750m)で実施した。この点に関し、本合宿終了から8~9日後には、目標としている水泳競技会(国際大会日本代表選手選考会)が開催されるというスケジュールの中で計画した高所トレーニング計画であった。

本合宿では、3日間のトレーニング日(1日に1~2回の競泳トレーニング)と1日の休息日で構成した4日を1単位期とし、合計6期に分けたトレーニングプログラムを作成した(第6期のみ休息日を未設定)。第1期については、低圧低酸素環境に対する馴化期とし、通常のトレーニングの60~70%程度の泳距離を低~中等度の運動強度で泳がせることとした。第2~4期は鍛練期に相当する、要のトレーニング期間であり、第3期ではトレーニングカテゴリーEN2~EN4を中心とする量的負荷期、第3期ではトレーニングカテゴリーEN2~AN1を中心とする質・量的負荷期、第4期ではEN4~AN2水準のトレーニング実施比率を高めた質的負荷期とした。第5~6期にかけては準テーパ期とし、トレーニングの量と質を漸減させるような内容とした。この点、身体負担度が高まることが予想される第4~6期では、高強度のトレーニング負荷により誘発された疲労の軽減を目的に、ハイセルベータPF72(ヘリックスジャパン)によって生成された水素ガス吸入が可能となるような環境設定を行った。この点、1回1時間の高濃度水素ガス吸入(経鼻吸入)については、対象者の意志で実施の可否を決定できるようにした。実際には、第4~6期において、6回程度の水素ガス吸入を実施した対象者は8名中4名であり、残りの4名は1回のみ水素ガス吸入にとどまっていた。

本研究における主要な測定項目は、酸化ストレス度(Diacron-Reactive Oxygen Metabolites;dROMs)、抗酸化力(Biological Antioxidant Potential;BAP)、BAPをdROMsで除した潜在的抗酸化能、すなわちBAP/dROMsおよびヘモグロビン濃度であった。測定のための採血は、高所トレーニング開始後2, 5, 8, 12, 16および21日目の起床から1時間以内に実施した。dROMsおよびBAPは、指尖より採取した血液サンプルから分離した血漿を用い、ウイスマー社製FREE Carrio Duoによって測定した。一方、ヘモグ

ロビン濃度は、指尖から湧出させた血液をヘモキュー社製ヘモキュー201+にかけて導出した。これらのデータについて、常圧常酸素環境下との比較を行うため、何れの変数においても、Pre 値（2021年10月、12月および2022年1月に採取したデータの平均）と Post 値（高所トレーニング終了から42時間程度経過した2022年2月24日に採取したデータ）を測定した。

■結果と考察

高所トレーニングによりもたらされるヘモグロビン濃度の増加は、本研究においても認められた。すなわち、高所トレーニング開始から第5期までのヘモグロビン濃度（ 16.40 ± 1.08 、 16.46 ± 0.85 、 16.37 ± 0.85 、 16.39 ± 1.10 、 16.61 ± 0.80 ）は、Pre 値（ 16.33 ± 0.80 g/dL）とほぼ同水準であったが、高所トレーニング第6期（ 17.29 ± 0.81 g/dL）および Post 値（ 17.44 ± 0.81 g/dL）において有意（ $P < 0.05$ ）に高い値が示されていた。高所トレーニング時の期毎の dROMs は、第1期から順に 269.9 ± 57.4 、 255.8 ± 50.3 、 241.9 ± 32.6 、 275.5 ± 53.6 、 268.5 ± 40.7 、 267.0 ± 38.7 U.CARR であり、トレーニングによる dROMs の変動はみられなかった。また、これらは高所トレーニング前後の値（ 263.9 ± 33.9 および 244.8 ± 54.2 U.CARR）に比しても同水準であった。BAP については、高所トレーニング期間でほぼ同様であり（ 2119.4 ± 166.6 、 2054.6 ± 208.7 、 2120.9 ± 125.4 、 2121.6 ± 131.0 、 2110.0 ± 162.4 、 2046.5 ± 148.7 μ mol/L）、合宿前後の常圧常酸素環境と同水準の値が示されていた（Pre 値； 2155.3 ± 117.2 、Post 値； 1997.8 ± 146.2 μ mol/L）。酸化ストレス度と抗酸化力の平衡指標である BAP/dROMs についてみると、合宿開始前から第3期までの各期では8を越える良好な値（ 8.34 ± 1.12 、 8.18 ± 1.88 、 8.30 ± 1.72 、 8.94 ± 1.51 ）が示され、第4～6期では僅かながらの低下傾向（ 7.94 ± 1.50 、 8.05 ± 1.52 、 7.76 ± 0.91 ）がみられたものの、期間の有意差はみられなかった。合宿最終期に低下した BAP/dROMs は、常圧常酸素環境に帰還し、休日1日を挟んでから測定した結果（下山後3日目）、 8.43 ± 1.43 まで回復したが、この変化も有意なものではなかった。なお、水素ガスを高頻度で吸入した4名と、ほとんど吸入していない4名との間に、dROMs、BAP および BAP/dROMs の有意差は認められなかった。これは、本研究で採用した高所トレーニングプログラムにおいては、酸化・抗酸化プロフィールが比較的良好であったため、水素ガス吸入による還元作用の恩恵を受けたことによるものかもしれない。

以上の結果は、昨年度の我々の報告同様、本研究で実施したような準高所環境（海拔1,750m）で、かつ、本研究で採用したようなトレーニングプログラムであれば、酸化ストレスの過度な増大を誘発する危険性は低いことを示すものである。この点、我々は、国外で実施した高所トレーニング時（メキシコシティ；海拔2,450m）には、顕著な dROMs の増加に起因するレドックスバランスの低下が起きることを確認している。このような高所トレーニング時の酸化ストレス度・抗酸化プロフィールにみられる差違は、海拔標高、すなわち、低圧低酸素刺激の差によってもたらされた可能性が考えられる。ただし、慣れない海外での生活・食事・時差などがもたらす酸化ストレスの影響を受け、酸化ストレス度・抗酸化プロフィールが悪化した可能性も否定できず、現段階では明らかな原因を特定することは困難と言える。したがって、今後も、低圧低酸素トレーニングと酸化ストレス度・抗酸化プロフィールとの関連性について、検討を加えていく必要があるだろう。

○スポーツ健康政策研究班

主査:小林 勉

研究員:布目 靖則、関根 正敏

客員研究員:野口 京子、今村 貴幸、河原 工、久保田 淳、向山 昌利、川田 尚弘、武田 作郁、岸 卓巨、増山 舜

【研究活動報告】

■研究会

①第1回共同研究班ミーティング

日時:2021年5月2日

テーマ:信州におけるスノースポーツ(スノーバレーボール)振興の現状と課題について

②第2回共同研究班ミーティング

日時:2021年6月27日

テーマ:メガ・スポーツイベントにおけるレガシーについて

③第3回共同研究班ミーティング

日時:2021年7月3日

テーマ:保健体育研究所公開講演会に向けた事前打ち合わせ

④第4回共同研究班ミーティング

日時:2021年9月12日

テーマ:青少年のスポーツ環境のあり方について

■現地調査

①地方都市におけるプロスポーツを通じた地域活性化プロジェクト調査

日時:2021年10月1日～3日

調査地:秋田県秋田市

②地方都市におけるスポーツの普及・推進に関する調査

日時:2022年3月11日～12日

調査地:静岡県沼津市

■公開研究会

①中央大学保健体育研究所 公開講演会

日時:2021年7月5日 16:00～18:00

講師:向山昌利先生(流通経済大学准教授)

テーマ:メガイベントは開催都市に何を残すのか～2019年ラグビーワールドカップを開催した岩手県釜石市のケースから～

②中央大学FLP期末報告会 講演会(保健体育研究所 共催)

日時:2021年12月11日 15:00～16:30

講師：岸 卓巨 氏（一般社団法人 A-GOAL 代表）

テーマ：スポーツの力で誰1人残さない「スポーツ×SDGs」の現在

○スポーツ認知・心理研究班

主査：村井 剛

研究員：高村 直成

客員研究員：永嶋 秀敏、豊田 裕浩、辻内 智樹、伴 元裕

【研究活動報告】

■研究調査検討会

日程：7月・9月・10月各1回

検討内容：調査計画、研究計画に関するミーティングを実施

■調査

日時：2021年7月～10月

調査内容：予備調査として腕時計型ウェアラブル感情分析装置を用いた日常生活やスポーツ観戦時の感情データを取得

日時：2021年11月～2022年3月

調査内容：押すパフォーマンスと、ウエイトトレーニングの意識の関係性について両足での筋力発揮時の最大挙上重量の測定を実施。

日時：2022年2月

調査内容：トビーテクノロジー社製、眼球運動計測装置 TobiiGlasses アイトラッカーシステムを用いて瞳孔径の変化、視線を測定し、スキー初心者の注視活動を記録した。

※他の調査においては、ポジティブ心理学のパフォーマンスへの影響を調査する目的で、勝利と選手成長の両立を実現するコーチに共通する指導要素の観察記録や、主に陸上に関するスプリント能力改善に関するコーチング手法の分析等も予定していたが、上記新型コロナウイルス感染症の影響により、実現に至らなかったり、縮小した状況になった。

○知的障がい者・精神障がい者スポーツ研究班

主査：宮崎 伸一

客員研究員：井上智子、西川真帆、劉双語

【研究活動報告】

■研究会

テーマ：自律神経活動からみたマインドフルネス呼吸法とヨーガ療法の効果

活動期間：2021年10月開始、継続中

目的：マインドフルネス呼吸法とヨーガ療法の効果について自律神経活動を測定することで客観的に評価する。

測定場所：中央大学多摩キャンパス2号館8階会議室

被験者：本学学生ボランティア9名

測定方法：動画をみながら指示に従う。その間の自律神経活動を測定。その後8週間マインドフルネス呼吸法またはヨガ療法を自宅で行い、8週後に再測定。

研究者：宮崎伸一、井上智子、西川真帆、劉双語

■現地調査

日時：2020年7月～（オンラインにて継続中）

テーマ：知的障がい者バスケットボール選手の生活等状況調査

対象者：知的障害を持つバスケットボール選手

調査者：宮崎伸一

○システム生理学研究班

主査：中谷 康司

研究員：村上 慎吾

客員研究員：赤羽 悟美

【研究活動報告】

■研究成果

①学会発表

大会名：生体医工学シンポジウム2021

発表者：Ryo Ogawa, Kaito Kageyama, Yasushi Nakatani, Yumie Ono, Shingo Murakami
Quantitative Evaluation of VR Immersion in 2D and 3D Images Using Event-Related Potentials.

日時：2021年9月17日

開催地：富山大学(オンライン開催)

※本研究は生体医工学シンポジウム2021 ベストリサーチアワードを受賞した。

主催：日本生理学会大会

大会名：第99回日本生理学会大会

日時：2022年3月18日

発表者：影山快人、小川諒、中谷康司、小野弓絵、村上慎吾

テーマ：事象関連電位を利用したVR没入度の評価手法

開催地：東北大学川内北キャンパス(ハイブリット形式)

②論文発表

発表者：Ryo Ogawa, Kaito Kageyama, Yasushi Nakatani, Yumie Ono, Shingo Murakami
題名：Event-related Potentials-based Evaluation of Attention Allocation while Watching Virtual Reality.

投稿誌：Advanced Biomedical Engineering, 11, 1-9. 2022/1 DOI:10.14326/abe.11.1

■学会出張

主催：生体医工学シンポジウム2021 組織委員会

大会名:生体医工学シンポジウム 2021

日時:2021年9月17日～18日

参加者:村上慎吾

会場:富山大学(オンライン開催)

主催:日本生理学会

大会名:第99回日本生理学会大会

日時:2022年3月16日～18日

参加者:中谷康司、村上慎吾、赤羽悟美

会場:東北大学(ハイブリッド開催)

○学外競争的研究資金の獲得状況

研究所として学外競争的研究資金の獲得は行われていないが、研究所から社会への情報発信するための費用については、将来的に外部資金の調達を目指す予定である。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究活動は、制度、運営方法に基づき適正に行われており、研究成果の公表においても活発に行われる等、競争的な研究環境創出の観点から機能しており、適切である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本研究所紀要・公式Webサイトにて、「公開講演会」「各研究班研究活動報告」について掲載して学外へ情報発信しているが、全体として研究所から大学への情報発信、そしてまた研究所から社会への情報発信度が不十分な状況である。また、学外競争的研究資金の獲得については、研究員の個々の活動体制によるところが多い。

<今後の対応方策>

研究所から大学への情報発信を強化する取組みとして、2025年度以降に中央大学学術シンポジウムを実施すべく、2023年度末の立候補に向けた準備を開始している。また、研究所から社会への情報発信については、外部資金の調達を目指すこととする。

また、外部資金獲得に向けては、研究所全体で取り組める学内外のプロジェクトへの積極的な関与を模索する。11ある研究班においては、研究班の相互連携による研究活動により、研究所全体の研究力向上につながる可能性を検討していく。

◇社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②:社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

＜評価の視点3は割愛＞

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

＜現状説明＞

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

社会連携については、研究成果の公表や、保健体育分野の最新情報を発信する意味での公開講演会を下表のように開催した。

毎年発行している本研究所紀要において、研究員による研究成果が報告されている。また、学外への情報公開として、研究所公式 Web サイトから閲覧できるように掲載をしている。2013年度以降については「中央大学学術リポジトリ」とリンクして掲載をしている。また、講演会については、講演者の許諾が取れているものについてのみ研究所 HP から閲覧できるように掲載をしている。

[近年の研究所公開講演会開催状況]

年月日	演題	講演者	開催方式
2018. 1. 15	「ピクトグラムとデザイン教育」 「オリンピック・パラリンピックと映像分析」	武蔵野美術大学教授 白尾 隆太郎氏 武蔵野美術大学教務補助 関根 亮氏	対面形式
2018. 1. 19	2020 東京五輪を見据えて、何ができるか	桐蔭横浜大学専任講師・リオ五輪柔道代表コーチ 廣川 充志氏 武術太極拳プロ選手・2015 年世界武術選手権大会優勝者 大川 智矢氏	対面形式
2018. 7. 4	2020 を目指して一日韓レスリングの国際交流 「2020 韓国代表選手養成とナショナルコーチを目指して」 「2020 を目指す中大レスリングの選手養成、現状と課題」	韓国・白石大学レスリング部監督 李オル氏 本学レスリング部コーチ 李 正根氏	対面形式
2018. 7. 20	＜創立 40 周年公開講演会＞ スポーツにおける熱中症と実践的暑さ対策	広島大学大学院総合科学研究科教授 長谷川 博氏	対面形式
2018. 12. 12	＜創立 40 周年記念講演会＞ オリンピックとアスリートセカンドキャリアに対する思い ーアスリート現役とクロージングの視点からー	株式会社 attainment 代表取締役・本学法学部兼任講師 室伏 由佳氏 ミズノトラッククラブ所属・リオデジャネイロオリンピック銀メダル 飯塚 翔太氏 コーディネーター:本学法学部准教授・保健体育研究所研究員 村井 剛氏	対面形式
2019. 12. 4	ドーピングスポーツにおける未解決の難題ー	ドイツ連邦共和国 ミュンスター大学スポーツ科学研究所教授 ミヒャエル・クリューガー氏	対面形式
2019. 12. 12	見えない壁だって、越えられる	NPO 法人モンキーマジック代表理事 日本パラクライミング協会副課長 視覚障害リハビリテーション協会理事 小林 幸一郎氏	対面形式
2021. 7. 5	メガイベントは開催都市に何を残すのか ー2019 年ラグビーW 杯を開催した岩手県釜石市のケースからー	流通経済大学准教授・スポーツ健康政策 研究班客員研究員 向山 昌利氏	オンライン形式
2021. 12. 11	スポーツの力で誰 1 人残さない「スポーツ×SDGs」の現在	一般社団法人 A-GOAL 代表・スポーツ健康政策研究班客員研究員 岸 卓巨氏	オンライン形式

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

企業等所属の研究者を客員研究員として受け入れ、共同研究を行っている。受託研究について

ては、現在のところ特段行っていないが、今後は積極的に行う必要があるものと認識している。

なお、紀要は、客員研究員の研究成果発表の大事な場であり、研究員に新たな刺激を与える場となっている。また、客員研究員制度は、客員研究員を媒介とした外部組織との連携協力を推進するものと言える。

野外運動研究班は、全国スキー安全対策協議会の安全啓発ポスター「10FIS ルール」（日本語版・英語版）を監修し、スノースポーツ事故の未然防止に貢献している。

スポーツ健康政策研究班は、「地方都市におけるプロスポーツを通じた地域活性化」でプロサッカーチーム（ブラウブリッツ秋田）をプラットフォームとした地域活性化に向けた取り組みに着目し、プロスポーツクラブによるeスポーツの活用可能性に関して連携協力を行った。また、「メガイベントと地域社会の関係性に関して理解を深める」東日本大震災の復興の象徴として開催されたラグビーW杯の釜石開催による現地への影響に関して分析し、連携協力をを行い、関連して本研究所の公開講演会として社会に発信することができた。また、アフリカの持続可能な発展を目指す一般社団法人A-GOAL（代表岸氏）との連携協力により、SDGsの推進に向けたスポーツの活用方法に関する共同研究を実施した。なお、その成果については、本研究所の公開研究会として社会に発信した（2021年12月11日開催）。2018年度の創立40周年には、メダリストを含めオリンピックに関わるパネリストを招き、記念講演会を開催した。公開講演会について、新型コロナウイルス感染症拡大下の時期を除き、年2回以上の公開講演会を開催している。2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン形式の開催方法が加わり、受講者の地域差が解消された。

<点検・評価結果>

本研究所の研究活動は、公開講演会等の開催、刊行物の公表、学外組織との連携協力を通して、適切に社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、また、教育研究成果を適切に社会に還元している。

<長所・特色>

本研究所紀要・公式Webサイトにて講演会の開催記録を掲載することで、本研究所の活動内容を社会に還元できている。新型コロナウイルス感染症拡大下の時期を除き、年2回以上の公開講演会を開催していることや、時宜に合った社会的に関心の高いテーマ設定で実施することができた点において、本研究所の社会連携・社会貢献の仕組みが十分に機能している。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

学外に研究成果をより還元できるように、よりHPを充実させ、外部からの閲覧数が増加するような工夫を図っていく。

社会連携・社会貢献については、時宜に合った、社会的に関心の高いテーマを設定する等魅力ある公開講演会の開催が望まれるため、よりインパクトのある広報のあり方について検討し、外部からの閲覧数が増加するような工夫を検討する必要がある。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

保健体育研究所は、その事務組織として、保健体育研究所事務室を置いている。

業務のサポートを担う事務室長1名、保健体育研究所事務室職員1名（体育施設運営センター事務室と兼務）、パートタイム職員2名で組織されている。学部から独立した組織として、研究員の専門を生かした自由な研究活動が保証されていることは大きなメリットであるが、職務の内容を理解した上での適切な人員配置がされているとは言い難く、改善が必要である。

また、教職協働としては、研究委員会・運営委員会、資料・設備委員会、紀要編集委員会、企画委員会、倫理委員会、ホームページ委員会においては、職員が主体的に資料作成等を行い、各委員長との事前打ち合わせし、委員会が円滑に進むように努めている。また、職員主導で、業務効率化を図るための方途の検討・実施も適宜行われている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所の運営に必要な事務組織が設けられている。人員配置の適切性については、業務内容に比して人員が充分ではないものの、業務効率化を図るための方途の検討・実施を行う等、配置された状況下において適切な業務分担が行われている。

<長所・特色>

保健体育研究所事務室が主体となり、蔵書点検、逐次刊行物受入れ状況の見直しアンケートを実施し、書庫の狭隘化対策を進めるなど、研究所の各種課題の解決に向けて積極的に取り組んでいる。

<問題点>

業務内容に比して人員が充分ではない状況にある。

<今後の対応方策>

今後、蔵書点検の定期化が検討・実施される予定であるが、このプロセスにおいても職員が主体的に関わることで、研究所の環境整備の向上に寄与していくこととする。

人員配置が充分ではない状況については、引き続き業務効率化に努める一方で、学校法人全体の人員配置計画の中で改善がなされるよう、人事課等に対して、具体的な現状説明を行うなどして改善を進めることとする。

以上

理工学研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、研究所・機関の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

理工学研究所は、「理工学の基礎及び応用に関する共同研究・プロジェクト研究等を行い、もって学術の発展に寄与すること」（理工学研究所規程第2条）を目的として、1992年7月1日に設置された。この目的を達成するために、次の事業を行うことを定めている（同規程第3条）。

- ① 理工学に関する共同研究および共同調査
- ② 理工学に関するプロジェクト研究
- ③ 理工学に関する一般研究および一般調査
- ④ 研究、調査および試験の受託
- ⑤ 研究及び調査の成果ならびに資料の刊行
- ⑥ 研究会・講演会等の開催
- ⑦ その他研究所の目的を達成するために必要な事業

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の研究の項目に掲げられる「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」という目標があり、それを踏まえて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームが策定されている。

理工学研究所では、その実行スキームに従って「理工学の基礎及び応用に関する共同研究・プロジェクト研究等を行い、もって学術の発展に寄与すること」を目的とし、以下の〔運営方針〕を策定の上、具体的な研究に取り組んでいる。

－研究員の個性的な創造力の尊重と戦略的な研究プロジェクトの推進－

- ① 学際的・独創的共同研究の強化と推進
- ② 大型プロジェクト研究の拠点化、外部研究資金の獲得
- ③ 研究成果の迅速な発信と社会に対する還元
- ④ 先端科学技術センター活用による研究環境の充実

その具体的な取り組みの一つとしては、「コグニティブ・ダイバーシティ（認知多様性）に関する研究」というテーマを設定し、文理融合型の学際融合コンソーシアムを形成し、研究活動を進めている。

<点検・評価結果>

中央大学中長期事業計画「Chuo Vision 2025」および研究戦略会議における実行スキームを踏まえて、理工学研究所の〔運営方針〕を策定しており、本研究所の目的は、本学の理念・目

的と密接に関連し、適切に設定されているといえる。

<長所・特色>

理工学研究所では「研究員の個性的な創造力を尊重し、戦略的な研究プロジェクトを推進する。」という目標があり、そのために、(1)学際的・独創的共同研究の強化と推進、(2)大型プロジェクト研究の拠点化、外部研究資金の獲得、(3)研究成果の迅速な発信と社会に対する還元、(4)先端科学技術センター使用による研究環境の充実を推進している。その具体的な取り組みの一つとして、「コグニティブ・ダイバーシティ（認知多様性）に関する研究」というテーマを設定し、文理融合型の学際融合コンソーシアムを形成するなど、理念・目的を達成するための具体的な取り組みを活性化させている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

「コグニティブ・ダイバーシティ（認知多様性）に関する研究」について、学外向けの広報ツール+C（プラスシー）などを通じて積極的な研究成果の発信を行うことで、理工学研究所のプレゼンスを高め、研究所の理念・目的の体現を図っていくこととする。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

前回2016年度機関別認証評価受審の際には、本研究所に対する指摘事項等はなかったが、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）の研究分野において、「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」という目標を設定している。それを踏まえて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームが策定されており、研究財源与条件項目として掲げられている「学際研究基盤形成」および「研究情報の可視化とその発信力の強化」を踏まえて研究活動の方針を検討している。

本研究所の理念・目的の妥当性・適切性は、研究員会および運営委員会において検証している。その検証結果を次年度の運営方針に反映させ、年度はじめの運営委員会において、その運営方針・活動計画を審議することにより、検証の実を上げるように努めている状況である。

<点検・評価結果>

以上のように本研究所においては、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）で掲げられた目標に向けて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームを実行・策定している。また、毎年度3月下旬の研究員会において当年度の研究成果を報告し、新年度の活動方針を定め、それに沿って、具体的な共同研究プロジェクトの実施を行っている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇内部質保証

＜点検・評価項目①②④については割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、6～7については割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

＜現状説明＞

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

研究所の諸活動に係る点検・評価活動は研究所長を委員長とする理工学研究所組織評価委員会が担っており、当該委員会による自己点検・評価結果を基に、年1回の研究員会及び運営委員会での審議に基づき、必要に応じた改善を推進している。具体的な改善事例としては、2021年度の自己点検・評価では、前年度から続く新型コロナウイルス感染症による研究活動の停滞を懸念していたが、この点を解消するような目標を設定し、オンラインでの研究発表会や参加者の利便性に対応したハイブリッドでの講演会実施など新たな形での研究活動を行った。また、運営委員会からの問題提起により、新型コロナウイルス感染症による民間企業からの外部資金の減額に備えて、共同研究の需要を喚起するような方策として、新たな広報媒体の作成に着手することを機関として審議し、具体的な組織活動に反映されるなど、着実な改善が図られている。

このほか、研究所における内部質保証の取組みの一つとして、外部資金の研究費執行のうち、科学研究費・JST事業は内部監査室、科学研究費については学外の監査法人の監査を毎年度受けている。その他、個別の受託事業の多くは資金提供者の検査を受けている。

＜点検・評価結果＞

以上のように、本研究so所においては自己点検・評価結果を基に、研究所の事業計画、運営方針、具体的な施策を研究員会および運営委員会において定めており、内部質保証の観点から有効に機能している。

また内部監査室、外部の監査法人および資金提供機関による検査については、指摘を受けたことについて運用を見直す、研究者への注意喚起を促すなどして適切に対応している。

＜長所・特色＞

毎年の自己点検・評価結果に基づき着実な改善・向上を積み上げており、内部質保証の観点から有効に機能している。具体的な事例としては、2021年度の自己点検・評価では前年度から続く新型コロナウイルス感染症による研究活動の停滞を懸念していたが、この点を解消するような目標を設定し、オンラインでの研究発表会や参加者に利便性に対応したハイブリッドでの講演会実施など新たな形での研究活動を行った。さらに、運営委員会からの問題提起により、新型コロナウイルス感染症による民間企業からの外部資金の減額に備えて、共同研究の需要を喚起するような方策として、新たな広報媒体の作成に着手することを機関として審議し、具体的な組織活動に反映されるなど、着実な改善が図られている。

<問題点>

現状の内部質保証システムでは、一定の成果を上げていることは事実であるが、現状では時間的な制約もあり、全件の監査を受けられていない。

<今後の対応方策>

長所・特色の伸張方策としては、今後も、理工学研究所組織評価委員会が中心となり毎年の自己点検・評価活動を実施し、問題点・課題の発掘から、対応方策の検討・実行まで着実に進めていく。

問題点の対応方策としては、監査における限られた時間・件数の中で、金額・購入件数の多いもの、雇用契約があるものなどを選択することで、少しでも多くの内容について触れてもらい、指摘を受けたことについて、運用の見直しにつなげている。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

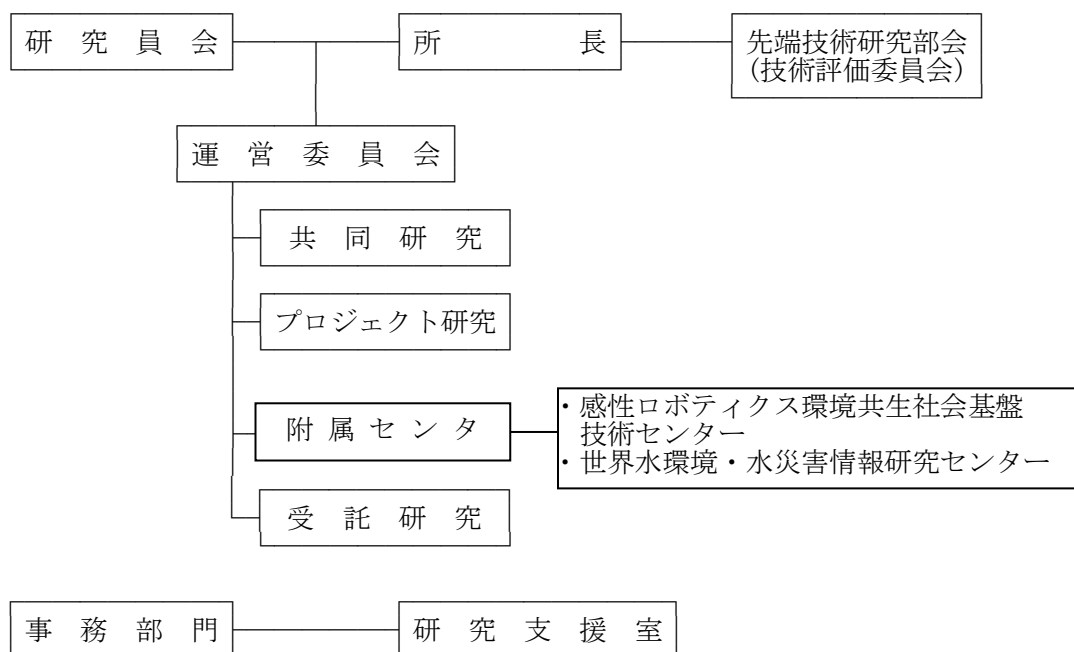
評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<現状説明>

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

理工学研究所の構成



理工学研究所の目的である「理工学の基礎及び応用に関する共同研究・プロジェクト研究等を行い、もって学術の発展に寄与すること」を達成するために、以上のような構成の下で研究所運営を行っている。

「理念・目的 点検・評価項目①」の「大学の理念・目的と研究所の目的の連関性」でも述べたとおり、大学の中期事業計画「Chuo Vision 2025」の研究の項目に掲げられる「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」という目標があり、それを踏まえて、研究戦略会議の下、「研究力」の強化・加速方針の実行スキームを実現するための組織構成となっている。また、多様な学問研究と幅広い実践的な教育を通して「行動する知性。－Knowledge into Action－」を育むというユニバーシティメッセージにおける、多様な学問分野および実践的な教育（研究）の具体的な行動の基盤となっている。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

2022年度の運営方針と施策は次のとおりであり、本研究所組織においては学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮がなされている。

[運営方針]

－研究員の個性的な創造力の尊重と戦略的な研究プロジェクトの推進－

- ① 学際的・独創的共同研究の強化と推進
- ② 大型プロジェクト研究の拠点化、外部研究資金の獲得
- ③ 研究成果の迅速な発信と社会に対する還元
- ④ 先端科学技術センター活用による研究環境の充実

[運営方針を実現する主な施策]

上述の運営方針について、それぞれ以下のとおり、具体的な施策をとっている。

①に関して

- ・我が国の第6期科学技術基本計画を踏まえ重点3分野（レジリエントで安全、安心な社会の構築／Society5.0の実現に向けた、ロボット、IoT、ビッグデータ、AIの開発・推進／新たな価値創出のコアとなる素材・ナノテクノロジーの開発・推進）を設定し、その重要課題解決のための研究プロジェクトを推進し、大型競争的資金の獲得とその研究活動の遂行により、重要課題の将来の持続的な成長と社会の発展に寄与する。

②に関して

- ・附属センター活用による重点分野の研究促進
- ・学内プロジェクト研究の効果的な運用
- ・産学官連携による研究費の増大
- ・学外資金確保への事務的支援(研究支援室が主に担当)

③に関して

- ・国際学会での成果発表への積極的な参加
- ・学会活動への継続的な参加と中心的な役割分担
- ・各種展示会、講演会での技術公開を促進
- ・研究者、研究成果に関するDB(機関リポジトリ)の構築
- ・国際交流・公開研究セミナー：外国人研究者による最先端研究の紹介

④に関して

- ・理工学研究所における研究拠点として開設している先端科学技術センターは、水やガスを用いるような大型の実験が可能のため、有効に活用、共同利用実験室及

び会議室、研究者一時居室のルールを策定し有効に活用している。2022年度は13部屋を稼働させた。

- ・学内研究員の交流促進と大学院学生を主とした啓発活動の推進(研究を通じた高度教育の実践)

<点検・評価結果>

理工学研究所の構成については、大学の理念・目的を踏まえた理工学研究科の目的を達成する体制をとっている。また、我が国の最新の科学技術政策である第6期科学技術基本計画などを考慮した上で、具体的な重点分野を設定しており、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境を踏まえたものとなっている。

<長所・特色>

理工学研究所は学内予算による共同研究プロジェクト研究、学外からの受託研究および共同研究、奨学寄付を基にした研究活動を行っており、多種多様な財源確保により研究活動を活性化させる土壌が整っている。

<問題点>

学外からの受託研究および共同研究、奨学寄付を基にした研究活動については、研究戦略会議の下で目指すチーム型研究よりも個別の受託研究が多数となっている。

<今後の対応方策>

長所の伸張方策としては、今後も多種多様な財源を確保する仕組みを維持・発展させていくため、2021年12月に新設した研究費獲得のための広報ツール+C(プラスシー)を積極的に活用し、資金提供機関へ向けた研究広報を行う研究活動を活性化させていく。

問題点の対応方策としては、研究推進支援本部が実施しているチーム型研究向けの研究助成制度の活用により、研究チームの形成を促す。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価</p> <p>評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究所の構成については、毎年の自己点検・評価活動などを通じて、必要に応じて適宜見直しを行っている。例えば、共同研究プロジェクトについては、毎年度3月下旬の研究員会において当年度の研究成果を報告し、新年度の活動方針を定め、それに沿った形で実施されている。そのため、共同研究プロジェクトの構成は毎年度見直しが行われている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、研究所組織の構成の定期的な点検と、それに基づく改善がなされており、適切である。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇教育研究等環境

＜点検・評価項目①②については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

＜評価の視点2～3については割愛＞

評価の視点1：図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

＜現状説明＞＜点検・評価結果＞＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

理工学研究所では、図書、学術雑誌、電子情報等について独自の整備は行っておらず、中央大学図書館の主に後楽園分館を利用しているため、図書館の項目を参照されたい。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

＜評価の視点2は割愛＞

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等にに応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

＜現状説明＞

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況について

理工学研究所独自の施設としては、共同研究・実験室（106 m²×1室、75 m²×5室、20 m²×3室）、研究所会議室（70 m²×2室）及び所長室、事務室である。また、公的資金を財源にして設置された後楽園キャンパス実験棟（総床面積79.25 m²、科学技術振興調整費）がある。さらに、2号館先端科学技術センターには分析室、共同利用実験室（96 m²×1室、90 m²×1室、89 m²×1室、79 m²×3室、67 m²×1室、63 m²×1室、55 m²×1室）、研究者一時居室（20 m²×3室）を開設している。

先端科学技術センターは、水やガスを用いるような大型の実験が可能であり、研究所独自の共同研究・実験室は研究員の研究の高度化に大いに貢献している。

なお、各施設の使用基準等については以下のとおりとなっている。

1) 共同研究・実験室

共同研究・実験室の使用の対象は、研究員が規程に定める事業を行う場合で、使用期間は3年以内としている。また、使用を希望する研究員は所長に使用計画書を提出し、先端技術研究部会で使用目的、必要性等を総合的に審査した上で所長が使用を許可することになっている。なお、この審査については、継続、新規ともに年度末に毎年行い、申請者に対して審査結果を開示している。

2) 研究所会議室

研究所会議室については、研究員が誰でも使用できることになっており、研究支援室に申し込むことになっている。

3) 先端科学技術センター共同利用実験室

共同利用実験室の使用の対象は、研究員が大型外部研究資金を活用した研究プロジェクトを実施する場合、種別1(3年5,000万円規模の外部研究資金、3年以上10年以内)、種別2(2年2,000万円規模の外部研究資金、2年以上5年以内)としている。また、使用を希望する研究員は所長に使用計画書を提出し、先端技術研究部会で使用目的、必要性等を総合的に審査した上で運営委員会の審議を経て使用を許可することとなっている。なお、この審査については、継続、新規とも年度末に毎年行い、申請者に対して審査結果を開示している。

また、研究開発機構の研究ユニットや学外他機関が借用して拠点を設けられるような利用基準を整備している。

<点検・評価結果>

研究所独自の共同研究・実験室は研究員の研究の高度化に大いに貢献しており、先端科学技術センターは、水やガスを用いるような大型の実験が可能である。

<長所・特色>

先端科学技術センターは、水やガスを用いるような大型の実験が可能であり、研究所独自の共同研究・実験室は研究員の研究の高度化に大いに貢献している。

<問題点>

施設には数に限りがあり、使用希望者が多いためさらに有効に活用できるよう施設の改良も含めて検討する必要がある。

キャンパス内の空調設備について、建設時の条件により建物によっては研究者からの要望を満たしていない。

<今後の対応方策>

キャンパスの再編に伴い、後樂園キャンパス3号館の上層階、ビジネススクール跡地について、研究拠点とする計画があり、有効な活用となるよう研究所として整備計画に参画し、研究設備の充実化を図ることとする。

空調については、計算機などのサーバーを研究上必要とする研究室においては重要な問題であるため、後樂園キャンパス3号館の再編計画においてサーバー室の設置を具体的な施設要求として掲げた。今後、管財課およびITセンターと連携して設置の実現に向けた具体的な取り組みに着手する。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

＜現状説明＞

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

研究所の研究活動を予算規模で見ると、2022年度学内研究費は以下のとおりである。

①共同研究費	19,000千円	(共同研究第1類・第2類)
②研究設備充実	20千円	
③研究発表関連費用	2,140千円	
④学術研究振興資金	12,000千円	
⑤共通研究費	12,000千円	
計	45,160千円	

学内資金による研究費は次の種類によって予算額の規模が区分されている。

1) 一般研究

個人研究のようなもので、1名以上の研究員による1年間の研究で、助成金50万円以下。ただし、研究所設立以来実施されていない。

2) 共同研究

複数の研究員が共同して行う研究で、研究期間は3年以内、助成金は1年間200万円以下。共同研究には第1類（基礎的主題、萌芽的課題）、第2類（応用的主題、実用化に近い課題）、第3類（研究所から直接の研究費の支援はないが、他の資金により研究所において行われる研究）がある。

3) プロジェクト研究

「共同研究」よりも実用化を目指した組織的な研究。研究所から研究費の支援を受けて実施した研究成果に基づき、研究期間中あるいは研究期間終了後に大型外部資金を獲得して本格的実用化研究に進むことを目指す。研究期間5年以内で、助成金1年間500万円以下。

4) 特化プロジェクト研究

「プロジェクト研究」以上に本格的な外部資金導入による大型プロジェクトに発展することを目指すもので、共同研究・プロジェクト研究とは別に大学に予算申請して実施する。研究期間3年以内で、助成金1年間400万円以下。原則として、研究計画2年度から、公的研究費に3年以上応募する。ただし、2022年度も基礎的研究に重点を置くこととしたため募集を見送った。

理工学研究所では予算執行の前年度中に研究計画を募集し、予算が確定後に各研究計画に予算を配分している。予算配分は所長が委嘱する審査委員（先端技術研究部会委員）により審査を行い、運営委員会、研究員会で審議・承認の後、所長が決定する。審査方法は、研究費を含む研究計画の内容、研究所の重点施策との関連や寄与度、外部資金の獲得状況等の審査項目を設けて厳正な審査を行っている。また審査結果については申請者に開示している。

なお、研究室については教育研究等環境の「点検・評価項目④」の項目を参照されたい。

○リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

理工学研究所の共同研究プロジェクトにおいて、理工学部事務室と連携の上、リサーチ・ア

シスタントとして理工学研究科博士後期課程の大学院学生 33 名が雇用されている。

また、本学の研究活動の調査・分析、国の政策・競争的資金の情報収集、全学的な重点領域の提案と戦略的研究企画の立案と推進、及び産学官連携プロジェクトの立案と推進、競争的資金の申請・推進を職務内容とする URA については、研究戦略会議の事業計画に定めた年次計画により計画的に採用することとしている。事業計画を見直した 2019 年度には 3 名だったが、2022 年度には 7 名が採用され、今後も年次計画に基づき体制強化を行っていく予定である。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究soの研究員に対する研究費等の研究活動を支援する基礎的な環境や条件は、研究所の運営体制に基づき整備されている。一方で、競争的研究費による間接経費また、受託研究の一般管理費を充当する措置については、学内のコンセンサスが得られていないため、十分な整備ができていない課題等も有している。

<長所・特色>

共同研究プロジェクトの予算配分については、研究所長の諮問機関である先端技術研究部会が共同研究プロジェクトについて、様々な観点の項目を数値化し、公正な審査を行い、その結果を運営委員会で審議する体制となっている。また、学内研究費が配分された共同研究プロジェクトの研究成果については、研究成果報告書の提出、研究発表会および『理工学研究so論文集』による成果公表を求めることにより、可視化される仕組みを作っており、予算配分から執行に至るまで妥当性・透明性の高い仕組みを有している。

URA は、各種研究費、助成金に関して研究者にメールで迅速に公募情報を提供することで、研究者の応募機会を確保しており、応募にあたっての申請内容についても研究者と意見交換等を行うことでブラッシュアップしていく仕組みづくりができています。

<問題点>

例年、共同研究プロジェクト計画の募集においては、研究費予算額を超える申請があったが、2022 年度の募集においては共同研究プロジェクトの申請総額が予算額を下回っており、新型コロナウイルス感染症拡大下による研究活動の停滞が危惧される状況にある。

学内研究費が配分された研究者のその後の学外研究費の獲得状況の追跡調査を行っていない。

URA については、ベンチマークとなる他大学の状況と比較すると、URA の人数はまだ少なく、専門分野においても本学の研究者の分野を網羅的に対応できていない。

<今後の対応方策>

共同研究プロジェクトの申請については、今後も妥当性・透明性の高い仕組みを堅持し、研究の活性化を図ることとするが、申請数の減少については、運営委員会で、研究費申請の減少の原因や背景を分析し、現行制度の問題点を洗い出し、改善に向けた論点整理を進める。また、学内研究費が配分された研究者のその後の学外研究費の獲得状況の追跡調査の実施について検討することとする。

本学研究者の分野等研究力の確認・分析を進め、どの分野にどの程度の研究力を注ぐことができるか照準を定めることで外部資金公募に的確かつ迅速に対応していく。

ベンチマークとなる他大学の状況や社会情勢と技術動向を把握し、次世代ニーズを予測し研究力を整える。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>

○附置研究所における研究活動の状況

1) 研究員

①研究員の種類

研究所の目的を達成するために次の3種類の研究員を置いており、いずれも研究員会の議を経て所長が委嘱する（理工学研究所規程第7条、第8条）。

- a. 研究員：本学専任教員で、研究所の事業に参加を申し出た者
- b. 客員研究員：本学専任教員以外の者で研究所の研究に参加を予定された者
- c. 準研究員：研究所の研究に参加を予定された大学院在籍者又はこれに準ずる者
また、これらに加えて、2014年度より施行の受託研究・共同研究取扱規程第5条により、専任教員以外の研究員を雇用できることとなった。

②研究員数

研究員数は、以下のとおりである。

(2022年5月1日現在)

	人数	備考（内訳等）
研究員	165名	理工学部所属140名、その他の学部所属21名 受託研究費による雇用4名
客員研究員	66名	他大学所属30名、公的研究機関・企業所属21名
準研究員	106名	大学院学生
合計	337名	

2) 学内研究費による研究組織

学内研究費による研究組織としては次の組織がある。

①共同研究

共同研究は、研究所における研究活動の中核を成すもので、複数の研究員で構成する3年以内の中期的・学際的な研究組織で次の種類がある。

- 第1類：基礎的で奨励的な研究。研究期間1～3年。
- 第2類：先端的分野での実用化研究、応用研究。研究期間1～3年。
- 第3類：研究所からの直接の研究費支援はないが、他の資金によって研究所において行われる研究で大学院のRA制度に呼応して設けられた。研究期間1年。

②プロジェクト研究

早期に大型外部資金を導入した本格的な実用化研究に結びつけるための準備的研究。研究期間3～5年。

③特化プロジェクト研究

大型の公的研究費取得を目指す研究プロジェクト。研究期間1～3年。

以上の研究組織は研究所予算により行う研究（ただし共同研究第3類は除く）であり、研究員、準研究員、客員研究員が参加している。

このほか、研究所内に設置される附属センターは、研究所において当該分野の研究拠点

を形成し、産学官連携による社会貢献を積極的に果たすことを目的として、学内外の研究費により研究活動を展開している。

3) 特筆すべき研究分野での研究活動状況

2022年度は研究所の目的、運営方針に従い、学内外の研究資金により次の共同研究を推進している。

[①共同研究第1類 (4課題)]

No.	研究題目	学科	代表者
1	微生物模倣型ソフトマイクロロボットの創成	精密機械工学科	早川 健
2	混合物のスペクトルデータのみから物質と濃度の推定	応用化学科	片山 建二
3	細胞毒性天然物の実践的合成とバイオコンジュゲート創製	応用化学科	不破 春彦
4	主観的状況解釈と動機が多様性に適合した行動変容支援システムの研究開発	ビジネスデータサイエンス学科	加藤 俊一

[②共同研究第2類 (5課題)]

No.	研究題目	学科	代表者
1	蠕動運動ポンプの効率的な制御手法に関する基礎的研究	精密機械工学科	中村 太郎
2	水道水を使用したオゾンマイクロバブル含有氷連続製造研究	精密機械工学科	松本 浩二
3	自律軌道補正による計画軌道の実環境適応と長寿命化および移動プラットフォーム化の検討	電気電子情報通信工学科	國井 康晴
4	マルチモーダル次世代モビリティ支援に関する研究	電気電子情報通信工学科	橋本 秀紀
5	イヌ・ネコ用人工血漿増量剤の開発：臨床試験への展開	応用化学科	小松 晃之

[③共同研究第3類 (37課題)]

No.	研究題目	学科	代表者
1	Trigonal curve の moduli の有理性とコンパクト化	数学科	佐藤 周友
2	関数空間を中心とした調和解析の研究	数学科	澤野 嘉宏
3	統計力学模型やランダム行列模型の流体力学極限およびスケールリング極限に関する研究	物理学科	香取 眞理
4	ゲージ・重力対応とその応用	物理学科	中村 真
5	擬似ブラックホールにおけるホーキング輻射の第一原理シミュレーション	物理学科	土屋 俊二
6	新たな非接触型電気防食技術に関する研究	都市環境学科	大下 英吉
7	画像解析を用いた非定常的な離岸流の発生特性	人間総合理工学科	小峯 力
8	Deep Learning を用いた 2-MIB およびジェオスミン濃度の将来予測モデルの構築	人間総合理工学科	山村 寛
9	複数のモダリティの融合による距離画像計測手法の高度化	精密機械工学科	梅田 和昇
10	効率的なナノ粒子検出に向けたマイクロシステムの開発	精密機械工学科	鈴木 宏明
11	シャコの打撃動作を規範とした瞬発力発生機構によるキャビテーション発生メカニズムの解明	精密機械工学科	中村 太郎
12	装置型力覚提示装置によるVR空間を用いた身体の空間的・時間的拡張における認知機能の解明	精密機械工学科	中村 太郎
13	精密細胞操作に向けた微小物体操作手法に関する研究	精密機械工学科	早川 健
14	超共役と負電荷を利用した新奇芳香族性の創出	応用化学科	石井 洋一
15	低原子価高周期元素化合物の合成とその化学挙動	応用化学科	石井 洋一
16	擬細胞型人工酸素運搬体(赤血球代替物)の開発	応用化学科	小松 晃之
17	(金属置換ヘモグロビン-アルブミン) クラスターの合成	応用化学科	小松 晃之
18	モレキュラープリカーサーを用いた機能性無機構造の構築とその物性制御	応用化学科	張 浩徹
19	生物活性ハイブリッド分子の創製を指向したアゾメチンイリドを用いる立体多様性合成	応用化学科	福澤 信一
20	熱水を用いた含ハロゲン化合物からの脱ハロゲン化反応	応用化学科	船造 俊孝

No.	研究題目	学科	代表者
21	高圧混合流体の輸送物性の測定と推算	応用化学科	船造 俊孝
22	複雑な海洋産マクロリド天然物の構造決定	応用化学科	不破 春彦
23	確率解析とその金融工学への応用	ビジネスデータサイエンス学科	藤田 岳彦
24	確率的分散行動制御による領域探索アルゴリズムの実験的評価と定式化	電気電子情報通信工学科	國井 康晴
25	五層媒質装荷半無限平行平板導波管による平面H波の回折	電気電子情報通信工学科	小林 一哉
26	誘電体ウェッジによる電磁波回折に対する解析手法の研究	電気電子情報通信工学科	白井 宏
27	誘電体円筒による電波散乱の高周波近似解析についての研究	電気電子情報通信工学科	白井 宏
28	平板上の複数の方形孔による電磁波散乱	電気電子情報通信工学科	白井 宏
29	グリーン水素生成セルの変換効率の向上	電気電子情報通信工学科	松永 真理子
30	水理学及び水文学的アプローチによる流域治水技術の確立	都市環境学科	手計 太一
31	蓄電素子回路のシミュレータ開発	電気電子情報通信工学科	田村 裕
32	生体情報を活用した脳型コンピュータの研究	電気電子情報通信工学科	村上 慎吾
33	コグニティブダイバーシティの総合的研究	ビジネスデータサイエンス学科	加藤 俊一
34	情報セキュリティ、多様体学習とヒューマンメディアに関する研究	情報工学科	趙 晋輝
35	品種間差異を利用したハスの花の発熱・恒温性機能の解明	人間総合理工学科	高田 まゆら
36	水・栄養使用効率の向上を目的とする竹炭を用いた土壌改良技術の開発	人間総合理工学科	原田 芳樹
37	スロッシングならびにバルジング現象で被害を受けた貯水槽の原因究明とその制振対策に関する研究	総合政策学部	平野 廣和

4) プロジェクト研究

2022年度の申請はなし。

5) 理工学研究所附属センターでの研究活動

アジア水科学研究センター（2022年4月1日設置）

手計 太一 中央大学理工学部都市環境学科 教授

感性認知多様性情報基盤技術センター（2022年4月1日設置）

加藤 俊一 中央大学理工学部ビジネスデータサイエンス学科 教授

6) 研究開発機構との連携

研究開発機構の研究ユニット（2022年5月1日現在、19件）のうち、理工学研究所研究員がリーダーを兼務しているプロジェクトは、以下のとおりである。

- 地盤環境研究ユニット（平川大貴研究員）
- 生活習慣病予防システム研究室（鎌倉稔成研究員）
- 東京ゼロメートル地帯の水災害とその社会的影響（平川大貴研究員）
- サイゼリヤ食認知研究ユニット（檀一平太研究員）
- 超高齢社会のインフラプロジェクト（谷下雅義研究員）
- 沿岸域の自然災害適応に関する研究ユニット（有川太郎研究員）
- 持続可能な水・汚泥処理技術ユニット（山村寛研究員）
- ウォーターセイフティ&エマージェンシーメディシン研究ユニット（小峯力研究員）
- 分子配向精密制御研究ユニット（片山建二研究員）
- VR/AR フィジカルインターアクション研究ユニット（中村太郎研究員）
- AI・データサイエンス社会実装ラボ（鎌倉稔成研究員）

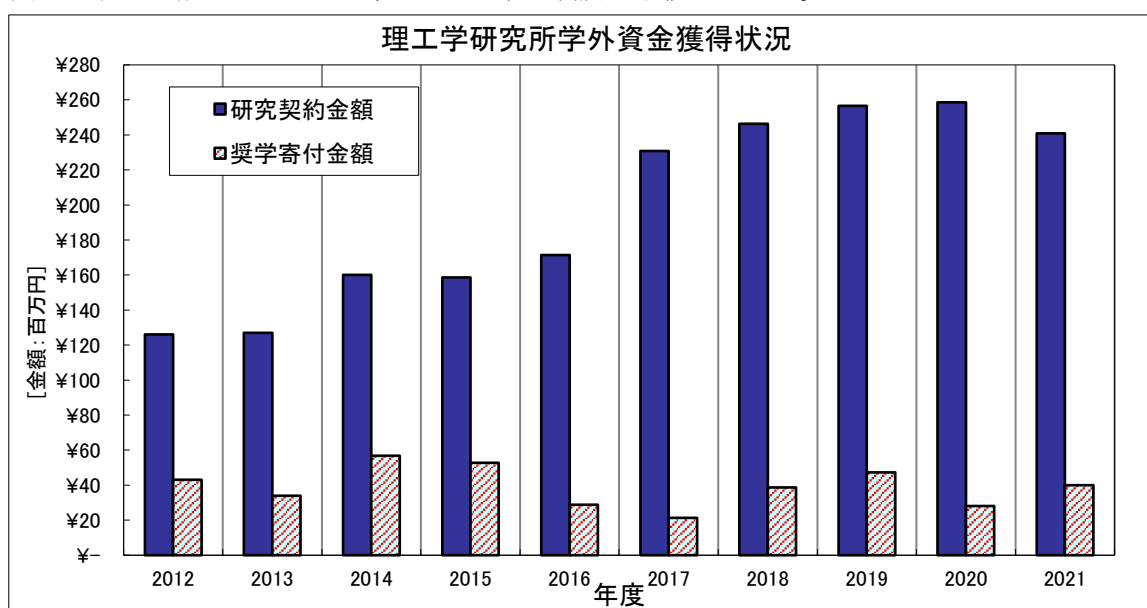
- 微細藻バイオマスを利用したバイオジェット燃料事業の実証研究（山村寛研究員）
- 新常态環境下の情報セキュリティに関する総合的研究（趙晋輝研究員）
- 気象センサー等を活用した水災害科学・水災害情報研究展開ユニット（鎌倉稔成研究員）
- データサイエンスに基づく水環境の保全と創造・水防災技術の発展（鎌倉稔成研究員）
- 都市雨水管理の高度化ユニット（山村寛研究員）
- 気候変動ユニット（志々目友博研究員）
- 微細藻類の産業利用の研究開発ユニット（小池裕幸研究員）
- トランスレーショナル認知脳科学研究ユニット（檀一平太研究員）

○学外研究資金の獲得状況

学外研究費による研究活動としては次のものがある。

- ①受託研究（公的機関、企業、財団等の学外機関から契約に基づき資金提供される研究）
- ②奨学寄附金（企業、財団等の学外機関からの特定研究者への研究寄附金）
- ③科学研究費助成事業（文部科学省、日本学術振興会に申請・採択を経て交付される）
- ④その他競争的資金等

2012年度から2021年度の外部資金獲得状況は以下のとおりである。研究契約金額は2021年度はわずかに減少しているが、過去10年で順調に推移している。



○学外競争的研究資金の獲得状況

1) 科学研究費助成事業の獲得状況

研究員が獲得した科学研究費助成事業の獲得状況は、以下のとおりであった。

[理工学研究所研究員の科学研究費獲得状況]

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021
採択件数 (件)	100	103	90	100	116	112
金額 (千円)	162,800	212,000	189,000	232,800	288,542	206,310

2) 科学研究費助成事業以外の公的研究費の獲得状況

2021年度に研究員が獲得した科学研究費以外の公的研究費(再委託を含む)は、以下のとおりであった。

- ・ JST 研究成果展開事業/研究成果最適展開支援プログラムトライアウトタイプ
「振動誘起流れを用いたナノバイオ物質の分離・濃縮技術」
「ユビキタス光学検査システム創出のための研究開発」
- ・ JST 戦略的創造研究推進事業/個人型研究 (ACT-X)
「爆発的に速い集積型燃焼人工筋肉の具現化」
- ・ JST 戦略的創造研究推進事業/社会技術研究開発
「ダム流入予測情報の評価とその改良」
- ・ JST 戦略的創造研究推進事業/個人型研究 (さきがけ)
「ラマン温度イメージングによる分子選択的な熱分析」
- ・ JST 国際科学技術共同研究推進事業/SATREPS
「タイ国における統合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究」
- ・ JST 国際科学技術共同研究推進事業 (SICORP)
「ダム運用モデルの実装」
- ・ JST 未来社会創造事業 (探索研究)
「計測・解析融合による高速分光超解像赤外イメージング」
- ・ ERCA 環境研究総合推進費/環境研究総合推進費
「気候変動による富山県水・栄養循環への影響評価と適応策検討」

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究活動は、制度、運営方法に基づき適正に行われており、研究成果の公表も活発に実施されている等、適切に機能し、研究成果も上がっている。特に、学外の競争的研究資金については、メールで研究員に対し一斉に公募情報を提供しているほか、公募内容と近い分野の研究員に直接申請を促すことで、申請機会が増えている。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大以降の経済状況によっては、民間企業からの受託研究および研究助成が絞られてくる可能性や、他大学も公的な研究資金への申請を強化していることから、学外資金の獲得へ向けた更なる取組みが必要な状況にある。

<長所・特色>

理工学部に所属する教員の大部分が研究員として理工学研究所事業に参加していることに加えて、2014年度より理工学研究所において受託研究費・共同研究費によって研究員を雇用できることとなり、従来よりも多様な研究体制が構築できるようになっている。

URA の活動ノウハウが徐々に構築され、人数が増強されてきたことにより、競争的資金や科学研究費申請においても、従来よりも一段階踏み込んだ研究支援体制が整ってきている。

<問題点>

研究者にとって研究費獲得のインセンティブとなるような一般管理費、間接経費の使途の明確化、柔軟な研究費の執行ルールの整備ができていない。

競争的資金の申請時に研究者の研究計画以外の申請条件(産官との連携、施設の共同利用など)の対応が遅れている。

＜今後の対応方策＞

広報ツール+C(プラスシー)を積極的に活用し、資金提供機関へ向けた研究広報を行うことで、受託研究費・共同研究費の獲得を進め、研究体制のさらなる多様化を図っていく。

URAの活動ノウハウについて、質的・量的な向上を進めることで、競争的資金や科学研究費申請を増やしていく。

研究者にとって研究費獲得のインセンティブとなるような一般管理費、間接経費の使途の明確化を行い、柔軟な研究費の執行が可能となるようなルールの見直しを進める。理工学研究所運営委員会において、2023年度予算申請に向けて、一般管理費のうちの研究共通費について、有効な執行計画について懇談、審議を行うとともに、共通維持費については予算申請のタイミングで法人との協議を行う。

競争的資金の申請時に必要となる施設等の条件を充足可能となるよう、理工学研究所運営委員会で内規の整備を行う。現時点で、理工学研究所においては具体的な申請計画はまだないが、今後発生した場合にはその申請手続に遅れることのないタイミングでの上程を行う。

◇社会連携・社会貢献

＜点検・評価項目①は割愛＞

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

＜評価の視点3は割愛＞

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

＜現状説明＞

○研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、研究成果の還元等）

本学の学生、大学院学生のみならず市民に開放した研究発表会、特別講演会、国際交流・公開研究セミナー、シンポジウム等を開催している。

①研究発表会

研究所の資金助成に基づく共同研究・プロジェクト研究の研究発表を、学内外に公開して年1回開催している。2021年度は11月26日に、理工学研究所・研究開発機構・理工学研究科の共催によるオンラインで開催した(研究者10件、機構9件、RA40件)。

②特別講演会

理工学各種分野の話題性豊富なテーマ・内容の講演会を著名な講師を招聘し、学内外に公開して年1～2回開催する。2021年度は2021年10月11日に「深層学習の原理を明らかにする理論の試み」を開催した。

③国際交流・公開研究セミナー

理工学各種分野の海外の著名な研究者を招聘して学内外に公開して年10回程度を限度に開催する。2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大下により外国人研究者招へい計画が難しい状況であり、外国人研究者によるセミナーの開催はなかった。

④学術シンポジウム

理工学研究所では第29回中央大学学術シンポジウムの担当研究所として、2020年度～2022年度の3年間に活動を行うこととされていたが、新型コロナウイルス感染症拡大下により2020年度は活動を行うことができず、活動期間を1年延長することを学内手続により認められた。2021年度は2022年3月22日（世界水の日）に講演会「河川をめぐる環境の地域多様性」を行った。

⑤産官学交流会

研究成果の社会還元を目指す活動として、学外での交流会・展示会に参加しているほか、企業を招いての学内施設見学会を開催し研究内容を公開しているが、2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大下により営内に企業の方を交流会として招くことはできなかったが、オンラインでの交流会が行われた。2021年度は、「第5回 AI・人口知能 EXPO 春」「FOOMA JAPAN 2021」「デジタルものづくりの最前線 中央大学・りそな中小企業振興財団 技術懇親会」の産学官連携イベントに研究員が参加し研究成果を発表した。

⑥論文等研究成果の発表状況

刊行物

研究成果の公表のために次の3種類の刊行物を発行している。

Ⅰ．中央大学理工学研究所要覧

研究所の諸活動をタイムリーに報告・紹介するための紹介パンフレット。年1回発行。

Ⅱ．中央大学理工学研究所年報

研究所で推進されている研究の概要・業績や講演会・セミナー等の諸活動を網羅した1年間の活動を総括した刊行物。年1回発行。

Ⅲ．中央大学理工学研究所論文集

研究員の研究業績を学外者等の査読を経て公表し、研究活動の公開・交流を目的とした刊行物。年1回発行。

2021年度においては、『中央大学理工学研究所年報』（2021年度版）、『中央大学理工学研究所論文集』（第27号）の刊行物を刊行した。これらの刊行物については産学官連携の資料として活用する。

なお、こうした刊行物は電子的に公開できるよう、中央大学学術研究リポジトリにて公開している。

○学外組織との連携協力による研究の推進状況（企業等との共同研究、受託研究等）

2021年度に公的機関や民間企業から受けた受託研究・奨学寄附の額は約296百万円（年度研究契約金額）であった。詳細は研究活動「点検・評価項目③」を参照されたい。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所では積極的に社会連携・社会貢献の取組みを行っており、適切である。特に、新型コロナウイルス感染症拡大下により、講演会等の行事がオンライン開催されることにより、従来よりも多くの参加者に対し、研究成果の公表を行うことができている。2021年度に開催した特別講演会は185名（学外者65名）の申し込みがあったほか、学術シンポジウム講演会（ウェビナー）については、130名（うち国内69名、海外61名）の申し込みがあった。

＜長所・特色＞

2021年度理工学研究所特別講演会においては、オンラインおよび教室でのハイブリット開催とし、学術シンポジウムの一環としてのオンラインウェビナーはタイからの講師を迎えたが、オンラインでの開催により185名（学外者65名）の申し込みが集まり、学外、ひいては海外からの参加者も多く集めることができている。社会貢献・社会連携の裾野が広がっている。

国際交流・公開研究セミナーについては、大学院理工学研究科「理工学英語セミナー」の対象セミナーとすることも出来るようになり、大学院組織との連携が深まっている。

＜問題点＞

国際交流・公開研究セミナーについては、予算としては10件分を確保しているものの、2020年度および2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大下により来日する外国人研究者が減少したため、開催することができなかった。本セミナーでは、学会や研究等で来日する外国人研究者に依頼するケースが多かったが、こちらについてもオンラインによる開催が可能だったと考えられる。

＜今後の対応方策＞

社会連携・社会貢献の各種取組みについて、実施件数を増加させることで、理工学研究所活動及び研究内容の可視化を行い、研究力等向上およびその社会への還元を目指す。

具体的な方法としては、理工学研究所予算を運営委員会・研究員会にて審議・報告する際に、必要に応じてオンラインでの開催も可能であることを含め、周知を行うことで今後は開催のチャンスを見逃さないようにする。

国際交流・公開研究セミナーについては、今後も大学院理工学研究科「理工学英語セミナー」の対象セミナーとすることで、大学院組織との連携をさらに深めていく。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

＜評価の視点①②③⑤⑥は割愛＞

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

＜評価の視点3については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

＜現状説明＞＜点検・評価結果＞＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

「事務組織」については、「研究推進支援本部」の該当項目を参照されたい。

以上

政策文化総合研究所

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○研究所の目的の設定とその内容

政策文化総合研究所は、1996年4月に本学における9番目の大学附置研究所として設置された。本研究所は、国際社会における人類の調和的共存のために、学際的研究を超えた総合的学問の創造を目指し、日常生活から地球規模にいたる多様な人間活動に関わる政策・文化に関して共同研究を行うことにより、学術の進歩・発展に寄与することを目的とする（中央大学政策文化総合研究所規程第2条）。

この理念・目的を達成するために、本研究所では以下の事業を行っている（同規程第3条）。

- ① 政策・文化に関する共同研究・調査の実施
- ② 新しい総合的学問の確立に寄与する研究プロジェクトの推進
- ③ 国内外の研究者との交流及び研究機関との提携
- ④ 研究・調査の成果の各種メディアによる公表
- ⑤ 研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑥ 研究・調査に必要な図書・資料の収集・管理及び機器等の整備・管理
- ⑦ その他研究所の目的を達成するために必要な事業

○大学の理念・目的と研究所の目的の連関性

本研究所は、設置当時より、本学の理念・目的に裏付けられた組織であったが、設立趣旨である「学際的研究を超えた総合的学問の創造」は、今日、本学が建学の精神に基づいて設定した『大学運営の方針』で掲げる「時代や社会の要請に応えるべく行う幅広い学問研究」にも適ったものといえる。

<点検・評価結果>

本研究所の目的は、本学の理念・目的と密接に連関し、適切に設定されている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

2016年度機関別認証評価受審時には、本研究所に対する指摘事項等はなかった。しかし、その後、将来を見据えた中長期の視点で所内を点検した結果、研究所の目的により一層適った体制づくりの観点から問題点を見出し、年次自己点検・評価活動において「公開研究会等の取組みを活用したチーム活動の活性化」(2019年度)、「チーム予算執行方法見直しを通じたワンチーム体制の構築」(2020年度、2021年度)を自主設定課題として掲げ、改善に取り組んできた。特に、研究員に影響が大きく比較的関心が高い課題に焦点を当て、研究所全体で問題解決に取り組めたことで、近年は特に研究員各自が当事者として問題を認知し、解決行動に参画しやすい雰囲気所内に醸成されたことが、年次自己点検・評価活動を通して得られた有意義な副産物と捉えている。また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」(第2版)(2021年3月27日)の中では、研究所全体の課題として次の2点が整理された。

- ①研究所全体の研究成果を一覧できるしくみや活動状況を可視化するための指標設定がない
- ②準研究員(院生)が研究者として自立するため方策とその実施についての活動状況を可視化するための指標設定がない

この認識のもと、以下の4点について、今後研究所全体として取組みを推進することとなった。

- ①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信
- ②研究所の活動指標の設定
- ③研究成果の社会実装の促進
- ④準研究員の増加

これら取り組むべき課題については、社会科学研究所のみの意向では解決できない問題を多く孕んでおり、現状では直接的な対応策を講じられておらず、また、達成に向けたプロセスも具体的に描けていない状況であるが、本研究所としては固有の指標を策定し、研究の基盤整備を目指すこととしており、本研究所において掲げた活動指標の項目は「研究所創設30周年に向けた施策検討および実施」であり、主に以下の点で、研究所としての体制を問い直す試みを含んでいる。

- (1) 研究所設立以来の研究所横断的プロジェクトテーマである「21世紀・日本の生存」の取り扱いの検討
- (2) 周年行事について検討を深めることによって生まれる研究員の一体感や研究所としての存立の問い直し
- (3) 組織図にありながら長年活動のなかった企画委員会の位置づけの確認

なお、現時点における活動指標の導入の検討、方針、およびその内容に関する所内の合意形成については、2022年7月開催の研究員会において確認を行う予定となっている。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所は、現状における問題点改善への施策の設定・実行については、年次自己点検・評価活動、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」下での活動を通じて継続して取り組んできている。しかし、政策文化総合研究所のみの意向では解決できない問題を多く孕んでおり、現状では直接的な対応策を講じられておらず、また、達成に向けたプロセスも

具体的に描けていない状況である。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）で研究所に要請された、4つの課題（①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信、②研究所の活動指標の設定、③研究成果の社会実装の促進、④準研究員の増加）については、政策文化総合研究所のみの意向では解決できない問題を多く孕んでおり、現状では直接的な対応策が講じられておらず、また、達成に向けたプロセスも具体的に描けていない。

<今後の対応方策>

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）が求める4つの課題全てに即時対応することは様々な環境要因から容易ではないが、まずは、研究所の活動指標の設定から進めていく。なお、本研究所が担当研究所となることが決定し、2023年度から実質的な活動が開始される予定の第30回中央大学学術シンポジウム「情報文明における共生思想構築に向けての基礎的研究」は、課題中の、まさに、①学外者がアクセスしやすい研究活動情報の公開・発信や③研究成果の社会実装の促進、に密接に関連するものであり、本研究所の研究活動や研究体制と相互に緊密にリンクさせながら進めていくこととする。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②④については割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、6～7については割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

<現状説明>

○研究所における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

自己点検・評価活動については、政策文化総合研究所組織評価委員会がこれを担っている。当該委員会の委員長には所長を、他の委員には、所属学部・年齢・所内在籍期間・ジェンダーバランス等を考慮した研究員を充てており、滞りなく自己点検・評価活動を行い、それに基づく改善・向上を実施している。具体的な改善事例としては、2019年度には「公開研究会等の取組みを活用したチーム活動の活性化」に取り組んだ。この中では、「研究会・講演会等開催届」の提出期限を厳格化して広報活動時間を確保できるように工夫し、同年7月25日に金沢で開催されたシンポジウムは目標の90名を大きく上回る、120名の参加者を得る結果となった。

また、2020年度以降は、プロジェクト・チームの予算執行方法の改善に取り組んだ。この中では、予算執行状況を1カ月単位でWebページ上で確認できる仕組みを整えることで、年度末に偏ることなく計画的な予算執行につながるような環境整備を進めるなど、研究費予算を有効活用すべく改善に取り組んでいる。

＜点検・評価結果＞

以上のように、本研究所の自己点検・評価活動は適切な運営体制のもと毎年度定期的を実施され、着実な改善につながっており、適切である。

＜長所・特色＞

これまでの年次自己点検・評価活動＜「公開研究会等の取組みを活用したチーム活動の活性化」（2019年度）、「チーム予算執行方法見直しを通じたワンチーム体制の構築」（2020年度、2021年度）＞を通じて、所長のイニシアティブのもと、公開研究会・公開講演会開催時の広報活動の強化、manabaにおけるチーム予算執行状況の各月情報公開、予算再配分時期の前倒し、主査による研究会でのチーム予算執行に関する決算報告等の具体的な施策を実行に移し、一定の成果を上げている。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

自己点検・評価活動では、研究員に影響が大きく比較的関心の高い課題に焦点を当て、研究所全体で問題解決に取り組んできたが、近年は特に、研究員各自が当事者として問題を認知し、解決行動に参画しやすい雰囲気が所内に醸成されている。この協力体制を礎として、所長のイニシアティブのもと、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）で掲げられた各種課題に対して、改善活動に取り組んでいくこととする。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

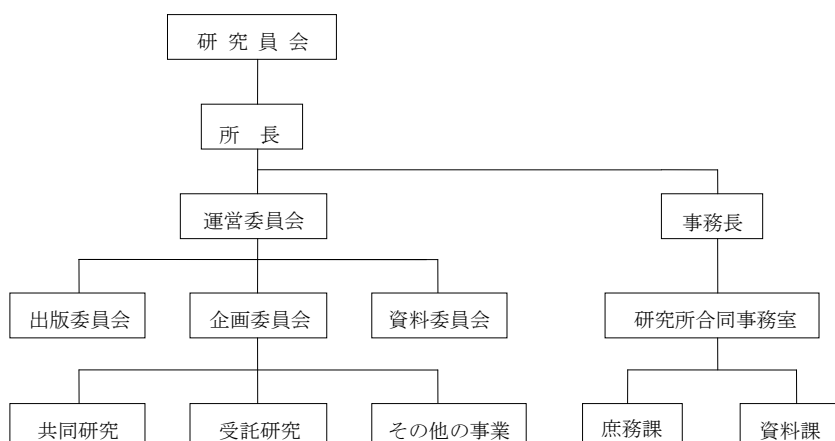
評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○研究所の構成と大学の理念・目的との適合性

研究所の組織は下記組織図のとおりとなっている。

[政策文化総合研究所組織図（2022年5月1日現在）]



研究員会は、本学の専任教員である研究員をもって構成し、年に4～5回開催され、①運営の基本方針に関する事項（規定の制定・改廃等）、②事業計画に関する事項（プロジェクトの承認等）、③所長の選出に関する事項、④予算申請案に関する事項（予算案の承認、予算の執行等）、⑤その他研究所の運営に関する重要な事項（研究員、客員研究員、準研究員の委嘱等）について、審議決定する（政策文化総合研究所規程第10条）。

ただし、最高議決機関となっている研究員会の出席率は必ずしも高くない。出席率の向上に向けては、各研究チームから最低一人は参加するよう所長から呼びかけるなどの工夫は行っている。しかしながら、学際性を特徴とする本研究所の研究員は様々な学部にも所属しており、いずれかの学部の教授会、各種委員会と研究所の各種委員会の開催時間との重複が避けられないことが主要因となって、具体的な改善には至っていなかったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンライン形式での開催や、運営委員会との合同開催形式の採用等により、新型コロナウイルス感染症の影響を全く受けなかった2018年度比で、研究員会出席率が約1.5～4倍に上昇した。これにより、研究所全体の課題解決に関する議論により多くの研究員が参画するという、望ましい環境が整った。

所長は研究員である者の中から研究員会が選出した者について、学長が委嘱することとなっており、任期は3年である（同規程第5条）。研究所創設以来、所長の選出は話し合いによって行われてきたが、2002年2月に所長選出に関する実施要領を定めて以降、選挙による選出を行っている。

運営委員会は、所長と研究員会において互選した者7人（任期2年）、研究所合同事務室事務長からなり、①研究所の運営に関する事項、②事業計画案の作成及び事業計画の執行に関する事項、③予算申請原案の作成及び予算の執行に関する事項、④その他所長が必要と認める事項について審議決定する（同規程第14条）。年5～6回開催されている。

出版委員会は、プロジェクト・チームの研究員のうちから推薦された者各1人、その他所長が必要と認めた者若干人（任期3年）で構成され、所長が委嘱する。委員長は、委員の互選により、所長が委嘱する（任期2年）。委員会は年5回程度開催され、①年報の編集・発行、②叢書の編集・発行、③その他所長が必要と認めた刊行物の編集・発行について審議決定する（中央大学政策文化総合研究所出版委員会内規）。また、資料委員会は、所長が推薦し研究員会が承認した5名で構成し、年2～4回行われており、研究所の図書・資料の選定が任務である。

以上のとおり、国際社会における人類の調和的共存のために、学際的研究を超えた総合的学問の創造を目指し、日常生活から地球規模にいたる多様な人間活動に関わる政策・文化に関して共同研究を行うことにより、学術の進歩・発展に寄与する研究活動を行うために必要な体制を整え、その運営を行っており、大学の理念・目的を実現するに当たり適切なものとなっている。

○研究所と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

研究所の体制として、組織的に学問動向、社会的要請、国際的環境への配慮等は特段行っていないものの、共同研究テーマについては、研究員の個々の専門領域をベースとして柔軟に設定されるものであることから、時代のニーズを捉えたものとなっている。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所長のもと、必要な各種委員会が設置され、大学の理念・目的や研究所の目的を達成するため、研究活動を下支えする体制づくりがなされている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究所の組織体制の適切性については、随時、見直しを図っている。本研究所は、従来より、他研究所と比較しても他校地所属の研究員が18%（国際情報学部：13名）と多かったが、2023年度の法学部都心移転に伴い、その割合は33%（法学部：11名、国際情報学部：13名）と急増する。研究所を取り巻くこうした環境下にあっても、研究員の今日的なニーズの把握に努めるため、委員の選出時に学部バランスのみならず校地バランスも考慮に入れるなど、研究所の体制として、全ての研究員に対し適切性を担保できるような委員構成に留意している。

特に、2022年4月次の委員改選の際には、主に研究所書庫（多摩キャンパス2号館3・4階）の運営に関する事項を所掌する資料委員会委員に、国際情報学部在籍の研究員を充てることにより、キャンパスが離れているからこそその意見を吸い上げるような体制づくりに努めた。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、適宜、教育研究組織の構成の定期的な点検と、それに基づく改善がなされている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇教育研究等環境

＜点検・評価項目①②については全学項目のため割愛＞

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

＜評価の視点2～3については割愛＞

評価の視点1：図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

＜現状説明＞

○図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

図書・資料の充実を図るため、図書・資料の購入及び利用に関する申し合わせに基づき、研究所全体の図書・資料（資料委員会図書）については、資料委員会が①プロジェクトに必要な図書、②基礎的統計、③学際・新規分野の図書・資料等を希望に基づき選定し購入している。資料の媒体は、電子の購入を推奨しており、特に雑誌については電子ジャーナルによる購入を基本としている。図書の重複所蔵を避けた上で、資料委員会図書にかかわらず、プロジェクト毎においても研究費予算の範囲内で図書・資料を購入することができ、以下の表のとおり適切

に整備されている。

[図書・資料冊数 (2022年3月31日現在)]

		和 書	洋 書	計
2021年度 受入数	購 入	100(0)冊	24(0)冊	124(0)冊
	製 本	1(-)冊	36(-)冊	37(-)冊
	受 贈	3(0)冊	0(0)冊	3(0)冊
	その他	0(0)冊	0(0)冊	0(0)冊
	計	104(0)冊	60(0)冊	164(0)冊
総 蔵 書 数		3,664(553)冊	2,401(315)冊	6,065(868)冊

()内は、内数で非図書資料を示す。

*上記「受贈」は、「自館製作」のみとなる

[非図書資料内訳 (2022年3月31日現在)]

	和資料	洋資料	計
マイクロフィルム	432点	304点	736点
マイクロフィッシュ	0点	3点	3点
CD-ROM	120点	6点	126点
DVD-ROM	0点	2点	2点
DVD	1点	0点	1点
計	553点	315点	868点

[雑誌種数 (2022年3月31日現在)]

		和雑誌	洋雑誌	計
2021年度 継続受入 タイトル数	購 入	3タイトル	5タイトル	8タイトル
	受 贈	6タイトル	0タイトル	6タイトル
	計	9タイトル	5タイトル	14タイトル
総タイトル数		40タイトル	36タイトル	76タイトル

*新聞の所蔵はなし。

*総タイトル数は所蔵タイトル総数で、非継続、誌名変更、廃刊などの雑誌を含む。

*電子ジャーナルは上表には含めていない。

電子ジャーナル

- Cold War History
- Ethnic and Racial Studies
- Evaluation Review
- International Migration Review
- International Relations of the Asia Pacific
- Journal of Cold War Studies
- Journal of Policy History
- Journal of Race, Ethnicity and the City
- Journal of Urban Affairs
- Public Culture
- Punishment & Society
- Race & Class
- Social Studies

<点検・評価結果>

研究活動に必要な図書・資料が有効に活用されうる状況となっており、適切である。

<長所・特色>

継続購入洋雑誌 18 タイトル中、電子ジャーナルは 13 タイトルであり、本研究所の研究活動を円滑に行うための一助となるのみならず、本学総体としての研究・教育に有用なものとなっている。特に、書庫の狭隘化は喫緊の課題であるが、電子ジャーナルへの変更は当該課題解決に大きく寄与するものである。また、利用者にとって書庫に直接来訪せずとも利用できる使い

勝手の良さは研究遂行上、有益なものとなっている。

<問題点>

本研究所の所蔵図書・資料は（継続受入図書・資料を中心として）基本的に年々増加することから、書庫狭隘化は本研究所書庫の抱えるもっとも大きな問題である。2021年度末時点において、本研究所書庫内書架の図書・資料の占有率は100.25%となっている。また、書架に配架できずに仮置きされているものも含めてカウントすれば123.89%となり、そのため、新規に受け入れた資料を所定の書架に配架することができないということと、それによって書庫利用のサービスに悪影響の生じることが懸念される。

また、欧米資料の恒常的な原価上昇や、外国為替相場の円安傾向により、資料費が逼迫しており、既存の継続資料の購入見直しを行い、対応している状況である。従って今後、継続的に収集してきた資料が購入中止となることで、蔵書としての利用価値が低くなるなどの弊害が起こる可能性がある。

<今後の対応方策>

長所・特色として記述した、電子ジャーナルについては、今後も継続して収集を進めることとする。

書庫の狭隘化への対応方策としては、本研究所の資料委員会としては、本年度の対応として、学内重複あり又は他媒体代替可能な資料を抽出して除却・抹消の可能性を探る。次いで、今後の複数年に亘る対応として、学内重複や他媒体代替可能性のない資料の整理を見据えて、中長期的な除却・抹消の判断の目安を策定する。

資料費の逼迫に係る対応方策としては、資料費支出を研究所において許容される範囲内での必要最低限に留める。既に冊子体で所蔵している資料で電子媒体が存在している場合、資料委員会の判断に基づき、必要に応じて、安価であることが多い電子媒体への変更を行う。資料費節約と共に書庫狭隘化対策の意味合いからも、将来的には既存の継続購入図書・資料の見直しを行う。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

<現状説明>

○研究所の目的に応じた施設・設備の整備状況

研究所書庫は日本比較法研究所、経済研究所、企業研究所、社会科学研究所、人文科学研究所、政策文化総合研究所の6研究所で利用している。座席数は34席、情報検索設備としてはPC4台を、視聴覚機器としてはマイクロリーダプリンタ3台を設置している。開館時間は月曜日から金曜日までが9時30分から17時、土曜日が9時30分から12時となっている。当研究所の書庫使用面積は45.81㎡である。研究所資料は全学的蔵書の一部として中央大学研究所図書調達規程、中央大学研究所図書管理規程を準用し管理されているが、その使用はプロジェクト・チームが優先することとなっている。また、研究所書庫の利用環境を整備するため、資料委員会図書とプロジェクト図書を、図書館システム・CHOIS蔵書検索(OPAC)で公開している。

以上のとおり、適切に整備されているが、図書・資料の保存スペースの狭隘化に伴い図書館

や他研究所の図書・資料との重複購入を避けるべく不断の取り組みを行ってきている。

研究員が使用できる施設・設備としては、各プロジェクト・チーム内の打合せや研究会、シンポジウム開催に使用できる会議室が多摩キャンパスに4部屋確保されており、最大で70人余りの人数が収容可能である。また、本学の都心キャンパスを含め、必要に応じて他部署が管理する施設も使用することが可能なため、外部者との研究交流も活発に行うことができる。

なお、研究所合同事務室には従来から、ポータブルのプロジェクト、PC、ICレコーダー等の機器備品が整備されている。また、他研究所と共同して4つの会議室に無線LANアクセスポイントを設置し、複数台の同時接続が可能とする仕様としており、これにより、公開講演会をはじめ各種研究会にてリアルタイムの情報を効率的に収集しながら研究活動を行うことが可能な環境となっている。

さらに、2020年度以降の新型コロナウイルス感染症拡大下においては、オンライン会議システムを利用しての会議や研究会開催が主流となってきたことから、研究所合同事務室にてオンライン形式での会議等に係る機材の利便性を向上させるため、2021年度には、360°カメラ、マイク、スピーカーを備えた一体型の機材1台の整備を行った。

<点検・評価結果>

以上のように、オンラインを活用した研究に適した施設整備なども含め、研究員の研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○研究所の研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

研究所における共同研究費はプロジェクト・チームに配分しており、各プロジェクト・チームは予算編成時に研究計画に要する計画書、年度はじめに研究計画に要する研究活動実施案を作成することにより共同研究費が割り当てられる。大学支出基準と研究所申し合わせに基づき適切に予算執行しており、活動内容及び支出範囲の適切性については運営委員会、研究会がチェック機能を果たしている。

2020年度、2021年度と、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて研究調査（国外出張・国内出張）等を中止せざるを得なかったため、予算執行率にも如実に影響が見て取れる。

[予算執行率（平均）]

単位：%

	2019年度	2020年度	2021年度
--	--------	--------	--------

予算執行率（平均）	83	73	69
-----------	----	----	----

[研究費予算執行率（平均）]

単位：%

	2019年度	2020年度	2021年度
予算執行率（平均）	77	47	55

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

大学院と研究所が協力し、大学院学生の教育指導と研究者養成の体制の充実を図るため、RA制度を利用しており、当該学生及び準研究員の学位資格審査のための論文作成指導にも繋がっている。学位取得のための指導としてRAを採用することは、研究活動の円滑化と高度な研究指導が可能になるという相乗効果があり、大学院博士課程後期課程に在籍する学生のプロジェクトへの参加及びプロジェクトが実施する研究会への参加、査読のある研究所年報への論文投稿を積極化させることに貢献しており、制度は適切に活用されているといえる。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響はRAの採用にも及んでおり、院生の休学等により、近年は採用数が伸び悩んでいる。しかし、2022年4月以降の対面式授業の再開は、今後のRAの採用状況にも好影響を与えることが期待される。

[政策文化総合研究所年度別RA採用数]

単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度
法学研究科	1	1	0
経済学研究科	0	0	0
商学研究科	0	0	0
文学研究科	0	0	0
総合政策研究科	0	0	0
合計	1	1	0

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究員に対する研究費等の支出や研究成果発表に伴う支出等の研究活動を支援する環境や条件は、研究所の運営体制に基づき適切に整備されている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあってRAの採用数は低位で推移しているが、チーム活動に必要な人員はチーム内で確保されており、事務方のバックアップもあるため、教育研究支援体制の整備と人員配置については適切に行われている。

<長所・特色>

本研究所は、研究費総額に対するチーム数が少ないため、他研究所と比較しても1チームあたりの予算が比較的潤沢である（例年1チームあたり70～110万円程度）。また、学内9研究所のうち最も新しい研究所であることから、先行する研究所の長所を踏まえ、研究推進上、研究所の体制・枠組みや規程等が比較的整備されていることが特長である。特に、予算の執行用途に関する規定類は他研究所におけるこれまでの改定履歴を踏まえたものとなっており、用途が広く、研究活動を推進していくための環境が整備されている。

<問題点>

特になし。

<今後の対応方策>

今後は、研究員に対し、研究予算の執行について、いかに分かりやすく周知していくか、という点を工夫していくことを検討している。最新の情報や予算執行の締切などは manaba に掲載しているが、閲覧数は低位に留まっている。このため、manaba の更新頻度や研究員会におけるアナウンスとの連動について改善策を検討する。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：附置研究所における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>

○附置研究所における研究活動の状況

政策文化総合研究所の構成員としては、常勤の専任研究員を持たないが、その目的を達成するために次の3種類の区分を設けており、いずれも研究員会の議を経て所長が委嘱する（政策文化総合研究所規程第6条、第7条）。2022年度の研究員数は以下のとおりである。

[構成員の区分及び人数等]

種類	人数(人)	資格
研究員	72	中央大学専任教員で、研究所の事業に参加を申し出た者
客員研究員	160	中央大学専任教員以外の者で、研究所の共同研究に参加を申し出た者
準研究員	15	大学院博士課程後期課程に在籍する者又はこれに準ずる者で、研究所の共同研究に参加を申し出た者

※2022年5月1日現在

このように、研究所メンバーの構成は本学の専任教員に限定されておらず、学外の研究者及び大学院学生に対して共同研究に参加する機会を広く提供している。研究活動は、これら3種類の研究員によるプロジェクト単位で行っている。

なお、客員研究員と準研究員は所属しているプロジェクトの終了と同時に解嘱となる。専任教員は個人研究員として留まることができることから、プロジェクトをもたない研究員もいるが、査読審査の協力等を担っている。

[プロジェクト・チーム所属の研究員と非所属の研究員数]

年度	2020	2021	2022
研究員数	75	79	72
プロジェクト・チーム所属	45	55	50
プロジェクト・チーム非所属	30	24	22

※2020、2021年度の各数値は当該年度3月31日時点、

※2022年度の各数値は当該年度5月1日時点のもの。

政策文化総合研究所の研究活動は、基本的には「21世紀・日本の生存」のテーマの下に置かれているが、学際的性格から全学的な共同研究を中心となっていく場合もある。次回、2023年

度～2025年度の3カ年で行われる第30回中央大学学術シンポジウムについても、「情報文明における共生思想構築に向けての基礎的研究」をテーマとして、本研究所が担当研究所になることが決定している。研究活動が学際的であり、様々な専門の研究者が集まっていることから、研究者自身や大学院博士課程後期課程の準研究員の研究にとって実践的かつ具体的な研究を展開する上での極めて刺激的な「場」となっている。

1) 刊行物

研究所としての成果を取りまとめる刊行物としては、中央大学政策文化総合研究所刊行物の取扱要領に基づき、『研究叢書』、『翻訳叢書』、『研究報告書』、『政策文化総合研究所年報』、『リサーチペーパー』を発行している。

『研究叢書』は、2年または3年のプロジェクト研究が終了して、原則1年以内に刊行するものである。

[政策文化総合研究所研究叢書]

号数	書名	編著者名	発行年度
第1号	日本論—国際化する日本	「日本論」プロジェクト編	2004
第2号	中国における企業組織のダイナミクス	丹沢安治編	2005
第3号	東アジア共同体への道	滝田賢治編	2005
第4号	地球市民社会の研究	「地球市民社会の研究」プロジェクト編	2005
第5号	日本論：グローバル化する日本	田中努編	2006
第6号	戦間期の東アジア国際政治	服部龍二・土田哲夫・後藤春美編著	2007
第7号	グローバル・ガバナンスと国連の将来	横田洋三・宮野洋一編著	2008
第8号	日中関係史の諸問題	斎藤道彦編著	2008
第9号	中国における企業と市場のダイナミクス	丹沢安治編著	2008
第10号	地球社会の変容とガバナンス	内田孟男編著	2009
第11号	オーラル・ヒストリー 多摩ニュータウン	細野助博・中庭光彦編著	2009
第12号	中央ユーラシアの文化と社会	梅村坦・新免康編著	2010
第13号	中国への多角的アプローチ	斎藤道彦編著	2011
第14号	中国への多角的アプローチⅡ	斎藤道彦編著	2012
第15号	新たなローカルガバナンスを求めて—多角的アプローチからの試み—	細野助博著	2012
第16号	日本外交のアーカイブズ学的研究	佐藤元英・武山眞行・服部龍二編著	2012
第17号	中国への多角的アプローチⅢ	斎藤道彦編著	2013
第18号	現代社会の変容による人間行動の変化について	大橋正和編著	2014
第19号	近現代東アジアの文化と政治	土田哲夫編著	2015
第20号	日本外交のアーカイブズ学的研究Ⅱ	佐藤元英、服部龍二編著	2015
第21号	中央ユーラシアへの現代的視座	梅村坦編	2015
第22号	21世紀国際政治の展望—現状分析と予測	滝田賢治編著	2016
第23号	デジタル革命によるソーシャルデザインの研究	大橋正和編著	2017
第24号	日本社会の持続可能性と総合政策	横山彰編著	2018
第25号	東京二都物語—郊外から都心の時代へ—	細野助博編著	2018
第26号	アジア的融和共生思想の可能性	保坂俊司編著	2019
第27号	近現代中国と世界	土田哲夫・子安加余子編著	2019
第28号	デジタル/コミュニケーション	岡嶋裕史編著	2020
第29号	社会のなかの文学	広岡守穂編著	2020
第30号	ユーラシアにおける移動・交流と社会・文化変容	新免康編著	2020

『翻訳叢書』は、2年または3年のプロジェクト研究終了後、原則1年以内に研究成果の一環として外国語文献・資料を翻訳して刊行するものであるが、これまで発行実績はない。

『研究報告書』は、2年または3年のプロジェクト研究終了後、原則1年以内に刊行するものである。なお、同報告書の改訂版は出版委員会の審査を経て研究叢書として刊行することができる。2015年度に第1号、2020年度に第2号の研究報告書が刊行された。

[政策文化総合研究所研究報告書]

号数	書名	プロジェクト名	発行年度
①	米中関係と東アジア	米中関係と東アジアの国際関係	2015
②	林出賢次郎関係文書 —武藤信義大使・菱刈隆 大使時代—	東アジア歴史資料の共有研究	2020

『政策文化総合研究所年報』は、毎年1回発行し、論文、特別寄稿、シンポジウム報告、プロジェクト報告、記事（研究所の活動記録、名簿等）から構成される。論文については、共同研究を中心に編集するが、個人研究も掲載可能としている。なお、準研究員の論文は査読対象となっており、客員研究員についても査読を希望した場合には実施することとしている。現在のところ、第24号（2020年度）まで発行されており、第10号（2006年度）から査読を実施している。査読制度によって、論文採録における客観的公平性が担保され、学術論文としての一定の水準や質の維持が図られている。

『リサーチペーパー』は、プロジェクトに所属する研究員が研究活動の一環として、個人の研究成果を英文で公表する場合に刊行するが、未だ発行実績はない。

2) 国際的な共同研究への参加状況

国際的な共同研究への参加状況については、従来、学内の研究者交流制度を利用した外国人研究者や外国人訪問研究者の受入れが実施されていたが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた計画中止により、受入れが0人という状況が続いた。

なお、外国人研究者とは、研究・教育またはこれらのいずれか一方に従事するため、1週間以上1年以内の一定期間受け入れる制度である。また、外国人訪問研究者とは、講演等の学術的な行事のために受け入れる制度であり、多様な国々から研究者を招き、学術交流が行われるものである。

[外国人研究者・外国人訪問研究者受入数] 単位：人

年度	2019	2020	2021
外国人研究者	3	0	0
1群	1	0	0
2群	1	0	0
3群	1	0	0
外国人訪問研究者	0	0	0
計	3	0	0

※第1群：本学との交換協定に基づく外国人研究者

※第2群：本学の招聘に基づき研究・教育に従事する外国人研究者

※第3群：本人の研究計画に基づき本学で研究に従事する外国人研究者

[国別外国人研究者数]

単位：人

	2019	2020	2021
中国	3	0	0
アメリカ	0	0	0
トルコ	0	0	0
台湾	0	0	0
韓国	0	0	0
計	3	0	0

[国別外国人訪問研究者数]

単位：人

	2019	2020	2021
中国	0	0	0
台湾	0	0	0
アメリカ	0	0	0
インド	0	0	0
韓国	0	0	0
ギリシャ	0	0	0
カナダ	0	0	0
インドネシア	0	0	0
計	0	0	0

また、過去には、海外の大学や研究機関と連携した会議等を以下のとおり開催している。

＜海外開催 国際会議等＞

国際ワークショップ（ベトナム・ハノイ）

2011年3月11日（金）

場所：ベトナム、東北アジア研究所

国際ワークショップ（ベトナム・ホーチミン）

2011年3月15日（火）

場所：ベトナム、ホーチミン国立大学日本研究所

国際ワークショップ（アメリカ、ニューヨーク）

2013年3月6日（水）

場所：ニューヨーク、JaNet 会館

国際ワークショップ（アメリカ、ニューヨーク）

2014年2月5日（水）

場所：ニューヨーク、JaNet 会館

国際ワークショップ（アメリカ、ハワイ）

2014年3月5日（水）

場所：ハワイ大学 East-West Center 4F

国際ワークショップ（アメリカ、ハワイ）

2016年2月29日（月）

場所：ハワイ大学マノア校

国際ワークショップ（アメリカ、ハワイ）

2017年2月27日（月）

場所：ハワイ大学マノア校

○学外競争的研究資金の獲得状況

研究所や、プロジェクト・チームの活動に紐づいた学外競争的研究資金の獲得はない。

<点検・評価結果>

以上のように、本研究所の研究活動は、制度、運営方法に基づき適正に行われており、研究成果の公表も活発に実施されている等、適切に機能し一定の効果を収めている。

なお、その一方で、学外競争的研究資金の積極的な獲得・活用を促すような研究環境の創出に対する具体的な検討や対応は行われていない。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本研究所における研究活動はプロジェクト・チーム体制による、それぞれのテーマ性に沿った共同研究を基礎に成り立っている。各プロジェクト・チームの活動は活発になされており、成果も出されているが、各プロジェクト・チームの活動について、プロジェクト・チーム間で情報共有を図る機会に乏しく、プロジェクト・チーム間での横断的なつながりや連携について少なくとも活発とは言い難い。

その理由としては、研究員が、多摩キャンパスの学部と都心部キャンパスの学部（特に国際情報学部）の所属に分かれていることが挙げられるが、2023年度には法学部の都心移転を控えており、この問題を深刻化させる可能性がある（現在、本研究所研究員の約15%は法学部教員）。

また、研究員になる際にはプロジェクト・チームへの所属が必須ではあるが、当該プロジェクト・チーム研究期間終了後、いずれのプロジェクト・チームにも所属することなく研究員として研究所に所属することが可能であり、一つの側面として、研究所の活動に対する関心の希薄化につながっている可能性もある。

<今後の対応方策>

構成員のキャンパス所在地がさらに分散する課題については、オンライン会議などの手法を活用し、関係が希薄とならないように工夫した研究所運営を行うなど、今後の環境変化に対応し、研究所としての一体感を損なわないようにする体制を構築していく。

また、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」（第2版）記載の指標に照らして掲げられた本研究所の活動指標「研究所創設30周年に向けた施策検討および実施」は、2022年7月の研究員会を皮切りに進められる今後の検討過程において、研究員の一体感を醸成する好機になるものと期待されており、所長のイニシアティブのもと、研究所一丸となって課題に取り組むこととする。

◇社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点3は割愛>

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

<現状説明>

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

政策文化総合研究所では、研究成果を発表するために研究会、講演会等の開催を行っている。プロジェクトのメンバーのみで行う研究会と、メンバーや外部講師などを招き広く公開して行う公開研究会、その他に、当研究所主催公開講演会、ワークショップ、シンポジウム等を開催し、時には他研究所と共催で開催している。

[研究会等開催回数]

単位：回

年度	2019	2020	2021
チーム研究会（非公開）	0	17	17
公開講演会・公開研究会・ワークショップ・シンポジウム等	22	8	13
計	22	25	30

従来、講演会、シンポジウム等については、その開催を社会に広く周知すべく、ポスター掲出や本学公式 Web サイトでの掲載等を通じて情報発信を行っているほか、開催場所を多摩キャンパスに限らず、後樂園キャンパス等をはじめ、都心のセミナー施設も利用することで、参加しやすい環境を作るようにしてきた。積極的な広報活動を通じて、講演会への研究所外の研究者・一般市民の参加者数が増えてきているが、テーマによっては専門性が高くなるため、参加者がプロジェクト・チームのメンバーに限定されてしまう懸念も呈されてきた。

ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ほとんどがオンライン形式、もしくはハイブリッド形式での開催となっている。しかし、オンライン形式等の開催方法を早めに周知した効果もあり、開催数自体は上昇している。

ただし、内数として、チームメンバーのみで非公開で開催されるチーム研究会の開催が増加しており、研究成果の社会還元の観点からは、状況の推移を慎重に見守り、今後、場合によっては、公開形式研究会の開催を促進するための方策の検討も必要と考えられる。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

現在は、プロジェクト・チームと科研費研究課題との共催による研究会の開催・連携等が挙げられるのみである。

<点検・評価結果>

本研究所の研究活動は、公開研究会等の開催、刊行物の公表を通して、適切に社会連携・社

会貢献に資する取り組みを行っており、適切である。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

政策文化総合研究所の研究活動に必要な事務体制として独立した組織は有していない。経済研究所・企業研究所・社会科学研究所・人文科学研究所・政策文化総合研究所の5研究所の研究活動を支える事務組織として研究所合同事務室が設置され、5研究所の事務を所管する体制となっている。

現在、研究所合同事務室は、庶務課及び資料課の2課体制となっており、各々、5研究所の庶務業務と研究資料収集・管理業務を分掌している。事務組織の人員体制としては、事務長（庶務課長事務取扱兼務）1名のもと、庶務課は、専任職員4名、派遣職員1名、パートタイム職員2名、資料課は、専任職員2名（資料課長1名を含む）、派遣職員2名、パートタイム職員6名で構成されている。

庶務課においては、実際の研究活動に対してきめ細かく総合的な支援を行うため、1研究所1担当者の専属担当制を採用してきたが、従来の“1研究所1担当者制”による研究支援体制は、一方で、業務の属人化によるリスクやデメリット、具体的には、担当者不在時及び定期人事異動時の支援レベルの低下、業務改善の促進及びスタッフの有効活用が進みにくい等の問題点も潜在的に抱えてきた。

このようなリスクやデメリットを回避・軽減する観点から、2017年頃より業務グループ制の導入が検討され、1つの研究所事務業務について、メイン・サブの複数担当者制を実施するに至った。また、それとともに、Aチーム（選挙・研究会担当）・Bチーム（叢書刊行・外国人研究者受入れ担当）体制を敷き、5研究所に共通する業務のうち比較的専門性が高く、長いスパンで時間を取る業務の切り出しを行うことにより、庶務課専任職員4名が2名ずつに分かれてチームを編成することとなった。以上の体制変更によって、前述の属人化によるリスクやデメリットへの対応のみならず、業務効率の向上や業務遂行漏れに対する管理徹底が図られた。さらに、Aチーム・Bチームの指示のもと、派遣職員が5研究所横断的な研究会開催支援や刊行

物発送等の業務を担うことで、専任職員の業務負担軽減につながった。

<点検・評価結果>

以上のように、研究所の運営に必要な事務組織が設けられている。人員配置の適切性については、業務効率化を図るための方途の検討・実施を行う等、配置された状況下において適切な業務分担が行われており、機能している。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

以上

研究推進支援本部

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○組織の目的の設定とその内容

本学は、教育・研究と並ぶ大学の大きな使命である「社会貢献」を果たすため、その中期政策目標となる「教学グランドデザイン」において「知的財産の創出と適切な管理・活用システムの確立」を定めた。本学ではその目標を具現化するべく、2003年度特許庁「大学における知的財産管理体制構築支援事業」及び2004年度文部科学省「産学官連携支援事業」にそれぞれ申請して、採択され、これにより特許庁・文部科学省による指導の下で、2005年4月1日に「中央大学産学官連携・知的財産戦略本部」(Chuo university Liaison and Intellectual Property management office 略称：CLIP)を設立した。CLIPは、「知的財産に係る産学官の連携、施策を集中的かつ計画的に推進する」(中央大学産学官連携・知的財産戦略本部に関する規程第2条)ことを目的として設置されたものである。

こうした、動きと合わせて大学の使命である「研究」についても、本学の研究力を向上させ、新たな知の創造と成果の還元により社会に貢献するため、2015年4月1日より「研究戦略会議」を設置した(中央大学研究戦略会議規程第1条)。それに伴い、全学的な研究活動に係る連携、施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とし、CLIPを「研究推進支援本部」へと発展的に改組した。研究推進支援本部は、全学的な研究及び知的財産に関する方針を具体化・実施し、研究戦略会議の定める基本方針及び事項に基づき以下の任務を負う(中央大学研究推進支援本部に関する規程第2条)こととなっている。

- ① 国内外の研究動向等の収集及び分析
- ② 全学的な研究プロジェクトの立案及び推進
- ③ 産学官連携の相談、受付及び受入れ
- ④ 産学官連携プロジェクトの管理及び運営
- ⑤ 知的財産の管理及び活用
- ⑥ 知的財産に関わる研修の企画及び実施並びに教育・研究に関する助言

併せて、研究推進支援本部は、研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議、決定する研究戦略会議の審議事項に関する情報の収集、調査及び検討を行うことができることとしており(研究推進支援本部に関する規程第2条第2項)、大学の研究戦略を担う重要な役割を果たしていると言える。

さらに、研究戦略会議では、学内構成員による方向性の共有とこれに基づく研究活動の積極的な推進、研究を軸にした教育活動や社会連携の強化を促進することを目的として、「中央大学研究推進基本方針」を策定し、本学公式Webサイトを通じて学内外に公表している。具体的には以下の5つの方針を掲げている。

1. 研究多様性の尊重
2. 特色ある研究の推進、学術交流の強化
3. 研究成果の発信
4. 適正な研究の評価
5. 研究環境の整備

以上の目的を踏まえて、研究推進支援本部及び研究戦略会議を設置しており、これら組織においては、学生生徒等納付金収入に頼らずとも学内の研究環境を整備し、持続的な研究活動が可能な状況を作り上げることを目標として掲げている。このため、外部資金獲得を増やし、増えた分を研究推進、研究支援の担い手である専門職 University Research Administrator（以下、「URA」という）の人数拡大に活用し、更なる研究推進、研究支援を実現するという循環を生み出し、これによって、研究制度の運用（投資）、研究領域のマッチング（開発）、研究トピックの検証・研究 IR（企画）、産学官連携・社会実装（成果）の正のスパイラルを実現することを目指している。

○大学の理念・目的と各組織の目的の連関性

大学の責務である「社会貢献」は、教育基本法第7条、学校教育法第83条及び知的財産基本法第7条において規定されており、中央大学学則第2条及びその姿勢を明確に表した研究推進支援本部のスローガンである「知の社会還元・研究の高度化」についても、国の施策や社会からの要望に適っているといえる。

また、内閣府知的財産戦略本部が2003年から毎年策定している「知的財産推進計画」について、研究推進支援本部でも分析を行い、国の施策をキャッチアップできるようにしている。

このため、「研究」を通して「社会貢献」を果たすことを目的としている「研究推進支援本部」は、大学の理念・目的と合致した組織であると言える。

<点検・評価結果>

研究推進支援本部は、本学の使命である「教育」「研究」「社会貢献」のうち、後者2つを実現することを目的としており、本学の理念・目的に即した組織の目的が設定されていると言える。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

CLIPでは、国の施策や社会からの要望について継続的にウォッチしていたものの、それを単年度もしくは中期の具体的な目標まで落とし込む作業を行っておらず、結果としてその妥当性

の検証や実績の評価を行う仕組みもできていなかった。

研究戦略会議では、研究に関する全学的な基本方針及び重要事項を審議決定することを主たる任務としており（中央大学研究戦略会議規程第2条）、学長を議長として、研究推進、産学官連携に関する理念や目的の妥当性の検証ができる体制にある。

また、研究推進支援本部においても運営委員会を設置し（研究推進支援本部に関する規程第7条）、以下の事項について審議することを定めており（同規程第9条）、理念・目的に係る検証については、前述の研究戦略会議における検証活動と併せ適時実施している。

- ① 研究推進支援本部の運営に関する事項
- ② 事業計画の作成及び事業計画の執行に関する事項
- ③ 予算申請原案の作成及び予算の執行に関する事項
- ④ その他本部長が必要と認める事項

以上の研究推進支援体制を整備した上で、2016年度にスタートした本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」において、重点事業計画に「研究環境」を設定し、研究に専念できる環境を整えるための研究環境の再構築、研究パフォーマンスの向上に向けた計画を掲げ、その実現に努めてきた。この計画推進により、2020年度までの間に研究者個人の研究の伸長など一定の成果を収めてきたところであるが、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」における前半期の進捗、本学の研究状況および社会の最新動向等を分析した結果、世界基準で本学の研究力を更に伸ばしていくためには、「学際融合型の研究」を強化すべきであるという課題が明らかとなった。また、国の政策や将来の方向性を見据えて、本学の研究力強化のための取組みを具体化させる必要が高まっている状況にあつて、本学でも国の政策や将来の方向性を踏まえた全学的な政策をより積極的に打ち出す必要があつた。これらを踏まえて、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の後半期においては、「研究」Visionを「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究を推進する」から「地球規模での複雑な諸問題の解決に寄与する専門的かつ学際的な研究拠点の形成」とし、重点事業計画としての取り組み内容についても「研究環境」から「学際的な研究拠点の形成」に変更することとした。重点事業計画として取り組んできた研究者個人の研究の更なる伸長に関する計画は、恒常的な取組みとして、基本計画に「研究力」を設け、引き続き取り組んでいくこととしている。

ただし、現在想定する期間は現行の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」の終期である2025年度までであり、それ以降の研究推進をどのように進めていくかについては、2024年度までには計画を策定する予定である。

なお、2016年度機関別認証評価受審の際には、指摘事項等はなかったが、大学全体としては、上記のとおり中長期事業計画を立てて、本学が目指す方向性や目標、大学としてのあるべき姿を明らかにしている。それを具現化するためには、計画策定と実行が必要であり、研究推進支援本部では、「研究力」の強化・加速方針の実行スキーム（工程）を策定した上で、計画の具体は年度ごとに見直しを図りながら、アクションプランを作成して実行している。

<点検・評価結果>

本学が定める中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に基づき、研究推進支援本部においても実行スキームを作成し、見直しを行いながら、具体的にアクションプラン等の計画を策定し、実行していることから、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定・実行していると言える。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇内部質保証

＜点検・評価項目①②については割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、6～7については割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

＜現状説明＞

○組織における点検・評価の定期的な実施と、それに基づく改善・向上の計画的な実施

研究推進支援本部運営委員会と研究戦略会議は、研究力向上のための企画・立案機関、立案した企画を審議・決定する機関という関係にあり、一体的に運営されている。研究推進支援本部運営委員会と研究戦略会議の構成員については、研究推進支援本部運営委員会の委員長である研究推進支援本部長および研究推進支援本部長代行が、研究戦略会議の構成員となり、審議に加わる一方、研究推進支援本部運営委員会のメンバーである研究企画委員は、研究戦略会議では「幹事」という位置づけであり、議決に加わることはできないが、意見を述べることはできるとしている。ただし、研究企画委員は、本学専任教員の中から、学長が指名する者としており、4名が就任しているが、任期2年の三期目となり、メンバーが固定化している実情もある。

研究推進支援本部は、「全学的な研究プロジェクトの立案及び推進」の任務として、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を実現するための具体的なアクションプランやスキームを作成し、年度ごとに見直しを行いながら、定めた目標を達成するための計画を立案し、研究戦略会議の承認を得て実行している。実施した計画は、その途中経過、年度の最終結果を研究戦略会議で報告し、成果の確認、計画の見直しを行うことで、計画から改善までのサイクルを確立している。こうした活動を通して、「研究活動」の項で後述する「研究クラスター形成支援制度」「国際学術誌投稿支援制度」「ダイバーシティ研究支援制度」など新たな研究力強化の施策が創設されるに至っており、確立したPDCAサイクルは適切に機能していると言える。

＜点検・評価結果＞

研究推進支援本部運営委員会、研究戦略会議の役割分担により、点検・評価の定期的な実施、点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施は行われており、研究力強化の新たな施策も展開していることから、内部質保証システムは有効に機能していると言える。

＜長所・特色＞

研究推進支援本部運営委員会と研究戦略会議との一体的な運営によって、研究活動分野において全国的に課題となっている若手研究者支援策等を包含している「ダイバーシティ研究支援制度」を創設するなど、時宜的に需要のある支援を迅速に制度化できている点で内部質保証システムが有効に機能していると言える。

＜問題点＞

研究推進支援本部運営委員会において、研究企画委員のメンバーが固定化してしまっており、意見の多様性に懸念がある。

＜今後の対応方策＞

刻々と変化する研究環境にスピード感をもって対応できるよう、例えば外部有識者を研究推進支援本部運営委員会の研究企画委員に加えるなど、もっと多様性に富んだ議論ができる委員の構成を検討し、内部質保証システムの更なる強化を図る。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点2：公表する情報について正確性、信頼性があり、適切な更新がなされているか。

＜現状説明＞

○研究活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

○公表する情報について正確性、信頼性があり、適切な更新がなされているか。

本学では、専任教員の研究成果を蓄積および公表を支援するために独自の研究者情報データベースを有しており、その登録内容は本学公式 Web サイトを通じて外部にも広く公開されている。なお、研究者情報データベースへの業績登録にあたっては、研究成果を発表する度に、専任教員が自ら正確に入力することとしている。

また、学術リポジトリでは、本学の学術研究成果及び教育成果を電子的に蓄積・保存し、国立情報学研究所が構築・運用している共用リポジトリサービスである「JAIRO Cloud」により、インターネットで国内外に発信・公開している。

加えて、既存の研究費制度である特定課題研究、共同研究、新設された研究費制度、研究支援制度については、その内容を本学公式 Web サイトで掲載しつつ、採択された課題についても公表している。また、産官学連携に資する研究活動については、後述する「+C（プラスシー）」という情報発信のプラットフォームを構築し、特色ある研究活動を掲載している。

さらに、本学において人を対象とする研究を実施する場合には、「研究活動」の項で後述する「中央大学における人を対象とする研究倫理に関する規程」に基づき「人を対象とする研究倫理審査」を受けなければならないが、本審査を受け、承認された研究については、その課題を本学公式 Web サイトで公表している。ただし、審査結果に関する情報は公開されておらず、公表すべき情報が網羅されていないことは課題となっている。

なお、上記の外部に公開する情報については、事務スタッフによる慎重なチェックを重ね、正確性、信頼性を担保した上で、適切に更新されている。

＜点検・評価結果＞

教員及び研究者の研究活動の状況については、掲載内容の正確性、信頼性を確保しながら、適切に更新していると言えるが、公開している研究情報は限定的であり、社会に対する説明責任を果たせているとまでは言えない。

＜長所・特色＞

産業界向けに産学官連携に特化した研究情報を発信する「+C」は、研究者の特色ある研究内容だけではなく、インタビューを通じてその人物像なども掲載する等、リアリティをもって伝わるコンテンツとなっており、外部からの反響も大きい。

＜問題点＞

本学公式 Web サイトの構成上、組織別に分属した組織や制度の紹介が情報の中心であり、特定の研究者を掘り下げて紹介する「+C」を除けば形式的な情報が多い。また、「人を対象とする研究倫理審査」については、審査結果に関する情報は公開されておらず、公表すべき情報が網羅されていないことが課題である。

＜今後の対応方策＞

本学において、どのような研究が行われているか、見る方に分かりやすく伝える方法を探ることが必要であり、そのヒントは「+C」にあると考えられる。情報量としてまだ不足しているものもあるが、ターゲットとなる人物像を特定して、見る側のニーズに即した見せ方とするなど工夫できる余地がある。それに伴い、本学公式 Web サイトによる情報掲載の工夫、研究広報に精通した URA の採用などに取り組む必要がある。併せて、「人を対象とする研究倫理審査」の審査結果に関する情報など、公表すべきと思われる情報についても精査を行う。こうした見直しは、研究推進支援本部運営委員会や研究戦略会議における議論を踏まえ、研究戦略会議において取り扱いを検討する。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○組織構成と大学の理念・目的との適合性

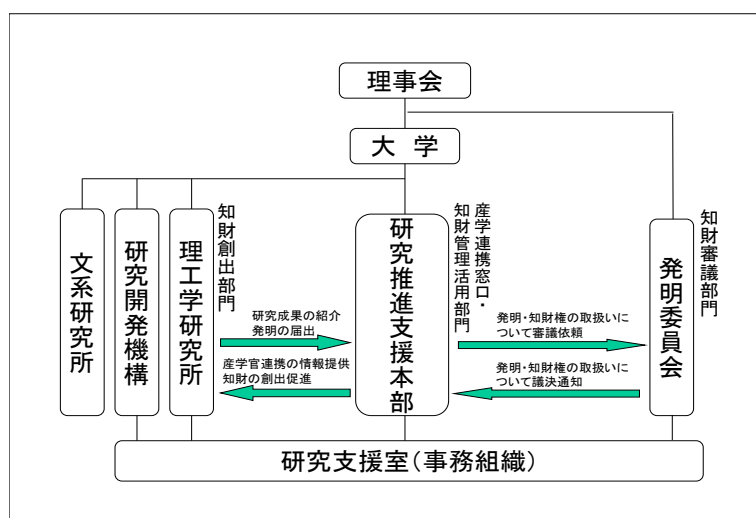
研究推進支援本部は、本部長、本部長代行、研究企画委員、事務職員にて構成される（研究推進支援本部に関する規程第3条）。任務のひとつである「知的財産の管理及び活用」の判断について、研究者からの相談等の一次の対応は研究推進支援本部が窓口となって行う。その後、理事長が委嘱した委員で構成する発明委員会において、委員である本部長が提議の上、審議される（中央大学知的財産取扱規程第17条～第21条）。

また、研究推進支援本部の事務は、研究支援室が所管する（研究推進支援本部に関する規程第10条）。さらに、多摩キャンパスにおける研究推進支援本部の事務を扱う組織として、研究支援室多摩研究支援課が設置されており、多摩キャンパス、後楽園キャンパスそれぞれに URA を配置し、各キャンパスの研究状況の把握及び産業界や各省庁の動向等の情報収集に努めている。

さらに研究支援室は、学校法人の無形資産である知的財産権の取り扱いを審議するという名目で学校法人理事会附置となっている発明委員会についても、総務部総務課との共同事務所管

となり、知的財産の創出から管理、活用までを一元的にマネジメントできる下図の体制を構築している。

[機能図]



なお、研究推進支援本部は、「理念・目的」の項でも言及したように、中央大学学則2条に定める使命に基づき、本学の研究力を向上させ、新たな知の創造と成果の還元により社会に貢献するために設置されており、大学の理念・目的と適合した組織であると言える。

○学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

研究推進支援本部では、「研究」を社会実装する上での手段となる知的財産の管理、社会的要請に研究で応えるための情報収集等に努めている。また、内閣府の科学技術・イノベーション基本計画、文部科学省の私立大学等改革総合支援事業など、国が大学を介して社会変革を達成する意図が顕著になってきており、その役割を担う大学としては、常に社会から何が求められているか、それに応える研究が行われているかという観点を踏まえて、研究推進支援本部は組織運営にあたっている。

具体的に対応した例としては、「内部質保証」の項でも触れたように、若手研究者や女性研究者の支援といった社会的課題・要請を踏まえ、研究戦略会議及び研究推進支援本部運営委員会において本学の研究支援制度について点検を行い、2022年度には「ダイバーシティ研究支援制度」を創設するなどしている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、研究推進支援本部は、大学の理念・目的に適合しており、その組織構成も適正なものとなっている。研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮という観点でも、大学の研究力分析や他大学との比較を行い、国の政策にも対応できる研究環境や体制の整備を企図した運営を行っている。そのため、研究推進支援本部に関する規程第2条に定める任務に明示されているとおり、「国内外の研究動向等の収集及び分析」「産学官連携プロジェクトの管理及び運営」「知的財産の管理及び活用」など、社会的要請に対応したものであり、合致していると言える。

＜長所・特色＞

URA と事務的なサポートを行う研究支援室及び研究支援室多摩研究支援課が両輪となって組織を支え、運営していることが特色である。

＜問題点＞

研究推進、支援体制は、研究支援専門職である URA を増員することにより拡充してきているが、本学の多くの教員、研究者をサポートできるだけの体制には至っていない。

研究推進支援本部の任務のうち、「国内外の研究動向等の収集及び分析」については、情報収集、分析とも不十分な状況であり、改善が求められる。

＜今後の対応方策＞

URA の増員を踏まえた研究推進、支援体制の構築は、本学の中長期事業計画「Chuo Vision 2025」を達成するための研究推進支援本部アクションプランの重要課題と位置付けており、外部資金獲得を増やし、増えた分を研究推進、研究支援の担い手である URA の人数拡大に活用し、更なる研究推進、研究支援を実現するという循環を生み出していく。具体的には、2025 年度までに URA を 10 名体制にすることを目標としている。また、URA が担う業務のうち、「国内外の研究動向等の収集及び分析」については、研究 IR にも着手しているものの、まだ定点観測的な分析にとどまっており、分析データを活用して研究戦略立案を行うことを目指す。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

＜現状説明＞

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

研究推進支援本部の成果は、研究力向上のための企画・立案し、それを審議・決定する研究戦略会議において、目標と照らしてどの程度達成されたかを確認する仕組みとなっており、研究推進支援本部の活動については、その進捗や結果について、改善、見直しが必要な点も含め研究戦略会議において定期的に点検・評価が行われている。

また、年度別の研究推進支援本部アクションプランについても、研究戦略会議において、計画、実行、中間評価、振り返りを行いながら計画を進めており、この結果 URA を増員して研究推進・支援体制を強化していくことを目標として人員の増強を図ることや、研究リスクマネジメントについても「人を対象とする研究倫理審査」の全学的運用の開始、安全保障輸出管理の全学体制の構築に取り組むなど、段階的に計画は実行されてきている。

＜点検・評価結果＞

研究推進支援本部運営委員会及び研究戦略会議の一体的な運営の中で、定期的な点検・評価を行っており、見直しが必要な点についても、適切な根拠（資料、情報）に基づいて改善・向上に資する対応を行っている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇研究活動

全学の自己点検・評価報告書＜第1部第9章＞を参照

◇社会連携・社会貢献

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

＜評価の視点2は割愛＞

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

＜現状説明＞

○産・学・官等との連携の方針の内容と当該方針の大学構成員への周知方法と社会への適切な明示

中央大学知的財産ポリシーは、本学の教職員や学生等によって創出された知的財産の取り扱いに関する基本的な考え方や、産学官連携活動への全学的な取組み姿勢を学内外に示して理解を求め、研究・教育成果の効果的な社会還元をその目的としている。さらに研究推進支援本部では、持続的な産学官連携活動による「知の社会還元・研究の高度化」をスローガンに掲げ、社会の各界との交流を深めることにより、研究活動の活性化を図り、それによって創出された知的財産の適切な管理・活用を進めることとしている。研究推進支援本部ではその手始めとして、本学の発明の取扱いが全て網羅されている発明手引書を作成し、本学全ての教員に対し配布、また全ての職員に回覧することによって、知的財産に対する啓発に努める。

また、中央大学知的財産ポリシーの中で産学官連携推進ポリシーの項目を設けている。具体的には以下の5点を掲げている。なお、当該ポリシーは本学公式 Web サイトに掲載しており、大学構成員を含め広く一般に公開している。

なお、当該ポリシーには、知的財産の管理及び産学官連携の推進主体について、策定時の CLIP が記載されているが、現在の活動においては、その後 CLIP を発展的に改組した「研究推進支援本部」と読み替えて活動を行っている。

【産学官連携推進ポリシー】

1. 学外の方々との共同研究および受託研究の推進
 - (1) 中央大学は、共同研究および受託研究を社会との重要な「知」の交流の場ととらえ、お互いの利益に充分配慮しながらその交流活動を積極的に推進し、新たな知的財産の創出やその技術移転により新産業の創出に貢献いたします。
 - (2) 本学は、契約者との契約事務手続について、迅速に対応いたします。
 - (3) 本学は、契約者との契約事項について、柔軟に対応いたします。
 - (4) 本学は、契約者との秘密保持契約を遵守いたします。
 - (5) 本学は、契約者から受領した研究費の内訳について、契約者からその開示を求められ、かつ本学が必要であると判断した場合、開示いたします。
2. 知的財産普及の促進
 - (1) 中央大学の知的財産権を共同研究や受託研究の契約者に実施許諾または譲渡する場合、本学は、ノウハウの提供や技術指導を含め最恵条件となるように、その契約者と協議いたします。

(2) 本学は、実施許諾を行う第三者に対し、正当な理由なく長期にわたり知的財産権を実施されない場合、契約の解除や知的財産権の返還など社会に活用できる措置をとる契約ができるよう協議いたします。

3. 不実施の補償

中央大学は、本学と契約者の共有となった知的財産権を本学が実施できない場合、その契約者が実施することにより得られる収益のうち、本学の持分に相当する対価を請求することができるようその契約者と事前に協議いたします。

4. 発明者の起業支援

中央大学は、本学が承継した発明等の発明者が自らその発明等の実施を希望する場合、発明委員会の議を経て、優先的にその発明者に知的財産権の全部もしくは一部を譲渡し、または専用実施権を設定し、もしくは通常実施権を許諾することにより、発明者が起業しやすいように配慮いたします。

5. 産学官連携窓口の一本化と相談の秘密保持

(1) 中央大学は、産学官連携に関する学内外からのあらゆる相談窓口を CLIP に一本化して、ワンストップサービスをめざします。

(2) 本学は、産学官連携に関する相談を受けた際、必要に応じて、その相談内容について相談者と秘密保持契約を結びます。

<点検・評価結果>

研究・教育成果の効果的な社会還元を目的として、中央大学知的財産ポリシーを定め、その中で産学官連携推進ポリシーを掲げており、この内容は本学公式 Web サイトにも掲載し、大学構成員を含め広く一般に発信している。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

「CLIP」が「研究推進支援本部」に変わってから時間もかなり経過しているが、未だに「CLIP」のまま未整備となっているなど、実態に合わせた更新がなされていない。

<今後の対応方策>

研究推進支援本部への改組に伴い、要素技術や新技術、経験やノウハウの提供、及び産・学・官をつなぐハブとしての機能、を重視し、研究戦略会議において方針の再検討を進めていく。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

<評価の視点3は割愛>

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

<現状説明>

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

研究推進支援本部では、様々な媒体や機会を通して積極的に研究成果をPRし、共同研究や技

術移転などの社会還元役に役立ててきた。具体的には、1) 研究情報発信プラットフォーム「+C」への研究情報掲載、2) 技術交流イベントへの出展、3) 知的財産普及の促進、等であり、これらにより社会への成果の還元を行っている。

1) 研究情報発信プラットフォーム「+C」への研究情報掲載

本学と産業界等が目指すビジョンや目標を共有し、その実現に向けた産学官連携を推進するための情報プラットフォームとして「+C」を構築した。産業界をターゲットとして、実際に行っている産学官連携のプロジェクトに関する情報をはじめ、さまざまな分野の研究者が行っている研究活動やその先に据えるビジョンを紹介している。また、ユーザビリティの高い研究キーワード検索を備え、利用者が興味のある研究内容に辿り着きやすいよう配慮している。

2) 技術交流イベントへの出展

技術交流イベントとは、大学のシーズと企業のニーズをマッチングするためのイベントである。新型コロナウイルス感染症拡大下ということもあり、オンラインによる開催が主となっているが、2021年度に出展した企画は以下のとおりである。実際に契約まで至った例はないが、問い合わせは数件あり、実際に産官学連携担当 URA を介して研究者と面談を行ったケースもあった。

[2021年度に参加した技術交流イベント]

1	8/23～9/17	イノベーション・ジャパン 2021	科学技術振興機構
2	8/31	JST 新技術説明会	中央、東洋、上智、中京
3	1/26～1/28	産学連携合同 WEB 面談会	東京都中小企業振興公社
4	3/9	技術懇親会	中央大学、りそな中小企業振興財団

3) 知的財産普及の促進

特許権の実施許諾（共同出願人による実施含む）は3件である(2021年度実績)。

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

研究推進支援本部の他、理工学研究所、研究開発機構において2021年度に合わせて222件の共同研究契約、受託研究契約を締結し、企業等との共同研究や受託研究を行っている。それらは全て研究テーマが限定された個別の連携であるが、契約を締結している企業の中には研究を通しての技術的課題解決だけでなく、研究に携わることで実践的な専門スキルを身に付け、そこで育った人材が企業内での主導的人材となり、新たな人材を育成するというポジティブなサイクルをつくるといった社員教育面での効果を狙った取り組みも存在する。

また、前述のとおり、2023年4月には、後樂園キャンパスに産官学連携・社会共創フロアの開設を予定しており、関連する組織が有効かつ共用性の高い施設として活用できる空間を提供することで、企業及び官公庁等とのより一層の連携推進を企図している。

＜点検・評価結果＞

研究成果の社会への還元については、「+C」を通じて産学官連携のプロジェクトに関する情報をはじめ、様々な研究活動の情報を掲載し、社会へ広く公表している。

また、学外組織との連携協力による教育研究の推進状況については、新型コロナウイルス感染症拡大下にあっても受託研究、共同研究は活発に行っており、その中には社員教育も取り入れた取り組みもなされている点は特色と言える。

これらについては、産学官連携推進ポリシーに定める「学外の方々との共同研究および受託研究の推進」に資するものであることから、本学の社会連携・社会貢献に関する方針に基づいて適正な活動が行われていると言える。

＜長所・特色＞

企業との共同研究においても、特定の研究テーマに基づく研究だけではなく、企業側の社員教育も取り入れたより広範囲の連携がなされている取り組みも存在する。

また、「+C」は、ユーザビリティに優れたキーワード検索機能を備えるとともに、掲載内容については、単なる技術情報や研究内容の紹介等、研究成果の社会的還元だけではなく、研究者の顔が見える情報まで掲載することで、さらなる社会連携を促す役割も担っている。

＜問題点＞

「+C」における情報の発信については、まだ掲載情報が充実していない。

＜今後の対応方策＞

共同研究を通じて、企業側の社員教育にも貢献している点について、今後は大学院教育とも連携を深めることによって、「研究」という枠組みだけではなく、大学院での社会人教育や学位取得を目指さないプログラム等と組み合わせ提供するなど、本学の教育研究の成果をより一層社会へ還元できるような仕組みづくりを検討していく。

また、研究情報の発信については、「+C」に掲載するコンテンツを増やしていくことが必要であるが、すべての取り組みを紹介することは現実的ではないので、掲載する情報を絞って一覧で見られるような工夫も必要である。併せて、本学が所有する研究リソースが簡単に検索できるような仕組みも構築する。

◇大学運営・財務

I. 大学運営

＜評価の視点①②③⑤⑥は割愛＞

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

＜評価の視点3については全学項目のため割愛＞

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取り組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

＜現状説明＞

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

研究推進支援本部の事務は、研究支援室と研究支援室多摩研究支援課が所管している。研究支援室は研究推進支援本部のほかに、理工学研究所、研究開発機構及び ELSI センターの事務も所管する。

2022年5月1日現在の研究支援室の事務職員構成は、専任職員10人、嘱託職員9人、派遣職員6人、パート職員2人であり、一部の業務を業務委託する形態を取り入れている。研究支援室における業務分掌は中央大学事務組織規則第6条のとおりで、それらの業務を円滑に遂行するために、契約・知的財産を担当するグループ、産官学連携・研究推進・研究支援を担当するグループ、委員会運営・庶務関連を担当するグループ、研究費の支払い処理を担当するグループを設置している。さらに、グループごとに、業務の性質に応じて専任職員、嘱託職員、派遣職員、パートタイム職員、業務委託を組み合わせ対応している。嘱託職員も、高度な専門知識を有する専門嘱託と、それ以外の事務系嘱託を採用しており、業務内容によって求めるスキルを変えて人員を配置している。なお、研究支援室多摩研究支援課は学事部研究助成課との兼務発令による組織であり、一つの組織内において両課の業務を担当している。

研究支援室では、上述の4組織の事務支援を行うことで研究者情報を共有し、研究成果の創出・管理・活用を一元的にマネジメントしており、科学研究費等の補助金や学内外の共同研究の採択及びその執行状況、そこから創出される研究成果の公表や知的財産権の管理活用状況等をひとつの事務体制のもとで管理している。しかし、研究情報を研究支援室で全て管理できている訳ではない。また、教員の研究費は、研究支援室以外に学事部研究助成課、理工学部事務室、国際センター等で所管しており、一元管理とはなっていない。

研究リスクマネジメントの厳格化への対応、産官学連携の推進、外部資金獲得のための計画策定等、研究支援室が担当する業務範囲は多岐にわたっており、高度な専門的知識を要する業務にも対応しながら、次項に記す工夫等によって効率的に業務を遂行するために努めている。

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

研究支援室は、理工学研究所を含む4組織の事務を担っており、グループを組織割でなく業務割にすることで効率化を図っているほか、適宜、外部の説明会・講演等に出席し、支援に必要な知識・能力の涵養に努めている。

また、4つの組織ごとに教員を委員とする委員会が存在し、それぞれにおいて重要事項を含む意思決定がなされること、研究リスクマネジメントに関しては審査委員会にも教員が委員として参画するため、研究支援室の職員同士だけではなく、関係する教員との業務上の連携、情報共有を密にしている。委員会の運営では、委員会開催にあたり、事務職員が委員長と議題確認や資料点検を事前に行う他、研究推進支援本部では本部長と URA を交えたミーティングを毎週開催し、今後の研究戦略提案に向けた意見交換や進行している業務の進捗を確認し、常に業務を評価できる仕組みを設けている。

<点検・評価結果>

以上のとおり、事務組織の役割については事務組織規則に明記されており、業務遂行にあたっては、業務内容に応じてグループを分け、知識・技能も踏まえた役割分担をすることによって円滑に遂行できていることから、事務組織の構成と人員配置についても適切なものと言える。

また、事務機能の改善、業務内容の多様化への対応策ともに、適正な範囲と言えるが、今後

研究環境の変化や研究への社会的要請に応えるためには、都度見直しを行いながら適正化に努めていく。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

以上

AI・データサイエンスセンター

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○センターの目的の設定とその内容

ビッグデータの活用や、深層学習に代表される機械学習をコアとするAI革命により、近年、あらゆるビジネス分野はもちろんのこと、日常生活にまで広範に大きな変革が起こりつつある。AI技術は、特に画像・音声・自然言語への深層学習の応用を中心に、急速に進化してきており、AIやデータサイエンスでできることを踏まえて、課題発見および問題設定できる能力を備えた人材の育成が社会の喫緊の課題であるとされている。これらの社会からの人材養成のニーズに時機を逃さず対応するため、大学教育および産学連携を効率的に行うことを可能とする企画を立案し、その計画を着実に実施するための司令塔となるべき中核的組織として、2020年4月1日にAI・データサイエンスセンター（以下「本センター」という）を設置した。

○大学の理念・目的とセンターの目的の連関性

本学は、イギリス流の経験主義・合理主義を基礎とした実学の伝統を継承しつつ、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の理論及び応用を教授・研究することによって、個性豊かな人材の育成を通じた文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献するという使命の下に、実地応用の素を養うために求められる基礎・基本を重視した教育、社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育を展開することで、幅広い教養と異文化に対する理解力・コミュニケーション能力を基礎とする豊かな感性と人間力を備え、高度な専門性を有し国際社会に貢献できる人材の育成を教育目標としている。センターはそのビジョンを「AIとデータサイエンスを活用して、課題を発見し問題解決することで、社会の発展と人類の幸福に資する人材を養成する」こととしているが、これは、教育目標にある「社会の課題を自らの課題として捉えられる問題発見・解決力を涵養する実地応用教育」を最も新しい形で目指すものであり、大学の理念・目的と連関性の強いものとなっている。

<点検・評価結果>

以上の通り、本センターは、社会が必要とする人材育成につながるよう、教育・研究・社会連携の各取り組みを総合的に企画し実行に移す組織として機能することが計画され、大学の理念・目的に基づき、そのビジョンを適切に設定しているといえる。

<長所・特色>

本センターは、AI・データサイエンスに関する教育・研究・社会連携の各活動を一体的に扱い、計画・実施、外部に対する発信していくことを特徴とする。各計画の実施にあたっては、既存の研究支援を担う組織、あるいは教育活動を実施する組織等と有機的に連携し、大学の資

源を有効に活用することを前提としている。これにより、外部に対して教育・研究・社会連携の一体的なサービス提供や広報活動が実施できるようになっている。

<問題点>

前述した長所・特色は、一方では、特に新しい取り組みにおいて、本センターが推進する計画について各組織とのガバナンスや分掌範囲の調整が必要となり、迅速な遂行が難しい場面が生じてしまうことがある。

<今後の対応方策>

本センターが、AI・データサイエンスに関する教育・研究・社会連携の各活動を一体的に扱い、計画・実施、外部発信していく役割を担っていることは、今後も強みとして位置付け、各活動を推進する。

本センターは、既存の組織と連携し実行する組織として構成されているため、最小限で組織されている。このため迅速に実行すべきことで、迅速に実行できない計画については、本センター自身で実行を可能とするよう外部のマンパワーを使うなどリソースを補う必要がある。これを進めるため2023年度に整備される3号館14階の施設を有効に利用し、外部資金をより一層調達するための計画を早期に立案する。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」第二版において、「中長期事業計画の後半では（中略）AI・IoT・ビッグデータ・5G等にけん引される Society 5.0の到来に向けた社会貢献と人材育成を加速させる」とし、本センターを中心として教育の推進、研究の推進、社会貢献への寄与の3つの活動を一体的に図る旨を謳っている。このように本センターは、大学の中長期計画と深い結びつきを有している。具体的な諸施策についても、本センターの設置目的である「AIとデータサイエンスを活用して、課題を発見し問題解決することで、社会の発展と人類の幸福に資する人材を養成する。」を実現するため、以下の3つ(1)全学的リテラシー教育の企画・立案、(2)社会からの共同研究要請への対応、(3)社会貢献・連携事業への対応を目指して設定している。諸施策の設定にあたっては、単年度事業計画に基づき自己点検・評価活動を通じて、活動内容の検証の結果として改善すべき点が洗い出されていた場合は、次期の活動内容に柔軟に反映することとしている。

<点検・評価結果>

以上の通り、中長期事業計画「Chuo Vision 2025」に即した新しい組織として、教育・研究・社会連携活動を一体的に進めてきており、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を適切に設定しているといえる。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇内部質保証

＜点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛＞

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

＜評価の視点1～3、6～7については全学項目のため割愛＞

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

＜現状説明＞

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

本センターの活動に係る点検・評価に関しては、本学の大学評価委員会の下に、AI・データサイエンスセンター組織評価委員会を設置している。本センターの運営を担う機関であるAI・データサイエンスセンター運営委員会（以下「運営委員会」という）の委員を本センター組織評価委員会の委員として選出しており、点検・評価活動は運営委員会と同時か、個別に書面審議を行っている。

点検・評価活動は、年1度センターの全体的な活動を対象として行うことを基本としているが、これに加えて、AI・データサイエンス全学プログラムに特に焦点を当てた点検・評価活動を不定期で行っている。直近の活動としては、2022年5月に開催した組織評価委員会で、AI・データサイエンス全学プログラムのリテラシー科目に特化して点検・評価活動を行った。PKIとなる1年次履修率（1年次学生での履修率）5%を達成し、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定申請準備も進み、運営体制や履修状況など計画通りに進んでいることを確認した。

リテラシー科目については、プログラムの入り口となる重要な位置づけであるため、これに特化して自己点検・評価を行い、改善を図ることとしているが、その際には、「学内からの視点」「学外からの視点」「不断の改善・進化に向けた取り組み」という三つの観点から行うこととしており、それぞれに対して詳細な項目を立てて点検・評価し、その結果を公式Webサイト上において公開している（※1）。「学外からの視点」は、学外から期待される点を自ら点検・評価項目として位置づけたものであるが、前述の2022年5月の組織評価委員会では、プログラム修了者の活躍や進路を評価するための指標の設定について必要性が確認された。

※1 <https://www.chuo-u.ac.jp/gp/collaborate/program/information/>

＜点検・評価結果＞

以上の通り、大学評価委員会の設定する全学の点検・評価の仕組みに基づき、組織評価委員会における自己点検・評価活動を実施し、その結果を改善・向上にもつなげており、内部質保証システムは有効に機能しているといえる。

＜長所・特色＞

AI・データサイエンス全学プログラムを軸として自己点検・評価を行っていることで、授業

の運営を全学連携教育機構に委託したままにせず、きちんと全体を把握した状態で改善活動につなげられている。また「学外からの視点」を評価の要素とすることで、社会の要請から乖離せず活動できることも長所と考えている。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

2022年度から本格的にスタートした AI・データサイエンス全学プログラム（応用基礎レベル）についても、同様に自己点検・評価を行い、教育活動の改善につなげていく。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○センターの構成と大学の理念・目的との適合性

本センターは、本学における AI・データサイエンス領域のさまざまな活動を、教育・研究・社会連携の全方位的にまとめ発信していく広報的な機能と全学的な方向性を検討し企画していく機能、及び対外的な窓口の機能を担うべく設置された。

中長期事業計画「Chuo Vision 2025」第二版において、「中長期事業計画の後半では（中略）AI・IoT・ビッグデータ・5G 等にけん引される Society 5.0 の到来に向けた社会貢献と人材育成を加速させる」としており、本センターはこれを中心的に担う組織のひとつとなっている。

本センターは、活動の方針を立案し点検する運営委員会と、活動を具体化する教育部会と研究・社会連携部会の2つを中心に構成される。運営委員会では、検討に専門性が必要な場合などには、必要に応じて専門委員会を置くことができることとしている。具体的な活動は既存の学内組織と連携しながら行うこととなっているが、実際には、連携する各組織が担うことを基本としている。また本センターには、研究・社会連携活動を行う基盤としてユニットを置くことができるようになっているほか、本センターに所属する所員全体を束ねる所員会も置くこととなっている。

学内組織との連携を前提とした本センターの位置づけは、大学が新しい活動に組織的に取り組む際に、既存の組織を最大限に活かし、かつ機動的に体制を整える好事例となっていると考えている。

○センターと学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

センターの企画する AI・データサイエンス教育は、これをさまざまな専門分野に応用したり、研究を推進できる人材を育成することを目標としている。さまざまな研究分野で AI・データサイエンスを活用した新しい手法が成果を上げており、すべての学生が備えておくべき知識とし

て重要になっている。社会においても近年は「DX人材」との呼称とともに、大学にもAI・データサイエンス力により問題の解決につなげる人材の育成が求められている。

<点検・評価結果>

以上の通り、本センターは既存の学内の各組織と連携しながら活動することを前提としており、大学の理念・目的の達成のために相互に関連しながら活動する体制となっている。教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境についても、AI・データサイエンス人材の育成が急務となっている社会情勢において、本学としてこれに応えるものであり、組織の設置状況として概ね適切であるといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

AI・データサイエンスセンター組織評価委員会において、大学評価委員会の定めたスケジュールや手続きに沿って毎年度自己点検・評価を行っている。点検・評価活動にあたっては、組織の構成の適切さについても検証し確認することとしている。本センターは設置間もないため、より適切で効果的な組織の構成の在り方を今後も継続して検討していく予定である。点検・評価にあたっては、教育プログラムに関しては授業評価アンケートを、研究・社会連携においては具体的な成果を根拠としており、これにより、的確な検証ができていると考えている。

なお、AI・データサイエンス教育活動においては、前述の通り Web サイト上に特設ページを設け、毎年度の点検・評価活動報告が経年で追えるように広く公開することとしている。

点検・評価活動のサイクルが回り始めたばかりであるが、改善・向上の事例としては、AI・データサイエンス全学プログラムの授業の改善、具体的には AI に関するツールの学習内容を厚くするなどの見直しを行ったことが挙げられる。

<点検・評価結果>

以上の通り、本センターは、適切な根拠に基づき組織の構成について定期的な点検・評価を行っており、改善・向上につなげる取り組みを講じられていることから、適切な対応となっている。

<長所・特色>

センターを独立した組織として設置したことで、対外的なアピールにつながっている。他大学では、類似の取組を推進する際に学長室や教学企画部門を核にプロジェクト的に進めることも多いところであるが、本学は専門の組織を立ち上げたことで優位性を打ち出せた。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

センターの独立性を強みとして、今後も対外的なアピールにつながる活動を推進していく。研究・社会連携活動の活性化という問題点については、2023年度に後樂園キャンパス3号館の上層階に整備される社会共創フロア（仮称）の設備を有効に使い、改善につなげる計画である。政府方針「AI戦略2019」が示す2025年度のあるべき姿の実現までは現在のセンターを維持し、その次の政府方針を検討しつつAI・データサイエンスに関わる活動を発信していく。

◇教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

＜評価の視点1は割愛＞

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

＜現状説明＞

○教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本センターは、各学部教授会から選考する委員と関連する機関の長を中心に据えた全学方針を検討する「運営委員会」と、その方針に基づき実施計画に移す2つの「部会」（教育部会、研究・社会連携部会）から成る。

運営委員会では、扱う内容が高度な専門知識を必要とした場合に、構成員ではない専門家に参考意見を求めることができるようになっているほか、継続的に検討を進めるために専門委員会を置くこともできるようになっている。

加えて、2022年5月時点での実績はないが、外部資金を活用して本センターの事業活動を行う「ユニット」が設置できる。ユニットの構成員は本センターの所員である必要があり、ユニットの代表となる者は、活動の目的や資金の受け入れ期間などを届け出て、運営委員会の審議により設置の了承を受けなければならない。

また、所長の諮問機関として、本センターに所属する所員で構成される「所員会」を設置している。所員会として会を開催するのではなく、日常的な連絡はLMSを用いて所員に周知し、メールなどを併用しアンケートや意見聴取を行う形態をとっている。

＜点検・評価結果＞

以上の通り、本センターの教員組織の編成については、大学の方向性を踏まえてAI・データサイエンス領域の全学方針を立案する運営委員会と、実行段階への落とし込みを行う部会の構成をとることで、適切に活動できる体制となっている。

＜長所・特色＞

運営委員会に関連機関の長が参加することにより、円滑な組織間連携が図られている。また規則上定められたものではないが、センター設置にあたって教育部会長にも関連機関の長を充てる運用をとったことで、円滑な組織間連携が促進されている。これらは、AI・データサイエンス全学プログラムの予定通りの開始という実績を生む一因となったといえる。

<問題点>

全学的な教育プログラムについては教育部会にて企画し、全学連携教育機構にて実際の授業運用を行う仕組みとなっているが、授業運用を支える各教員の負担は所属組織における担当科目や業務に新たに加わったものとなっており、授業をサポートするTAや研究サポートのRAを優先的につけるなど、適切な支援策や新たな負担に見合うインセンティブを制度化する検討が望まれている。

<今後の対応方策>

運営委員会等に関連機関の長が参加する体制については、円滑な組織間連携を継続するべく、これを維持していく方針である。

また、新しい高校学習指導要領のもとで学んだ学生が入学してくる2025年度に向けては、AI・データサイエンス全学プログラムの見直しが予定されている。2023年度においては、プログラムの構築に係る教員の負担についても考慮していくために、現在の担当者及びプログラム立ち上げに関わった委員の意見を聴取し、2024年度のプログラム改定準備及びその後の運用に向けた無理のない計画をまとめていく。

◇教育研究等環境

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：大学および学部・研究科の教育研究目的、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備状況（情報処理機器の整備状況を含む）

<現状説明>

○センターの目的に応じた施設・設備の整備状況

本センターの設置にあたっては、既存の組織より借り受けた、事務と担当教員の研究活動用スペースとしての1室を占有している。既存の研究組織を通して行っている研究契約に基づく活動は、対応する教員の研究室か、その研究組織の持つ施設を利用している。教育活動については、連携している全学連携教育機構が持つ施設や同機構が学部の教室を借り受けて実施している。社会連携活動についても同様に、学部の教室を借用して実施している。

今後は後樂園キャンパス3号館の上層階に2023年度から運用される社会共創フロア（仮称）を起点に活動を広げていく計画としている。多摩キャンパスの拠点については、ニーズを踏まえた上で、多摩キャンパス将来構想を検討する会議体との調整を予定する。

<点検・評価結果>

以上の通り、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図

っており、2023年度以降の整備計画も進みつつあることから、適切な対応となっているといえる。

<長所・特色>

既存の組織の設備が活用できれば、本センターとして広い占有スペースを必要とせずとも教育研究活動が実施できることが確認できたことは、長所であると捉えている。

<問題点>

3号館上層階に整備される共有施設の運用については、他組織との調整の上で決定しなければならないが、2022年5月時点で定まっていない。また多摩キャンパスにおける研究・社会連携活動の拠点に関する計画が立てられていない。

<今後の対応方策>

後楽園キャンパス3号館上層階の運用については、2023年度の計画を成案とする2022年11月までに、取りまとめ部署を軸に調整を進める。

多摩キャンパスの拠点については、現在多摩キャンパスに設置された組織のみで検討が進まないよう、多摩キャンパスの将来構想を担当する部門に積極的に調整を図る。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

評価の視点2：ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

<現状説明>

○センターの研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

本センターの研究支援活動は、共同研究先等と研究契約を交わす条件を整える段階までを担うこととしており、既存の研究支援組織への橋渡しを行う位置づけである。したがって、現状ではセンターとして扱う研究費は想定していない。

○ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備状況と人員配置の適切性

AI・データサイエンス全学プログラムの企画までを本センターで行い、実際の授業運用は全学連携教育機構に委託している。このため、TAの配置は、同機構側の運用に委ねている。全学を対象としている点は同機構の他のプログラムと同様だが、全学生が学ぶべきリテラシー科目では履修者規模も大きく、演習を伴うオンデマンド科目では、対面授業より手間がかかるため、既存のルールでは適正な配置が難しい科目も出ている。

研究・社会連携分野では、RAよりもさらにアカデミック側に近い人材が求められているが、専属の研究者を任用する体制にはなっておらず、マンパワーとして不足している。

<点検・評価結果>

以上の通り、本センターが直接担う、研究活動を支援する環境や条件の整備としては、TA や RA 等の研究支援補助者の配置において課題がある状態であるといえる。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

履修者が1,000名を超えるオンデマンド型の授業において、TAをどのように配置し、役割を担ってもらうかについて、課題となっている。実際の授業運営を担う全学連携教育機構において改善検討の主体となってもらうものであるが、授業内容や授業の設計にも関わる面があるため、AI・データサイエンス全学プログラムの企画を行う本センターも連携しながら改善検討にあたる必要がある。

<今後の対応方策>

TAの配置について、全学連携教育機構における2022年度の授業実施に関する情報を共有しながら、「1科目につきTAが1名」という現状の制約を含めて2023年度の授業計画に向けた検討を行う。

点検・評価項目②：教員の研究活動が活発に展開されているか。

評価の視点1：論文等研究成果の発表状況

評価の視点2：国内外の学会での活動状況

評価の視点3：研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

<現状説明>**○論文等研究成果の発表状況**

本センターの下に研究ユニットを置けるものとなっているが、既存組織と連携することで研究活動が支障なく進められ、かつ効率的であることが、センターの設置後の活動を通じて明らかになってきたため、実際の研究活動は、既存の研究機関（主に研究開発機構と理工学研究所）で行われている。

成果等の発信については、既存の研究期間と本センターの双方から行うこととしており、既存の研究機関ではアカデミックな発表を行い、本センターでは発信内容を一般社会向けに寄せている。なお、2021年度は3件（紙面等に掲載されたもの）のPRをおこなっている。

○国内外の学会での活動状況

該当なし

○研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

研究プログラムではないが、研究者を育成する事業として、文部科学省の公募事業「令和3年度統計エキスパート人材育成プロジェクト」（事業期間5年間）に参画している（点検・評価項目③で詳述する）。

<点検・評価結果>

以上の通り、既存組織と連携することで研究活動が支障なく進められており、本センターは研究の相談・広報窓口としてそれを支えているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：センターにおける研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>**○センターにおける活動の状況**

前述の通り、実際の研究活動は、既存の研究機関（主に研究開発機構と理工学研究所）で行う体制をとっている。外部と連携した共同研究においては、NDA や連携協定の締結までを本センターが担い、その後の研究契約の締結や実際の研究活動等は既存の理工学研究所（大型研究契約の場合は研究開発機構）にて実施しており、契約の締結を済ませた研究については、着実に活動を進めている状況にある。

さらなる契約の締結に向けた活動については、新型コロナウイルス感染症拡大における制約を強いられ、施設整備が2023年度を予定していることから2022年5月時点では活発な状況になく、プレスリリース件数も目標の50%と当初計画を下回っている。

○学外競争的研究資金の獲得状況

前述の通り、研究プログラムではないものの、研究者を育成する事業として、文部科学省の公募事業「令和3年度統計エキスパート人材育成プロジェクト」（事業期間5年間）に参画している。これは、統計のエキスパート（修士レベル）を育成できる「統計エキスパート人材（教員）」を育成するためのプロジェクトであり、事業期間5年で30名以上の統計エキスパート教員を育成し、事業終了後の5年を含めた10年間で500名の統計エキスパート（修士レベル）を輩出する計画である。2022年度には本学の教員を「統計エキスパート人材（教員）」として育成する研修に参加させるべく調整している。

また、2021年度には、エキスパート人材育成のための環境構築として、中核機関となる統計数理研究所から受託金を受領しており、2022年度には上記の運用費を受領する計画となっている。これに基づき、本学の統計エキスパート人材育成に関するエコシステム構築に向けた活動を進める予定となっている。

<点検・評価結果>

以上の通り、本センターにおいては、競争的な研究環境創出のための措置がなされているといえるが、当初計画を半分程度下回っており、措置は十分でない面があるといえる。

<長所・特色>

特に数理・データサイエンス分野においては、政府を含めた社会の動向や他大学の状況につ

いて情報収集のための人的なチャンネルが機能しており、研究環境創出の機会獲得につながっている。

<問題点>

研究活動は、当初計画と比べて、件数的にも未達の状況（50%）にあり、その要因としては、コロナ禍の影響による企業の投資控え、教育活動への注力によるマンパワーの不足であると考えている。

<今後の対応方策>

研究活動の活発化に向けては、コロナ禍等により推進できなかったトップセールスを実施するとともに、教育・研究を一体で扱う組織の特性を活かし、既に教育活動で連携している企業に対しても研究活動面のアプローチを試みる。また前述の通り 2023 年度に後樂園キャンパスに施設が整備されることを活かし、企業向け・就業者向けセミナーを企画して研究契約につなげる機会とする。

◇社会連携・社会貢献

<点検・評価項目①は割愛>

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか

<評価の視点3は割愛>

評価の視点1：教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

評価の視点2：学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

<現状説明>

○教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の状況（公開講座の開設状況等、教育研究成果の還元等）

○学外組織との連携協力による教育研究の推進状況（企業等との連携による教育プログラム、寄付講座、企業等との共同研究、受託研究等）

本センターでは、地域住民に対する教育研究成果の還元として、2021年11月に公益財団法人 文京アカデミー主催の文京アカデミア講座にてデータサイエンス入門講座を1講座開講した。参加者は14人（定員20名で募集）であり、参加者のアンケートからは、10名から期待以上・期待した通りとの評価を得ることができた。

また、データサイエンスの最新情報や現代的な課題、データサイエンスが創造・提供している価値などの紹介を目的に、第一線で活躍している研究者や実務家の講演動画「オンライン・レクチャーズ」をWebサイト（YouTube）上で公開している。本学の教員のほか、統計数理研究所教授や弁護士、企業関係者による7件の動画をこれまでに掲載している。これらのアクセス数は延べ約4,000件であり、本センターとして手ごたえを得ている。

学外組織との連携協力については、別の項（◇研究活動）で記載した通りである。

<点検・評価結果>

以上の通り、教育研究成果を、対面あるいはオンライン上の企画として学外に向けて発信しており、適切に社会へ還元しているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇大学運営・財務

(大学運営)

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

本センターの事務を所管するため、AI・データサイエンスセンター事務室（以下「事務室」という）が設置されている。事務室は専任職員2名（事務長1名、担当課長1名）と、派遣職員1名、パート職員1名で構成されている。事務の役割としては、研究・社会連携の支援と教育支援に大別されるが、企画・調査及び学内外との調整及び広報活動を主とする。このような役割に対する人員配置としては、若干の不足があるが、2023年に整備されるセンター施設の運用がまとまった段階で見直す必要があると考えている。

AI・データサイエンス全学プログラムの開設時期においては、特任教員1名がほぼセンター専属として、個人研究室を持たずに事務室を拠点として活動していた。これにより実務的な教職協働体制が図られていた。（2021年度で終了）

事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策としては、このような専門性を持つ教員との協働が有効である。また、専門知識を有する専属の人員が手当できない場合には、事務室において新たに専門スタッフがいる学内連携先の調整やアウトソーシングの検討が必要となる。

<点検・評価結果>

以上の通り、本センターの事務を所管する事務組織は適切に設けられており、今後の本センターの活動内容や施設の運用等によっては今後検討すべき事項があるものの、その事務組織は概ね適切に機能しているといえる。

<長所・特色>

AI・データサイエンスセンターの設置構想の検討段階において、運営を支える事務組織としては、既存の事務組織をもってあてる検討もなされたが、教育・研究・社会連携のすべてを扱

う組織はなく、新たに事務室を設け、既存の組織と密に連携していく体制となった。結果として、学内の情報を集約し外部に発信していき、学外からの要請に素早く対応し、適切な組織と連携して推進する組織としては、専任職員2名という非常にコンパクトな体制で機能している。

<問題点>

研究・社会連携活動に注力する段階にきており、AI・データサイエンス領域の専門知識を持った人材を確保することが必要になってきている。

<今後の対応方策>

後楽園キャンパス3号館上層階の社会共創フロア(仮称)の施設を有効に活用するためにも、AI・データサイエンス領域の専門知識を持つ人材を、授業科目担当を主体とした教員もしくは研究・社会連携活動を支援する嘱託スタッフとして増強できるように計画を進める。

以上

ELSI センター

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

＜現状説明＞

○組織の目的の設定とその内容

ELSI センターは、科学イノベーションと社会を調和的に共存させるために、科学イノベーションを社会実装するに際して必要とされる倫理観を基礎とする規範や社会の在り方を学術的に研究し、かつ、学外の組織又は個人から提供される研究資金（以下「外部資金」という。）を利用した学際的共同研究が本大学を拠点として展開される諸条件を整え、もって、本大学における教育・研究の一層の充実を図るとともに、社会の発展に寄与することを目的として、2021年4月に設置された。（中央大学 ELSI センター規程第2条）

ELSI とは、「倫理的、法的、及び社会的課題（Ethical, Legal, and Social Implications）」をいい（同規程第3条）、目的を達成するため、3つのミッションを掲げている。（1）学術的研究連携では、倫理的、法律的、社会的課題（ELSI）について、社会科学、人文科学、自然科学、工学、及び数理科学のあらゆる学問領域の専門家が連携し、研究を行うこと、（2）産官学連携では、産官が抱える ELSI 課題、また日本が世界と競争するために必要な ELSI 対応について、産官学連携のハブ機能として学術的、及び実務的研究の場を提供すること、（3）人材育成では、ELSI への対応に必要な思考力や知識を提供する ELSI センターの事業等々を通じて、企業や官公庁等、その他、学外社会人一般からの要請にも応え、国際社会や企業、及び官庁等で活躍する次世代の人材を育成するとしており、ミッションに即した事業展開も計画している。

活動の特色として、学外との「コミュニティ」を形成することが挙げられ、様々な課題を有する企業・研究機関・自治体・消費者等に対してベストプラクティスを共有することなど、社会連携・社会貢献につながる活動へと展開することを想定している。

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、その使命を「本大学は、その伝統及び私立大学の特性を生かしつつ、教育基本法に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の理論及び応用を教授・研究し、もって個性ゆたかな人間の育成を期するとともに、文化の創造・発展と、社会・人類の福祉に貢献することを使命とする」と学則第2条において定めている。これに即して、前述の ELSI というコンセプトに基づき、「教育」の観点からの人材育成を行うべく 2019年4月に国際情報学部を設置し、より社会と連携した「研究」を主軸として主に社会人の人材育成を行うべく ELSI センターを設置した。このように、ELSI センターは大学の理念・目的と深い結びつきを有している。

＜点検・評価結果＞

以上のとおり、人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容について、及び大学の

理念・目的と学部・研究科の目的の連関性については、適切に設定されていると言える。

＜長所・特色＞

学外との「コミュニティ」を形成することにより、科学技術の進化を社会実装するために必要な法制度や倫理観、さらには社会の在り様について課題を有する企業・研究機関・自治体・消費者等との対話を通じて、課題やベストプラクティスを共有する「場」を提供できる他、課題解決を行う上で研究成果を社会に活かしていくこともできる。さらには、学外との連携を深め、共同研究や共同研究を通じた外部資金獲得、社会人への ELSI 教育というミッションを実現するための事業に発展させることもできる仕組みとなっている。また、ELSI に関する本学研究者の成果、日本政府の方針、国際動向等についてもコミュニティや外部との共催シンポジウム等で発信しており、最先端の研究や最新情報の学外との共有やそれに関する議論が進んでいる。

＜問題点＞

ELSI センターの活動は、ELSI センター運営の基本方針や計画の策定を担う「運営委員会」により、審議、決定された上で実施されるが、「運営委員会」を構成するメンバーについて、あるいは「運営委員会」の構成員以外で ELSI センターの活動に関わるメンバーは、国際情報学部の教員に偏っており、また人数自体も少ない。

＜今後の対応方策＞

特色であるコミュニティを ELSI センターの活動の基礎とし、コミュニティを活性化することで、ミッションに基づく事業活動も活性化していく。併せて、ELSI センターに関わるメンバーに関する問題点に対しては、その数を増やすためにさまざまな学部、研究所などの教員や研究者に関わってもらえるような体制づくりを行う。

以上

教育力研究開発機構

◇理念・目的

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<現状説明>

○組織の目的の設定とその内容

大学を取り巻く環境においては、18歳人口の減少に伴う、教育内容及び、教育手法の変容・改革、学修成果の可視化の必要性などが求められているところに、With コロナ/After コロナへの対応が急務となっている。とりわけ、大学教育のデジタル・トランスフォーメーション(以下「DX」という)への対応は、教職員個人の努力では解決できない問題を多く含むことから、国としても大学の組織的対応を求めている。こうした環境の変化に大学として対応するため、2020年7月に学長の下、学部長会議の協議に資するものとして、中央大学教育開発推進検討委員会が設置された。本委員会での検討を経て、本学教育のデジタルイノベーション等の改革を担う新たな組織として中央大学教育力研究開発機構は2021年4月に設置された。

本機構の目的は、「中央大学教育力研究開発機構に関する規程」第1条にあるとおり、「中央大学に、大学教育のDXへの対応を含め、本大学における教育力の向上のための調査研究開発を行い、教育力向上の取組みを支援する基盤として、中央大学教育力研究開発機構を置く。」となっており、また、本機構の具体的な活動内容については、同規程第2条各号に以下のとおり規定されている。

- 一 本大学及び他の教育機関における大学教育の現状についての調査研究(ICTの利活用に関する調査研究を含む)
- 二 大学教育の新たな在り方についての調査研究(ICTの利活用に関する調査研究を含む)
- 三 大学教育力向上に資する教育の技法及びシステムの開発(学修成果評価とそれに基づく学修者の学修サイクルの改善に資する技法及びシステムの開発を含む)
- 四 前三号の活動を基礎とする本大学の教育の改善に関する提案及び本大学の教員が行う教育活動への支援
- 五 大学教育に関する研修
- 六 本大学における教育力向上に資する活動に関する連絡調整
- 七 その他本大学における教育力向上に資する活動

○大学の理念・目的と組織の目的の連関性

高等教育情勢が目まぐるしく変わる今日、普遍的な大学の理念・目的、教育目標を実現するためには、3つの方針等に基づき、時代に即して大学の教育活動を実施し、その活動を適切に把握・評価する必要がある。その上では、教学IRとして学修成果・教育成果に関する情報を的確に把握・可視化し、「教育の質」を絶えず向上させることが特に重要である。

前述のように、本機構は、大学をめぐる環境の変化に対応するため、学修成果・教育情報に関する情報の集約・分析、大学教育のDX化への対応を含めて、本学の教育力向上のための調

査・研究を行い、教育力向上の取組みを支援することを目的とした組織である。また、本学の個々の教職員や学部・研究科の活動を支援する全学的なプラットフォームとしての機能を果たすことを目指している。

したがって本機構の目的は、時代に求められるものに対応しながら、普遍的な大学の理念や目的、教育目標を達成するために「不可欠な要素」を反映したものであり、適切に設定されている。

<点検・評価結果>

以上のように、本機構は、大学を取り巻く環境への組織的な対応と、本学の教育力向上の取組みを支援する組織として、本学の個々の教職員や学部・研究科の活動を支援する全学的なプラットフォームとしての機能を果たすことを目的としており、その目的は、本学が大学の理念・目的を実現するために、適切なものとなっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②については割愛>

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか

評価の視点1：認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

<現状説明>

○認証評価の結果等を踏まえ、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定状況

本機構では、2022年3月に「教育力研究開発機構中期事業計画」として2022～2025年における中期事業計画を策定し、2022年度より、この中期事業計画に基づいた単年度計画に則りミッションを実行している。中期事業計画は以下の7つの柱から構成されている。

1. 本大学及び他の教育機関における大学教育の現状についての調査研究（ICTの利活用に関する調査研究を含む）
 - (1) 本大学における教育の現状についての調査研究
 - (2) 他の教育機関における大学教育の現状についての調査研究
2. 大学教育の新たな在り方についての調査研究（ICTの利活用に関する調査研究を含む）
 - (1) With コロナ/After コロナを見据えた柔軟な教育手法（オンデマンド教材を活用した反転授業等）の調査研究
 - (2) メディア授業告示対応のための調査研究
 - (3) 高等教育政策や国際的動向等に関する調査研究
3. 大学教育力向上に資する教育の技法及びシステムの開発（学修成果評価とそれに基づく学修者の学修サイクルの改善に資する技法及びシステムの開発を含む）
 - (1) 学修成果の把握・可視に係る技法の研究開発
 - (2) 学生ポートフォリオに関する調査研究及び開発

- (3) データに基づく教育・授業改善手法に係る研究・支援（教学 IR）
- 4. 前三号の活動を基礎とする本大学の教育の改善に関する提案及び本大学の教員が行う教育活動への支援
 - (1) 授業全般における効果的な教育手法に関する教職員向けコンサルティングと解決支援
 - (2) 遠隔授業における技術的諸課題に関する教職員向けコンサルティングと解決支援
 - (3) 授業における知的財産権等に関する教職員向けコンサルティングと解決支援
- 5. 大学教育に関する研修
 - (1) 教育力向上に資する研修用コンテンツの開発と提供
 - (2) 教育力向上に資する各種講演会・研修会等の開催
- 6. 本大学における教育力向上に資する活動に関する連絡調整
 - (1) 授業に関する各種技術的サポート等についてワンストップサービスの在り方の検討
 - (2) 各種授業支援に関する「よろず相談窓口」の開設
- 7. その他本大学における教育力向上に資する活動
 - (1) SARTRAS（授業目的公衆送信補償金等管理協会）への申請及び利用報告への対応支援
 - (2) 教育力研究開発機構研究レポート（仮称）の発行（Web 媒体・コンテンツの蓄積）
 - (3) ディスカッション・ペーパーの発行

この中期事業計画は、教育 DX に代表されるような最新の「教育の質保証」に係る事項に加えて、これまでの全学の自己点検・評価活動を通じて明らかになった本学の教育活動における課題を十分に踏まえて策定されている。例えば全学的な教学 IR の推進や、学修成果・把握の技法・システムの開発、教育に係る調査・研究等については、これまで本学がなかなか全学的に統一感をもって進めていくことができなかった課題であった。

また、本機構では、単年度計画に基づき、自己点検・評価活動を行い、活動の検証を行っており、その結果、中期事業計画に反映していくべき点、修正していくべき点があった場合には、「教育力研究開発機構中期事業計画」の修正を行い、高等教育界の変化に柔軟に対応することとしている。

<点検・評価結果>

以上のように、本機構の策定した中期事業計画は、これまでの全学的な自己点検・評価活動等を踏まえ、本学が今後対応すべき事項について、本機構の目的に照らして中期的に対応すべき事項をとりまとめたものとなっており、大学の理念・目的の達成という観点からも適切なものとなっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇内部質保証

<点検・評価項目①②については大学全体についての項目のため割愛>

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<評価の視点1～3、7については全学項目のため割愛>

評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画

的な実施

＜現状説明＞

○組織における点検・評価の定期的な実施

○組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

本機構の活動に係る点検・評価に関しては、本学として設けた「中央大学大学評価に関する規程」に基づき、本大学の教育を担う組織及び教職員の意見を聴くための本機構最上位の会議体である運営委員会の下に、教育力研究開発機構組織評価委員会（委員長は機構長）を設置し、本機構の策定する事業計画の推進状況に基づく自己点検・評価活動を実施している。具体的な点検・評価活動については、組織評価委員会が全学の自己点検・評価スケジュールに則って毎年定期的に点検・評価を行い、その結果を運営委員会に報告し、了承を得ることで、機構としての自己点検・評価結果を組織的なものとする仕組みとなっている。

また、自己点検・評価活動を通じて課題や改善点等が見いだされた場合には、本機構の中期事業計画や年度事業計画に具体的な改善方策を反映し、事業計画の着実な推進を通じて改善を図るようにしている。

＜点検・評価結果＞

本機構の自己点検・評価活動については、大学評価委員会が設定する全学の点検・評価スケジュールに則って本機構の組織評価委員会において定期的実施をしており、点検・評価結果から明らかとなった課題等については、本機構の中期事業計画や年度事業計画に具体的な改善方策を反映し、事業計画の着実な推進を通じて改善を図るなど、本機構における内部質保証システムを十全に機能させるものとなっている。

＜長所・特色＞＜問題点＞＜今後の対応方策＞

特になし。

◇教育研究組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：教育研究組織の構成と大学の理念・目的との適合性

評価の視点2：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

＜現状説明＞

○組織の構成と大学の理念・目的との適合性

教育力研究開発機構は、「中央大学教育力研究開発機構に関する規程」第2条に定める活動を推進するため、本機構の活動を統括するものとして、機構長を置いている。そして、機構の下に具体的な諸活動の運営を担う組織として、運営委員会、作業調整会議の2つの会議体を設置しており、作業調整会議における個別案件に係る意見聴取を経て、その結果について最終的に運営委員会での審議が行われる仕組みとなっており、これらの両会議体における審議・検討を経て、本機構の活動が適切に推進される仕組みとなっている。

また、本機構の活動に従事する者として、大学及びその教育力向上に係る制度又は技法に関

する専門的知見を有する研究員を所属させる仕組みをとっており、当該研究員における調査・研究活動を基盤として、本機構の事業計画の着実な推進に努めている。

運営委員会及び作業調整会議に係る審議事項及び構成等、研究員の選任方法については以下のとおりである。

(1) 運営委員会

①審議事項

- ・教育力研究開発機構の活動に関する基本方針
- ・機構の事業計画
- ・機構の予算申請案
- ・専任研究員の推薦に係る事項
- ・外部資金の受け入れに関する事項
- ・本大学の教育改善に関する事項

②構成

- ・機構長
- ・学部長及び大学院研究科長で互選した者 4人以内
- ・大学院研究科委員長で互選した者 2人以内
- ・図書館長
- ・情報環境整備センター所長
- ・全学連携教育機構長
- ・副学長のうち学長が指名する者 2人
- ・学事部長
- ・キャリアセンター部長
- ・本大学専任教員のうち学長が指名する者 若干人

③開催回数(2021年度)

- ・5回(2021年4月(2回)、6月、9月、2022年3月)

(2) 作業調整会議

①目的

- ・機構の活動に関して本大学の教育を担う組織及び教職員の意見を聴き、運営委員会の審議に資するために、運営委員会の下に作業調整会議を置く。
- ・機構長は、機構の活動を実施するに際して、作業調整会議の意見を聴くものとする。ただし、本大学の教育の改善に関する提案を行うに際しては、あらかじめ作業調整会議の意見を聴き、運営委員会の議を経なければならない。

②構成

- ・機構長
- ・専任研究員
- ・学部長、大学院研究科長、大学院研究科委員長及び全学連携教育機構長が指名する者 各1人
- ・図書館長が指名する者 1人
- ・情報環境整備センター所長が指名する者 1人
- ・学事部長及びキャリアセンター部長が指名する者 各1人

・本大学専任教員職員の中から機構長が指名する者 若干人

③開催回数（2021年度）

・2回（2021年8月、2022年2月）

（3）研究員

- ・機構の活動に従事する者として、大学及びその教育力向上に係る制度又は技法に関する専門的知見を有する、主任たる専任研究員、専任研究員、客員研究員を置く。
- ・専任研究員は、本大学専任教員の中から、運営委員会の議を経て、機構長が推薦し、学長が委嘱する。ただし、特に必要がある場合は、本大学専任教員以外の者を、期間を付して専任教員とすることができる。

以上のように、本機構は、学部・研究科の活動を支援する全学的なプラットフォームとしての機能を果たすべく、機構長を中心として、様々な組織の状況や意見を把握しながら運営することができる構成となっている。あわせて、研究員を置くことで、専門的知見や高等教育界の最新の情報を踏まえて活動を推進することが可能となっている。したがって、本機構の構成は、大学の理念・目的を実現するために適切な組織構成となっている。

○組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

上述の「理念・目的」の項で述べたとおり、本機構は、18歳人口の減少に伴う、教育内容及び教育手法の変容・改革、学修成果の可視化の必要性などの社会的な要請、Withコロナ/Afterコロナへの対応、大学教育のDXへの対応など、大学を取り巻く環境の変化から派生する多種多様な問題に、大学として組織的に対応することを目的として設置された教育研究組織である。そのため、本機構は、その設置目的・活動内容からして、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に十分に配慮されたものとなっているといえる。

<点検・評価結果>

以上のように本機構の組織構成は、大学の理念・目的に適合したものとなっており、適切な審議プロセスの下で、その活動を行っている。また学問の動向、社会的要請、国際的環境等に十分に配慮し活動を行っており、大学の理念・目的とも整合した適切な教育研究組織となっている。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価</p> <p>評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上</p>
--

<現状説明>

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価と、それに基づく改善・向上

先に述べたとおり、本機構の活動に係る点検・評価に関しては、本大学の教育を担う組織及び教職員の意見を聴くための本機構最上位の会議体である運営委員会の下に教育力研究開発機構組織評価委員会（委員長は機構長）を設置し実施している。具体的な自己点検・評価活動については、本組織評価委員会が全学の自己点検・評価スケジュールに則って毎年定期的に点検・評価を行っており、本機構の教育研究組織としての適切性についても当該点検・評価活動の中で確認する仕組みとなっている。点検・評価を実施するにあたっては、本機構の策定する事業計画の推進状況に基づく点検・評価を行っており、本機構の運営委員会に報告される事業計画の実績報告やアンケート結果等の内容を踏まえることで、定量的かつ定性的な根拠に基づいて本機構の理念・目的の達成に必要な活動が適切に行われているかの確認が可能となるよう配慮している。なお、自己点検・評価の結果から課題や改善点等が見いだされた場合には、本機構の策定する単年度事業計画に具体的な改善施策を反映するとともに、必要に応じて委員会や会議等の下に具体的な作業を行うワーキンググループを設置するなどして着実な改善を図るようにしている。

具体的に本機構では、本大学の教育の改善に関する提案及び本大学の教員が行う教育活動への支援について調整するため、運営委員会の下に作業調整会議を設置し、より教育現場に近い具体的な作業を行うために、さらに作業調整会議の下にワーキンググループを設置しているが、自己点検・評価活動を通じて課題や改善点が見いだされた場合には、それらの課題等に適切に対応するため、必要に応じてワーキンググループを新たに作るなどして、本機構としてのミッションを達成できるよう、教育研究組織として適切な構成となるように工夫している。なお、2021年度には、本学における遠隔授業のさらなる推進に対応するためのワーキンググループを作業調整会議の下に設置し、本学において実施する授業においてデジタル技術を活用する際のガイドラインの作成などの活動を行っているところである。

<点検・評価結果>

本機構では、運営委員会の下に設置する教育力研究開発機構組織評価委員会において、定期的に事業計画の実績報告等の根拠に基づいた点検・評価活動を行うとともに、点検・評価を通じて明らかとなった課題については、適宜、その改善課題に対応する会議体を柔軟に構成するなど、本機構としてのミッションを着実に達成する適切な組織構成となるよう努めており、自己点検・評価活動に基づく本機構としての理念・目的を達成するために必要な十全な取組みがなされている状況にある。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

◇教員・教員組織

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

<評価の視点1は割愛>

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<現状説明>

○教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

教育力研究開発機構は、大学教育のDXへの対応を含め、本大学における教育力の向上のための調査研究開発を行い、教育力向上の取組みを支援する基盤として設置された組織であるが、機構として独自の教員組織は有しておらず、機構の活動に従事する者として研究員を置くこととしている。具体的に、本機構に機構の活動に従事する研究員は「大学及びその教育力向上に係る制度又は技法に関する専門的知見を有する、主任たる専任研究員、専任研究員、客員研究員」としており、本機構に所属するこれら研究員の役割は、全学的な諸課題に対する研究開発の推進であり、機構長の責任の下、各研究員の活動の結果・成果等については本機構運営委員会に報告され、本機構の事業に活用される仕組みとなっている。

専任研究員（主任たる研究員を含む）は、本大学専任教員の中から、運営委員会の議を経て、機構長が推薦し、学長が委嘱を行う。したがって、学長より委嘱された本大学専任教員は本機構の専任研究員としてもその任にあたることとなる。ただし、特に必要がある場合は、本大学専任教員以外の者を、期間を付して専任研究員とすることができる仕組みとなっている。そのため、期間を付して専任研究員となる者については、同時に本大学専任教員（学部・研究科所属の任期付き専任教員〈特任教員〉）となり、当該研究員は、学部における教育活動を通して本学への理解を深めつつ、本機構における調査・研究業務を主たる業務として進めることとなる。

期間を付した専任研究員（学部・研究科所属の任期付き専任教員〈特任教員〉）の採用については、「教育力研究開発機構における専任研究員のうち、その人件費を新共通人件費から支弁する者の推薦に関する申し合わせ」により2つの選定方式を定めている。具体的には、専任研究員に求めるべき資質等の事項を明確にした上で、①本機構を中心として選定する方式（本機構を中心として候補者を選定し、学部に任用手続きを依頼する方式）②学部を中心とした選定方式（専任研究員に求めるべき資質等に合致する者を、学部の下で候補者選定から任用手続きを行う方式）である。

客員研究員については、本大学専任教職員以外の者を対象として、運営委員会の議を経て、機構長が推薦し、学長が委嘱を行う。

2021年4月の機構発足にあたっては、本大学専任教員以外から、期間を付した専任研究員（学部・研究科所属の任期付き専任教員〈特任教員〉）3名を措置することとした。具体的には、主任たる専任研究員1名（特任教授）、その下で実務を担う専任研究員2名（特任助教）である。そのうち、実務を担う専任研究員2名（特任助教）については、2021年11月に国際経営学部1名、2022年4月に文学部に1名が新たに着任したところである。

なお、2022年5月現在、主任たる専任研究員は0名、専任研究員は2名（理工学部教授2名）、期間を付した専任研究員（文学部特任助教1名、国際経営学部特任助教1名）は2名、客員研究員は0名となっている。

<点検・評価結果>

このように、本機構に所属する研究員の選任については、機構の活動に従事するに必要な資質等を明確にした上で、「中央大学教育力研究開発機構に関する規程」第6条に基づき適切に選任を行っている。また、その活動についても機構長や機構内の各種会議といった、明確な責任体制の下で適切に展開されている。

＜長所・特色＞

組織的な研究を担う機関として、本機構の専任研究員には、現に本学の学部又は研究科に専任教員として任用されている者のみならず、本機構の専任研究員となることを職務の一内容として、学部又は研究科の特任教員として任用される者を置くことができるものとされている。本機構では、この特任教員の選考のための仕組みとして、運営委員会の議を経て、上記の2つの選考方式を整備し、現に双方を利用した形で、学部にて助教を選考及び任用している。このことは、学内研究教育機関にとって必要かつ適切な人材を得る仕組みとして、学内の他組織の参考になるものと考えられる。

＜問題点＞

特になし。

＜今後の対応方策＞

本機構の専任研究員となることを職務の一内容として任用される特任教員を選考していくにあたっては、現在採用する2つの選考方式について、今後も学部又は研究科と調整を行いつつ適正に運用していくこととする。また、本採用方式が本機構の活動に有為な人材を獲得するための仕組みとして適切に機能していることを示すためにも、当該特任教員における本機構専任研究員としての具体的な活動実績についてWebサイト等を通じて学内外に広く公表・発信していく。

◇研究活動

点検・評価項目①：教員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

＜評価の視点2は割愛＞

評価の視点1：教員の研究費（個人研究費、共同研究費、研究旅費等）・研究室および研究専念時間（研修機会等）の確保がなされているか。

＜現状説明＞

○研究費（共同研究費、研究旅費等）の状況と適切性

本機構として研究活動を推進するために独自に設定する研究費及び研究旅費等は存在しない。機構が受け入れることのできる外部資金については、「中央大学教育力研究開発機構に関する規程」第2条第2項において、「機構は、前項に掲げる活動を、本大学外の組織又は個人から供与される資金(以下「外部資金」という。)を活用し、又は、本大学外の組織又は個人と連携して実施することができる。」と定めており、またその外部資金に関しては、同規程第7条において「外部資金は、原則として、第2条第1項に掲げる活動及び前条第2項ただし書きに定める専任研究員の人件費に充てるものとする。」と規定している。

また、本学専任教員で本機構の専任研究員として活動している場合においては、本機構を受け入れ先に指定した奨学寄附金を受け入れることが可能となっている。

2021年度に関しては、「中央大学サポーターズ募金」として、ウエストロー・ジャパン株式会社から、本機構が行う教育力研究開発活動に当該企業の提供する製品を利活用し、その成果についてシンポジウム等を通じて公表するため、活動に必要な資金の一部として200万円の寄

附を受け入れた。本外部資金については、本機構の実施する講演会の外部講師料として一部を活用しており、その残額については本機構の活動において大学教育の高度化のための研究開発活動に利用することとなっている。

<点検・評価結果>

本機構は、本大学外の組織又は個人から供与される資金を活用し、または、本大学外の組織又は個人と連携して実施することができるような仕組みを擁しており、本機構の研究活動を支える専任研究員に対して活用することができることから、研究員の研究活動を支援する環境や条件は適切に整備されているといえる。

<長所・特色><問題点><今後の対応方策>

特になし。

<点検・評価項目②は割愛>

点検・評価項目③：競争的な研究環境創出のための措置がなされているか。

<評価の視点2は割愛>

評価の視点1：組織における研究活動の状況

評価の視点3：学外競争的研究資金の獲得状況

<現状説明>

○組織における活動の状況（研究を含む）

2021年4月に発足した教育力研究開発機構では、大学のDX化への対応として教職員個人では取り組めない課題のうち、とりわけハイフレックス型のオンライン授業に対応した各種施策への対応が急務であった。そこで、2021年度教育力研究開発機構事業計画の中で、「遠隔授業における知的財産権及びプライバシー保護等に関する教職員向けコンサルティングと解決支援」を優先的に取り組むべきミッションの一つとして掲げ、教職員向けの対応としては以下のコンテンツ等を作成し公開した。

- ・「オンライン授業で留意が必要な権利」に関する動画コンテンツを2本作成し公開（うち1本は外部公開も行っている）。
- ・「オンライン授業に係る著作権に関するQ&A」を第4版まで改訂し、教員からの問い合わせを蓄積・対応方法を公開している。
- ・教員からニーズが多かった著作権に関する講演会を2021年12月に実施した（参加者150名）。

また、これら以外の事項について、本機構として推進した活動については、以下のようなものがある。

・授業目的公衆送信補償金制度への対応

2021年4月に開始された「授業目的公衆送信補償金制度」への対応として、申請手続き等を行うとともに、SARTRASからの利用報告についても、5月国際経営学部（302件報告）、12月法学部（1,064件報告）への対応を行い、教員に対して利用報告への協力を呼びかけ、手続きをマニュアル化した。また、授業目的公衆送信補償金制度は、開始初年度であったことから対応に迷う他大学との情報交換やSARTRAS事務局に対して、利用手引きの英訳化を要望

し実現させるなど学内外を問わず情報収集や意見交換を積極的に行った。

・デジタル技術を活用した柔軟な教育手法についての検討

教育力研究開発機構作業調整会議の下に、「遠隔授業の教育手法等に関する検討ワーキンググループ」を設置し、デジタル技術を活用した授業（オンデマンド授業、ライブ型オンライン授業などの遠隔授業や反転授業等）について、それぞれの授業形式がもつメリットやデメリット、期待される教育効果や実施にあたり注意すべき事項などを抽出するなどし、With コロナ/After コロナを見据えた柔軟で効果的な教育手法について検討を行っている。同時に、遠隔授業の運営手法やデジタルツールを活用した授業に関するグッドプラクティスを集積し学内外へ共有することとしている。それらの情報や本大学で活用できるデジタルツールをまとめ、デジタル技術を用いる授業の質的向上をねらう「遠隔授業ハンドブック（仮称）」を作成中である。

2022年度以降の活動に関しては、2022年3月に「教育力研究開発機構中期事業計画」として2022～2025年における中期事業計画を策定しており、中期事業計画に基づいた単年度計画に則りミッションを実行していくこととしている。本中期計画に関しては、本機構として推進する調査研究に係る項目として以下の事項が設定されており、次年度以降はこれらの内容について研究員を中心とした調査研究・開発を推進していく予定である。

- ・本大学及び他の教育機関における大学教育の現状についての調査研究（ICTの利活用に関する調査研究を含む）
- ・大学教育の新たな在り方についての調査研究（ICTの利活用に関する調査研究を含む）
- ・大学教育力向上に資する教育の技法及びシステムの開発（学修成果評価とそれに基づく学修者の学修サイクルの改善に資する技法及びシステムの開発を含む）

特に上記の項目のうち、3点目の項目に含まれている「学修成果の把握・可視に係る技法の研究開発」については、2021年度に教育力研究開発機構の取り組みとして具体的な成果を上げることができなかったため、2022年度以降、研究開発を進めるべき重要な課題として認識している。

なお、専任研究員が推進する研究活動のうち、運営委員会における報告を経て、実施している活動については、以下のものがある。

- ・研究名称：エンゲージメントから見る学生の成績予測モデル
- ・研究概要：本研究では講義期間中における学生の成績を、週毎に取得するエンゲージメントから予測することで、学力不振になりうる学生の早期発見を目的とする。学力不振になりうる学生を早期に予測することで、当該学生は早い段階から教員によるフォローアップを受けることで、学力向上を図ることができる。そのため、本研究は学生の学力向上に資するとともに、教員に対し教育面での支援を可能とする。

○学外競争的研究資金の獲得状況

本機構が発足してから期間も短いため、学外の競争的な研究資金について、機構が主体となって獲得しているものは現段階において存在しない。なお、先に述べたとおり、これまでに学外から受け入れた資金としては、ウエストロー・ジャパン株式会社から、本機構が行う教育力

研究開発活動に当該企業の提供する製品を利活用し、その成果についてシンポジウム等を通じて公表するため、活動に必要な資金の一部として200万円の寄附を受け入れている。

<点検・評価結果>

本機構における活動に関しては、組織発足からしばらくの間、優先的に取り組むべき事項への対応を行っていたことから、各種の調査研究活動に関しては具体的な成果は未だ挙げられていない状況にある。また、本機構の設置目的からすると、競争的な研究環境を創出するような取組みは想定されにくいものの、本機構の理念・目的に資する活動は着実かつ十全に推進できている状況にある。

<長所・特色>

特になし。

<問題点>

本機構の推進する調査研究活動については、組織発足からしばらくの間において、優先的に取り組むべき事項への対応を行っていたこと、また、調査研究として対応すべき事項についても中期的に対応すべき案件が多いことから、調査研究活動として具体的な成果は未だ挙げられていない。特に「学修成果の把握・可視に係る技法の研究開発」については、2021年度は本機構の取組みとして具体的な成果を上げることができなかった。本件に係る取組みの推進は、今後における大学の「教育の質保証」を果たしていくという観点からも、2022年度以降において対応すべき重要な課題である。

<今後の対応方策>

今後においては、本機構の策定する中期事業計画に基づいて、専任研究員を中心として各種の調査研究を進める計画となっており、具体的な研究成果を運営委員会に報告しつつ、その成果を本学における教育力向上の取組みを支援するものに還元していくこととする。加えて、学修成果の把握・可視に向けては、本学の学部・研究科が設定するディプロマ・ポリシーに定められた能力を備えた学生を育成できているかについて、学内に蓄積された学修（課外活動等含む）に係る各種データを基盤として、教育効果・学修成果を的確に把握し、教育改善につなげる必要があり、教学IRの推進を併せて行う必要があることから、まずは外部業者とも連携しつつ、本学の各種データ連携等について、共同開発も見据えた検討を進めていくこととする。それと併せて、学生ポートフォリオの在り方について検討し、教職員及び学生が利用できる統合的なポートフォリオを開発・運用するために、開発が進んでいるmanabaのポートフォリオ機能の実証実験を継続的に行うこととする。

◇大学運営・財務

(大学運営)

<評価の視点①②③⑤⑥は割愛>

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

<評価の視点3については全学項目のため割愛>

評価の視点1：事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

評価の視点2：事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

<現状説明>

○事務組織の役割と構成、人員配置の適切性

○事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策（事務職員の専門性向上・教職協働の取組み・業務効率化を図るための方途等）が整備されているか。

教育力研究開発機構を所管する事務組織は、学事部教務総合事務室となっており、専任職員4名（事務長1名、課長1名、副課長1名、課員1名）で構成されている。そのほか、嘱託職員1名、派遣職員1名、パートタイム職員2名で構成されている。

教務総合事務室の役割は、事務組織規則において以下に示す事項を分掌することとなっており、本機構以外の業務についても対応する事務室として、その業務は多岐に亘っている。

- ・ 国公立私立大学を通じた大学教育改革の支援及び学外資金に関する申請・執行業務
- ・ 学外関連機関との連携業務・連携事業運営補助業務
- ・ 教育力研究開発機構の事業計画及び予・決算に関する業務
- ・ 運営委員会及び作業調整会議の運営に関する業務
- ・ 全学横断的な教育力向上に資する教育技法・教育システムの開発及び開発支援業務
- ・ 大学教育及び教育手法・技法に関する研修会等の企画立案及び開催支援業務
- ・ 企業等からの外部資金及び研究者等の受入に関する業務
- ・ 教育コンテンツに関する各種技術的及び法律的問題対応業務
- ・ 教育力向上に関する関係部署との連絡調整業務
- ・ 教育力研究開発機構の庶務及び渉外に関する業務

そのため、事務室に配置されている専任職員については、全員が他部署の兼務も発出されているなど、教育力研究開発機構の業務を専務として行っているわけではなく、対応すべき事項の総数に比して、人員配置が適切であるとは言い難い状況にある。しかし、そのような状況下においても、2021年4月に新設された新組織の立上げ業務を効率的に行うべく、派遣職員やパートタイム職員にも業務を遂行してもらう等、事務室一体となって業務にあたっている。

また、本機構の委員会運営や各種課題解決にあたっては、機構長や専任研究員といった本大学専任教員と教務総合事務室職員間において日常的に活発なディスカッションや意見交換を行うなど、教職協働の姿勢で各種の業務に当たっている。そのほか、教育力研究開発機構の作業調整会議においては、教員のみならず、職員からも委員を選出しており、会議上においても教員、職員という職種の違いに関わらず、自由に意見交換を行う土壌がある。

<点検・評価結果>

本機構を支える事務組織として、学事部教務総合事務室については、機構長や専任研究員といった本大学専任教員と教職協働で業務の遂行を行うなど、多様な業務に対して柔軟な体制で取り組める組織として適切に機能している。一方で、当該事務室に分掌される業務総体とその人員構成については、些かバランスを欠いたものとなっており、人員配置が適切であるとは言い難い状況にある。

＜長所・特色＞

特になし。

＜問題点＞

学事部教務総合事務室については、分掌される業務総体とその人員構成については、些かバランスを欠いたものとなっており、人員配置が適切であるとは言い難い状況にある。

＜今後の対応方策＞

多様な業務への対応という観点からは、人員の増強を要望することが第一となるが、分掌する業務の整理を併せて検討し、必要に応じて、一部業務の他部課室への移管や統廃合等についても検討を行っていくこととする。

以上